

山ノ神の鳥居と呼んでゐた(山村語彙續篇)。

ドロカケイハヒ 「泥掛祝」 土佐高知には田植祭の習慣



あり、今も行はれてると云ふ。當日早乙女(處女のみ)は着飾りて田植する折、近郷の若者が手傳ひと稱し戯れに来る。乙女等はお祝だと呼び、所嫌ず田の泥を塗つけ投げつけるのを、男は付けさせまひと争ひ、後に盃を傾け共に飲み、歸りは居合す乙女より着替を借て行く。泥の衣服は濯ぎて乙女直接男へ返しに行く、其時種々馳走する例だと云ふ。商人等は之を通れんとして、他の道を潜行するを捉へて之を爲すと云ふ(風俗畫報七三號)。

田植参照。

ドロツキチソウ 「泥付地藏」 京都市下寺町本覺寺内に

ある。所傳は他の田植地藏と同じく、地藏が挿秧し泥が附てゐたと云ふのである(郷土趣味三ノ七)。

ドロヌリチソウ 「泥塗地藏」 醍醐朝に大和磯城郡安倍

村の青木山に青木千坊を建立された。其境内に皮膚病

に靈驗ある地藏尊を祀つてある。或夏千坊が大火で焼け地藏尊は境内の用水池に沈められたのを、後に里人が池の傍に再興した。當時天然痘が流行してゐたが此里人は誰も罹らなかつた。地藏尊守護と隣の吉備村から借りに來た。池の尻までは動いたがそれから動かない。動かない地藏尊は二度も池中に沈められたので泥が好きに違ひないと皮膚病の人は満願日まで、自分の病む所と同じ所へ此池の泥を塗ると病を癒すと云ふ(大和の傳説)。

ドロパウカミ 「泥棒神」 豊後佐伯町の久成寺に碧松殿

といふ堂がある。盜難にかゝつた時この碧松様に參詣し、早く品物の出る様に願へば靈驗あらたかだ。但し盜人が盗んだ事の知れぬやうに願へば是又成就すると云ふ。或時同町に大火事があり、久成寺の山門に迫つた時、和尚が碧松様に馳せつけ「盜難品を出される御利益で、此寺をお助け下さい」と祈ると、山門に迫つた火は逸れ寺は無事であつた(豊後傳説集)。

ドロパウノミツケイタ 「泥棒の耳附板」 武州高尾山

飯綱權現社に、盜賊の耳附板が一枚ある。元和七年十一月四日同社に賊が入り、耳を羽目板に附て物音を窺

ひしに其儘離れず、翌朝往僧源惠が法樂祈禱して離し

たと云ふ。板の長さ二尺五寸、巾六寸許りある(武藏風土記福卷一〇二)。按に、出雲大社に賊が入り、板に面をつけて覗きしに離れず、今に悪戯をイタヅラと云ふは、是に起ると云ふ傳説と同系のものである。

ドンガマツリ 琉球ではヤマト(日本)の孟蘭盆に該當す

る、八月甲子のドンガの祭の前に、シツチャガマとして、十二三から十五六歳迄の男兒が、小屋を作つて田の神を祀る儀式があつた。其爲に白酒を造り、名瀬の間切では豊作を禱る祭文もあつた。九月十月の境に入ると、ハツプロとて種下しの祭があつた。竹皮の鬼の面を被つて、家々を巡つて餅を貰ひ集め、持ち還つて一つ所で煮て食べた。琉球では十二月八日のウニムチー(鬼餅)は、今も子供が楽しんで居る(東京朝日新聞、大正一〇年四月八日)。

トシシノタマヨバヒ 「頓死の魂呼」 常陸紅葉小川の邊

にては頓死の人あれば、人集つて屋上に登り其死者の名を呼ぶ風ありと云ふ(新編常陸國誌卷一二)。按に、頓死者の魂呼に、屋上に昇り又は井戸に向つてする事は各地にあるが、屋上でするのは支那の復の習俗に由

ることである。

ドンブリガミ 「井神」 山口屋藤左衛門が故郷岡山を去

る唯一の動機は、同人が父彌左衛門の命で或る日上道郡西大寺へ使に行つての歸途、東山峠に差掛ると覆面の怪盜に逢ひ、却つて怪盜の命を奪つて了つた良心の呵責であつた。根が町人の心狭さもあつた爲め、其儘岡山を逐電したもので、彼が死に際して此事情を明して、無縁の塚を懇ろに葬りくれる様と認めた文面に、早速山口屋では塚を立てお祀りしたと口碑に残され、俗に言ふ井神様と云ふのがそれである(岡山秘帖)。

ナ

ナイノタキ 「地震瀧」 信濃上水内郡信濃尻村より二里

餘の地震の瀧の主は雌雄の大蟹である。然るに野尻湖の主である大蛇が、十四の子を育てる頃には大蟹も又十四の子を生み、それを連れて野尻湖へ行き、大蛇の子を悉く自分の子に喰せてしまふ。それで大蛇が死力を盡して戦ふけれども、いつも大蟹に負かされる。野尻湖の蛇の子は一匹も育たぬが、地震ノ瀧の蟹の子は

年々繁殖する（日本傳説叢書）。
ナイブツノナイムラ 「内佛の無い村」 因幡高草郡湯谷村は、湯村より四町許り南の谷にあり、戸數七戸に過ぎぬ。此里の土俗に民家に内佛を飾らず、村の中に一草庵を建て、それに阿彌陀如來を安置して、是を惣佛と崇めて信仰する（因幡誌）。

ナガシヒナ 「流し雛」 大祓に紙の人形（ヒトガタ）を、川へ流す所は各地にある。備後三原町の西宮八幡宮の人形は姓名を書き、満潮の時流すと家内安全だと信仰してゐる。鳥取には赤い紙の衣に、白い紙で丸めた頭の流し雛がある（民族一ノ二）。按に、雛祭の起原は罪や穢れを人形に移して、川に流した贖物の信仰にあることは既述した。従つて流し雛は古俗を傳へたものである。羽後河邊郡の町村では、三月三日の雛祭には、昔は男女の別なく小兒の出生した家では、天兒と稱する人形を作り、小兒の災厄を除くために之を川へ流したものである（同郡誌）。是から見るも雛祭を女兒のみの事とするのは古俗では無い事が知れる。更に尾張の津嶋神社



る人形を作り、小兒の災厄を除くために之を川へ流したものである（同郡誌）。是から見るも雛祭を女兒のみの事とするのは古俗では無い事が知れる。更に尾張の津嶋神社

の三月上旬己辰には、人形を作るが（挿繪参照）之を天供當と云ふ。然るに其人形の面が天狗に似てゐると、天供の國言が天狗に近いので訛つて天狗堂と云ふてゐる。そして之を一に「御水人像」と云ひ、祭の後川へ流すが（張州雜志卷七一）、即ち流し雛の古儀を傳へたものである。

ナカノチャウジャ 「中野長者」 東京市淀橋區角筈町十二所權現の社傳に、昔時鈴木九郎紀州より來住し、中野に本國熊野十二所權現を祀る。金銀多く之を祕す爲め奴僕に命じ野原に埋め、奴僕を橋の袂で數人殺した故に、此橋を委不見橋とも佛橋とも云ひ、正保年中淀橋と改名した。中野長者の娘は此報みで蛇身となり、長者は泰屋禪師を頼んで救はれ、後長者も發起して剃髮正蓮と稱し、居宅の多摩郡に多寶山成願寺を建立した（四神地名錄卷一）。

ナガムシヨケ 「長蟲除」 岡崎市地方では、四月八日に瀧佛會の甘茶で「千早振卯月八日は吉日よ、神さけ蟲を成敗ぞする」と、短冊形の紙に書き、家の要所へ逆さに貼つける（郷土趣味一三）。全國的に行はれた事である。

ナカルキ 「中歩」 伊豆の三宅嶋には若者組があつたが、男子十五歳以上四十七歳迄の者で組織され、若者頭が正副二名あつて取締つた。長男は戸主となれば若者になれたが、次男三男は四十七歳の満期までナカルキ（中歩）と云つて、組合の用事に遣はれた。長男でも十五歳で若者入した初めは、此ナカルキをさせられた（民族三ノ六）。按に、若者入りの一年乃至三年を、櫛洗ひ、お燗番、使ひ歩き等の雜役に服すのは、殆ど全國的に行はれた習俗である。拙著「日本若者史」参照。

ナガレクワンチャウ 「流れ瀧頂」 佐渡では産婦が死ぬと、川端に板塔を四本立て

紅木綿を張り、小柄杓を添へて置き、通行人は水を手向ける。木綿が白色になれば死人が成佛したと云ふ。又同國では此事を洗ひ晒しとも云ふた。民謡に「十九厄まけ初産ではてた、洗ひ晒して浮かばれぬ」とある（佐渡の民謡）。

ナガレドシ 「流れ年」 越後三條町邊の農村では、洪水



があつて田畑を荒すを流れ年と稱し、盆行事なども概略に營む風習がある（民族二ノ五）。

ナギ 「榔」 洛西西院の春日神社域内に還木（モドロギ）神社がある。社前の榔ノ木は祭神の御杖が根を生じたのだと傳へてゐる。東山今熊野の邊に、神木の榔を植ゑた地を、榔ノ森と呼んでゐる。近江日吉神社では、節分に榔の小枝を出す。災厄を薙ぎ祓ふ意だと云ふ（以上、京都民俗志）。

ナキネンブツ 「泣念佛」 八丈嶋で死人があれば通夜の折、一族近親の者は鉦をたゞき念佛を唱へ、死人の寢床の周圍を包繞し「あだんしよどーないわい／＼」と大聲を發して號泣するのを常とする（八丈嶋仙郷誌）。

ナキホトケ 「泣佛」 信州北安曇郡南小谷村千國の長源寺が廢寺となり、佛像を川向の南原家へ預けた梵鐘も不用になつたので潰して賣る事になつたが、此日に佛像が川端で泣いたのを見た者がある（同郡誌稿二輯）。

ナキメ 「泣女」 八丈嶋の葬禮は、忌中の印には藥を束ね、其端を燒て門口に立てる。棺は大甕に入れて繩で縛る。近親者は寢床の周圍に集り「あだんしよどーないわい／＼」と號泣する。葬列は白木綿の長く緊いだ



のを引いて行く。棺の直前には最も近親の女達が髪を振り亂し、白足袋の跣足で附て居る(旅と郷土と一の四)。琉球本嶋にては死者あれば、身分に應じ男女多く

雇入れ泣く事がある。富貴なるは多く貧家は少い。泣くに上手下手あり、上手は米二升禮分に遣り、下手は一升位である。米の多少により泣聲も色々ありと云ふ。故に一升泣二升泣と云ふ(南嶋雜話)。

ナクカネ 「泣鐘」 上總長生郡二宮本郷村眞名に百坊の犬の傳説がある。百坊とは百個の坊の意で、昔同郡長柄村宇道脇寺に一匹の犬が居て 毎日百坊を歩き食を得た。此坊の者一日犬に食を與へざりしに、地壞え山潮湧き堂塔皆流失し、梵鐘は流れて二宮神社の後方に沈み、雨の降らむとする時は「道脇寺戀しや」と幽かに泣くと云ふ(南總の俚俗)。按に、沈鐘傳説の一派生である。

ナクコツカ 「泣子塚」 常陸石岡宮下町の南方、館下附近の田の中に泣子塚と云ふのがある。昔賤女子が田の

草を取つてゐた時、卒爾大地震の爲に揺り入れられた所であると云ふ(石岡誌)。

ナクナカヌノマツ 「鳴く鳴かぬの松」 信州更科郡牧郷村に牧嶋越中守の城があつた。或男が不吉の豫言をしたのを城主が聞き、男は死罪に妻は重罪に行はれた。墓標に松を栽ゑたが里人は、鳴く鳴かぬの松と呼んでゐる。此松は伐れば血が出る其人に祟るとて、今は樹下に地藏尊が祀つてある(北安曇郡誌稿二輯)。

ナゲアゲイシ 「投上石」 土佐の長岡郡と土佐郡との境の大阪峠。昔は此峠を通る者は男女を問はず、必ず一箇の石を投げあげて、高く止まるのを競うたものである。何時の頃に誰が何の目的で始めたのか知らぬが、大小の礫が積つて小山をなしてゐる(郷土研究四ノ一)。

ナゲタイマツ 「投松明」 峽南地方富士川沿岸の各村落では、富士川で遭難した者の靈を慰める爲め、舊盆を前に控へ投げ松明を催してゐる(濱松新聞 大正一五、八、一七)。按に、奥州四ツ倉に行はれる『しぶ投げ』も、之と同じく始めは變死者の追善に出たものではなからうか。

ナゲマツ 「投げ松」 攝津豊能郡泰野村畑の上に、弘法

大師の投げた松の成長したと云ふ名木がある(攝陽群談一七)。

ナゴ 「名子」 羽後平鹿郡薄井村に「なご二人」とある。なごは女をさして云ひ、また名兒のよしもあらう。古歌に、こなみがなご、うはなりがなごと詠んでゐる。斯うした故もあらうと思ふに、此あたりで借屋住居してゐる人を「なごや栖居」など云ふ(雪出羽路)。按に、之は筆者である菅江翁の誤解であらう。名子は女だけでなく、又神武紀にある歌はなごではない。

岩代で名子と云ふのは、譜代家來筋目の者が、主人屋敷内に別家に籠を立て、主人作高の内少し作らせ、主人への勤めは田打、苗取、田植、稻刈惣て人に事缺く時は、男女共に召される。但し名子を免するには、主人名子相對を以て、金子を取り名子を免じ、屋敷の内を出る(耶麻郡誌)。

越後新發田藩の人別帳(戸籍)に、本家棟と名子の區別があり、名子とは分家新附の別戸を差して云ひ、數百戸の村内にも、本家棟と肩書せられるのは、幾十にも足らぬ。此名子とは、古代戸籍の一戸内の別戸を差して、言ふた語の残つたのではないか。家持とは分家

を指す、是も戸内の者でありながら、家を持つを本義とする(日本歴史地理之研究)。按に、是も筆者吉田博士の考へ違ひではあるまいか。名子は農奴であると信じた。

伯耆日野郡畑村矢田貝氏、往古から一村の田畑屋敷に至るまで、代々當家一戸に御下札を給ひ、餘の八戸は之に附屬する。故に入戸を名子百姓と呼ぶ(伯耆志卷一〇)。

ナゴアラヒ 「名子洗ひ」 福岡市の舊藩時代には、外來者(寄留者)を「名子」と云ひ、又は俚稱に濡草鞋とか濡草履とか云つたものである。此名子が相當の年月を町に住み、自分も他人も町内の人間として許し認められると、俗に「名子洗ひ」として町内の者に酒食を饗應し、それ以來は町民としての資格を得ることになつてゐた。博多は此事が福岡より寛大であつたと云ふ(福岡方面時報 昭和八、一、三〇)。

ナゴシノハラヒ 「夏越祓」 天武朝に洛北下鴨御祖神社で始めて行ふとある。御手洗川に五十串を立て、祀つたものである。水邊を離れた社頭では、蘇民將來に縁故ある茅ノ輪(菅貫とも云ふ)を作り、詣人は先づ左

足を輪の内に入れ口中にて『水無月の和舞の祓ひする人は、千年の齡のぶと云ふなり』と誦し、終つて右の足を入れて潜りぬけ又初めの如く歌を唱ふるを故實とする。そして右手に持た茅麻の祓で全身を撫で清める(郷土趣味一九)。

ナス 「茄子」 河内北河内郡川越村大字茄子作では、茄子を屋敷内に作ると、死人を出す云ふ。茄子の蒂には福ノ神が宿ると云ふて、迷信家は決して之を棄てぬ。紀伊の紀ノ川沿岸の農村では、茄子種は節草履で伏せよと云ふ。節草履とは正月に下した草履のことで、即ち茄子種は生え難きものゆゑ、正月には蒔けとの意である(以上。郷土研究四ノ三)。

ナスノソタヌムラ 「茄子の育たぬ村」 播州赤穂郡高田村大字小野豆は、二十戸程の寒村であるが昔から茄子と鶏が育たぬ。但傳に平家の一族が此山中に遁がれ住んだ時、茄子の蒂が水に流れて敵勢に知られ、更に鶏が鳴いて其在所が分り攻め殺された爲と云ふ(民族三ノ六)。

ナスノヨイチ 「那須與一」 筑前夜須郡東小田村に玉蟲大明神社がある。神體は男女の二體で、民俗之を那須

與一夫婦を祀ると云ふが不審である(筑前國續風土記卷一〇)。安藝山縣郡戸河内村に、那須與一の墓と云ふがある。俗傳に與一備中小菅の城を去り、此地に来て住み死すと(藝藩通志卷六一)。按に、吾妻鑑には與一伏見で死すとあつたと記憶するが、九州には同人に關する傳説が多い。肥後の五個の庄や日向の椎葉は殊に有名である。

ナスマチナヒ 「茄子厭勝」 京都では茄子に穴をあけて、東山の大字の火を覗くと、眼を患はぬと云ふ。洛西下津林では竹の先に茄子を付け、鶏の毛を添へて田畑へ立て、怪鳥に見せて雀をおどす(京都民俗志)。

ナソクシン 「菜俗信」 近江栗田郡の浮氣の住吉神社と、勝部の勝部神社に行はれる火祭の松明には、菜の枯れたのを『たねがら』又は『たねぎ』と稱して付け、之に淨火を點ずるのである。猶同國では干菜を焼いて風邪ノ神を追出す風習がある。干菜の煙は人の匂ひと同様だと云ふ(京都民俗志)。

ナソノイレスミ 「謎の鯨」 小樽市富岡町一丁目石塚某と云ふ男が、追分節の歌ひ女小槌のお千代の搜索願を全國に出してゐるが、千代は日本人の母とアイヌ人の

父との間に生れ、母子で門附するうち富岡と知り合ひ同棲したが、右腕に大黒天の小槌の入墨のあるのを、膏薬でかくしてゐた。それを富岡に發見され『私の入墨を見た者は、夫でも只是置かぬ』と、夫の留守中家財道具を賣飛ばして姿を晦ました。此小槌の入墨は何かアイヌの迷信らしい(讀賣新聞大正一三一一、四)。

ナタトリタキ 「鈍取瀧」 伊豆上狩野村の淨蓮の瀧は同國第一の名瀑であるが、昔此の瀧の附近に青木といふ農夫が住んでゐた。或日彼は瀧近くの畑を耕してゐたが、疲れを感じ腰を下ろして煙草を出した。その時淫しい一匹の女郎蜘蛛が彼の足の上に這上り、何時の間にか無数の糸を巻いて去つた。彼は其糸を踏みにじらず、其まゝ手近かの桑の古株にまきつけた所、間もなく大地が怪しく揺れて、蜘蛛の糸を巻付けた桑の古株が引抜かれ行き瀧壺の中に呑まれてしまつた。危期を脱した彼は再び此畑へ寄りつかなくなつた。其後他國から來て瀧の怪異を知らぬ椎夫が瀧の古木を伐つてゐたが、誤つて秘藏の鈍を瀧壺に落し、之を取りに瀧壺に躍り込んだ。其時若い女が岩蔭から半身を出し、自分は此瀧の主の女郎蜘蛛だが、自分の事を口外すると命

を取るとて鈍を返した。其後椎夫は、人々の瀧の怪談に釣込まれ女郎蜘蛛の精の事を口走つたが、其夜のうちに死んでしまつた(伊豆傳説集) 按に 信州北安曇郡中土村にも鈍池と鎌池とがあり(同郡郷土誌稿二輯)。こゝでは毒蛇傳説となつてゐる。

ナタネマツリ 「菜種祭」 京都の北野神社は毎年二月二十四日早朝から、舊社人齋戒沐浴して社頭に假神饌所を作り、玄米二斗四升を二度蒸とし、二つの大盤小盤に圓く型を押して盛り、黒塗の舟に載せ、又紙立と稱したものを三方二臺に供へる。之は小さい仙過紙袋の底に土器を入れ中へ玄米を入れ、上に梅花を挿す。男女の厄年に象り四十二と三十三個を載せたものである。若し季節の都合で梅花がない時は菜種を用ゐる。尙此時白酒黒酒を朱塗の瓶子に盛る。瓶子は片方は松片方は梅の蒔繪がある。瓶子の口には折紙の雌蝶雄蝶を挿す。之は二十五日早朝に常の御饌と同時に供へる。御祭典後には此神饌を切つて參詣の諸人に授與する。御利益が多いとて詣人踵をつぎ、受けた者は乾して病氣の時に之を煎じて飲む(日本歳事史)。

ナツギ 「夏木」 日向東南端の都井岬附近で『きくらげ』

を發生せしむべく、柔かい木を目通りの高さに伐つて立て、置くものをいふ。夏木であらう。猿の害が多い。彼等が之を取つて行く方法は、其木の頂に登つて後肢でこすり落しつゝ下つて来る。一度に全部取られてしまふといふ(山村語彙續篇)。

ナツキタウ (夏祈禱) 武州南埼玉郡和土村宇村國では例年六月十日を夏祈禱と稱し、村中の男總出で鎮守社に集り神酒を供へ、鉦太鼓を打ち大珠數を廻して百萬遍を唱へる。之を饗庭とも云ひ疫病除とする。此夜又虫追とて神社の火を松明に移し、それを持って村中を廻る(郷土研究四ノ五)。

ナツゲ (夏毛) 夫木集卷七に『落かはるふた毛の鹿の曇り星、やゝ現はるゝ夏は來にけり』とある如く、鹿の毛の夏になつて、色黄に白斑の鮮かに生えたもの筆の穂として賞用さる。

ナツヤセ (夏瘦) 萬葉集卷六に、大伴家持の歌とて『石磨にわれ物申す夏瘦に、よしと云ふものぞむなぎとりめせ』とある。我國で夏瘦に鰻を食ふ事も古いものである。そして是が後世の土用の丑ノ日に鰻を食ふ源流であらう。

ナデキリヤボ ヤボは日向の椎葉村などで焼畑作りのことである。是には夏ヤボもあるが秋ヤボが本體である。秋ヤボに又二つの方法がある。キツカヤボといふのは、樹木を小さく伐つて、共に焼いてしまふものであるが、ナデキリと云ふのはだゞ立木を伐倒して火をかけるだけだから、幹や太い枝は焼け残る。日むきの土地には此方法がよいといふ(山村語彙總篇)。

ナナクサニコノミ (七草に木實) 羽前東田川郡藤嶋村では、正月七日に栗、柚、銀杏、串柿、榎の實、本たら等七種を俎上にして『せんたらたゝき、たらたゝき、唐土の鳥と田舎の鳥と、渡らぬ先きに、せんたらたゝき、たらたゝき』と唱へる(土佐林寛氏報告)。

ナナクラヨセ (七座寄) 羽後男鹿半嶋の農村では、(一)妊婦の産死、(二)怪我の死者、(三)子供の溺死、(四)頓死者などのあつた家では、巫女(方言でエダゴと云ふ)を招ぎ七座寄をする。此方法は同じ佛様を七回續けて下ろして、死ぬ刹那の苦しみや死んだ後の悩みを聞くのであるが、一回毎に佛にあげるお膳を代へ、又七色の布片を作り、一回毎に巫女に白米一升つゞを出す。七回の行事が終ると板で小さな船を作り、其中

に薬人形を座らせ、先に使用した七色の布片を七色の幡にして小船に立て、食物を満載して川へ流す。費用は其家の親戚の女達が男鹿中の各村を奉願に歩いて米を集めて行ふのである(寒風山麓農民手記)。

ナナコイシ (魚子石) 紫野築山町の常磐井の西に、明治初年まで數個の岩があつて、それを魚子石と云つた。應仁の亂に捕虜となつて送られて來た細川勢の武士を許すときに、此石を持ちあげさせるが例だとの傳説がある(京都民俗志) 按に、誓ひの爲の事と想ふ。

ナナサトマツリ (七里祭) 京都の赤山祭は昔は四月五日で、高野、花園、一乗寺、修學院、舞樂寺、田中、白川の七郷の祭ゆゑ、之を七里祭と稱した。棒の先に三角形の杵を付け、紅白の布を段落巻にして『さんやれ〜』と懸聲して投げ合ふのが特色である。それで一名をサンヤレ祭とも稱した。今は愛宕郡全體が十月二十三日に祭りする事になつたので、名も霜降祭と云ふやうになつた(郷土趣味三ノ一)。

ナナサバヘタ (七作倍田) 土佐土佐郡朝倉村宇小針木に七作倍田がある。此地は古戦場で戦死者を埋めたと云ふ七ツ塚の間にあるので斯く稱す(郷土研究二ノ三)

ナナツカマド (七竈) 上總周准郡梨澤村に七竈あり古來雨降神と稱して村民祈雨の所とす(上總町村誌卷三)

ナナツツカ (七塚) 北斗七星の信仰に由來する事は既述した。猶此機會に七曜塚を併載する。陸前登米郡上沼村八幡山の東北に七ツ塚がある。傳に源義家こゝに屯營を構へて安部貞任を誅し、凱旋の時祈誓の經文を石櫃に納め七ツ塚を築き、旌旗と共に埋めたものだ(同郡史卷下)。

岩代會津大沼郡野尻村の中丸城跡に近い、下中津川新田に七塚と云ふがある。今麻畑となり六個を餘す何人の塚なるか不明である(同郡誌)。

下總佐倉公津臺方村稷山上に、麻賀多神社があり、門前に七塚がある。正月七日の七種菜を七塚で採り神に供へる。古祭田七區あり七氏が分掌して祭祀に供した(新撰佐倉風土記)。

加賀小松町の人家を隔てた所に七ツ塚があるも、何の塚か判然せぬ(能州名跡志乾卷)。

尾州熱田神社神宮寺の後に七ツの小塚あり、傳に、生不動と云ふ將軍、七口の寶劔を持って熱田の社に來て、神の怒りにふれ誅に伏す。其七口の劔を埋めた所が七

つ塚だと云ふ(熱田神社問答雜錄)。攝津嶋上郡安倉庄内に七ツ塚あり。篠塚、平塚、經塚、高塚、白塚、擬寶珠塚、口野塚の七ツで皆聖德太子築かしめ給ふと傳ふ(攝陽群談卷九)。播州加東郡市場村字檜に七ツ塚あり。高三間徑二十間周六十間餘で、其周圍に幅二間の堀を繞せる大塚を中心とし、其周圍に七個の圓墳倍塚が散在す(同郡誌)。東京市王子町稻荷社の後、畑中に塚四ヶ所共に龜井塚と呼ぶ。此餘供養塚と唱へるもの一、無名塚一あり。附近にある妙觀塚を合せて七塚塚と呼ぶ(新編武藏風土記稿豐嶋郡卷一〇)。

ナナツノカヅ 「七の數」 紀伊那賀郡七山村の村名は、左傳に天以七紀すと云ふ事があり、物の數これを一段とする所あるより、何によらず少からぬ數の一極を云ふに、七を用ふる事と漢同じ例がある。七曲と云ひ、七化と云ひ、七度詣と云ひ、七相管と云ふ皆同じ義である(紀伊續風土記卷三六)。按に、七を陽數として之を尊ぶ事は陰陽家の信仰であつて、我國の固有思想ではないのである。

ナナツハカ 「七墓」 伊豆田方郡中條村に靜の墓があ

る。傳に源頼朝伊東祐親の女靜と通じ、祐親が怒つて殺さんとした時頼朝は逃れ、靜は跡を追ひ得ず池に投じて死し、從婢六人も亦投身したのを村人憐れみ、池畔に石塔七ツ建てて追福した(増訂豆州志稿卷一二)。ナナツキド 「七ツ井戸」 東京市井萩町城山に、一直線に併列して堀られた七ツの井戸がある。俗に城山の七ツ井戸と稱し、今は塵埃など投入て深さはわからぬ。古老の言に水車を廻す爲に、今の穴稻荷方面へ水を引ものなりと(同町誌)。

ナナツキトイシ 「七ツ井と石」 信州岩村田町に七井七石がある。七井は梅ヶ井、櫻木の井、龜井の三井の外は不明。七石は一信濃石、二勝田石、三寛石、四赤石、五夫婦石、六豆牟禮石、七葛石である(四隣譚叢卷三)。ナナハカマヘリ 「七墓詣」 京阪の古い風習で、七月十五日の夜に鉦太鼓を叩いて、七所の墓地を廻つて拜する事。七墓は時によつて、多少の相違あるも、大阪では梅田、葎原、蒲生、小橋、高津、千日、飛田であつた。西鶴の二代男卷四に「七墓參詣に逢ふは昔の」云云とある(元祿文學辭典)。

ナナフシギ 「七不思議」 全國に亘り手記したものが八

十餘ある。此うちで特色あるものを列載する。

甲州奈良田村に七不思議がある。(一)二羽鳥、奈良田には鳥は二羽以上居ない。(二)片葉の芦、鹽池の邊にある芦は出たては兩葉であるが、次第に奈良王様の森の方に向つて葉が片よる。(三)鹽池、孝謙帝が諸民の爲に井を穿ち給ひ、そこから鹽水が湧出し、最近まで此井戸から鹽を取り村民の煮物に使つた。(四)ピンロシ染池、天皇御衣の料を染める爲祈らせ給ふと傳ふ久しく村民の染色に用ゐた。(五)御手洗湯、天皇若宮御參詣の節洗はせ給へば水湯と變ずる。(六)洗濯池、何程汚れても必ず落ちる。(七)御符水、孝謙帝皇居の跡に御視井あり、諸病に卓效あり、村民此水を用ふと(山の傳説)。

羽後平鹿郡沼館村、寶龍權現社内の大豆、宮野目の燐火、放ち馬、皂莢門、堀苗代の夜狐、柵の瀬水音、一家の疫病、同郡八澤木村木の根坂、井を掘らず、清酒不造、酢不造、蘭草不佃、藍田種、雛羽延、雄子雄鳥うたず、同國(雄勝郡)松岡村、南蠻酒の垢離精進、礫の七葉樹、五月四日の夜の狐火、直樹松、疫病いたらず、蘭草苗種事なし、寒泉の大杉に鳥の窠くら事な

し(以上、雪の出羽路)。

陸奥東津輕郡平内郷、猫に蚤を生ぜず、新穂に藥胃を被せず、郷人落雷に遇はず、福嶋村の地震知らず、立石の洞穴、田澤の化嶋、童子の倒木(平内志)。同津輕十三及平内、夏冬ともに雪かこひする。飯を人にすすめながら膳を出さぬ、女の上ばひ、夫なくて兒をもつ、女の腓腸の太いこと、田無くして米澤山、山なくとも薪に不自由なし(津輕口碑集)。

羽前糠野目村、井を掘らず、横屋を建てず、破風を明けず、醜を商はず、蘆毛馬を飼はず、靴室を造らず、出生の兒匍匐せず(米澤地名選)。陸中江刺郡玉里村、駒踏石、とげなしのさいかち、片葉の蘆、片はまぐり、五色の水、岩清水、九のふのみぢ、同郡稻瀬村、寒櫻、逆さ竹、不木崩藤、寒菊、男稱女、瘤杉、鳥居松(以上、岩手縣下之町村)。陸前栗原郡高清水町、神明の根子橋、東小路の筋違橋、勾當山の片葉の葎、鏡ヶ池の晝の星、經ヶ崎の夜雨、善光寺の南天櫻、善光寺の夜泣地藏(同郡誌)。岩代耶麻郡新宮村三社神社(祭神諸尊、菊理姫、早玉男命)三社の屋上に鳥栖まず、拜殿に雀の巢なし、拜

殿に蚊入らず、拜殿に二間許板の敷かれざる所あり、村に火災ありても二軒に及ばず、村民に毒蛇の害なし、毎年何處よりか熊來り神前に詣る（新編會津風土記卷六七）。

常陸の鹿嶋神宮、要石 御手洗水、末無川、藤の花、海の音、根あがり松、松の箸（鹿嶋志卷下）。

安房の小湊、妙の浦の鯛、五色の砂、高祖の墓、誕生水、雨降り櫻、岩高山血止めの砂、祖師兩親堂の墓の櫻（小湊の葉）。

同國白濱に近き九重大貫檀特山小松寺（眞言宗）、晴天の雨、地中の鐘聲、晴夜の讀經、片葉の櫛、天狗の飛違ひ、七色の淵、乙玉の瀧（房總案内鐵路に沿ふて）、下野馬頭町大字矢叉、郷社鷲子山神社（祭神天日鷲命）境内、社内神酒、井中石龜、神井禁不淨、神鳥雄雌、三穗葦、三房柿、阿良左巨（明治神社志料卷上）、同國鹽原、八幡社の逆杉、一夜竹、冬の蓼、精進川、片葉蘆、夫婦鴉（新湯の二羽鴉）、冬の桃（下野毎日、大正六、九）、同國佐野町、片葉の蘆、浪の瀧、佐野の猿橋、虎班の石、寶の子橋、あやめ塚、眞菰ヶ池（民俗學三ノ一一）。

武藏府中六所宮、同社矢大臣門より内は鳥一羽も枝上に休まず、鳥鮮魚を咬へ来て境内に落すに必ず生あり、田植の神事に亂暴に苗を殃すも翌朝植直した如く正くなる、本社前駒寄せの外には竹一本も外へ生ぜず、大木古樹多きも矢大臣門内には根さへ生ぜず、他は不明（遊歴雜記貳編下）。

甲斐巨摩郡大武川村の諏訪明神、足跡石、赤石、鹽澤の湯、釜無川、鹿嶋石、大臣の池、福泉（甲斐國志卷六六）、信州水内郡念佛寺村、臥雲院、泉水の要石、泉水の片目魚、風穴、塵穴、泉水に富岳の影、毎年七月十六日に客殿の破風口に大霧降る。客殿午時の雨。同佐久郡松原村諏訪神社、御渡、浮石、小玉石、屏風岩、辨財天嶋、鳳尾松、諸葉の薄。同諏訪神社、湖水神幸、元旦の蛙狩、五穀の筒粥、高野の耳割鹿、御田植の新木、葛井の清水、寶殿の點漏（以上、千曲之眞砂附録）。

越後、燃る水、燃る土、海鳴、土鳴、神樂、白兔、鎌鼬（溫故の葉第一篇）。

上野群馬郡榛名神社 湖水御渡、御嶽奉幣、御福石、天狗餅、二羽鳥、萬年泉、御葛籠石外に慈悲心鳥を載せてゐる（上野國志略寫本零本）。同國群馬郡白河井村の双林寺、開山の一つ柏子木、開山の繫き榊、靜神水、千本柏、鏡の井、山門小僧と鶴、忠度頼の櫻（同郡誌）。東京靈岸嶋、昔より落雷せず、庭木に南天を植ゆるも實を結ばず、同所圓覺寺（淨土）の薬師の縁日は毎月七日十一日の兩日である、同所箱崎町の金毘羅神の縁日は毎月九日なり、湊町の米屋三右衛門は蕎麥屋なり、白銀町に糊屋喜兵衛と云ふ錢湯あり、川口町に花屋七郎右工門、花屋三十郎と云ふ材木屋二軒あり（遊歴雜記初編下）。同本所、片葉



片葉の蘆、置てけ掘、堅川の送り提灯、消えずの行燈、天の井の大足、落葉せ、椎、夜更の馬鹿噺、郷土研究一ノ四。同品川東海寺、片身の鱸、鳴かぬ蛙、片生の銀杏、潮見の石、血の出の松、火消の槓、八寸四方の桐箱に收めた千疊釣の蚊帳（早稻田文學二二一號）。

大阪天満、大鏡寺前の傘火、神明の年なし兒、曾根崎の逆女、十一町目の首々繩、川崎の泣坊主、池田町の笑ひ猫、鷲塚のもへからうす（新燕石十種本筆柏子卷三）。大和宇陀郡室生村大字田口、土山の眞向、上鉢山の三度栗、鶴ヶ平の錢輪、ふどの馬の脚跡、不動の時の雨、佛谷の苦桃、おの川のがわろ石（奈良縣宇陀郡史料）。丹波何鹿郡志賀郷村、阿須々岐神社の若荷、若宮神社の萩、藤波神社の藤、諏訪神社の柿、篠田神社の筍、字向田の雫の松、同字の動き松（何鹿郡案内）。

播磨、横に堅町、東に西光寺、西に東光寺、寺に虎屋、町に國府寺、南に北條、北に南條。同國多可郡松井庄岩座神社萬靈山神光寺（密宗）、血石、三米升、仁王門外の櫛、經塚、石塔、空瀧鰻、岩産石（以上、播磨鑑）。出雲飯石郡東須佐村、陰無し櫻、瀬井、神馬、相生の松、誕生山、落葉槓、星滑（同郡誌）。

阿波勝浦郡多家良村大字飯谷、甫毛の七釜、甫毛の鏡石、小津守の蛇の枕、鳴瀧の投卒塔婆、沖野の蛇ヶ淵、小竹のお龜、鳥匠の瀧（勝浦郡志）。同國那賀郡下福井村に近く伊彌谷と云ふあり、四國二十二番新野村平等寺の奥の院附近、夫婦地藏、笠地藏、日天、月天、硯

石、搖き石、穴観音（阿波名勝案内）。

土佐陸奥山金剛福寺、龍の駒征、潮の満ち石、不増不減の水、搖きの石、午時雨、天燈、他は明記なし或は一服一足の怪か（土州淵岳志九卷）。同播多郡伊佐村金剛福寺（密宗）。別説には、揺石、不増不減水、龍馬笹、潮満千石、龜呼瀧、一夜建立鳥居、地藏穴（土佐古跡巡遊録）。

筑前糟屋郡和田村奈多、火事が無い、盗難が無い。砂が物言ふ、雀が歩む、波の音が聞えぬ、難産が無い、穴蜂が無い（筑豊沿海志）。

薩州出水郡久根邑、光礁、隔岡の鹽田、大人足形、黒神、岩船、小瀉崎穴、尻無川（三國名勝圖繪卷一五）。大隅霧嶋山中、天逆矛、龜石、風穴、御手洗川、兩度川、羅漢嶋、文字石（三國名勝圖繪卷三三）。

ナニクス（名に補） 紀伊粉河内村（南牟婁郡入鹿村大字小川口か）の黒箱所傳の古文書中に、永正十一年正月十一日井タ左右衛門五郎の子桶次郎丸、永正十三年正月十一日杉原の子津る桶丸、とのかいと（殿垣内）左衛門九郎の子雀桶丸とある（紀伊國名所圖繪三編一）。按に、永正は室町期である。同國で桶を名に命ずるも

古い習俗である。

ナヌカウラ（七日占） 陸奥上北郡澤田村では正月七日とうしなわ（歳繩か）とて注連に乾鯛、昆布、炭、紙などを挿したものと、焼た餅を携へ朝飯前に屋後に出てしない／＼と呼んで烏を集め焼餅を與へ、とうしなわを樹の枝に懸ける。鴨餅を食へば家内に凶災が無いと占ふ（人類學雜誌四〇號）。

ナノツケカタ（名の附け方） 阿波美馬郡西祖谷山村阿左では、昔平國盛の隱栖した地と稱して今に國盛の嫡系である阿左家を除き、男子に男と命名する土俗がある。例へば四郎男、眞正男等である（日本傳説叢書）。

ナシロマツリ（苗代祭） 甲斐東山梨郡上萬力村の大宮權現は、十二ヶ村の總鎮守である。神田に興成田と云ふのがあつて、三月始めの己の日、或は始めの酉の日種下しの祭がある。之を賣取の神事と云ふ。此日に神主は『國土の廣き荒野を田となしつ、鐵の御鉢や露の玉よね』の歌を記して、櫛の枝に結付て田の中に立てる。神事が終つて參詣者争つて其枝を分け取り、各自家の苗代に立て豊熟を祈る（甲斐國志卷五六）。長門厚狹郡船木市村では、正月二日の朝に作り初として、

早朝苗代地へ稚薄など立て、秋に至りて稻は薄の如く、米は稚の太さにあれと言祝する（長門國風土記卷七）。上總長生郡二宮本郷村眞名では、三月晦日頃に種米を水に浸す、之を種おろしと云ふ。後二十日程經て此種子を苗代に播く。此際田の一角に正月に用いた十二の注連飾りや藁卷の上に、三ヶ所に『みのうち』をたき種神に供ふ。更にいぼたの木、菜の花と共に『わんなめ』を樹て、然る後に苗代田の水を切つて落す（南總の俚俗）。

ナハノレン（繩暖簾） 今では居酒屋の別名のやうになつてゐるが、昔は必ずしもさうではなかつた。此繩暖簾と菰簾と同物か異物か判然せぬが、類似の物であつた事は想像される。俊頼の「散木集」に「蚊遣火の烟になる、菰簾、ものむづかしき我心かな」とあるから繩暖簾に似た物は平安朝からあり、然も身分ある者の家に用ゐられた事が知られる。そして「雅筵醉狂集」には、繩暖簾を茶屋に掛けたとあるから、居酒屋の方へ移つたのも相當に古い事であらう（趣味の友一八）。筵暖簾参照。

ナハフシ 阿波脇町では舊十月初亥ノ日を亥ノ子様と稱

して祝ふが、子供達が直径一尺厚さ五寸程の圓石（此石に神様が宿ると信仰してゐる）に、幾本かの繩をつけ家毎に庭を搗て廻る。石搗が終ると當番の宿に歸り芋大根の馳走を食ふ。此神様は盗みの神と云はれ、料理用の野菜類は子供が盗んで来る。又此神事に金錢を寄附した家へは石搗の繩を五寸位に切り五色の色紙を附て配る。之をナハフシと云ふ。受けた家では豊作の象徴として神棚に供へる（民族三ノ一）。

ナベ（鍋） 鍋を那閉と云ふ名は古い、仲哀紀に御飯此云彌那倍。應神紀に小甌此云鳥離謎。と見える。名義は魚菜を煮る瓶である（俗語考）。按に、我國では鍋が釜より前に使用されたやうである。釜を何時頃から使用し始めたか知らぬが、恐らく奈良朝頃ではあるまいか。

ナベガフチ（鍋ヶ淵） 陸中東磐井郡増澤村の猿ヶ石川に、鍋ヶ淵と云ふがある。昔領主の増澤左馬之助の妾お鍋が、落城の折に我兒を抱いて入水したので此名がある。此淵の傍に白い大石があり、洪水の時には石上に白衣の女が現はれると云ふ（郷土研究一ノ五）。

ナベザ（鍋座） 丹後由良川沿岸の有路下村では、圍爐

裏を中心として座席の順位を定める。正面の床に近い方を横座と云ひ、其反對の側を木尻、入口に向つた方を鍋座と云ひ、又其反對の側を向座と稱す。鍋座とは鍋などを置くので名付けたものか、其處は婦人の座席としてある(太陽二二卷)。横座参照。

ナベズミ (鍋墨) 琉球の八重山群島には、今も赤兒の類にヒスコ(鍋墨)を附ける事が行はれ、之を附けるときの唱へ言は、ビヤーク(百)チギリヨウと云ふ。何か長壽を祈る趣意のやうである(民族一ノ三)。按に、古くは内地にも行はれた。即ち犬ノ子と同じ俗信である。ナヘトリイハヒ (苗取祝) 陸奥野邊地町附近の農村では、正月中旬に若者が隊を組み『よい苗だく』と太鼓を叩きつゝ、囃し立て、各戸を廻り『苗取つたく』、樽様よき苗取つた』など、唄ひ、苗取の眞似をして豊作を祝福し、餅又は白米を貰ひ歩く、郷土研究四ノ一〇)。

ナヘマツリ (苗祭) 紀伊那賀郡貴志郷では大田植と稱して、一番大きな田か又は一番骨の折れる田を植える時は、隣近所から應援があつて、田植唄を歌ひながら植ゑる。又此日は苗祭と云ひて、稲苗三把を持歸り、箕に載せて神酒と御初穂(飯の初取り)とを供へる。之

をゴク(御供)とも云ふ(民族一ノ四)。

ナヘミダケ (苗見竹) 磐城石城郡草野村では、苗代に苗見竹とて細い竹を眞中に立てる。是は大昔稻荷様が天笠から、稻穂を啣て来て蒔いたとき、他所の者に荒されぬやう、見付けられないやうに心覺えの標だと云ふ。田植の時之を二ツに折て、兩方の長さが同じければ、思ふ事が叶ふと云ふ(民族一ノ四)。

ナマキノハシラ (生木の柱) 豆州葦山の江川太郎左衛門の住居は、保元の創建であると云ふ。其家の建方は、大なる樺の生たるを其のまゝ柱として、夫より建添へたものゝ由である(甲子夜話卷四八)。

ナマコオドリ (生鼠踊) 陸前氣仙沼では正月十四日の晩、十五六人の子供が組をなし、組毎に海鼠を藁苞にして、長い繩を付けそれを曳きながら、太鼓を叩きて大聲に『なまこどりの踊り子、錢と金と儲かれ、もんもらもち(土鼠)うちで、錢と金まうかれ』と、海鼠踊の唄を合唱しながら、幾組も町を練り歩き、農家に立寄つては十錢廿錢の祝儀を受ける(民俗二ノ二)。按に、生鼠曳の世間化したものである。

ナマツ (鯰) 筑前那珂郡安德村の東北に、裂田ノ溝と

云ふ舊跡がある。神后が征韓の折に神を祭つた所である。此溝に鯰が棲み、一ノ井手より上に居るを神ノ使とて里人捕らず、井手より下に落ちたのを神の心にかなはざるものとして捕り食ふ。白鯰、鞍掛鯰(鞍を置たやうに背の白きもの)などが居る(太宰管内志)。

ナマツガミ (鯰神) 備後芦品郡新市村の本免神社。此地或年地中鳴動したので掘て見ると、長さ一丈許の大鯰がゐた。捕つて賤民に喰せしに其者等が重病にかゝつたので、鯰を本免神社に祀つたら全癒した(福山志料卷一七)。

ナマミスチ 岡山市で二十年程前まで、土地の人々にナマミ筋と噂されたのは、尾上町大雲寺町境界から得體の知れぬ怪物が出た。音もなく西瓜程もあらうと言ふ黒玉が、一ヶ所から火焰を吐いて轉がつて、人の足音を何處迄も追ふてゐたといふことで、恐く狐の仕業であらうと、夜などは一人歩きは禁物とされたさうである。この地を通行すると毛根が一度に逆立つたと傳はつてゐる(岡山秘帖)。按に、ナマミスチとは信州のナマダゴと同じく、特種民の名であつたのを、それが忘られて斯うした怪談となつたものと考へる。

ナムテオドリ (南無手踊)



攝津多田村の多田神社の例祭は、毎年十月十一日に行はれるが、此祭に南無手踊の神事がある。赤鬼青鬼の假面を被つた者、カンコとて羯鼓を付けた者、其他の扮装の者約三十名で踊る(郷土趣味三ノ四)。筆者も在阪の折に一度參觀した事があるも、伊勢のカンコ踊に似たもので、たゞそれに較べると念佛踊の風俗が餘分に加はつてゐる。

ナメクジ (蛤) 日向東臼杵郡の山村には、山女の語が多く傳つてゐる。山女の一番嫌がるものは蛤である。今でも山中を往來する木樵などは、必ず之が乾したものを持つてゐる(民族二ノ六)。

ナリギリ (熟切) 正月十四日に全国的に行はれた俗信である。資料は各地に亘り採録しきれぬ程あるが、茲には主なるものを列挙する。猶此折には生鼠曳の行事が併行される事が多い。果樹責、木厭勝、参照。陸奥三戸郡坂牛村揃引では、正月十四日の夕方には『伐

り脅かす」とか『木まじなひ』とか云つて、果樹（ナリキ）の一本一本を『なるかならないか、ならないば伐る』と云つて木槌でゴン／＼叩き、子供等が傍に居て『なります／＼』と云ひつゝ、次々に歩く。又土龍が盛らない様にとて屋敷中を鉞を突て『お大名のお通りだ』と云つて歩くのである（俚俗と民譚一ノ二）。陸前の宮城黒川の兩郡内では、正月十四日に一人は鮑貝數個を縄で繋ぎ、之を曳き摺り乍ら前に立ち、一人は大斧を肩にし、各果樹の下に來て伐る眞似をして『ナルカナラヌカ、ナラザラキツソ』と叫べば、一人は『ナリモウス／＼』と唱へ、漸次屋敷を周る。そして貝を引く者は一行一步『なまこ殿の御通りだ』と稱して家外を繞る（人類學雜誌一三一號）。水戸市では正月十四日、暮方斧を持つて土宅後園の果樹を叩いて、なるかならないかと云つて責る。小兒輩は大に呼で、なりますと云ふ。之は樹を救ふもの様である（水戸歳時記）。上總長生郡二宮本郷村眞名では、正月十五日に果樹を打ちて結實の多からむ事を求む。但歌に『柿柿なるるか實らぬか、ならぬと長者殿の鉢を借りてちヨつきり、

おツきり申すぞ』とある（南總の俚俗）。駿河安部郡では正月十五日に、兒童は玄根形に木を削り（太ノ子と云ふ）村中を徘徊し、若も新婦の家に至れば、花嫁の傍に立ち寄り『お方（妻意）は内にか御祝に參つた』と云ひつゝ背、腰或は臂を打つ。之は新婚を祝ふと云ふ。又農家の兒童は太ノ子に小豆粥を付け、果樹を打ち廻る。其詞に『太の子、小の子、ならぬかなるか、枝の裂けるまで大なり申す』といふ（同郡誌）。

甲斐にては、除夜に栗、梨等の樹の本に往て、實の良く成る爲に樹を責て、ならなければ切るぞと云ふ。其時傍に詔人があつて、如何にも能なりますから、必ず切るの許して上げて下さいと詫びる、よく／＼詫びてやると、其樹は年きりせず毎年能實ると（譚海八）。信濃伊那郡千代村にては、小正月の朝早起して、一人は斧を執て果樹の幹を二三度伐りて『ナリソウカ』『キリソウカ』と云ひ、又一人之に隨行し餅の粥を伐口に供へ『ナリマス』と二度云ふ。その年實を結ぶ事多しと。又一人は槌を執り田圃の畦畔を打ちて『土龍は居ラヌカお槌殿お見舞申ス』と云ひ、一人は楯木を腰

に佩き之に隨行して『御尤も／＼』と答へる。之を土鼠追と云ふ（同村誌）。

越後西蒲原郡彌彦村にては、正月十五日の未明に年男が起床して、若水を酌み豆木にて火を焚き小豆粥を煮る。煮終ればそれを器物に入れて携帶し、木槌に繩を付けて地上を曳き乍ら『もぐら殿は此所にか、手槌殿の御通りだ』と呼びつゝ屋敷の外を廻る。又果樹の下に至り『なるか、なるまいか、ならうと云ひます。落ちようか、落ちまいか、落ちまいと云ひます』と自問自答して、小刀を以て淺く樹を伐り、其切目に小豆粥を挟み入れる（人類學雜誌一九八）。



越中下新川郡邊では、正月十五日には果樹に小豆粥を食せると、其年は能く實ると云ふて、小童等は山刀にて樹幹を傷けて、粥を塗り込む風習がある。其際一人は果樹に對して『ナルカ、ナラヌカ』と詰問する。一人は樹陰にあつて『ナリマス／＼』と答へる。現在では一人で自問自答

し乍ら行ふものが多くなつた（同郡史稿卷上）。伊賀名賀郡薦原村では、正月十五日の朝、餅の粥を作り、茅の箸で食ふ。此粥を果樹の根本に持行き『ナルカナランカ』と一人が云ひ鉞で木を打てば、一人は『ナリマス／＼』と稱へる。其切口に粥を供へて、果樹の結實を祈るのである。（名賀郡郷土資料）。

長門萩地方では正月十五日の朝、一人が斧を執つて果樹の一端に疵けて、大聲に『ナルカナラヌカ』と呼ぶと、一人が傍にゐて、小豆粥を盛つた椀を捧げ『ナリマス、ナリマス』と云ひ、其疵けた所に粥を挟んで去る（風俗畫報二二四號）。

石見邑智郡邊にては、正月十五日に果樹責をする。之を『餅粥にかせる』と云ふ（三上永人氏報告）。阿波勝浦郡福原村にては、正月十五日に昔は柿、今は普通羽織袴で『なりよし、なりよし』と唱へて柿、栗、梨、蜜柑 其他あらゆる果物の樹の根元を、粥枝（櫛で作る）で叩いて廻る（同郡誌）。

天草楮宇土村では正月十五日は早朝から『なれ／＼梨の木ならんぢやろ打切ろ、あと花さすな蟲折れするな向へのじろじやどんの、擧丸んごとブラリ／＼下がれ

ならん木にやなれとは言はぬ、千なれ萬なれ落なく
おーちな」と唱へる。道具は嫁の尻たゝきの削り掛
と同様の物である(天草嶋民俗誌)。

ナルコテンセツ 「鳴子傳説」 岩代河沼郡芹草越村芹沼
に鳴澤田がある。昔僧行基越後地方より巡錫し、此村
の老夫婦懇懇に待遇せるより、行基其恩に感じ夫婦に
何事が願なきかと聞くに、夫婦は「老て多くの田地を
有すが、秋登實せんとする頃群雀來り啄み害をなす、之
を除かれよ」と。行基直に行李より小さき觀音像を出
し、之を與ふるにより山田の畔に安置し、鳴子の繩御
手に握らせよと。仍て教られし如くなせしに、鳴子自
然に動き害を除く故に鳴澤田と稱すと(同郡案内)。

ナンセンヨケ 「難船除」 尾張春日井郡大野木村の埜宗
悦は醫業をよくし、江戸に召されて藩醫となつた。後
其宅を廢して福昌寺とした。遠國へ送る荷物など埜宗
悦と荷札を附れば難船を除くと云ふ(尾張志)。

ナンテン 「南天」 洛北の鞍馬村ではどの家でも、必ず
南天を植ゑて置き、祭事には祓の爲に腰や脊に帯びる
有名な鞍馬寺の竹伐の法師も之を附ける風習がある。
昔婚禮のときを嫁の懸守の内へ、南天の葉を入れたと

ある。此地も或は斯うした事に交渉あるのではなから
うか。

ニクワツノタノカミ 「二月の田の神」 丹後中郡の村方
では二月朔日を「事」と云ひ、農家では餅を搗き田の
神始め神々へ供へ、柳の枝にて箸を拵へ之を用ゐる。
男子は此日業を休む(同郡風俗問状)。

ニクワツツヒタチ 「二月朔日」 信州下伊那郡大鹿村大
河原では、此日に村民觀音堂に集り、鉦を打ち珠數を
繰り百萬遍を行ふ。初めに先づ米の粉で餅を造つて供
へ、色紙を花形に剪り木ノ枝に結び天井より下げる。
念佛終ると此花枝を取り餅と共に參詣人に與へる。そ
れより中老の者は酒宴に移る(郷土研究四ノ三)。

ニゲミツ 「逃水」 武藏野にあつたと云ふ逃水の正體は
筑紫の不知火と共に今に判然しない。藤原俊頼の「東
路にありと云ふなる逃げ水の、逃げかくれても世をす
ぐすかな」と詠まれてから八百年、代々の學者が考證
しても真相が掴めぬ。明治大正になつて盛氣概説 地
下水説、旅人の錯覺説など提出されてゐるが、或は永
久に人間の解釋を許さぬ水の神祕かも知れぬ(郊外三
ノ三)。

ある(京都民俗志)。按に、難轉の俗信である。

ナンニヨノモチ 「男女の餅」 宇治山田市の尾部坂の近
くに神萱落神社がある。祭神未詳。毎年正月八日と十
二月十日に祭禮があり、祭後に別當の常明寺から男女
の性器形の餅を撒き與ふ。石女の之を拾へば其形に應
じて男女子を産むと(勢陽五鈴遺響)。

ナンブノチゴク 「南部の地獄」 奥州南部領の燒山は諸
諸の地獄をかたどつた、三途川、賽の河原、修羅道等
がある。六道の辻には石體の地蔵一千體ある、慈覺の
作であると云ふ。石佛の丈は五尺餘、千體のうち今は
不足したのを、圓空と云ふ僧が補足した(東國旅行談
卷五)。

二

ニガフハン 「二合半」 武藏葛飾郡二合半村。土俗の説
に天正の頃、伊奈備前守忠次に此地を一生支配すべし
と台命ありし故、一升を四配すと云ふ意で、斯く名づ
けたと云ふ(同國風土記稿卷一)。按に、此説は遽に信
じられぬ。肥後國志に占卜者を二合半と呼ぶと載せて

ニゴリサケ 「濁酒」 羽後男鹿半嶋の田植に、苗を取る
仕事は朝から晩まで冷水に浸つて遣るので、非常に骨
の折るものであつた。此仕事は老人が遣つたが、それ
には濁酒の力を借ることが必要で、朝と晝と夕の三回
に二升以上も飲んで元氣を附けたものである。近年濁
酒の自家製が禁じられたので、此仕事から老人が放れ
るやうになつた(寒風山麓農民手記)。

ニジキ 「二食」 屋代弘賢の説に「皇朝にては治亂の差
別なく、定まれる食事は、上一人より下萬民まで一日
に二度なり、其證は天子大床子御膳(内膳司の供する
所)二度なり(朝巳夕申時と寛平御遺誠に見ゆ。後醍
醐天皇の日中行事には、朝午夕申刻と見ゆ。建曆御記
には上古朝夕近代一度と記しあり)と」云々(一話一
言卷三九)。

ニタマチ 薩摩の伊佐郡あたりでは、猪がニタリズリ即
ち濕地に來て泥で身を塗るのは、舊八月末から十月の
中旬までのことで、従つてニタマチの臘は九十兩月の
なかば、月明の宵のうち之を行ふことになつてゐる
(山村語彙續篇)。

ニツキ 「日記」 昔の公卿はよく日記を書いた。そして

曆の裏によく書いたものである。是は紙が高價であつた爲の廢物利用と 曆の裏だと表に卦があつたので書きよかつたからである。且つ日記を祕密にする事を忌んだ。中内記 久安三年七月九日條に『日記ハ委ハ不可書也云々。サテ日記ヲ不可祕也。小野宮關白依密日記・無子孫』とある。

ニツケイスイ 「肉桂水」 京都小川通蛸薬師上る民家の庭にある。今は廢水となつてゐるが、昔は肉桂の匂ひがするとして、茶の湯に珍重された。又傳説には信長首洗井とも云ひ、光秀が信長の首を獲て此井戸で洗つたと傳ふ(京都市民俗志)。

ニツシヨク

〔日蝕〕 伴信友の比古婆衣二に、推古紀三



十六年三月丁未朔戊申日有蝕盡之とあり、蝕盡をハエツキタル事と訓む。ハエとは日月の光映の翳るを忌て、反さまに映(ハエ)と云なしたるにて、死を奈保留、病を夜須美、葦を與志と云ひしと同じ例である。儀制令に凡太陽虧有司預奏皇帝不視事百官各守本司不理務過時乃罷とあり、禁祕御

抄には、日月蝕主上當日月曜時御慎殊更云々。又曰、凡日月蝕月内猶不聞音樂又止行幸警蹕云々とある。併し斯く日月蝕を畏れたのは、漢國の風を學んだもので我國の古俗では無いと記してゐる。按に、伴翁の説はさる事ながら、我が國民が日蝕を畏れたのは事實である。そして此事が萬民の爲に太陽が代つて病むのだと云ひ、直接に仰ぎ視るを不敬となし盥に水を張りそれへ映して見たものである。カラスが渡つてからは、之を燻して覗き見るやうになつた。

ニナ

〔蝮〕 豊前京都郡犀川村の生立八幡宮の境内にある、大樟の皮の間に蝮(實はキセルガヒの一種)が棲んでゐる。齒痛の者は此蝮を借て来て、痛む齒に啣へると癒るが元の木に返すのである(郷土研究三ノ一)。

ニハカ

〔俄〕 昔は村に旱魃害蟲又は時疫の發生した場合は、之を惡靈の所爲となし、鉦鼓喧噪して之を村外に驅逐するが常であつた。深山大海に接する村は格別普通は之に由つて迷惑するのは隣村であるから、彼も亦直ちに起つて驅除に着手するが、やはり元來た方へ追返すのを便とした。之を當時の語では踊を掛けられたと云ひ掛け返すと稱し、急な催しである故に『俄踊』

とも呼んでゐたらしい。だから今でも踊の歌には、排他心激憤心を發露した文句が多く、常は仲の善い隣村でも、祭や踊の季節になると、吉例のやうに喧嘩をする(郷土研究三ノ一〇「獅子舞考」の一節)。

ニハカマド

〔庭籠〕 畿内の習俗として正月には家々で庭に籠を築き、家族一同が其周圍に坐して籠神を祀り、庭火で餅など焼て祝ひ食したものである(歳時記葉草)。そして此事は



一「庭園爐裏とも云ひ、西鶴の胸算用四に『奈良中が仕舞うてはや正月の心、家々に庭園爐裏とて、釜かけて焼火して云々。所慣はしとて輪に入りたる丸餅を、庭にて焼き喰ふも賤しからず』とある(元祿文學辭典)。

ニハトコ

〔接骨木〕 足利市外の農村では、明治中期まで正月用の削り掛は自宅で作つたが、其木は接骨木に限られてゐた。此木が靈木である事は聞いてゐぬが、何か理由のある事かも知れぬ。アイヌのイナウは柳か接骨木だと云ふが、よもや足利市外の削り掛が之に縁

を引いてゐると思はれぬ(中山手記)。

ニハトリゴゲン

〔鶏權現〕 福嶋市外信夫山の南麓小山荒井に、鶏權現が祀つてある。祭神は不明だが古祠は老杉に包まれ、無数の繪馬が奉納されてゐる。小兒が百日咳に罹つた時此繪馬を一枚借りて往き、臺所の水瓶の上に逆吊にし平癒を祈りつゝ朝夕水を注ぎかける。治したら借りた物の外に新しい繪馬を添へて納める(郷土趣味二〇) 按に、鶏權現は同地方に多い庭渡神のことである。

ニハトリイムカミ

〔鶏を忌む神〕 天草嶋瀬戸の氏神様が或時戦争に行くと、不意に雞が出て来て眼を突かれたので、雞を不吉とする(天草嶋民俗誌)。

ニハトリイムホトケ

〔鶏を忌む佛〕 武藏入間郡吾野村高山の高山不動は雞を忌んで飼はない。山頂に鳥二羽棲むも他の禽獸は棲宿せぬ(秩父志卷七)。

ニハバナレ

〔庭放〕 足利市外の農村では、嫁入支度をせず、他地方で裸で嫁に遣ると云ふ意味に『庭放れ』の語を用ゐてゐる。併し此語義には大阪のボウタ(奪ふた)と同じく、双方諒解して嫁盗みの方法を執つた意味が含まれてゐるやうだ(日本婚姻史)。

ニヒカヤ〔新葺〕 上總海上郡海上村大字柴崎八幡宮の例祭は九月十五日で、此折御假屋を葺くに新葺を以てするが、郡中の民家此日の終らざる間は、新葺を以て屋根を葺かぬ(同郡誌)。

ニモチ〔煮餅〕 肥前高來郡有喜村は漁場であるが、正月元日だけ雑煮を祝ふ。それには菜昆布干物類鰯蒲鉾等を入れ、醬油汁として食ふのである。之を煮餅と云ふ(民族一ノ二)。

ニユウセンセキ〔乳泉石〕 東京千住町の長圓寺境内に乳泉石がある。之を削つて婦人の乳の出る咒符とする想ふに晶乳であらう(武藏風土記稿卷一三六)。

ニヨウ 俚語集覽に「信濃にて物を積累ねたるをニヨウと云、稻むらを稻ニヨウと云、糞を積みたるを糞ニヨウと云、速く言ふにはニウと云」とある通り、糞を積んだのをワラニヨウと云ふこと、静岡縣方言辭典にも飛騨吉城郡の方言集にも實例がある。又佐渡方言集にも「には又によ、柴又は糞肥料などを積み重ねたるもの」とあるなど、彼是考へ合せて見ると、もと「積み重ねた物」と云ふ位の意味の語であつたかも知れぬ(郷土研究四ノ四)。足利市外の農村では、信州とは反

對にニヨウワラと云ふてある(中山手記)。

ニヨウゴウノシマ〔女護嶋〕 八丈嶋では女を戀ひすると、文の代りに小さき草履に色々の染糸を添へ、たとふ紙に包みて送る。女が其心に従はんと思へば、それを取り納む、従はざれば其儘戻す。草履を作り添ふるは女護嶋に男の來りし時、濱邊に草履を並べし故事によると(伊豆七嶋日記卷中)。

南嶋の喜界嶋は女ばかり居たので女嶋と言ひて乙女達は一足の草履を編み、之を海濱の船付場に並べて置く南風吹く頃男嶋(大嶋)から若人がやつて来る、草履の仲だちで男を自分達の家に招じ、神の許し給ふ男として夫婦の契を結ぶ(趣味の喜界嶋史)。

ニヨウパウヲウル〔女房を賣る〕 年貢未進の爲に子弟を賣る例は多いが、女房を賣るのは珍しいので、民俗學には縁は薄いが採録した。神戸市の池田藤三郎所藏の文書に左の如きものがある。

永代賣渡申女房之事

與五郎女房 名はかくと申也年は三十五歳也並にむすめ 名はたねと申也年は七歳也

右件の女は長田村新兵衛譜代の女にて御座候へども

ニヨニンダウノユライ〔女人堂の由來〕 佐渡濱田村の

紀國屋清左衛の娘小杉が、繼母のために家を追はれ、諸方を流離して散々の苦患を重ねた末に、不幸にも手を失ふに至つた。後に高野山に來て大師に歸依し勤行するうちに、先に失つた手を拾ひ佛力で繼ぐことが出來た。之が女人堂の起りである(高野山女人堂由來記)。按に、近代の匂ひある傳説にしか過ぎぬが、手を繼ぐと云ふ點が我國には類例が少い。

ニラメツコ〔脱ツコ〕 播州神崎郡川邊村屋形では、毎年正月十四日夜にサイノトウ(寒の頭か)の祭が行はれるが、頭人二人は其暗夜の行事中、互におどけた業をして、相手を笑はせる事に努める。此村が當初、利害若くは歴史を異にする二つの集團を以て成立した事を示すものと思ふ。此方法(笑ひ法度、即ち脱ツコ)も、或はどこかで神判に用ゐられた例があるかも知れぬ(民族一ノ五 兒戲と法制史の一節)。

ニレ〔檢〕 營繕令義解に、凡堤内外併堤上多檢柳雜樹充堤堰用とあり、海道記に、白檢の陰に現はれて緑林の人をしきる所とある(松屋筆記卷八〇)。按に、三河物語に、二連木の戸田丹波守云々。人質を盗取ん爲に

我等御年貢つまり申に付而、猪兵衛殿へ種々頼申候へば、池田村三郎兵衛殿方へ、親子共直米七斗に賣渡申所實正也、但かくは今年より卯の年まで御使被成下、其後は御隙可被下候、如此證文仕候上は、於子々孫々遠亂妨申者有間敷、爲後日之如件
承應二年巳の十二月二十六日

長田村 賣主 新兵 衛判
同 村 口入 猪兵 衛判

池田村 三郎兵衛殿參る(筑紫史壇三九號)。

ニヨシノキンシヨク〔女子の禁食〕 水戸では八月十五日の月を祭るに、大根、芋、栗、柿、枝豆、團子、酒等を供へるが、供へたものは男子ばかりで食すのである。若し女子が食へば一家に留まらぬとされてゐる(水戸歳時記)。

ニヨニンケツカイ〔女人結界〕 信州戸隠山の鳥居川の邊、中院の脇の登り口に女人結界比丘尼石と云ふがあり、昔戸隠神垂跡の地なりと云ふ冠着山の登山口、更科郡の羽尾村にも、同じく比丘尼石があつて、それより奥へは婦人は許さなかつた云ひ、今でも婚禮などには此石の傍を通らぬ(郷土研究四ノ六)。

二連木より吉田へ細々行て云々とある。吉田と云へば今の豊橋市であるから、此附近に二連木の地名あつたものと見える。そして楡木(ニレンキ)の地名は此外にも下野と武蔵とにあり、ニレ(仁連)、ニレイ(仁禮)楡嶋、楡俣等もある。ただ楡ノ木があつただけで起つた地名のやうにも考へられぬ。後考を俟つ。

ニンギヤウ「人形」 信州松本地方では七夕に人形を用ゐる。此人形は木製で、彦星の方は四角な木の一角に鼻と口との凹みを付け、眉と目を描き添へた。至つて簡単なもの、織女の方は平らな板に丁寧に頭部と顔面の左右の輪廓を刻み金粉など遣つて極彩色にしたのが普通で、男女甚だ調和せぬ。彦星の方へは木片又は殘片で足の形を附けるが織女には手足は無い。之に兒女の晴衣を着せて軒に吊す(郷土研究四ノ五)。

ニンギヤウイシ「人形石」 讃岐三豊郡新名村の横山明神社は手力男命を祀り、社後に人形石と云ふがある。昔は此石が神體であつたが、年々成長して社殿に納まらなくなつたので此處に遷したと云ふ(西讃府志)。按に、石成長の一傳説である。

ニンギヤウオクリ「人形送」 下總香取郡新嶋村附近で

は夏の土用に組長から人形送の回狀が來ると、各戸とも眞菰の人形二つを作る。一は香取神宮一は鹿嶋神宮を象つたものと云ふ。其人形を棒の先きに挿し、野菜で太刀長刀等を作つて持たせ、必ず「香取鹿嶋戦に勝つた、みいさいな〜」と書いた旗を脊負はせる。人形は二晩だけ家に置き、三日目の朝に餅を搗き眞菰の苞に入れ、之を人形に負はせて、家の前へ出して置く。子供等が各戸を廻つて取集め河へ流す。餅は子供の役得となる。此餅は瘧疾に利くとて各家で祕藏する(郷土研究三ノ五)。

ニンギヤウシンジ「人形神事」 近江伊香郡古保利村の大森明神、祭神火々出見尊と豊玉姫、氏は松尾、重則、東柳野の三村で例祭は四月二日である。東柳野には口を開いた雌の龍頭の幢幡があり、重則には口を閉ぢたのがある。祭日に東柳野から鉦太鼓で囃しつゝ重則へ迎へに來る途中、余呉川を渡るとき人形六個を流す。重則の方でも東柳野へ行く途中で、同じく川に人形六個を流す。神社に着いてから種々の祭儀があるが土地の者は人身御供の名残りだと云ふ(郷土研究一ノ五)。

ニンギヤウトシヤウグワツ「人形と正月」 肥後球磨郡

川邊村の農家では、正月餅は暮の三十日か三十一日に搗くが、餅を搗くと榎の枝に挿して米俵の上に飾る。



同時に鼻猿(彌次郎兵衛)と弾き猿と、シユナメジヨウとをコーカ(合歡木)の木で作り、同じく俵の上に飾る。鼻猿と弾き猿とは直ぐに子供の玩具になつてしまふ

が、シユナメジヨウだけは、正月が済むと荒神山又は荒神敷に立てて祭る。之は女性であるらしく、農家では之を多く作れば田植の加勢が多いとて、なるだけ多く作ることにしてゐる(民族一ノ二)。

ニンギョ「人魚」 若狭の少女が人魚を食ひ、八百歳の長壽を保つたと云ふ傳説は、此異物に對する國民の好奇心を喚り立てるに充分のものがあつた。然も室町期には此八百比丘尼が人洛し、見料をとつて觀せ物に出た事が、康富記其他の記録にも載せてある。又以て當時の人氣の猖んであつた事が知られる。八百比丘尼の條参照。

人魚の學名は儒艮(ジュゴン)と云ひ哺乳動物で、其顔の凸凹に人間臭い所があるので斯く名づけられた。

ソコユジ



昔は琉球近海で盛んに捕れたもので、尚王家から支那と嶋津家とへ献上するのを例としたが、近年は減少に捕れなくなつた。嶋民の人魚に對する迷信は非常に深いもので、其昔は獻上の際頭骨だけは嶋へ堆く積み曝して年々お祭りした(京都日出新聞。大正九、三、一八)。

貞應元年四月博多の海から人魚を捕つた朝廷より勅使として冷泉中納言が下向した。其時天文博士安部大富が占つて、人魚の出現は國家長久の瑞兆とし、此地に埋めて龍宮寺を建てた(筑前舊志略卷上)。紀州田邊町の好事家が、若狭の人魚の畫幅を藏してゐる。彦火々出見尊が鹽土翁の媒介で龍女と婚禮する所で別室にて頭に貝を戴ける者二人が組板に人魚を載せ料理する圖などあり。詞書は無くて別に添へた書付に『龍宮の八百姫の掛幅』、慶應年中迄は舊三月十七日の祭には、城主より麻袴の使者代拜ありしとある(郷土研究四ノ六)。

西鶴の武道傳來記二に『後深草院の寶治元年三月二十日に、津輕の大浦といふ所へ人魚始めて流れ寄り、其

形は頭紅みの鶏冠ありて面は美女の如し。四足瑠璃をのべて鱗に金色の光り身に香り深く、聲は雲雀笛の靜かなる音せしと。世のためしに語り傳へたり。爰に松前の浦々の奉行役人に中堂金内といふ人、里々の仕置して廻りし時、鮭川といへる入海にして夕暮に云々。白波俄に立騒ぎ五色の水玉數ちりて、浪二つにわかりて人魚目前に現はれ出しに、舟人驚き何れも氣を失ひける。金内荷物にさし置たる半弓をおつ取り、是大事と放ちかけしに手應へして、其魚忽ち沈みける」云々。

ニンギョウユキ 「人形雪」 山の残雪の形には土地によつて色々の名がある。越後古志郡栖吉村の鋸山では、残雪の形が人が二人手を取り合つたやうに見え、又三侯の銚の如き形のものも見える。之を土地の人は人形雪、王神雪と名づけ、それが見えてから畑の種播きの支度をする。王神の銚は此地方で最も有名な祭禮の御神體である（山村語彙續篇）。

ニンギョノシソ 「人魚の子孫」 琉球では人魚をザンと云ふ。宮古嶋の仲曾根氏は、ザンの子孫（又は退治）だと云はれてゐる（宮古嶋舊記）。

ニンジン 「人參」 越前坂井郡安嶋浦より百町野の邊に

を閉却する事の出来ぬ人物である。

又

ヌカツカ 「額塚」 下野日光山内の含滿に額塚がある。昔或人が此邊で男體山の御社を遙拜したもので、遙拜塚或は額つき塚と云ふたのが、後に轉化して額塚となつたのである。又一説には古代二荒山神社の所謂日光權現が此處に鎮座せられ、後御山へ遷座したもので其拜所であつた事から額拜塚と云つたのが轉化したとも云ふ（日光の傳説）。

ヌケアナデンセツ 「抜穴傳説」 出雲の鰐淵寺の瀧壺には鰐が住んでゐて、智春上人に濟度されたとの傳説がある。此瀧壺は一里ほど離れた川下の浦まで抜けてゐて、昔寺の小僧が瀧に落ちて死んだら、其屍體が川下浦に浮いたと云ふ（日本傳説集）。此種の類話は各地にある。

ヌケサンダウ 「抜參宮」 抜參りと同じ。父兄又は主人に無断にて、伊勢參宮する事を抜參詣とも云つた。前者は近松の丹波與作下に「契り初めしは、一昨年

芹人參があり、又朝鮮より渡來する鶴の落して野生する人參もある（越前國名蹟考卷二二）。

ニンシントレイム 「妊娠と靈夢」 豊太閤の朝鮮王に與へた返翰に、予當于托胎時、慈母夢日輪入懷中とあり扶桑略記に、天臺山沙門陽勝、元是能登國人云々。母亦同夢吞日光即有妊娠。註畫讀に、蓮師姓三國氏云々。母清原氏恒仰朝曦念誦、夢日光映胸而娠とある（世事百談卷一）。

ニンモンボサツ 「仁聞菩薩」 人聞と書きジンモンと訓むが古くもあり正しくもある。豊前で發行の「史談」は仁聞研究の特別號まで出してゐるが正體の判然せぬ人物である。按に人聞は神母（ジンモ）では無からうか。神母と稱する巫女の在つたことは、日前國懸神社本紀略にも見え、奥州の神社にも存した記憶がある。此神母が八幡神信仰の布教者として、又は傳導者として九州の各地を漂泊したので、宇佐託宣集にも現はれ、更に兩豊其他の地に足跡を残したのであらう。そして神母は聖母と幾らかの繋りを有してゐるやうである。九州の各地にある聖母神、又は聖母屋敷は、神母として考へるとき釋然する。原祀八幡神の研究には仁聞の研究



參宮の道つれに」とあり。後者は西鶴の二代男卷二に「勘七笠に書付をして、抜參詣の眞似」とある（元祿文學辭典）。此事は明治十五年頃まで行はれた。女の子十二三歳から年頃となれば喋合せて小道とは二十錢位しか持たず、各々竹柄杓を携へ道中の喜捨を受けつつ參宮する。親も主も叱言いはぬ習である（五倍子雜筆第一）。

ヌサ 「幣」 繪巻物の時代になるとミテグラとヌサを混同して、道の神にまで手向てゐる。ヌサは着物を供へる形の、固定したものであらう。着物が袖だけになり更に布になり、布の切れはしになると云ふ風に替つて段々ヌサ袋の内容は簡單になつて行つたものと思はれる云々。ヌサが布帛の方にばかり傾いて來たのは、恐らく古人の布帛を珍重する心が、ミテグラを供へる對象とヌサを獻るべき神とを、混同させる様にしたからであらう（民族一ノ二。俄鬼阿彌蘇生譚の一節）。

ヌスツトミヤ 「盗人宮」 信州北安曇郡常磐村宇柿ノ木

に夕顔を作らぬ家がある。昔其家の島へ夕顔を盗みに来た者を家人が見つけて殴り殺した。其翌年から夕顔を作つても切ると眞赤な血が出るので禁作し、宮を建てて祀つたのが今の盗人宮である(同郡郷土誌稿第二輯)。

ヌスピトアメ 「盗人雨」 わたくしあめ(私雨)との事であらう。大矢敷一に『内方の犬に後ろを見する事、盗人雨が降つたり止んだり』とある(元祿文庫辭典)。

ヌスムヒ 「盗む日」 遠江積志村では正月七日に、他家の豌豆の芽を盗んで来ると、長者になると稱してゐる但し其豌豆も門が東面の家の物でなくては駄目だと云ふ(同村民俗誌)。土佐の農村では舊曆八月十五日夜に、芋を盗む事は、昔からの習である(南國遺事)。

ヌタ 紀州西牟婁郡では、猪のヌタといふ語もあり、主として山腹の小水溜り附近のことをいふが、別に材木の挽材にして木肌が露はれ、方形を爲さざる部分をもヌタと云つて居る。土佐の幡多では製炭用の貯水地がヌタだといひ、同安藝郡では之をノタといふさうである(山村語彙續篇)。

ヌノヒキ 「布引」 信州西筑摩郡福嶋町の興福寺では、

毎年申元の夜に町民が集り、布引と稱する松明の行事をする。鉦や太鼓を鳴らして寺内を圍繞するが、之は同寺建立の大旦那木曾信道の靈を祀ると云ふも、それを何故に布引と云ふかは判然せぬ(吉蘇志略卷二)。

ヌヒバリ 「縫針」 信州北安曇郡北小谷邊では、縫針失つた時は鉤様(自在鉤の事)に見つけて貰ふとて、藥を鉤様へ結び付ける。見つければ解く(民族三ノ一)。按に、東京では此場合に鐵瓶の口を糸で縛る。

ヌマノヌシ 「沼の主」 筑前朝倉郡金川村西鶴に古沼がある。其附近を通ると俄に手足が腫れたり熱が出たりするが、其時は紙に石を包んで入れると癒ると云ふ。俚傳に昔仲の悪い姑と嫁があつて、姑は嫁に苦められ袂に小石を入れ、此沼に投じて死んだ。其怨靈が嫁を殺し更に通る者にまで祟るのだと云ふ(民族三ノ四)。

ヌレワラチ 「濡草鞋」 日向では他處生れの者が、農家なり商家なり有力者の家に、寄食するを斯く稱した。豪家には此濡れ草鞋が二三人づつ絶えず居たもので、又それを置くことが一種の誇りでもあつた(若山收水の思出の記)。按に、關東邊の渡り者、信州の來たり人と同じである。薩州出水郡の長嶋には、濡れ草鞋が移

住して在中宿をなしたとあるが(嶋。昭和九年前期)、之は是等の人々が集團生活を営んだ所であらう。名子洗ひ参照。

ネ

ネウシ 「寝牛」 名古屋市香原町の櫻天神社に寝牛があるが、近年繪馬熱が盛んになり、此圖柄のものが行はれるやうになつた(郷土趣味一六號)。



ネカタ 「寝方」 奥州の弘前市では、上下とも男は左に女は右に寝る。枕は南を枕上とする(人類學雜誌五〇號)。

ネガヒガネ 「願がね」 信州諏訪社の御柱祭は、昔は十月の中ノ卯ノ日であつて、此日に五丈七尺餘の大柱に四本の大小の綱を付け、之を高い樹の梢に掛けて曳く又御柱の材は七年前より之を定め『願ひがね』とて釘鐵やうな物を打ち置き、此度伐りて引出すと云ふ(郷土研究三ノ八所引の眞澄遊覽記)。按に、願がねとは難録の事で、之を打込むは神の占め木の意である。

ネギ 「葱」 越後生れの者は、生葱に生味噌を付けて喰ふ事を好む。例幣使街道(上州の倉賀野より野州の今市までの街道を云ふ)の飯盛女には越後者が多かつたが俚諺に『葱に生味噌お許しなれば、ひとりとする客ふたりとる』とある(中山閑書)。

ネギシ 「根岸」 關東から奥羽へかけて数多い地名である。此地名の原由は凡そ二つある。第一は村が高處から下りて来る傾向である。子供が段々増加してサコヤハザマの田だけでは米が不足する。幸ひ今迄の沼地に幾分か土が加はり水が引いて來たから、畔を張つて之を仕付ることにする。即ち根岸と云ふ村は、根岸(水邊)に家を作つて開發するのが便利であつた地面が新田になつた時代に出來たものと見てよい。第二の事情は莊園が小さく分裂し、多くの小名が各自館を構へて兵備を事とする際、家來と農夫とを眞近く其保護の下に置いた事である(郷土研究一ノ一二)。

ネコガミサマ 「猫神様」 岡山市富田町の田五郎一家は贅に惱まされてゐた。彼は或日飼猫に話しかけた『お前に人の言葉が解るなら、俺の心持を汲んで呉れるであらう、俺の苦境を助けると思つて、黄金の入つた財

布を唾へて来い」と猫を彼方へ押しやつた。其夜猫は財布を唾へて田五郎の枕下に置いた。貧しさからの愚痴を眞に受けて人の財を盗むとは、俺の心を知らぬ畜生奴と一刀の下に斬り捨てた。其後猫を斬つた刻限になると、必ず怨誓の猫霊が現れるので、彼は屋敷の一隅に小さな祠を建て、猫神様として猫の後生を弔つた(岡山秘帖)。按に、源物筋の猫神の傳説化であらう。

ネコジンジャ 「猫神社」 陸前の牡鹿半嶋の西ノ沖にある田代嶋。周回約二里、住民百三十戸。嶋の中央に猫神社があるが、其爲に今以て犬を飼はず、遊獵者の犬を連れて来ることも忌む。祭神は大きな黒猫だと云ふ(民俗二ノ四)。

ネコソクシン 「猫俗信」 紀州田邊町では黒猫を腹に載せると、穢が癒ると云ふ。明和頃出版の『壺重』と云ふ小説に、癖症の者が黒猫を飼ふと治すとあつた(郷土研究一ノ三)。信州松本では猫が一貫目になれば祝てやらねばならぬ。併し祝へば猫は永く姿を隠すと云ふ(同上三ノ六)。伊豆三嶋地方では死人のある家では猫を他家へ預ける。之は猫が死人の上を飛び越すと、死人が立て歩くと云ふ爲である(同上四ノ三)。

る、町と云ふ迄になつたやうだ(郷土研究一ノ二二)。
ネズミソクシン 「鼠俗信」 京都下京區では假寓や間借の者が、其家の鼠を捕殺すると必ず他へ轉居するやうになるので、決して他所者は鼠を捕らぬ(同民俗志)。
ネズミノトトリ 「鼠の年取」 信州の川中嶋地方では正月三日の夜を鼠の年取と云ひ、搦飯を三個、其各々に白箸の先を折り曲げたものを挿し、之を餅に入れ土藏の穀箱の上に供へる(民族三ノ一)。

ネタリマツリ 「強請祭」 東京市千住町二丁目では、毎年正月十五日麥の強飯にて客を迎ふるを古例とする。其客なる者人を誹り嘲る事又古例である。祇園削掛の神事又下總の千葉笑の類であらう(さへづり草)。按に之は悪口祭ではなくして強請祭である。

ネチイハ 「捨岩」 紀州高野山大門口にある。弘法大師の母が、女身のため登山ならぬを憤り、捨つた岩だと傳へてゐる。近松の萬年草下に『あはれ佛の御母も、女の罪の捨岩や』とある(元祿文學辭典)。

ネヅミツカ 「鼠塚」 攝津西成郡勝間村の共同墓地内にある。慶長中に林源次郎が、父兄の仇を討つため度々危難に逢ひしを、其都度白鼠に助けられ、遂に天下茶

ネコダケ 「猫岳」 筑前鞍手郡では、猫は成長期のうちに三十日から六七十日間姿を隠す。之は肥後の猫岳(根子岳)に修行に往くのだと云ふ。行から歸へると耳が裂け一貫目以上の大猫なら化ると云つて大騒ぎする(郷土研究一ノ二)。按に、根子に猫を附會した迄の浮説である。

ネコノミヤ 「猫宮」 羽前高島町宇高安に猫の宮がある。養蠶に大敵の鼠を防ぐとて、養蠶家の信仰を博してゐる(郷土趣味一四號)。

ネコマガハ 「猫間川」 大阪市鶴橋町の横を流れてゐる昔某神官が此川で釣すると獲物を黒猫が来て喰つてしまふ。それが毎日なので神官が怒て殺したが、黒猫の祟りで娘が發狂したので猫魔川と云つた(郷土趣味三ノ一〇)。

ネゴヤ 「根小屋」 根小屋の小屋は、屋形又は殿に對する小家で、領主の抱への村落のことかと思ふ。根小屋が城下の村であることは、各地の根小屋村に、必ず城山を控へてゐる事からも知られる。上州倉賀野驛根小屋城跡の事を記した道中記に『根小屋とは山城に町の附きたるを云ふ』とあるが、後には單に城に保護せら

屋で本懐を達したとの俗傳がある。塚に建てある碑の高さ二尺、正面に牛肉彫の地藏尊、右に法界左に爲鼠の四字が刻である(同郡史)。

ネツミノガイ 「鼠害」 光仁朝の寶龜六年四月に、河内攝津の兩國に鼠が現れ、五穀及び草木まで喰荒した。朝廷から使を遣し諸國の神々に奉幣した(續日本紀卷三三)。江戸期の寛政三年夏には、美濃大垣領に鼠が多くなつて田畑を荒した(半日閑話卷四)。

ネツミヤシキ 「鼠屋敷」 京都清水の産寧寺坂下の明石氏の邸宅は、源頼政の射留た鶴を埋めたと云ふ鼠屋敷の跡である(郷土趣味三ノ二)。按に、鶴を埋めて鼠屋敷とは腑に落ちぬが、之は後世からの附會ではなからうか。

ネドコ 「寢所」 遠州積志村の農家には、藁所にゆるい(爐)があつて、爐には茶釜が懸けてあり、傍には雑炊鍋のあるのが普通だ。そして、爐の側には女中が寢たものだ。若い者が夜這に来て、どうかすると家人に目を覺まされ、周章て逃げようとして足を踏込んだりしたものだ。すると『鍋をはいた』と云ふ噂が立つた。之は餘り珍しく無い話である(同村民俗誌)。

ネベヤ〔寢部屋〕 周防都濃郡戸田村では、十五六歳から結婚する迄の若衆連の毎晩寢泊りする宿の部屋を斯く云ふが、其宿は人数の多い家を探むか、又は相寄つて簡単なものを造り、概ね一字一軒で事足りたものである。そして月に一度米を少しづつ持寄て家主に禮をした。若衆は晚餐が済むと次第に集つて、村の娘の品定を興味の中心とし、村政やら農作やらの話がはづむ。若衆は此處に寢泊りする間に諸般の常識を養ふのである。殊に村の年中行事に關しては、此寢部屋の連中が有力なる發言權を有してゐる(民俗學一ノ六)。



ネムリナガシ〔眠り流〕 是に就ては既載したが、其後に知り得た資料のうち、主なるものを列擧する。
羽後の能代湊では七月六日夜に、子供達が五人十人と組で燈籠を持ち「ねふくく流れ、豆の葉にとまれ」と太鼓鉦笛にて囃し町中を廻る。之をねふ流しと云ふ。一夜不眠七日朝に川へ出て垢離をとる。此風習は古來の國風か、又は國

替後(佐竹侯)に常陸のそれに倣つたものか判然せぬ(代邑見聞録)。
米澤地方では、七夕は夜のうちに天ノ川から薬の露が降ると云ひ、此露の神水に身體を浴せば年中息災とて前日午後より老若の男子は、吾妻山より流れ来る松川の沿岸に苦小屋を建て、泊り、七日の午前一二時頃に各自裸體となり川に入り水浴する(人類學雜誌一七七)。
陸中和賀郡地方では、七夕には民家一般に休業し、赤飯又は餅、素麵等を食す。子供は此日に七回水泳する(同郡誌)。

岩代大沼郡の農村では、七夕に「水七度浴び念七度する」と云ひ、ネムタ流して朝に子供達が集り、大豆畑の中を探り、それより水浴をする(同郡誌)。
下野栃木町では七夕祭の夜に、男體山の二荒神社のお祭をする。即ち七月七日の朝未明の中に、子供等は早起競争をして街の中央を流れる巴間川に飛び込む。之は眠つた流しと稱して、一年中早起になる厭勝であると云ふ。若し其朝寢過した子供が遅れて川へ這入ると、先に多くの子供等が流した眠つたを一人で背負

ひ込んで、寢坊助になると云つて、子供等は前夜の就寢前によく母親に頼んで置くのである(青年七ノ三)。
上州邑樂郡では、七夕には早起して川で水泳し、且つ此日に行燈を洗ふ(同郡誌)。

播磨赤磐郡地方では、七夕の日には兒童は七度食し七度水泳をする。民家では井戸浚ひする(同郡誌)。

ネヤド〔寢宿〕 琉球國頭地方や中城灣頭の津堅嶋。久高嶋及び平安座嶋等にては、二三十年前迄ヤガマヤの風俗があり、村の青年男女は毎夜一屋に集り、遊び歌ひ寢所を共にした。特別の家はなく順次貧家を之に宛てた(三田評論三一二號)。

ネリソ 山城葛野郡小野郷では、筏を結ぶ材料とする木をネソと云ふが、必ずしも藤蓆許りでなく、クロモジ其他二三の樹の枝を用ゐる。越前大野郡石徹白村では之をネツソと云ふ。板葺屋根の垂木の端を結ぶのに、繩を使はずネツソを曲げて用ゐる。それはシナの木であつたと思ふ。ネソ又はネツソはネリソの音便かも知れぬ。香川景樹の歌に「眞柴のみ結ふやねりそのさねかづらぬる夜は知らじ聞の黒髪」とある。併しネリソを蔓の類とのみ考へるのは誤りである。其證は拾遺和

歌集に「かの岡に萩刈るをのこ繩を無み、ねるやねりそのくだけてぞ思ふ」とある(郷土研究一ノ四)。

ネリマノユライ〔練馬の由来〕 東京在の練馬村は、大昔の頃に篠某と云ふ浪人が來たり住み、近國の牧場に赴き馬を盗み賣るを業とした。其當時入道武者が一人又も此地に這來て篠と共に住み、傍ら土地を開墾して所々の浪人風來者を呼び集め一村の開祖となり、其子孫が庄屋を勤めてゐる。ネリとは馬の癖を直す同地の古語である(四神地名録卷二)。

ネンキコン〔年期婚〕 能登の軸倉嶋は海女の集團地であるが、彼女等の結婚は仲間同志の者が協力して成立させる。双方の親に異議がなければ親と親との間に娘(海女)の年期を決める。それは長くて三四年短くて一年、娘を實家の爲に働かしてから夫の家に送る約束である。但し其間の事實婚は認められ、従つて斯かる夫の出入する夜這口と云ふものがある。年期中に一人二人の子が生れるが、娘の私生兒として届け出で、年期があけて表向き結婚してから、夫の庶子に引直すのである。嶋には斯うした意味の私生兒が、全體の五六割あるが併し男女の間は至つて嚴格である(嶋。昭和九

年前期。按に、此婚制を越後ではカケと稱してゐる。詳細は拙著「日本婚姻史」に記した。

ホンキホウコウ (年季奉公) 橘守部の俗語考に、今昔物語に其年切の奉公してとあり、沙石集巻八に其家に年切の奉公してありけるが、まだ年も経ざるうちにとある。後選和歌集雜三齋宮女御の「いかでかの年切もせぬたねもがな、荒れたる宿に植て見るべく」とある此語は元果樹に就て言ひ習はしたものであらう(以上取意)。按に、植物の年切はナリキリとも云ひ、更に果樹實とも云つてゐるが、之を年季の意に解したのは守部翁の附會としか考へられぬ。併し其事は姑らく措くとして、年季奉公が古くから行はれてゐたことは事實である。茲には法制史的のものを離れて民俗學的のものに就て記す。

江戸期に於ける農村の奉公人は、別に又下男、下女、下人、女房、名子、手代、荒子、人足、家抱、内ノ者、内百姓、丁稚、被官、でつちよん(丁稚)、作男、棟梁(下男)、いとほん(下女)、庭子、でかん(下男)、めろ(下女)、こめろ(少女)、男衆、女衆等と呼ばれてゐたがそれが子守である場合には、又子守女と呼ばれてゐた

丹後地方では奉公人を男衆と呼んで居つたが、其男の十四五歳迄を野郎、十六七歳迄を半太と云ひ、又子守のことをダー又はナ、と云つてゐた。同じ奉公人でも年齢によつて、其呼び方の異なることが知られる(以上、農村社會史講話)。按に、名子、家抱、被官等は單純なる奉公人では無くして一種の農奴である。更に庭子とは奴婢の間に生れた子の謂で、是又普通の奉公人では無いが、今は原文に従ふこととする。

磐城の石城郡へは、明治二十五年頃まで、山形縣の最上から人賣り婆さん——俗に最上の鬼婆と稱する者が毎年來た。八九歳から十二三歳迄の少年少女を、恰も馬喰が馬を牽て來るやうに連れ歩き、時には逃げられぬやうに麻繩で珠數繋ぎにして引張つて來る。徴兵検査迄と云ふ約束で、給金(一時拂)は年齢身體により高下はあつたが、大抵七八圓から十四五圓位であつた。小さいうちには子守に大きくなると農仕事させたが、村では之を最上子又は單にモガミとも云つてゐた。多くは寢小便して困つたものだが、大正になつてからは全然來なくなつた。明治二十七年一月に買つた最上子の證文があるが、それには年季奉公前借證とあつて、

一金八圓也、但し本人仕度金及諸費として、正に前借仕候云々。其時本人は九歳であつた。山形市大字旅籠町雇人受宿會出リヨ、營業人元木モヨ印。此モヨが即ち最上婆である(民族二ノ六)。

能登の輪嶋町は塗物の名産地であるが、此職程の弟子入は江戸期は安政頃迄は十三年年季であつたのを、慶應頃に七年に短縮した。當時男子は十五歳になると歟米二升を領主の加賀藩に納め元服せしも、塗師に弟子入した者は十九歳にならぬと元服は出來ぬが、此歳に漸く「かやりとり」と稱する塗物乾燥の作業を許され、翌年は「座入り」とて弟子中間たることも認められ、三年目に「組板直り」となり五年目に「刷毛直り」に進み、七年目に年季明きで一人前の職人となり、主家の紋の附た羽織を貰ふ。若し年季中に故なく主家を出るやうな事があれば、舊主人の承諾がなければ他家に奉公することの出來ぬ定であつた。猶同地方に於ける諸職人の年季を挙げると、指物木地職は六年、蒔繪師は五年、裁縫師髪師は三年、鍛冶屋は六年、大工職は四年乃至六年であつた(以上、鳳至郡誌)。按に、此分は特殊の年季奉公ではあるが、参考までに載せた。

ホンクトミンゾク (年貢と民俗) 封建期に於ける領主の經濟は、百姓より納附する年貢が其基礎であつた。けに、年貢未進を防遏する爲には、全く手段と方法を擇ばず強要したものである。飢民を水牢に投じ木馬に乗せ、更に妻子を人質にとり、子女を估却させるなど、民権を無視し殘忍の極を盡した。茲には法制史に遠く民俗學に近き數例を擧げる。因に水牢の事は既載したので、其方法だけは省略した。



未進貢 熊澤藩山の「集義和書」の一節に「百姓は年中辛苦して作り出したる物を、残らず年貢に取られ、その上さへたらずして、未進となれば催促をつけられ、妻子を賣らせ、田島山林牛馬まで賣らせて取らる云々。凶年には餓死を免かれず、甚だしきものは有無の差別をも知らず、水賣、寶卷、木馬などの賣めをなす。これによりて病つきて死し、或は病苦になりて用に立たざるもあれど、いむ事なれば訴へもならず」とある(有朋堂文庫本)。按に、木馬とは未進の者を後手に縛り、木製の馬に乗せ、兩足に重き石

などく、しつけて賣めるもある。其繪が「私刑類纂」に載せてあつたと記憶する。

水牢苦 近松の「丹波興作」に關の賤娼小まんの述懐として「横田村の父様、二石二斗の末進につまり、十六で水牢、男にも娘にも子とは此身ばかりなり、所在こそ出女なれ、お大名へも知られた關の小まさんが父親を水牢では殺されず、參宮するとして暇をもらひ、女子の身で代官所を秋納めまで請合ふて、牢を出しは出したれど、何をあだてに何とせう」とあり、更に「基太平記白石噺」にも遊女宮城野が「年貢に迫つて父さんは水牢、其苦を助けふばツかりに此廓へ、賣られて来たのは十二の年」とある。

代納役 播州赤磐郡の村々では、江戸期には若し村内に年貢の末進者があると、名主は富有者と呼び出し代納を命じたものである。其者が之を拒むと不人情なりとて、甚だしきは手錠を絞めて獄屋に下すこともあつた。之は五人組の前書中に「若し死失人等有之候は、殘百姓として年貢辨へ可爲納所也」とあるのを適用勵行したのである（同郡誌）。

粟子柱 筑前糸嶋郡の村藏（貢米を収める倉庫）の前

に、粟子柱と云ふが一本建てゝある。年貢未納者を捕へて之に縛りつけた。之を解くには、第一親族關係の者が代納するか、第二は其組合（五人組）よりするか、第三は村中よりするか、何れの方法にしても完納する迄は繋いで置く。其間は自宅に於ても表口は戸を締切り、青竹を十文字に渡し、四方の隅に釘を打つけ、嚴しく交通を斷つので、家族は水汲みの外は出入する事も出来ぬ。村方では交代に人夫を出して不寢番をするので其失費は多大であつた（同郡誌）。

庄屋迎 越前丹生郡朝日村では、江戸期の年中行事の夜に行はれた。是は毎年十一月になると百姓は年貢米を納める事になつてゐたが、其時期が來ると庄屋は一種の人質として藏元屋敷に招致され、自分の支配村の年貢の皆済する迄は、否應なしに抑留されるのである。之が爲め百姓は競うて完納に努め、此日に滞りなく庄屋を迎へ祝宴を催したので、遂に此行事となつたと云ふてゐる（同村誌）。

妻女質 四隣譚叢卷一に「信州岩村田。寛文年中に窓役あり、おかみ役あり（庶人妻稱御上、有容錢之科）」

家居鋪板の役あり。賦歛始めに信にして年々肩を焼く思ひをなせり云々。年貢に在る物なく、毎年妻子を人質に出す。此方の人質を隣郷の名主に召され、隣村の質は此方へ取る。猶重きものは城外にたしなめられ

て、憂かりける月日に袖ぬれて、來る春の悦びだに知らず」云々。又曰く「文治五年の冬、伯耆國にて院の召次亂入して、百姓を賣むること法に過ぎたり。納所運々するときは妻女、並に美目よき娘を取りて犯せり。是を貢米質と名づく。昔も今も貢米質を好むことは渝らず、此邊（信州岩村田）に何村何某、何れの頃の城主の末流なりと云へるあり、これ貢米質の後裔なりとぞ聞えし」云々（以上、信濃史料叢書本）。按に、窓役とは、窓錢とも云ひ、窓一個につき若干の納税があつた。元祿頃まで行はれたものと見え、晋其角の句に「窓錢に浮世を語る師走哉」とあつたと記憶する。

妻女子 小野武夫氏の「舊鹿兒嶋藩の門割制度」に引用せる「薩隅日田賦雜徴」の一節に「未進方に子を被召上候もの、又は弟を賣るもの御座候云々。又玄蕃頭御領分灰塚村川北村、去毛未進米有之候に付、垂水より兩使被差越、百姓の子女房又は其身を被召上候もの

九人程御座候」云々。按に、年代不明であるが江戸初期の事と考へる。

ホシノジユゴン 「年始の咒言」 江戸期の末頃迄は、武家も町人も元旦に起床すると、他の言葉を送せぬうち、先づ「袖（或は柳）ノ木の下の御祝儀は、されば其事目出たく候」と唱へてから、普通の賀詞なり挨拶なりを交換したものである。橘守部の俗語考に、袖ノ木の下の御祝儀は、本朝二十四孝に、木播ノ里に藤茶と云ふ者があり、仙家に到りて金ノ袖を得て歸り、長者になつた事を載せてゐる。之が三元の袖ノ木の下云々の祝儀となつた元である。猶之に就ては「郷土研究」の二卷三號に、諸家の説が掲げてある。

ホントウマツリ 「燃灯祭」 洛北上賀茂神社では、一月初子の日に神官が御生野へ出て小松を引き、燃灯草と共に神前へ供へる（郷土趣味三ノ九）。

ホンプツイシ 「念佛石」 洛南相樂郡木津の市坂安養寺に、圓光の念佛石と云ふがある。奈良の天佛殿を再建の時、圓光を導師として堂供養を行つた、其時こゝを通り此石の上に座して説法したと云ふ。此石の破片は萬病に利くと信ぜられてゐる（京都民俗志）。

ネンブツイハ〔念佛岩〕 伯耆西伯郡上長田村賀祥に念佛岩がある。赤兒のやうな聲で鉦を叩きながら、念佛を唱へる化け者が棲むと云ふ(郷土趣味二三號)。

ネンレイトカイキフ〔年齢と階級〕 往古の庶民生活に於ては、年齢によつて階級を異にした事は、我國の敬老思想から見ても、重要な意義を有してゐたのである。殊に何事にも古俗を保存するに努めた農村にあつては、實際「一度でも餘計に門松を潜つた」者が指導者の地位を占めてゐた。そして此事は曾て全國的に行はれた若者制度のうち、其事實が存してゐたので、その中から主なる數例を擧げる。

磐城石城郡草野村北神谷では、毎年舊二月朔日の初寄合の折に、十五歳となつた男子は、酒一升を携へて若者組に加盟すると(一)羽織を着る事(二)六尺の横鼻繩を用ふる事(三)新年の廻禮をする事(四)夫役に就く事の四ツを村から公認される。そして二十歳迄は小若衆として使ひ走りの雑用を命じられ、二十五歳で中若衆となり、三十歳で世話人、三十五歳で脱退するのである(高木誠一氏談)。猶同郡の他村落では若者組に入つた十五歳を世話人、十六歳を若水、十七歳を大

將、十八歳を後見と區別し、大將が最も勢力を有してゐたと云ふ(石城郡誌)。

東京市松江町の若者組は、長男(次三男は無資格)だけ十五歳で加入し、五年間は椀洗ひの雑役に服してから、二十歳で若者の正員となり、三十歳で脱退する定めであつた(小山勝清氏談)。

駿河安倍郡地方では、若者は元服すると其團體に加はり、概ね妻帯すると脱退する。若い衆組に四階級(小若イ衆、二段、三段、大頭とし、年齢で定める。脱退は二十六歳からとしてあるが、三十歳を越える事は無い)あり、若年者を寄番と云ひ雑用を勤め、其上を働き役と稱し、更に年長者を頭役と云ふ。脱退しても數年間中は中老と稱して、若衆組に關係する(同郡誌)。

越前今立郡岡本村岩本の花ノ頭の祭禮に參與する者は悉く十六歳以下の若者であるが、然も其階級は十二三歳を袋持と稱し、十四歳を上り大將、十五歳を大將、十六歳を下り大將と云ひ、袋持は祭禮に各戸から米錢を集める役を勤め、大將は祭禮後に福と稱する玉串を配る役をする(民俗藝術二ノ一)。

佐渡松ヶ崎村多田では十五歳で若者組に加入し三十歳

で脱退するが更に三十歳から四十歳迄を年寄と稱し春秋二季の氏神祭の折に獅子ノ役を若年寄(年齢のやゝ若き者)が勤め、是の世話役を本年寄(年齢の長じた者)と云ふ。獅子の頭と尾を持つのは大役であつて決して普通の若者には持たせなかつた(水嶋長太郎氏談)。河内枚方町邊では村祭の擅尻を扱ふ者は、年ばえ(年長の意。二十歳二十一歳)、中老(十九歳)、若い衆(十六歳より十八歳迄)の男子に限られ、別に世話方として二十二歳以上の者が差添ふ事になつてゐた(郷土研究三ノ六)。

荒し致し候者は此杭に縛り付け、小便を相掛るもの也村中」と書いてあつた。此村に限らず田島の成り物を盗む奴を捕へると、斯様の杭に縛り晒し、村民大勢打寄つて犯人の頭と云はず顔と云はず、時ならぬ雨を澀ぎかける風が紀州の諸村にあつた(郷土研究三ノ一)。



ノウウシ〔農牛〕 信州南アルプス鳳凰山には、初雪又は雪解の候に、黒い岩が牛の形に現はれる場所があつて、之を農牛と呼び麥蒔や苗代の時を定める(山の傳説)。

ノウウラ〔農占〕 遠州見付町邊の俗に寒四郎と云つて寒に入つて四日目に雨が降れば、明年植付の時に水があるとして喜ぶ(見付次第)。

ノウカコヨミ〔農家曆〕 信州北安曇郡坂北地方では、雪に飢饉はない。麻蒔は八十八夜前三日。稻種播は八十八夜十日夜下り。稗蒔は苗代三日下り。芋切りは土用三日前。冬至南瓜に年取らせるなと云ひ習してゐる(民間

ノアラシ〔野荒〕 明治十三年頃紀州海草郡湊村の西瓜畠を通ると太い杭を立てた路傍に制札を設け『野

族一ノ四。

ノウカノシテイ 「農家の子弟」 下野西部の風俗として男子は小學校を卒業すると、其家の資産と小供の希望により、農業に關係する者と東京市内に奉公する者と二つある。前者は云ふに及ばぬが後者は二十一の徴兵検査の期限で奉公し、江戸時代の時の様な氣持を今だに持ち續けてゐる。女子は小學校を卒業すると必ず女中奉公に行く、行儀見習と嫁入費用の貯蓄を目的として、親には金銭的にはさして世話にはならぬ(芳賀郡土俗研究會報八號)。

ノウカノセイゲン 「農家の制限」 越後古志郡上北谷村では、百姓には八疊敷の室を許さず、總て六疊の室とした。庄屋及び重立一二軒は八疊の室、即ち座敷一室を有す位である。同南蒲原郡中の嶋村では、農民の中等以下に至つては立見税戸一枚何程かの税があるので其の爲め戸の代りに簀垂並に筵を用ゐた(以上。徳川時代の農家經濟)。

ノウゲウサイ 「農業祭」 廣義に云へば筒粥祭、田遊祭、水口祭、苗代祭、田植祭、田の神祭、刈上げ祭、共に農業祭であり、また此外にも幾つかを擧げることが出

来る。祭の種目に從ひ載せべきだが茲に一括列擧した。猶農業祭は往々性的神事を伴ふものであるが、それに就ては拙著「日本民俗志」に盡したので、今は深く此事に觸れぬ事とした。

信州南北安曇郡では正月十四日に、物造りと云て米の粉で五穀の形を造り之を柳の枝につけ家内諸所に飭り一切の農具を洗ひ清めて飭る。十六日夜道祖神の境内で高さ四五間もある松の木を伐り藁を積み焼く、其時小供は「お竹さん、×××の毛が長いとも長い、三筋つなげば佐渡迄とゞく、佐渡の金山七巻き巻いた」と囃す(日本傳説叢書)。

伊豆田京村の深澤神社に、毎年正月六日田打の神事がある。其式柳の串五百本を長さ一尺二寸に製し、當日社參の者に與へる。此串を苗代田の水口に立てるを例とする(増訂豆州志稿卷八下)。

三河吉田(豊橋)領では、農家の田の打初は多くは正月十一日である。惠方に向つて三所並で一鍬づゝ打返して其打返して束ねた土の上に、松の小枝を一本づゝ挿して、注連繩を輪にして此松枝にかけて、米を少しづゝ三所へ供へる事である。此日贈などを作り祝ふ。

又打返した所に薄の穂、櫛などを挿す所もある(三河吉田領風俗答狀)。

攝津武庫郡東下村の大歳神社では、正月二十三日の例祭に、氏は勿論近郷の農家戸毎に櫛、藁、小石を以て五穀を祈る。寶穗串と云ふ物を作り、之を同社境内及び隣地官林一面に挿立て神に供へる。祭典了つて後自宅に持歸つて床頭に齊き祭り、其年三月下旬に至り苗代を造る時、之を水戸口に立て、虫害を除き、苗の發育を祈るものとする(西攝大觀)。

備後變三郡三和村では正月十五日村民が、今年種べき所の稻種數品を擇び盆に入れ置き、茅穂を粥(十五日の赤豆粥である)に浸して其稻種を附け試み、其多く附いた物を今年種ると定める。其附いた物を穂花と名づけて是を奥津彦奥津姫の二神に供すと云ふ。又同郡三良坂村では此日産土神祠で鬮をとり、同春伊勢參宮の人を定める(蘇藩通志卷四)。

長門厚狹郡藤河内村では、正月のうちに種卸しの神樂と云つて社人を招ぎ、鎮守に於て神樂を奏し銘々種籾の初穂を供へる。又村中田植が終れば代口滿てと云つて社人を招ぎ村の鎮守で神樂を奏し老若男女膝撫しと

云ひ酒など買つて休む(長門國風土記卷二七)。

琉球の大祭を「おりめ」と云ふが、農業に關係がある同地の綱引は單なる遊戯ではなく年占の行事である。

祭の時に東から男が出て西方から女が出て、田遊の神事をする、此時極めてきわどい事までするやうである(中山聞書)。

ノウゲウソクテン 「農業俗傳」 琉球久高嶋の「おたけ」の傳説に、大昔「あまみく」が天に上り五穀の種子を請ふて降り、始めて麥と粟と黍とを此嶋に播たと云ひ或は大昔此嶋の洞穴に住居た阿名吳子と阿名吳姥といふ老夫婦が、偶々海岸に出た時に、怪しい壺の漂ひ來たのを拾ひ、其中に色々の種子を見出し、其一部を此嶋に蒔たのが、麥と粟と黍と阿佐嘉と云ふ樹の始まりで、其一部を知念、玉城に蒔たのが稻米の始まりで、其壺は其まゝ久高嶋の「おがん」森に埋めて在ると云ふ(琉球の研究卷中)。

ノウサクトチメイ 「農作と地名」 遠州磐田郡は岩ゆへ不作だとの俗信で、豊田郡と改めたと云ふ傳説がある。見付町には此兩名を用ゐた事、寛文五年中の御朱印にある(見付次第)。

ノウジトキンキ 「農事と禁忌」 河内北河内郡川越村邊では、田植のとき苗を束ねた藁は必ず植終りの處に捨てる。若し誤て其藁の輪の中へ苗を挿すと、其稻は植えた人の葬式米になると忌む。又苗代跡へ糯を植ると、亦其人の四十九日の餅になると嫌ふ。更に茄子を屋敷内で作ると、家に死人が出来るると之も忌む(郷土研究四ノ六)。



ノウトリ 「農鳥」 初夏に日本アルプス連峰の雪が消えて来ると、甲州地方から見た白峰山に一匹の鳥の形の残雪が見え、秋も亦雪が降り初めると鳥の形が出るので、農民は之を合圖に田植稻刈を始める。其鳥は鶏のやうで卵を三個持つてゐるといふ(山の傳説)。

ノウミンノカイキウ 「農民の階級」 是に就ては既載する所もあつたが、猶少しく蛇足を添へる事とした。江戸期に於て最も農民階級の複雑してゐたのは阿波藩の二十七級であつて、次では熊本藩の十四級、紀州藩の

十二級などであるが、其他の藩でも多きは七八級、少きも五六級に差別してゐた。然もかく差別したのは農民より冥伽金を出させ、一階級でも進んで郷土に誇らうとした其名譽心を利用して、藩財政の収入を計つた爲めである。

出雲飯石郡松江領では目代、庄屋、年寄を村役人と稱し、其勤務の年數及び功勞を斟酌して、順次に優遇の格を進めた。其下級の待遇である生涯合羽御免から初まり、小算用格に昇るのを限度とした。即ち、(一)生涯合羽御免、(二)生涯階具御免、(三)仲階具合羽御免(四)代々階具合羽御免、(五)生涯苗字御免、(六)代々苗字御免、(七)生涯下郡格、(八)代々下郡格、(九)小算用格で平民は以上の事項を帶同するを許さぬ。猶下郡とは他の大庄屋の意である(同郡誌)。

長州藩では、百姓を本百姓と門男百姓との二つに分け、更に本百姓を本軒(高十石以上の所有者)、七步五朱軒(高九石九斗以下七石五斗以上。但し是だけは後に廢さる)、半軒(高七石四斗九升より五石迄)、四半軒(高四石九斗九升より二石五斗迄)の四階級とし、高二石四斗九升以下を悉く門男百姓と稱した。然して此區別

は本百姓は門役(毎月賦課される村費の戸數割)を負担するに反して、門男百姓は全免された事が標準となつてゐた。それであるから、門男百姓も本百姓も同じく庄屋、畔頭、町年寄等の各役に就くことは出来たが、本百姓の格式を買つて其列に加はらぬ以上は、いつ迄も門男百姓としての村交際に従はねばならなかつた(社會史研究九ノ五)。按に、長州藩の門男は阿波藩の門人と同義で、然も阿波では之を水呑百姓の意に用ゐた所から推すと、門男は決して名譽ではなかつた。被官、名子、家抱、譜代、庭子等は、共に本家に隸屬した一種の農奴であるから、普通の農民階級を以て律する事は出来ぬけれども、是等の者は解放され、ば半獨立的の農民となり得たのである。ただ半獨立だけに民俗的には子孫に至るまで、本家たる舊主人の恩義に報ゆる態度を執つた。例へば豊前の小倉領及び中津領に行はれた隸農にあつては、(一)本百姓との縁組を許されず、隸農同志で階級的内婚をなし、然も其結婚は舊主人の認諾を経るを要件とした。(二)隸農が主家を離れた後でも、舊主家を訪問する時は、決して表玄関よりせず勝手口より、それも跣足で出入し、間違つて



ノウミンノフクサウ 「農民の服装」 羽後仙北地方では男女とも「ぼと」と稱して、袂がなく袖臂を掩はず、裾膝を隠さぬ物を體に被ひ、腰より脛の半に至る半股引を穿ち、其下部に脛當をつけ、女は領に襟巻と云ふ布を垂れ、頭を「たな」と云

ふ綿布で裏み前垂をかける。是上古の服装の褌、袴、履、襪、履袋、褌、領巾等の遺制であらう。又男女とも歩く時は足半を穿くのである(日本風俗の新研究)。羽前最上郡豊里村の農民の服装は、腰板附のふごみが今のもいふと變つたのは、三十五年も前の事で、ネル製のてぼそ頭巾を見受けなくなつてからも、二十餘年になる(同村誌)。磐城相馬郡福浦村では、中百姓以下は足袋を穿つ事を許さぬ(足袋は舊十一月十五日から翌年舊三月節句まで着用すべきものとする)藁草履又は素足である(徳川時代の農家經濟)。越後國南蒲原郡森町村の農民は、冠婚葬祭には木綿紋付羽織等を用ゐたが、絹物は長百姓以上の者でなければ用ゐなかつた(同上)。能登鳳至郡兜村大字甲の女子は、田畑に出て労働する時は、必ず色どつた布片を、頭巾の如く頭髮に纏ふ風俗がある(同郡誌)。

ノウヤクシヤ〔能役者〕 禁裏の御能には、能役者其場に入る事を禁じてゐる。院御所には其禁が無い。是等の話を高倉等相より聞いた。時に傍に勝與八郎居て云ふ、平家語るも能役者には檢校等傳へぬと、是も始めて聞いたが、河原者を賤しめた古風の遺である(甲子

夜話卷八)。按に、坂元雪鳥氏の談に、能役者が禁裏に赴くときは、禁裏出入の呉服屋の名を用ゐたと云ふ事である。

ノキサキワリチ〔軒先割地〕 越後の軒前割地制度は、土地の割換毎に差米に一六制と一一制とがあり、前者は本米一石に對して一割六分の、後者は一割一分の割増小作を地主が徴した。そして此差米は割地制度の廢された明治大正期まで徴したので、遂に昭和度の木崎小作事件となつたのである(日本の農村を語る)。

ノタガミ 三河北設樂郡の富山豊根の兩村では、猪のノタ場を祀るが、之をノタガミと云ふてゐる。新にノタ場を發見すると注連を張りて出入を戒め、或は青赤の紙でシデを切りかけ、時には石を置き碑を立て、祀る農作を害されることを恐れる爲である。又ノタ場に山の神を祀ると感應が多いと云ふ(民族三ノ一)。

ノドノマジナヒ〔咽喉の厭勝〕 咽喉に棘が立つた厭勝に、出雲國劔十郎左衛門子孫と、盃に書いて水で解いて呑むと、其儘棘がぬける效驗があると(一話一言卷一)。
ノヒトメ〔野火止〕 武蔵には野火止と云ふ地名が多い之は廣野の草原に火を放ち燒て地面を肥し、其跡へ蕎

麥大根類を植つける。之を燒畑と云ふ。其平原の燃える火の、風の儘に民家に及ぼすことがあるので、塚又は堤を築いて野火止とする。田舎にはよくある例である(遊歴庵雜記初篇上)。

ノボリイハヒ〔幟祝〕 豊橋市邊では、五月には里方から殊に大きな幟を祝ひ、又菖蒲肌衣と袖の無い衣類を贈る。之は染も物も色々ある(郷土研究三ノ八)。

ノリハゲ 薩摩の伊佐出水二郡など、狸のハシル頃(遊牝時)その牝の肩や脾腹のあたりの毛が、薄くなつて居るのをさういふ。狸の子を産むのは四月末から五月上旬である(山村語彙續篇)。

ノリモノガタ〔乗物形〕 山の雪の消え残つた形の名で會津の飯豊山では其雪が肩輿の形に似て居り、それで乗物形の名がある。菱嶽にては鉞形といひ、糸魚川の邊には又牛形の名を傳へてゐた(山村語彙續篇)。

ハ

バイクワ〔貝貨〕 琉球では、曾て商業は全く發達して居なかつた。之は『地無貨殖、是以商賈不通』とある

に由つても明らかである。唯貿易用としては、日本内地で鑄造した薄小無文の銅錢、即ち後世の鳩目錢に似たものを使用してゐた。往時は海巴即ち貝殻を使用して居たやうである(陳侃の使球録)。

バイクワ〔拜火〕 我國は拜火國とも云ふべきほど火を崇敬した。天津日嗣は天津火繼なるべしとの學説さへある。従つて是が民俗的事象は夥しき迄に、種々なる形式で傳へられてゐる。今は少數を抄出する。

羽前湯殿山の常火堂は、開基能除太子が大日如來から授つた淨火で、それより萬世不退の常火となり、三山往詣の行者は皆此火を以て、行業を勤めるのである。此火一に不動明王の左臂を切て出したとて、其像を『臂はり不動』とも云ふてゐる(三山雅集卷中)。

陸中東磐井郡八澤村の岩山剛氏は有數の酒造家であるが、同家には寶曆二年以來の火種を保存してゐる(人類學雜誌二八ノ一)。

信州木曾谷の村々では、正月元日に『若火』と稱して山より取つて來て乾して置いた扁柏の皮へ、別に乾して置いた扁柏を細長く削り、先を尖らしたもので錐を揉むやうに強く揉んで發火せしめ、其火を神事用とす

る(同上二七ノ七)按に、若火は若水の對語である。越前丸岡町では、曾て藩主が九州地方から國替となつて移住した元祿元年の頃より、明治維新迄約百八十年間を、一町内幾軒かの家に必ず火を絶さぬ習俗があつた(同上三〇ノ三)。

飛彈大野郡川村の村民は父祖代々火を改めぬ。それは年々四時の差別なく、薪は長さ四五尺、廻り五尺より二尺位の雜木二ツ割、又は丸木のまゝ、焚續ける爲である。古歌に『親の親子の子の子まで山かつの、櫓の火たけをかたしとぞする』とある(斐太後風土記九)。京都の八月十六日夜の大火の火を、釜盆に水を盛り火影を映して吞むと、生涯下の病に罹らぬとて、花柳界の女子は好んで之をなす(生殖器學論)。

加茂神領の一村では附木を用ひぬ。櫓を埋めて置いて薄の枯莖に吹つけて火をとり、神燈にも炊事にも便した。神代の儀を保持すると云ふ。又京都の人は毎月十四日に愛宕山に登り、櫓ヶ原で櫓を一束づつ取り歸り家に貯へ置き、毎朝籠下の火に一葉づつ焚て、火防せの厭勝にする(譚海卷三)。

攝津有馬郡有野村大字唐櫃の四鬼氏(現戸主を平五郎

と云ふ)は、其祖先の淨源法師が六甲山を開いたとて、十數年前迄は六甲の山越をするには、同氏の家で燈の火を貰つて往かぬと、途中で惡魔に出遇ふと云ひ、皆が貰つて往つたと云ふ(旅と郷土と一ノ四)。

大和の大神神社では、元朝に神火を鑽り大松明を點じ本社並びに攝末社を巡拜し餅を獻す。此火を大和、河内、伊賀、紀伊等より參詣する信徒が、火繩又は小松明に移して持歸り、新年の火を改め元朝の雜煮を炊き一年の安全息災を祝ふ(官國幣社特殊神事調一)。

伊豫美馬郡祖谷部落にては、居爐裏に火を絶たず、往々にして數代の間其火を消さぬ者がある。之を以て農民間の誇りとする(同郡郷土誌)。

バイシヤクニン (媒酌人) 現代の婚姻習俗から云へば媒酌人の有無が公婚と私通との標準である。然して播磨風土記に大足彦尊が、印南別嬪を誂へ給ふ時に、息長命を媒人としたとあるのが、此事の初見で又以て其古きを知るべきである。茲には媒酌人の法制上の位置を説く必要がないので省き、専ら民俗學的の事象に就て述べる。足利市外の豊村には、今に『媒酌人××』と云ふ諺が残つてゐる。此内容は新婦に對して××だ

け、新郎よりも優先權を有してゐるとの意味である(日本婚姻)。羽前の米津市に近い萩村では、媒酌人が女の家に往つて、先づ花嫁を貰ひ受け、それを自宅へ連れ歸つて三日その側に起臥せしめる(サンデー毎日、四ノ四三)。同じく此事を記した「中陵漫録」には『媒の傍に臥せしむること三夜にして百八の餅を作り、媒者背負て女を連れ行き禮を調ふ』とある(隨筆大觀本)。

媒酌人が嫁を貰ひ受けるとは、足利市外のそれと同じく此者が股の權利を有してゐたことが想像される。更に媒酌人の義務に關して、花嫁を夫家に引渡すと同時に一切の責任が解消し、其後は何事にも關係せぬ地方と(陸前宮城郡、美作西北條郡其他)之に反して媒酌人の生存中は勿論のこと、死後は其相續者迄が交渉を有し、離縁の節は必ず立會ふ地方(羽後秋田郡、長門豊浦郡其他)とある(以上、民事慣例集)。猶江戸期に於ては、持參金ある嫁又は聲の媒酌人の禮金は、其一割が定めであつた(徳川時代の文學に現はれたる私法)。媒酌人の時代的變遷等に就ては拙著「日本婚姻史」に詳記した。

バイチヨノナイクニ (賣女の無い國) 甲斐國內には賣

女がない。之は武田信玄が在世の時に免許として、端午から八朔までの間、郷民は夜中戸を締めないで、男女の交會を免すからである。若しも戸を堅く締めて若い者を入れない時は、打破つて入つても之を罰する事は出来ない。又八朔から重陽迄は『貰ひ』と名づけてゐた(本朝奇跡考卷上)。

バイバイコン (賣買婚) 常陸風土記の筑波山の權會を記した一節に『不得聘財者、兒女不爲矣』とあるのは古く我國に賣買婚の存したことを示唆してゐる。更に現代にも行はれてゐる『結納』なるものが、此源流より發してゐることも、大體に於て承認される。然して此事は種々なる形式で近年まで残つてゐた。因幡氣高郡正條村大字濱では、縁談が成立すると婿方から、結納に添へて鹿ノ耳を贈る習慣があつた。是は古代は鹿の全皮を贈つたのであるが、それでは保存や運搬に不便だと云ふので、中世に郡守の許へ全皮を預け入れ、耳に割印を押して證據となし、其引換券として耳だけ贈つたのが、今に残つてゐるのだと云ふ(讀賣新聞、大正一五、一二、一六)。天武紀五年八月、國造が祓柱を輪せる條に『鹿皮一帳』とあるので、古く此品が一

種の財物として授受されたことが知られると同時に、因幡の花嫁が鹿ノ皮で賣買されたことが知られるのである。土佐高岡郡與津村では、縁談が整ふと男子より女子へ『サス』一本を結納として贈る『サス』とは同地の方言で、之は樵夫などの薪を擔ふときに用ふる先尖の棒である（人類學雜誌三ノ三六號）。此サスを前掲の鹿の耳の事由から推すと、大昔にあつては、此サスで擔へるだけの海産物なり農作物なりを以て、花嫁を買つたのが、後には其事が混びてサスだけが残つたものと考ふべきである。更に琉球島尻郡具志頭村新城では結婚と云へば嫁の賣買を意味し、嫁の價は五貫文（内地の金拾圓）を通例とし、例外には十貫文十五貫文もあつた。そして花嫁の代金は結婚式の日に婿方の使者が袋に入れ肩に引ッかけて持て往くが、嫁方へ渡す迄は肩を代へぬを習禮とした（爐邊叢書本。シマの話）。

ハウキ〔掃帚〕人の去つた跡を掃くのを忌むは、古くからの習である。萬葉集卷一九に『櫛も見じ屋中も掃かじ草枕、旅ゆく君をいはふと思ひて』とあるので知られる（玉かつま卷八）。按に、此事は掃帚を跨ぐなとか、之で打たれると死ぬとか云ふ俗信と共に今も各地

に行はれてゐる。

ハウコウイチ〔奉公市〕筑前宗像郡大嶋村大嶋浦、田嶋神社の祭日は毎年陰曆九月一日である。此地の妙齡の女子が同社に參詣し、其時雇主と奉公の契約をなし十一月三十日まで近郷の農家に出稼ぎをする習慣がある。此事は貧富の別なく行はれる。一度奉公に出ない者は妻縁につくに人々は之を潔とせぬ（筑豊沿海志）。

ハウサウナガシ〔抱瘡流し〕能登羽咋郡上甘田村では幼児が始めて種痘し善感すると、棧俵を笠に擬し之を頭上に戴きて入湯させ、後其笠に三個の團子を箸に貫きたるを添へて、路傍の竹垣に掛ける。これ抱瘡の神を流す意と云ふ（同郡誌）。因に、瘡抱神に就ての俗信は相當にあるが、種痘によつて多くは意味を失つたので他は略した。

ハカマカケクワンオン〔袴懸觀音〕越前敦賀郡の金崎と手筒山との間に此觀音がある。由来は宇治拾遺物語にあるが、信者の少女が契りし男に着すべき袴が無いので祈願すると、觀音の首に袴が懸つてゐたと云ふのである（同國名蹟考卷一）。

ハカリハシラ〔量柱〕内宮年中行事記に云ふ、正月十

四日に水量立る事は、政所大夫一人、物忌父一人、御巫内人等が、占木を酒殿の前の置石の北の端に建て、月影が九丈殿の西の軒と酒殿の西の軒と、同じく通ひ指す時（之は夜半である）、占木の影の指す所に博士が木を建るのである。之が中間の遠いのを吉とし近いのを凶とする。此日から近郷の土民が群參して吉凶を計る。又此夜雨が降れば燈火を照して影をはかるといふ（皇大神宮參詣順路圖繪）。

ハギライム〔萩を忌む〕日向佐土原の藩祖島津以久に阿蘇宮司佐貞の女で、阿蘇女といふ寵姫があつたが、後に阿蘇女を疎んじ阿蘇に歸す事にしたのを怨んで阿蘇女は自刃した。同女の衣に萩の紋様がついてゐたので佐土原の島津家では常に萩の花を忌むといふ（日向の傳説）。

ハクサンジントセンシン〔白山神と賤民〕上野惣社町大字植野に白山神社がある。但傳に慶長年中に關八州長吏の支配役である矢野彈左衛門が、自ら常住の淺早に白山神社を勸請したので、其配下の關八州長吏の部落に對して、同様同社の勸請を命じたのであつたが、其際に祭つたものであると云ふ（惣社町郷土誌）。按に、

白山神社と賤民との關係は、もつと根深いものがあるように考へる。是では關東以外の地は説明の出來ぬ事になる。

ハクテウスウケイ〔白鳥崇敬〕陸前柴田郡の村民は昔から白鳥神社を深く信仰し、白鳥（鶴）を以て靈鳥となし崇敬する。若し之に觸れると身體痛み過て其肉を食ふと暴死すると云ふてゐる。故に病鳥の田野に斃死するを見ると禮を厚くして葬る。郡民今に（明治三十六年）至るも決して食はぬ（同郡誌）。

ハクテウデンセツ〔白鳥傳説〕紀州名草郡雄ノ山に白鳥ノ關がある。手束弓の産地である。今昔物語に或男の妻が弓と化し、更に白鳥と化して此地に來て又元の女となつた事を載せてゐるので、白鳥の地名となつたと傳ふ（紀伊續風土記卷一〇）。

ハクテウハシンシ〔白鳥は神使〕武藏大里郡折原村の佐太彦神社は、天長元年六月十五日に鎮座したので、今に此日を祭日としてゐる。住古祭日に神輿を荒川の流れに出し拜禮せしに、一羽の白鳥飛び來つて神輿の傍から本社内の大樹に止り、次で屋上に移り飛び去つた。此縁喜により白鳥を神の使令とし、今に祭日には社

殿屋上に供物を置き白鳥を待つと云ふ(同郡神社誌)。
バクヤシキ [模屋敷] 備後三原漁師町の一地名に、模
屋敷と云ふがあり、昔模を飼つた所と傳ふ(藝藩通志
卷一一)。

ハグロイシ [齒黒石] 紀州海部郡加太村の加太神社
(俗に粟嶋神社と云ふ)の後苑に、齒黒石と云ふがある
婦女其石の粉を鐵漿に和して齒を染めると、良縁速し
とて争ふて之を求む(同國續風土記二三)。按に、我國
の齒黒が既婚者に限らぬ一證である。

ハグロトカラス [羽黒と鳥] 羽黒山舊記に、欽明朝か
ら崇峻朝に王子參拂理(能除太子か)、天童の案内で羽
峰に至つた時、片羽八尺の靈鳥が飛んで来て峯頂へ導
いた。其折に生身の觀世音を拜した。即ち靈鳥と化し
虚空で我は是れ羽黒神社なりと云ふた(出羽國風土記
卷二)。按に、羽黒の原祀神は鳥ではなかつたか。羽黒
の名も之から起つたものと想はれる。

ハケ 東京市大森の八景坂が、ハケの地名に宛つたもの
である事は柳田國男氏の論じた如くである(郷土研究
一ノ九)。そして此地名は各地に多い。常陸茨城郡木葉
下村を、慶長三年の檢地帳には、アホツケ村と記して

ある。高田與清の曰く、ホケとハケとは通音であつて
もと山の岨などの壞のかけやすきより起つた語である
赤ハケと云ふ所もそれである(新編常陸國誌卷五)。按
に、ハケの地名各地にあるも今は略す。タケ(嶽)、ガ
ケ(峯)、タウゲ(峠)、ボケ、ハケなど、山に關するも
のにケの語尾の多いことは注意せねばならぬ。

バケテソウ [化地藏] 下野日光の大谷川の兩岸は奇石
に富む中に、絶壁なすものにガンマンの大梵字を刻し
た岩があり、山順僧正の筆と云ふ。又山岸に向つて石
地藏數百體を安置する。之は慈眼大師が衆徒等過去萬
靈自己菩提の爲に建てたもの、其數多く何回數へても
數が合はないので化地藏と云ふ(日光の傳説)。

ハコイシ [箱石] 羽前西田川郡豊浦村由良の産神嶋は
白山權現を祀る。胎内潜りと云ふ所は、羽黒權現誕生
の所とす。又箱石(唐岩とも云ふ)と云ふには、折に
觸れて寶物が現はれるが、之を拜する者は富貴となる
と傳ふ(莊内三郡雜記卷下)。武州榛澤郡末野村の箱石
權現社。村の鎮守であるが祭神は判然せぬ。箱の形に
似た磐石の上に鎮座するので此稱がある(同國風土記
稿二三四)。美作吉田郡箱村の箱石。石級五層、高さ二

丈横二丈五尺。古傳に陰陽博士晴明道滿が、此石中に
日本輿地圖を納むと(校正作陽誌)。按に、箱石は笈石
と共に考ふべき俗信の一對象である。

ハコシミソ [箱清水] 陸前國栗原郡長岡村大字小野に
ある。昔佐用姫が膽澤へ赴くとき、容貌を此清水に寫
したと傳ふ(同郡誌)。按に、姿見池の一種である。

ハコマツ [箱松] 箱崎八幡宮の標ノ松は僧家の説に應
神帝戒定惠の三字の箱を埋められ、其標に栽えし松ゆ
ゑ斯く云ふと。又一説には神功皇后が應神帝の胞衣を
箱に收め此地に埋めたので、標ノ松とも箱松とも云ふ
とある。後説や、信すべきか(筑前國續風土記卷一八)。
バサラツカ 武藏足立郡蓮沼にバサラ塚があり、塚上に
石地藏がある。瘡に患る者祈願すれば效ある(同國風
土記稿一三九)。按に、バサラは風流の意か。

ハシカテンジン [麻疹天神] 東京市上澁谷町稻荷社の
末社にある。元は土師家の天満宮と稱せしを、誤つて
斯く云ひ、該病の治癒を祈る者が多い(同風土記稿三)。
ハシガミ [端神] 村々の出入口に祀りし寒神を、斯く
言ひ慣はして、後には地名とまで(紀州板村の如く)な
り又は鼻神と言ひ歪められるやうになつた。陸前本吉

郡波路上村、これ即ち古の階上郡の郡名の地である(封
内風土記卷一四)。信州筑摩郡安坂村にハジカミ澤があ
る。又ハジカミ平とも云ふ(信府統記卷七)。伊勢度會
郡始神村。山谷に居民がある。一本初神に作る(勢陽
五鈴遺響)。加賀國加賀郡田鹿郷四方高坂村の波自加
彌神社。中古兵火に罹り社殿燒亡した。後に田鹿八幡
宮に合祀した(同國式内等舊社記)。猶之に就ては拙稿
『鼻神考』(雜誌郊外掲載)に管見を記した。

ハシテンセツ [橋傳説] 甲州西山梨郡國玉村に逢橋が
ある。土俗に此橋で同國の猿橋を語らず、猿橋で此橋
を云はぬと。猿と去る同訓近し、逢ふに去るを思ひ爲
か。又此橋で謠曲野々宮の一齣を謠ふと、必ず怪事が
あると傳ふ(甲斐國志卷六〇)。按に、謠曲を忌む話は
既載の山口市の築山神社にもある。

ハシトシンハン [橋と神判] 日向の鶴戸神社に詣でる
者は、神橋の手前から徒跣になる定めである。昔から
邪心を抱く者は眼が眩んで渡れぬと云ふ。文祿元年に
兒湯郡穂北村三宅の庄屋が出家し受珍と稱した者が架
けた橋で、裏面に南無妙法蓮華經の七字が記してある
(日向の傳説)。按に、肥後阿蘇神社の左京ヶ橋と同系

のもので、元は神判の信仰に出たものである。其代表的のが琉球久高嶋のエザイホウである。

ハシマ 「端飯」 出雲飯石郡の農家及び一般労働者は、春分より秋分の頃迄は、端飯と稱して晝食と夕食との中間に、一食する習慣がある(同郡誌)。

ハジマヒ 「土師舞」 淺草三社権現の神事舞太夫頭の、田村入太夫の話に、今用ゆる神樂の十二座など云ふ舞は、土師の舞とて大方百五十年許りも前に出て来たものである。土師は武州幸手の脇の土地の宮である(海録卷一〇)。

ハシラタテノイハヒ 「柱立祝」 飛騨山中の丹生川、上寶等の村々で、家屋を新築する時柱礎を修めるを「へとかち」と稱す。其日は知己親族の外に村内一戸一名づつ助人に来る。就中、大黒柱には神酒洗米と、大なる饅餅二個を供ふ。式終ると酒席を設け饗應する。各人「めれた」と稱する祝儀唄を謡ふ。猶此外にも酒興がある(人類學雜誌三ノ二四)。

ハシラカケヌカワ 「橋を架けぬ川」 阿波勝浦郡多家長村大字飯谷の川筋には橋を架けぬ。俚傳に同所の城主歳平が徳嶋からの歸途、勝浦川が洪水のため義婢小松

腐の效驗があるので、斯うして遠方から来る門徒に、最後の對面を許したと云ふ(中山聞書)。

ハソ 「破素」 羽前の酒田町では道祖神を祭り、毎年正月に三尺位の木製の神體を持廻つて、處女に舐めさせる習俗が今も猶んに行はれる。若し舐めぬと、厄病にかゝるとの言傳へがある(都新聞、昭和三、九、一三)。此事が古い破素の面影を残してゐることは、同じ東北の金精神が處女を犯すので神體を鐵ノ鎖で繋いだと云ふ傳承からも推測される(古松軒の東遊雜記)。そして此事は神の手から人の手に移され、今に其名残りを留めてゐる。紀州東牟婁郡勝浦港は漁場とて古くから風儀の良い所だが、同地では昔も(今も多少あらむ)娘が十三四歳にもなれば、老爺を頼み破素を受く。其禮として米酒と桃色の禪を贈るを例とする由傳聞した(南方來書、明治四四、一〇、八)。石見中部地方では結婚前に、其村で最も老巧なる者を頼み、娘の不具か否かを檢せしめる親が往々ある(民族と歴史二ノ二)。按に、斯うした民俗は他に存してゐるが、風紀の點から省略した。破素と初夜權との關係に就ては拙著「日本民俗志」に收めた「女子共有から處女禮讚

(蛇淵の主の精と云ふ)が橋に化けて渡らせたが、後に變化と知り之を殺したので祟ると云ふ(同郡誌)。

ハスタ 「蓮田」 越前南條郡大鹽温谷村の善右衛門の持ち田に、蓮田と云ふて年々田を返し草を切れども、稲に交つて蓮の咲く地所がある。同人は白山神を信じ其示現と云ふ。餘人の田は畔を境とし一葉の蓮もない(同國名蹟考卷二)。

ハスノマンダラ 「蓮曼茶羅」 中將姫の織つた蓮の曼茶羅とは、蓋し瑪糸の意であらう。續日本紀に瑪糸蛛糸とある。瑪糸は艶よき絹を蓮の糸に譬ひ、蛛糸とは細き糸を斯く譬へたのである(秋齊隨筆卷下)。陸前栗原郡宮澤村の莊嚴寺に中將姫の織つた蓮曼茶羅とて、帛地に金胎の曼茶羅二つある(同郡誌)。按に、此種の寺寶各地にあるも、他は悉く省略した。

ハスノワン 「荷葉椀」 延喜式に荷葉椀とある。今の世に精靈祭に荷葉を用ゐるは、此事に縁あるか(松屋筆記卷一五)。

バセウ 「芭蕉」 昔は長病の患者に床ずれが出来ると、芭蕉葉を敷き其上に臥かすと癒るとて用ゐた。又本願寺の法主が死ぬと、其屍體を芭蕉葉で包んだ。之は防

へ」の一文にやゝ盡して置いた。

ハタオリノキンキ 「機織の禁忌」 越後小千谷町の名産小千谷縮は、十日町六日町邊の娘達が農閑に織るが、其娘に情人が出来ると織色が變るとて忌む(報知新聞大正一五、一、七)。

ハダカオトリ 「裸體踊」 是には二つの區別がある。第一は家例として元朝に甕の前で夫婦の者が踊る私的のもの、第二は之に反して呪術的の意味を含めるもの又は集會の祝儀に踊る公的のものとなり、更に細別すると、男子だけのもの、女子だけのもの、男女合併のものとなるが、茲には公的のものだけを擧げる。裸祭は別載した。其條参照。飛騨の山村では、昔は元日に百姓達は鋤鉞揃へて名主の許に年賀に往き、酒食の馳走を受けた後に「年誼め」をする。其歌詞は左の如くである。



A 麻むつくり、稗むつくり。

馬の腹の、まろらに、まろまろまろと。

B 穂ぶらり、穂ぶらり、

わらが、垂り穂、しつこり、しつこり、

おゝ、おもた。

C たつたりや、析の苔、

ゑんだりや、栗の穂。

所傳に、ABCとも各々別な趣きがある。風紀上何れも詳細に説明は出来ぬ。大體歌詞に伴ふ身振りを、全裸の現人神、男女二尊の型で行ふ咒術。謂はゞ年ほめの實踐である(石冠二ノ三)。

近江蒲生郡市邊村では、古來正月八日に裸踊の行事がある。同日は村の法徳寺で晝は寺僧の護摩供があり、夜は壯丁三十餘名が集り誦初めをなし、終ると裸體となり太鼓を叩き『ヤロジヤエヤツサト』と云ふ囃詞につれて踊る。天井より吊下げた餅玉の取り合ひをなすこと三四回、其他に厄年除けの踊もする(民族と歴史四ノ四)。

京都伏見七瀬川の薬師堂でも、日野の薬師堂と同じく裸體踊をする。此邊を過ぐる者は貴賤となく引止て酒を勧める。そして此裸踊といふ風俗は、寒垢離などと

同じ系統のもので、寒夜に身を苦しめて祈願をすることから濫觴してゐることは疑ない(日本歳事火)。

肥前五嶋の村々では、講のあるごとに、婦女の裸體踊がある。之を小皿踊と云つてゐる(橋浦泰雄氏談)。按に、古く奥羽に行はれた八皿カケを憶はせる。

ハタカケマツ (旗掛松) 名古屋市熱田白鳥町の白鳥神社の社頭に、此松があつたと云ふが今はない(尾張志)。

ハタタケ (旗竹) 昔多田滿仲が西國へ探題の時、播州加東郡五峯山へ登り、旗竹を切取つたので、武家の吉例となり諸家が此山で旗竹を切取る(播磨古所拾考)。

ハタタテイシ (旗立石) 備後蘆品郡中須村と、同郡本山村とに旗立石がある。共に大石であつて穴がある(福

山志料卷二〇)。

ハタフリテンセツ (幡降傳説) 若狭遠敷郡松永村平野

に伊曾畑山と云ふがある。但傳に和銅年間此地に神幡が天降つて峯に掛つたので、一名を幡山とも云ふ(同郡誌)。

ハチ (鉢) 丹後中郡新山村荒山に茶笠と云ふ者住居せり、又安村に鉢と云ふ者も住居せり、何れも平人の通りは取扱はず一段下の者としてゐる。竹細工などして

居ると云ふ(同郡風俗問狀)按に、紀州海草郡のハチ越前や出雲のハチャと同じ賤民である。

ハチガミ (蜂神) 大隅肝屬郡小原村に九萬八千大明神(現今は萬八千大明神と云ふ)がある。傳に往古蒙古の賊日本を侵し、攻め入らんとせし時、萬八千大明神九萬八千の軍童子と化し、萩の弓薄の矢で悉く退治した因て神號を九萬八千大明神と奉崇せりと云ふ(三國名勝圖繪卷四七)。按に、是と同巧異曲の傳説が「和州舊跡幽考」の奈良二月堂の執金剛神の條に見えてゐる。

ハチマキ (鉢巻) 古く神を祭る折に鉢巻した事から推すと鉢巻は貴人に對する禮裝とも云へるのである。魏志の倭人傳に「男子皆露紒、以木縣招頭」とある招頭が、一種の鉢巻である事は云ふ迄もない。たゞ考へねばならぬ點は、後世になると鉢巻が男子より女子に移行した事である。

羽後の大瀧村を二月半に通行した菅江眞澄翁は眼前の農況を「此ころ春田打とて云々。短き衣に股引、蒲の鉢巻をして、小さき鍬を鷲の物あさるやうに、打に打つ男女が姿、更に見わくべうもあらぬ」と敘述してゐる(秀酒企乃温薄)。蒲の鉢巻とは如何なるものか。そ

して今も残つてゐるか知りたいものである。

甲府市勝沼町では、婦人が雜禮に會するときは、鉢巻して列に従ふを習とした(甲斐の落葉)。

明治二十二年に書かれた「三河國西加茂郡誌」の一節に「山村の女子は、賓客に接する時、必ず頭に手巾を覆ふ」とある(社會史研究一〇ノ二所引)。是は鉢巻では無いが、筆序に取て記載した。

伊豆諸嶋の婦女が佳節に神佛に詣る時は、皆鉢巻する習俗がある。新嶋では之を「しほ」と呼ぶ。御藏嶋では父母の喪には、頭部を白木綿で巻き、他屋に入つて五十日間籠居したが、近年此風が廢れた(伊豆七嶋志卷上)。新嶋の女の鉢巻は、中形眞岡木綿の二尺六寸なるを巾三寸位に折り、

少女は前額、處女は横で結び、既婚者は後で結び、臥寢の時ならでは取らぬ。其染模様は老若で違ひ時の流行で違ふ。ヤカミシユとい

ふ巫女は赤手拭で鉢巻する。昔は紫鉢巻した家があつたと云ふ。結婚のときは晴衣を作らず鉢巻を新にする



(郷土研究四ノ四)。

ハチマンジンテンセツ 「八幡神傳説」 八幡の原祀神は必ずしも應神帝では無かつた。栗田寛は彦火々出見尊と考證してゐる(栗田先生雜著)。それにしても如何なる理由で、應神帝が八幡の祭神となられたか、玉依姫考の筆者は王神と應神とが同訓なりしたためと考證してゐる(郷土研究四ノ一二)。茲にはさうした研究は姑らく措き、諸書に載せたる資料だけを列擧する。仁聞菩薩の條參照。

八幡の語原 松屋叢話卷二に「八幡宮は、もと豊前國宇佐郡に八幡といへる里ありけんに、其處に鎮り坐ししかば、やがて社の御名には稱へし也云々。借八幡は地名なるべき由は、諸國に幡多、蟹幡、八幡など云ふ所あまたありて、そは彌重島、又は火田の略語にや。和名抄に、野老傳云、横截山作島、謂之截畑、其田先燒後耕謂之燒畑と見えたるを想ひ合せて知るべし云々神功皇后緣起に、赤白の旗八流降して起る由を記したるに、文字により傳會せし僻事にこそ有けれ云々(日本隨筆大成本)。按に、往年日向の人南善吉氏の來り語るに、ヤハタは地形であつて、北に山を西に簷を南に

川を控へ東の開けた土地を斯く稱すとの事であつた。記して後賢に資す。

八幡の異傳 筑前糟屋郡宇瀨村の宇瀨八幡宮に就き古傳に、神功皇后征韓より歸朝の折、西國には野心を抱く者あるを以て、此地にて御産をなされたが、其際に御産所の四方に入ツの幡を建て武備をなした。之により八幡宮と云ひ後に八幡宮と稱し奉つた(筑前國續風土記卷一八)。按に、八流降幡説と同じく無稽である。

鍛冶する翁 八幡愚童訓に「大菩薩は、日本國人王第十六代の應神天皇の靈跡也云々。人聞菩薩として八十餘年御修行有き云々。加様に御形を變じ玉ひて、奇瑞を示し給ふと雖も、時機不宜が故に、靈威を現し玉はずして、蓮臺寺の山の麓、菱潟の池の邊に、鍛冶する翁にてぞおはしける」云々(續群書類從本)。按に、九州に原據を有する炭燒藤太の傳説が、此神話に一脈の線を曳けるならんとは、先輩の既に考究せる所である(海南小記附録)。

八幡神と杉 宇佐託宣集に「天下の國々にある杉は朕が寶殿なり。正直の人と杉の梢とは即ち朕の寶倉なり」云々(太宰管内志。宮崎宮の條)。八幡愚童訓に「正直

の者と稍平なる杉の枝とに、吾は住むべし」云々。同書に「大菩薩摩訶國の楢の種をとらせ玉ひて、裁給ひけるとて、九本の大杉あり、御袈裟を掛させ玉ひたりけるとて、袈裟の跡、杉の木に見えたり」云々。

八流の降幡 日向東諸縣郡綾村大字南侯に綾神社がある。祭神に仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三柱で、三宮神社と稱へて來たが、明治五年に他の神社を合祀して今の社名に改めた。天長八年此村の空中に八流の旗が流れ、其時豊前宇佐の大宮司が七十九人の者を從へて來たり、宇佐八幡が旗の落ちた處に鎮座して、衆生を濟すと云ふ託宣に従ひ、此處に三柱の神が鎮まる事になつたと(日向の傳説)。

相殿聖母神 福岡市西町の鳥飼八幡宮は、其始め鳥飼村の松林中に鎮座せるを、黒田長政の入國するや慶長十三年に今の地に遷座した。神社の中殿には八幡大神を祀ひ、左には寶滿大神、右には聖母大神の鎮座すと云ふ(筑前國續風土記卷三) 按に、聖母大神とは何神の意にや、宇佐八幡宮の姫神と共に、何事かを示唆してゐるやうである。

御正體は石 長門厚狹郡山野井村の八幡宮。中古に新

左衛門と云ふ者馬を引き、船木村へ石灰を買ひに往き歸途長友村の八幡社前にて馬の片荷重りしたため、社前の石を附て戻り石を捨てしに、其夜靈夢あり我は八幡神なり馬に乗て來る、祠を建て祀るべしとの事にて創祀す(同國風土記卷八)。

八幡と鎮靈 武州秩父郡太田村小柱の秩父八幡宮。是は庄司の靈を祀る故に斯く稱すと傳ふ。其時代は判然せぬが畠山二三世の靈なるべしと(秩父志卷八)。按に八幡神が怨靈鎮壓のために祀られた例は全國に夥しく存する。殊に非業の死を遂げたる者を、若宮八幡と稱した事は留意せねばならぬ。之に就ては柳田國男氏の人を神に祀る風習(民族掲載)が盡してゐる。

バチヤマ 遠江周智郡など、伐採補樹の作業を忌む土地があつて、それをバチ山と云つて居る。バチはこゝでは物咎め、又は祟りの意味に使はれ、あの山は何分バチがひどいなどと云ふ。クセチ又はケヤマなどといふ處もあつて、心持は皆似て居る(山村語彙續篇)。

ハツサク (八朔) 肥後菊池郡地方では此日農民は早朝田に往き「作の神さん頼みます」と呼ぶ。農家では茄子で馬の形を作り、先づ床の上に飾り後に川へ供へる

馬の背には草花を挿す(郷土研究一ノ七)。按に、八朔は厄日前として農家にとつては、尤も焦慮される頃である。昔から田ノ實の節句として祝ひ、其地方に限られた種々なる行事がある。

ハツチャウチソウ 「八町地蔵」 紀州海草郡加太村の八町地蔵、小糠地蔵とも云ふ。古き街道に道標として八町ごとに建てたものであらう(同續風土記卷二三)。

ハツモノクヒ 「初物食」 俚諺に「初物を食ふと七十五日生き延びる」と云ふ。之に就き古老の談に、昔は死罪に行ふべき者に對し、何なりとも望みの物を食はずとの事に、小才の利きたる者其時世上に無き食物を望む。官止むなく其物を作り與ふるに生育迄七十五日を要す。それを食ひて七十五日首をつなぎ、然る後に刑に行はれたので此諺が出来たと云ふ(南方來書卷一〇)。

ハトリマツリ 「鳩取祭」 陸中千厩町の愛宕神社の鳩取祭は、八月中(日は不定)に行はれる。白木の神輿の上に木彫の鳳凰をオハトと稱し、之を群衆に投げると夜を徹して争ひ拾ふ。得た者に福がある(民俗藝術二ノ八)。

ハナカタミサクラ 「花筐櫻」 越前今立郡の池泉と五分

一の村境に此櫻がある。味間野皇子の寵妃照日前が、皇子との餘波を惜み狂女となり、花筐を持ち御跡を慕ふた舊地である。皇子より妃へ「頼めた袖ふれなれし月影の、しばし雲井にへたてありとも」の御歌を賜つたと云ふ(同國名蹟考卷四)。按に、謠曲の花筐は此傳説を材料としたものである。

ハナシヅメマツリ 「花鑽祭」 大津市の長等神社で毎年四月中旬に、社頭を花の辻と稱し櫻花一枝を神前に供へる。これ疾病を鎮める祭と傳ふ。又いつ頃からか「幣として櫻の花を枝ながら、山の主に今日ぞ手向る」の歌を紙片に書き、花ノ枝に添へ納めることが行れる(同市志卷中)。按に、古き鑽花祭が偶々此社に残つたものである。

ハナシネ 「花菜」 山家集に「山櫻吉野詣でる花しねを尋ねん人の袖につままん」とある。此花菜とは米を紙に包で數多の枝に附て、神に奉るを云ふと雅言集覽にある。米を打撒きと云ふは、昔は神佛に詣でたとき米を撒いた故である。關寺小町の俗唄に「花がらたへよ人々」とあるが、此花がらは米を紙に包み、割り竹に挟み神佛に詣る人に持たせ、一づゝ奉ること、花菜

の名残りである(天野政徳隨筆卷二)。

ハナタテ 「花立」 陸前登米郡北方村日向小學校に近く花立と云ふ地名がある。伊達政宗が佐沼征伐のとき旗を立てし所と云ふ(同郡史卷下)。長門厚狹郡東前倉村に花立の小名があるも、今は人家はない(同風土記卷四)。猶「帝國地名辭典」によると、京都市の町名に二ヶ所、秋田市に一ヶ所、羽後仙北郡花館、越後中頸城郡谷濱村花立、同岩船郡内村花立が載せてある。

ハナタテカハラ 「花立河原」 山形市惠稱寺の開山願正は、蓮如の法弟で文明十五年中に村山郡高楡村に一字を建て永正三年に歿した。信徒の高楡村に參詣せんとするも晩春には積雪とけて馬見ヶ崎川漲り危険多く、橋畔の砂上に香花を供へ遙に該村を拜す、故に此稱がある(山形市誌)。

ハナタテミサキ 「花立岬」 上總夷隅郡豊濱村川津の南端を云ふ。方一里餘の場所で、礁角水中に亂立し利刃のやうである。航者恐れて近かぬ(同郡誌)。

ハナタテヤマ 「花立山」 岩代河沼郡若宮村大字中川の花立山。空也上人が此處で花を立て供養したと傳ふ(同郡案内)。越後刈羽郡南嶺石村石曾根の花立山。新保氏

の古城址とて古器物を掘り出すことあり、又隠れ穴などもある(同郡案内)。



ハナトリチソウ 「鼻取地蔵」 磐城石城郡大浦村長友の長隆寺の境内に、鼻取地蔵がある。昔或農夫が代掻の時に鼻取の小兒を甚く叱ると、何處からか知らぬ小兒が来て、代りを勉めて農夫の氣に入つたが、其後小兒の姿が見えなかつたので、不思議に思つてみると、地蔵堂の床に泥足の跡があつた。之は地蔵尊が叱られた小兒を氣の毒に思ひ鼻取を動めたのである。尊體は安阿彌の作で、明治四十年國寶に編入された(郷土研究一ノ九)。

ハナノトウ 「花の誓」 近江高嶋郡本庄村大字川嶋で花の誓と云ふは、毎年三月六日大字内五組の各當番の家に、組内十六歳以上の男子悉く集合して、新入會者の成長を祝ふ事である。一に「初人講」とも云ふ。當日男子の三四歳乃至五六年の者は、父兄に伴はれて出席

し、十六歳以上の男子が座席を正し整列した席で、座長より祝杯を受ける。又十六歳に達した男子は此席で烏帽子着の式を行ふ。昔は女子も此席に参會したが、明治以降は廢した(同郡誌)。

ハナヒマツリ〔花火祭〕 肥後玉名郡筑山村字筑地の氏神祭は、花火を揚げるので名高い。青年達は六月頃から雛子の稽古をなし、老人連の面前で試験され、合格した者だけが十月十五日の祭に参加する(民俗藝術一ノ一〇)。

ハナヨメノチサンキン〔花嫁の持参金〕 其請取證が愛知教育(五三〇號)にあるので左に轉載する。婚姻史の一資料である。

持参金請取一札(古知野報光寺所藏文書)

- 一、持 参 拾五兩 文字金也
- 一、土産代 五兩 文字金也

都合貳拾兩隨請取丞受納仕候以上
一、若於後々世間通例之不縁坏出來候はゞ持参之金子衣類は勿論諸所持之道具悉戻し御渡し可申候併人道法外之筋萬一彼女相働候て離縁出來之刻は持参金は不及申諸道具衣類共に押置世法之通りに取

計ひ可申候右爲後證一札仍而如件
安永八年亥ノ二月

東日野村 西 覺 寺
森田源七殿
西日野村御世話人 平兵衛殿

ハナヨメマツリ〔花嫁祭〕 房州鹿野山では毎年四月二十八日に、過去一年間に結婚した花嫁が、結婚當夜の支度で、新郎と共に参詣するので斯く云ふ(旅と郷土と一ノ五)。

ハナフリ〔花折〕 阿波では山の入口や坂口、又は峠に花折の地名がある。阿瀬比より新野町に來る上り口にも花折があり、更に下福井村の日和佐街道上にも花折がある。花とは木の枝で之を手向けて神頼みする地點である(新野町史) 按に、花立と同じ信仰で、一に柴折り又は柴刺、柴手向とも云ふた。各其條参照。

ハノナイコ〔齒の無い兒〕 下野芳賀郡大崎神社脇の川堰が、幾度造つても流失するので、眞岡町西郷の小宅氏の老婆が、自分の家に齒の無い兒生れるとも、此堰の成就するやうにと祈願した。それで堰は出來たが同家には代々一人づゝ齒の無い者が生れる(同郡土俗研

究會報一週年號)既載の畸型傳説参照。

ハノハエタコ〔齒の生えた兒〕 新宮涼庭は近代の大醫であつた。丹後加佐郡由良村に生れたが、生れた時に門齒二枚生えてゐたので皆鬼ツ子と稱し、一旦之を路傍に棄て、外祖母が拾つて養育した(同郡誌)。既載の鬼子の條参照。猶「奇異雜談集」卷二に、齒の生えて生れた兒を、父親が殺した話が載せてある。

ハバ〔羽場〕 羽後平鹿郡羽場村。羽場は他所に羽立と云ひ、新墾の地の意で近く創めた村である。羽場、端場、幅とも書く(雪出羽路)。按に、松本市の中下なども此一例か。

ハハノセイトコノナ〔母の姓と子の名〕 古代は母が其子に名をつけた(垂仁紀沙穗姫の條参照)。且つ母の姓を子の名とすることが多い。孝靈帝の皇女千々連姫命は、母千々連眞若姫の、孝元帝の皇子建波通夜須彦命は、母波通夜須姫の、又繼體帝の皇女茨田大娘女は、母茨田連氏の女、用明帝の皇子當麻王は母當麻藏首の姓を取つたものであらう(古事記傳卷二〇)。按に、乳母の姓を其子に用ゐた事は既載した。

ハヒウラ〔灰占〕 安房神社では正月十四日に置炭祭を

行ふが、之は當日午後六時宮司以下齋室に參入し、忌火を鑽で焚火す。其中炭火の熾なるもの十二個をとり十二ヶ月に配し、以て月々の晴雨を占ふ(官國幣社特殊神事調一)。越後出雲崎町では、二月節分の夜打豆を眼を閉じて十二粒拾ひ、爐火に並べ焼き其灰色を見て一年の晴雨を下す(北越史料出雲崎)。

ハヒツカ〔灰塚〕 武藏荏原郡八幡塚村の灰塚。昔民家七軒が雷火の爲に焼失したとき、其灰燼を集めて築いた塚である(同風土記稿卷二)。同足立郡山村の灰塚。弘大師の護摩を修せし灰を置いた所と云ふ(同上卷一四三)。播州明石郡魚住村西岡の清冷山關伽寺境内の灰塚は、應仁二年回祿せしとき、經藏の灰を集めて築くと云ふ(播磨鑑)。伊豫温泉郡南吉井村の灰塚。此塚は伽藍什器燒殘の物、及び諸坊佛像の灰を集め、且つ戰死者の屍體等を埋めたものである(同郡誌)。

ハヒツカヤマ〔灰塚山〕 江州栗太郡面村に灰塚山がある。上古郡名となりし大栗の樹の枝葉を焼いた灰の山と云ふ(參宮圖繪卷上)。

ハヒノジュリキ〔灰の呪力〕 常陸鹿嶋郡高松村字佐田では、正月十五日の小豆粥にドント(左義長)焚の灰

をかき交せて、家の周囲に撒き蛇除とする（人類學雜誌三〇ノ三）。宇治山田市岡本町の世義寺で、毎年六月七日に『とうび』と云ふ行事がある。此日の焚火の灰は虫除け疫病に效があるとて、參詣人は持歸て田畑に入れる（讀賣新聞。昭和六、七、九）。丹後中郡では、正月十五日注連繩松飾を焼きたる灰を、家の軒下に納め置く時は蛇が家内に入らぬと云ふ（同郡風俗答狀）。肥前平戸の南九里なる比自岐浦では舟で夜行するときよく舟幽霊が出て櫓に喰ひつくが、其時は灰を振かけると離れると云ふ（甲子夜話卷二六）。日向の北部地方では、お盆の祭壇上に灰を置くと、佛様の足跡がつくと云ふ（同郷土資料六輯）。

ハヒホトケ〔灰佛〕 灰に或種の咒力を信じてゐたので此種の佛像や灰傳説は各地に在るが、割合に神體や神に關するもの、謎いのは如何なる譚か、知りたいものである。

羽後仙北郡南嶺岡村の寺の寶物に、護摩に柱いた灰で練り作つた金剛界大日如來像がある。高さ三寸五分、正面臺座に仁和寺と彫り背面にも文字がある（月出羽路）。

東京市池上本門寺の日蓮上人の木像は、弘安四年九月に高足の日法が靈材を得て、日蓮の座前で肖像を刻む。上人自ら曼荼羅を寫して其腹中に納め、鬚髪を焼て彩飾を加へ、これ我生身の形なりとて自ら開眼して堂上に安置したと云ふ（新編武藏風土記稿卷七）。東京市外羽根田獵師町の辨天社の神體は、弘法大師が護摩の灰で作つたものと傳ふ（同上卷二）。

下野足利市外の入幡村から、多數の灰佛が發掘された事が、同市の丸山源八氏により、考古學雜誌に報告掲載された。

信濃下伊那郡千代村瑞衍山の辨才天像は、弘法大師親ら護摩の灰を集めて作つたもので、像に拇指を捺し之に刻して天長七年七月七日祕密護摩一萬座奉修行以其灰此形像作者也、空海とある（同村誌）。同國更級郡鹽崎村の色形灰の御像と云ふは、法然上人の火葬の灰で作つたもので、一名を灰ノ御像とも云ふ（日本傳説叢書）。

廣嶋市新川場町海雲寺境内の辨天社。木像の背に天長七年七月七日、於江嶋辨財天、祕密護摩一萬座奉修行以其灰作此像也、未に空海の判がある（藝瀋通誌卷八）。

ハブオヒ〔飯匙蛇追〕

琉球本嶋に四月初壬にアツラ子と云ふ事がある。是は飯匙蛇の出ぬ様にとの祭である名瀬間切は他所より來る人があれば、十四五歳下の兒童相集りて釜土の泥を打付け誰人に限らず追拂ふ。拂はざる時は其年蠟多しと云ふ。中に伊津部の追方殿しく泥或は石を抛て、稀には疵も打出すといふ。往古より仕來とて疵付けられても勝てぬ。類族の人など村内へ踏入る時、兒童共追方遠慮すれど、屋中に入る時は火の燃切を越させる。追時は往來の人を後歸させ、後よりアツラ子くと云つて頭肩臂差別なく泥を打付けるのである（南嶋雜話）。

ハマオリ〔濱下り〕

各地に存する習俗である。古い水葬の名残りではあるまいかと想ふが判然せぬ。どうも單なる潮垢離とのみ考へられぬ。茲に資料だけを擧げて來哲に俟つ。既載の濱置き參照。

伊豆の伊東町では葬儀があつて初七日になると、新佛の位牌を海岸の浪打際に据ゑ、供物や香華を供へ、送つて來た家族や近親は互に供養して歸る。やがて満潮の浪に浚はれるのを吉とし、之を濱下りと云ふ（伊東及其附近）。

駿州見付町矢奈姫天神祭に先つこと五日、町々の人福田の濱に往き潔齋する。之を濱下りと云ふ。船を仕立て船中にて酒宴を催し賑かである。按に（筆者。山中共古翁）濱下りは濱垢離にてはなきか。此折に河岸の農家の者新薬一束を持參し、船中の辨當の副食物である里芋と交換する。此薬を以て矢奈姫社の裸祭に用ゐる腰の注連繩を作る（見付次第）。

日向兒湯郡都農に濱下りと云ふがある。海に往つて身を清めることである。神功皇后が新羅を征伐された時一の宮の大神を船に乗せ奉つた土人が、御還幸の日まで海邊に往き身を清め戰勝を祈つた事から起つたのだと傳ふ（日向の傳説）。

ハマクヤウ〔濱供養〕

志州片田村が、まだ十八戸しか無かつた昔、舊六月十三日は『濱遊び』の休日であるにも拘らず、五人の海女が禁を破つて作業に出かけ、其まゝ五人とも永遠に歸らぬ人となつた。それで今では此日が濱供養の日となつた（嶋。昭和九年前期）。

ハマバラヒ〔濱祓〕

志州相差村では舊六月十七日に、巫女を招き海の悪日を占問ひ、其後に濱祓をする。巫女は月の中で三日の悪日をさすが、此日は海女も漁師

も海に出ない。今では巫女の代りに神官が修祓するだけになつた(嶋。昭和九年前期)。

ハラオビ〔腹帯〕 岩田帯の條に掲げたが、猶漏れた分を載せる。播州加東郡では妊婦の夫又は家の者が、同加古郡日岡神社に参詣し、守札、御饌米、腹帯(鈴ノ緒。此事が丹後舞鶴にあるは既載した)を戴き來たり、腹帯は之を着用し、守札は産室の天井に貼り、饌米は産氣付いたとき食す。出産後は新しき腹帯を持ち報賽す(同郡誌)。大隅肝屬郡地方では婦女懐胎すれば五月目に腹帯をする古式がある。此帯は良人の左の袂に一度入れ、袖口より引出して締めるのである(人類學雜誌二〇四)。

ハラタカイシ〔腹高石〕 羽後男鹿半嶋の各神社の石段中に、必ず丸型の石が交つてゐる。之を腹高石と云ふ。それを踏むと家族が難産するとも、又双子が生れるとも云つてゐる。但し何の爲の石か判然せぬ(寒風山麓農民手記)。

ハラヒニンギヤウ〔祓人形〕 神戸市の長田神社。大祭事には藥人形三千餘を作り、東池尻で神輿を守り野田ノ濱で散々に切り棄る。之を征韓の眞似と傳ふ。按に

藥人形を切棄ることは昔の祓の遺風である。源氏物語須磨の祓に人形を用ゐしこと見え、和泉式部の歌にも「思ふ事みなつきぬとて麻の葉を、きりにきりても祓つる哉」とある(播磨名所巡覽圖會卷二)。

ハラヒノヒトガタ〔祓人像〕 伊勢宇治山田市の宇治橋下の川底から五尺斗りの壺を堀り出したが、其中に鐵の人形があつた。是祓の人像である(參宮圖繪卷上)。按に、延喜式其他にも例が載せてある。

ハラホテイチ〔腹孕市〕 阿波美馬郡半田村にお安御前と稱する子安地藏がある。懐胎の女ばかりが參詣する縁日の舊三月二十四日がハラボテ市とて、數千の妊婦が參詣するが奇觀である(大阪朝日新聞。大正一三、六、二一)。

ハラミイシガミ〔孕石神〕 備前三石町の三石神社は、神功皇后異國退治の時、此處に御座ありし時五月五日に水石、火石、風石の三ツの奇石を得た。それより三石明神と號す。又一説には神功皇后三韓征伐の時此社の石に腰掛け給ひ、當時御懷妊の御身、以來社内の石塊恰も子を孕む如く、他石を石中に包含す、以て孕石神と稱し御神體としたとも云ふ(沿線誌集成)。

ハラミテンジン〔孕天神〕 遠州掛川在の孕石村に孕み天神社がある。子無き婦人が此社に祈願し、社前の小石を借て來ると孕むと云ふ。村名之に由來する(土俗談語)。

バラモンシヤ〔波羅門社〕 武蔵大里郡折原村西之入の波羅門社。村の鎮守で神牀は古鏡である。併し銘文によれば此鏡は同國足立郡石戸郷氷川社の物である(同風土記稿卷二二三)。按に、同地方は投化民族の多く住んだ所、何かそれ等に關係あるか。萬葉集に「波羅門の作りし小田を食む鴨、まなぶた腫れて笠梓に居り」とあるが、此波羅門と關係あるとは考へられぬ。兎に角に餘り例を聞かぬ社名である。

ハルコマ〔春駒〕 佐渡の春駒舞の歌は『目出たや〜春の初めの春駒なんぞや、夢に見てさへよいとや申す藤代、荒川、佐倉に野牧、駒は連錢茸毛に、栗毛に月毛、諸國の名馬を引つり舞はれば、蹄の音がとんからりとんからりんとある(俚語集)。按に、春駒は白馬節會を做つたものだと云



はれば、蹄の音がとんからりとんからりんとある

ふが判然せぬ。古くは紙製か木彫かの馬の頭を被つて踊つたものであるが、後に馬の頭を手につつやうになつた。それも明治末期に殆ど泯び、今では草深い田舎でも見られぬものとなつた。

バンジン〔蕃神〕 伴信友翁に「蕃神考」の著述があるも、我國の蕃神は決して之で總てを盡したるものではない。茲には民間に傳承されたものを抄載する。

伊豫國風土記に曰く「乎知郡御嶋に坐す神の御名は大山積神、一の名は和多志大神なり。この神は難波の高津の宮に、御宇天皇の御世に顯はれましき。この神、百濟の國より度り來坐して、津の國の御嶋に坐せり」云々(古風土記逸文)。

越中礪波郡高瀬村の高瀬神社は、式内高瀬七社の第一で越中の一ノ宮である。土人の傳に、此神は往古高麗より渡り、七月十四日に此地に着いた。神の足袋を洗つた流れをタビ川と云ひ、七月十四日の祭典には此川の邊に旅をする(同國神社志料)。

日向宮崎郡田野村の天建神社。社傳には百濟王の靈を祀るとある。恰も同國兒湯郡木城村の郷社比木神社が百濟の福智王を祀つたのと同じである(宮崎縣史蹟調

春第一輯。

羽後の男鹿半嶋に赤神山がある。此山に祭る神五座のうち、一座は漢武帝、一座は蘇武、外の三座は我國の神々である。此地の海向ひは匈奴の地とて、蘇武が牧羊は此男鹿山と云ふ。珍説である（東遊記卷一）。

出雲大社では毎年十月二十五日午刻に、社人等幣を捧げて神ノ目山に登り、異國の諸神を送る式がある。舟十六艘を造り、十三艘には同社より献上物を盛り、三艘には異國の神々が乗る。社人高聲に「御船夫」と呼ぶ。其時三郡のうち禽獸必ず一ツ死ぬ、これ船夫となる事往古より今迄違はぬのである（懷橘談卷上）。

ハンチョテンセツ 「班女傳説」 美濃不破郡野上村は官道で、昔から多くの遊女がみた。古へ野上長者抱の花子が吉田少將と契り、別後に記念の扇を懐にし發狂した。漢成帝の班女に似たとて謠曲に作つた（新撰美濃志卷二）。

ハンテン 「裨天」 橋守部の説に『萬葉集卷五、麻ぶすま引かぶふり、布可多衣云々。同卷、綿もなき布可多衣云々。共に半身の衣にて、今の世の裨天なり』云々（俗語考）。

神事と共に御炭置の神事を行ひ、其年各月の晴雨を占ふ。其法は新しい土器十二枚に、堅炭を二三寸に切り火に入れて赤く焼いたのを一個づつ盛り、之を籠の上の孔の周圍に並べ、其上に荒菰を圍つて微風も入れずかくて豫め定め置いた月の炭が、早く消えて黒くなれば雨、白く灰となれば晴、其灰の散亂し居れば風と判じる（北陸人類學會誌三號）。炭占、灰占の條參照。

ヒオキイハ 「火置岩」 作州久米郡福渡町大字豊樂寺の西方の山の上に「行ひ岩」と云ふがある。傳に和銅年中僧支助が此岩上で苦行した所で、岩上面に凹痕がある。之は支助が常に焼香した跡と云ふ（同郡誌）。拙稿「日置部異考」參照。

ヒオトリ 「火踊」 三河の信支村（長篠の附近か）の信支堂は、天正三年五月長篠合戦のとき、武田方の死者一萬餘人の屍骸を此處に埋めて建てた堂である。然るに其亡霊が蜂となつて人民を惱ますので、御津山大恩寺の演習上人が之を弔ふため、七月十六日に松明を焚き火踊りした。爾來毎年一村の男女が踊つて幽魂を慰める（三河雀卷一）。按に、各地にある念佛踊の一種であらうと考へる。

ヒ

ヒイミマツリ 「日忌祭」 伊豆三宅嶋の神着村では、正月二十四日は各家とも庭を掃除し、日没頃から戸を閉ぢ静肅にして早寝する。一般女子は此夜に首山から首様が來るとして恐れて外出せぬ。翌二十五日が忌の日で神が嶋々を飛び歩くと云ひ、各戸とも晝ごろ餅を油で揚げて神に供へる（民族三ノ二）。

ヒウチ 「火打」 若狭遠敷郡の農村では七月十五日夜に太鼓を叩き送り火を山上にあげ、村中長き竹竿を持ち上下に分れ打合ふ行事がある（同國風俗問答）。按に盆行事の一種である。其餘參照。

ヒウラ 「火占」 正月十五日、内宮曉粥の御饌供進の節に、忌火屋敷にて御粥を炊く者が、往古から仕來つた事で、籠のオキ火を一ツ宛籠の上に拾貳（閏の年は拾參）を並べ、其火が消ゆる炭の色を紙に寫し、十二ヶ月の晴雨風等占とした。必ず、印があつたと云ふ（皇大神宮參詣順路圖繪）。越後の彌彦神社では、毎年、正月十五日未明、神職一同御神殿に參集し、御筒粥の

泉州濱寺町の石津神社、祭神は蛭子尊。社傳に十二月十四日夜に蛭子神が海岸に打上げられたのを、漁民が見つけて百八束の薪を焚き温めて介抱したとて、今に其故事を守り同夜に祭典が行はれる。同夜は社殿の鳥居前に百八束の薪を積み、若者が神火をとり八方から火を點じ、燃え盛ると二三十人の男が禪一ツの裸躰となり其焚火の廻りを亂舞跳踊する。踊火が煥になると裸躰の若者が神主を擔ぎ揚げ「ヤッサ、モッサ」と掛聲して、眞赤な煥の中へ飛込み向側へ渡り、神社を廻つては又飛込み、三度にして式が終る。怪我人を出さぬのを神祕とする（週刊朝日。九ノ五）。

淡路三原郡加茂村大字内膳では、毎年七月十六日夕に一字凡そ百二十有餘戸、各々其先祖代々の亡霊の數ほど松明を作り、之を携へて墓地に到り、後の山の半腹に登り平地の所で踊る。世に之を内膳の火踊と云ふ（淡路名所圖繪卷三）。

ヒガシマド 「東窓」 上總海上郡で「そらうで」には、男子であれば三夫婦揃つた末の娘（女子なれば男）に痛む腕を元結で二重廻しに縛り、家の東の窓から引かせれば治ると云ふ（同郡誌）。按に、何故に東窓に限つ

たかが問題である。

ヒガンイチ 「彼岸市」 石見大田町の彼岸市は近國に名高いもので、毎年三月二十一日を期し安藝、備後、伯耆、出雲等の各地から商人が出張し盛況を極める。近年は秋の彼岸にも開くやうになつた（安濃郡誌）。

ヒキアヒノシンジ 「曳合の神事」 兵庫濠西部嶋上町の天王神社。原五ヶ村の産土神である。二月八日社前に繩で大きい蛇形を作り、松二本を立て之に泛らせ、其上に方一間の的を上げ之を蛇の目に表し、神祭頭家の者袴にて川向より箭二手を携へ的を覗ひ、甲の矢を射乙の矢を射るを合圖に五ヶ村二つに分れ、蛇形の頭を上組四ヶ村の者山上へ引登さんとするを、下組一村の者は尾を曳き山下に到らんと互に曳き合ふ。終に蛇體を曳断つて分る。古へ此川の淵の惡蛇を退治したる遺風と云ふ（年中行事大成卷二）。網曳參照。

ヒキリ 「燈籠」 奥州羽黒山の大神明神の神事は、女裝した男子兩人大松明を捧げ、燈を續つて點火し、早く燃え移つた方により東西卅三ヶ國の豊凶を占ふ（生殖崇拜論）。

ヒクニコロガシ 「比丘尼轉」 紀伊牟婁郡淺里村に比丘

尼轉ばしと云ふ嶮路あり。最難所故牛馬通路なく、土人でも岩に手を懸けねば越えかねる（同續風土記卷八四）。按に、お仙轉しと同系のもので各地にある。

ヒクニタヒラ 「比丘尼平」 岩代耶麻郡慶徳村に比丘尼平山と云ふがある。中に方二十間許りの平あり、昔八百比丘尼とて長壽の尼爰に住み、金を埋めた故此名ありと（新編會津風土記卷六六）。

ヒクヤウ 「火供養」 薩州日置郡田布施村尾下の藏王權現。社前に大岩があり其岩頂を火燒と唱ふ。春秋の彼岸に別當の金藏院主が、此岩上で一七日間火を焚くのを故實とする。往古の火供養の遺式と云ふ（三國名勝圖繪卷二九）。

ヒケジヨロ 羽後の男鹿半嶋の農村に來た乞食。藪で作つた笠に色々赤い布片で飾りをつけ、顔の見えぬやうに同じく赤い布片で隠し、三人連で同じ事を云つて來たが今は來ぬ（寒風山麓農民手記）。

ヒサゴイシ 「飄石」 信州下伊那郡上飯田村長久寺瀧の近くに、飄石として飄形の浮き出た石がある。之を踏むと瘡に罹るとて人恐れて避けて通る（傳説の下伊那）。

ヒジモント 「祕事門徒」 北陸地方に『土藏法門』と云

ふ祕密佛教がある。土藏法門の起りは足利時代の文明年中であつて、蓮如上人の御文章に『夫越前の國にひろまる所の祕事法門と云へる事は、さらに佛法にてはなし、あさましき外道の法なり』とある。祕事法門と云ふは土藏法門の事である（奇態流行史）。

ヒシヤクノソクシン 「柄杓俗信」 金澤市では、鬼子母神に柄杓を納めて祈願すれば、子供を儲けると云ひ、又子供を要せぬ者は、衣拔柄杓を納める（石川縣の研究第三）。

ヒシヤノシンジ 「飛射の神事」 備後御調郡山中村の加羅加波神社は、延喜式内の古社である。例年正月に梅の木で弓を作り、鬼の字を的に書き之を射る。祠官先づ東に向て矢を放ち、氏子の來會する者各一矢を放つ之を飛射の神事と云ひ今も行ふ（藝藩通志卷九八）。按に、備射又は歩射とも云ひ各地にある。

ヒジリ 「聖」 筑前植木町の町の後に倡優の住む町あり家數三十軒程で、これ空也上人を祖とし専ら九品念佛を修業したが、今は歌舞傀儡を以て其業とする。博多聖福寺の寺中、志摩郡泊村の大日、遠賀郡芦屋の念佛の類である、此地の倡優は聖福寺の名をかり寺中と號

す、即ち聖である（筑前國續風土記卷一三）。

ヒジリガミ 「比志利神」 神代の昔に比志利神が外國より歸國の節、俄に暴風起り御船が危かつたが、神は隠岐浦郷村珍崎フイドシ離といふ地の、斷崖絶壁に着かれ峻坂を攀登られた。後山續きの狭山に岩屋を造らせられて住居とし、數年の後歸天した。土民は岩屋に葬り、比志利ヶ岩屋と稱へ後世産土神と崇めた（嶋根縣口碑傳説集）。

ヒジリサキ 「聖崎」 嚴嶋にあり砂碯五間許りの地である。曼珠院法親王の歌に『四つの海波靜かなる時にあひて、ひじりの崎を今日見つる哉』とある。姥ヶ懷も此近くにある（藝藩通志卷一六）。按に、聖崎は祈念ヶ崎や法師鼻と同じものである。

ヒジリメウジン 「聖明神」 因幡邑美郡行徳村の氏神は聖大明神。或説に此神は昔時宗一遍の末流遊行上人廻國の砌、同地で遷化せるを神に祀つたものと云ふ（因幡志）。按に、ヒジリは古く日知りで、歴道に通じ咒術に長じた者を云ふた事は、既に先輩の論じた如くである。此日知りの語に聖の字を當てたものである。従つて聖は必ずしも時宗の徒ばかりではない。

ヒタキチソウ 「火焚地蔵」 鎌倉圓覺寺境内にある。一に黒地蔵とも云ふ。此地蔵は地獄を巡り罪人の苦むを見て、自ら獄卒に代り火を焚き、罪人の焰を緩めたと傳ふ。又幾度彩色を加ふるも、一夜に元の如く黒くなると云ふ(新編鎌倉志卷二)。

ヒタチオビノミヤ 「常陸帶宮」 鹿嶋神宮の境内に此宮ありて、常陸帶の神事として男女成婚せしこと、奥義抄其他の古書にあるが、今は宮の所在も詳でなく神事も混びてしまつた。藤原公朝の歌に『衣手の常陸の神の誓にて、人の妻をも結ぶなりけり』とあるのも、たゞ話の種となるのみである(筑波山と霞ヶ浦)。

ヒタリノメ 「左の眼」 薩州高城郡下の村群玉山信興寺の本尊大悲の像、昔高城備前守息女に盲人あり、此像に祈請して百夜丑の刻参りをなし、満願の曉大悲の左の眼送り泣血七日で止む。息女忽ち左眼明かになつたと云ふ。其後玉眼を改め設色したが、又涙流れて玉眼曇る、今尙其蹟顯かである(三國名勝圖繪卷一四)。按に、妖怪又は變化、或は奇蹟を伴ふ者の眼に關する話は、概ね左である。之には何か理由のある事と思ふ。曩に管見を記したことがあるも(郷土研究五ノ三)、ま

だ真相を知ることが出来ぬ。

ヒタルカミ 「飢る神」 既載のダラシ又はダリ佛と同じもので、大和では此名で呼んでゐる。山道の或場所を歩むと急に疲勞を覺え進退の自由を失ふことがあるのを斯く云ふ。其折に食ひ残りの辨當飯を口にすると、飯が無ければ米の字を掌に書いて甜めるとよいと云ふ(民族一ノ一)。

ヒチヨキメウジン 「美女木明神」 肥後河尻町の商家の裏に、十六番塔と云ふ叢祠がある。傳に河尻三郎實明が建久年間若宮五社明神を立て猿樂を興行の時、綾野花若と云ふ笛吹き的美童を實明の妻が賞した所、實明は疑ひ花若を殺し三年後に此事を妻に語り、妻は夫の行爲を厭惡して縁川に投身し、婢女十四人相續て投身殉死した。其影像外城町にあり、一人後れた婢女傍の河に投身、其像は高江村にあり神に崇て美女木明神と云ふ。又或説には十六番塔は般若守護の十六善神であると云ふ(肥後國志卷三)。

ヒチヨムラ 「美女村」 飛騨吉城郡吉田村の白山宮は、昔上吉田村にあつた。此村に美女必ず生る。往昔美女出生して、傘松城主より種々の難題があり迷惑した爲に

今は下吉田村に祀ると(飛騨道乗合府)。

ヒツメ 「二十九日」 能登鹿嶋郡鳥屋村大字二十九日村は昔牧場で馬の蹄の跡が多かつたので、始は蹄と書いたが慶安の頃に一村となり、二十九日村と改めた(能州名跡志卷六)。按に、二十九日村は此外に越中にもある。奥州では踵爪と書き、他に日詰とも書いた所がある。

ヒデヒラスギ 「秀衡杉」 因幡邑美郡角寺村の喜見山摩尼寺の本尊は帝釋天である。中古陸奥守秀衡病を此本尊に祈り、癒えて報養として松杉を植えた。今も堂前に秀衡杉がある。又兒ヶ杉はそんじない坂にある。又奥の院に財の河原と云ふ所がある(因幡誌)。

ヒデンキフ 「悲田給」 武藏府中町に近き飛田村の名は續後紀に天長十年五月多摩入間兩郡の境に悲田所を置くとある。其附近なれば悲田給と記せるを飛と改めたものか。俚傳に悲田所は秋津村の邊と云ふてゐる(同國風土記稿卷一二六)。

ヒトカケマツ 「八掛松」 岩代耶麻郡熱鹽村の五峰山慈眼寺は、弘法大師が開いた名刹である。境内に八掛松と云ふのがあり、死人を掛けたものであると傳ふ(會津温故要抄卷三)。按に、空葬(樹葬)の事である。

ヒトガタホリ 「人形堀」 羽前最上郡豊里村では病送として正月二十一日、二月九日、八月五日に門口に藁人形を立て、其頭に搦飯を載せ、手に唐辛子を挟む。之は疫病神を送り拂ふ意である。明治の中頃迄は京塚の若衆が、其當日藁の大人形を舟森の所に送出したもので其處の堀を今も人形堀と云ふ(同村誌)。

ヒトガトケル 「人が溶る」 石見津和野城内に昔豊田平内といふ藩士があつて、或夏所用あり城外野阪峠で、木蔭に午睡してゐた樵夫が大蛇が呑込み、腹部を膨らし苦しげであつたが、谷底の青草を喰つてから、腹部は小さくなり山深く這込んだのを見て、其青草は食傷を即治する神薬ならんと、早速青草を摘んで歸つたが、其年の大晦日の夜、平内は好物の蕎麥を歩行も出来な程に喰ひ、翌元旦の早朝登城し控所に於て苦しみの餘り、印籠中の藥草を頬張つた。やがて人體は溶解し麻上下に大小と蕎麥だけ残つたと云ふ(嶋根縣口碑傳説集)。

ヒトガムシニナル 「人が蟲になる」 齊藤實盛の蝗、長田忠致の長田蟹などを古いものとして、此系統に屬するものは各地にある。其中から僅少を列挙した。

武州川越附近へ夏の頃に、甲首と云ふ螟群が襲來する村民之を遂ふに『辨千代』と三聲呼べば去ると云ふ。天文の昔討死せる者の怨魂が化したもので、又辨千代は此戦ひに功名ありしものと傳ふ(傳説をたづねて)。静岡市の傳承に蚊トンボと云ふ蟲、慶安の頃より出たが、由井正雪の亡魂であると云ふてゐる(甲子夜話卷六三)。

近江膳所町大字別保の大將軍と云ふ田圃の藥園に淨元蟲が多くなつた。其形は僧の縛られた體に似て、前に箱を抱いたものゝ様である。土俗に云ふには淨元と云ふ僧箱を盗みしを憎んで、箱を抱かせて縛して土中に埋めた。其怨魂が蟲と化したので淨元蟲と稱すると(近江輿地志略卷九七)。

大和北葛城郡磐城村に櫛屋が住んでゐた。家が貧しいので娘のお菊が郷倉へ忍び込んで、米を盗まうとした所を村人に發見され、今もある油喜の家の前の榎の中に隠れ遂に突殺されてしまつた。以來毎年殺された日になると、此地より川下へ掛て、螢の様な光を放つ蟲が一面現れる事になつた。蟲はお菊蟲と呼ばれ、櫛の形をしてゐて、櫛屋の妄念だと云ふ(大和の傳説)。

地にあつた。

ヒトクテミツ 「一口水」 因幡石井郡銀山村十王山頂の少し平地に清水の涌出てゐる所がある。天正年中秀吉公來伐の時此坂を越えるに、炎暑の爲め士卒水に渴したので、秀吉公は鐵の石突で地を穿つた所、忽ち冷水涌出したので太閤の一口水と云ふ(因幡誌)。

ヒトコイノキ 「人聲の井」 豊後速見郡の西に玖倍理湯の井と云ふがある。口径丈餘湯の色黒く泥土常に流れる。人窺に井の邊に到り大聲で言へば驚き鳴り沸騰する事二丈餘り、其氣熾熱で向ひ睨く事が出来ぬ(豊後風土記)。按に、姥ヶ井、驚きの清水と同じもので、水底にある瓦斯の爲である。

ヒトタマ 「人魂」 夏の夜に光り物の飛行する事がある世皆人魂と云ふ。是は蟾蜍の飛行するのであると。東京本郷丸山の福山侯別荘(今の西片町)で、所謂人魂を竹竿で打落した所、蟾蜍なる事幾度も同じ。之より人々疑ひ晴れたと云ふ(甲子夜話卷五)。

ヒトツザル 「一つ猿」 孤猿。群に加はらず、いつでも一匹で歩いて居る猿を、上伊那の狩人は一つ猿といふ群の規則に背いたものが群から追はれるのだともいへ

大和郡山町、郡山城の三の丸に梅雨期になると小さな約一分位の蛙が、何處からか何萬となく出て來る。郡山の人々は『三の丸蛙』と云つてゐる。此蛙は昔斬首の刑にあつた人の妄念だと云ふ(同上)。

出雲八東郡佐太村の佐太川沿岸に、太兵衛蟹といふ紅色の缺を持つ蟹が居る。此蟹は冬を除き一年中至る所に群棲し、堤防畦畔の土を崩し村民を困らせてゐるが其昔佐太川開鑿の時、佐陀本郷清水簀沖の難工事に人柱を立て、水神の犠牲として水底に葬つた。其後工事は進行して完成したが、人柱となつた人夫の怨魂は、遂に蟹となつて堤防に穴を穿ち絶えず崩壊して止まない。人々は之を太兵衛蟹と云つてゐる(嶋根縣口碑傳説集)。

ヒトカラメノシンジ 「人擲の神事」 羽後南秋田郡豊川村大字船橋の西畝に山王の祠があり、秋の祭に氏子七日の物忌がある。若し不淨に觸れば髪月代爪を取らぬ六日に當る夜氏子大勢參籠、大繩を飾り人を擲て神子とする。翌朝又氏子參詣する(出羽風土略記卷六)。按に、豊橋の天王祭、尾張國府宮の追儺祭、九州觀音寺の儺祭などを主なるものとして、人を擲める神事は各

ば、手負になつた猿が自分から群を脱するのだともいふが、精確な事はまだ判つて居ない。一つ猿は撃ち取つて見ると大概は疵を負うて居るといふ(落原二卷二號)。曾て群の頭目であつた老猿が、敵と闘つて敗れ傷つくと、忽ち部下から見放されて孤猿になるといふことは他の地方でもいふが(山郷風物誌)。原因は必ずしも單純で無いやうである。若い猿が偶然の經驗から群の生活から離れた方が有利だといふことを知ることがある。仲間と争奪をせぬ故に食物は豊かで、一つ猿は皆よく肥えて居る。其代りには屢々食物に夢中になり、警戒する者が無いのでよく撃たれると黒部の谷の人々は云つて居る(以上、山村語彙續篇)。

ヒトツモノ 「一つ者」 紀伊名草郡栗栖村の栗栖氏(舊家)四軒より、粉河寺丹生神社祭禮(六月十八日)に、毎年順番に稚兒を出す、是を栗栖の一つ物と云ふ。之は祭前七日潔齋し、俄に事故あるも外に代無きより起つた名で、六月十六日夜西栗栖丹生に至り御湯神樂あり、十七日同所の觀音堂に至り七度半の使を承け粉河寺に至る。此事は永治元年徳大寺家より栗栖太夫に命じ粉河寺に代賽せしめてより起つた。昔兒童婦人神佛

へ参拜する時は、必ず笠の縁に薄絹を張るが、天正頃より紙幣を切かける（紀伊續風土記卷一一）。飛騨益田郡森村の八幡宮。祭禮は正月十四日で田神祭と云ふ。正月十日に十二三歳の童子を集め、神前で籤によつて十人を撰み役に當てる。更に其中から一人を撰み禰宜といつて折烏帽子、布直垂を着して當日の祭主とする。古から行の詞があつて神前で祭主が之を唱へる。細竹を長二尺一寸に切り、携へ持つを己以波之といふが、行が終つて後之を群集中に投出し、拾ひ得れば嘉瑞とする。餘の九人は舞踊をする。茜染の木布を着服帯を首から脇下へ結び下げ、赤白黄の紙で張つた花笠を被り（縁にも三色の紙を切割下げる）籬を摺り歌を唄ひ踊る。樂器は笛太鼓、此神事に與る者は清淨を第一とする（飛州志卷四）。

土佐高知城下近邊に在る諸社の祭に、行事殿といふものがある。十三歳位の小童の男二人に、七日間精進齋させ、祭の當日社人が咒文を唱へて童男に化粧をする。化粧すると童男は其儘睡眠して前後を知らない。それを馬に乗せて社へ來り、社人が祝詞をよんで白粉を洗ひ落すと目覺める。是を行事殿といふ（土州淵岳

志卷二。

ヒトトナ 「人と名」 名の吉凶によつて人に盛衰がある。僧玄昉入唐の折に唐人還て亡ぶとの訓ありと難ぜしに、果して歸朝後に廣繼の怨靈に殺された。益信僧正に本覺大師と謚號されたいと願ひしも、剝ぐと反にあつたが、山門の訴訟に四大師の外あるべからずとて剝がれた。明雲僧正も上に日月の光りを並べ下に雲ありと難じたが、遂に左遷されて名を辱めた。皇嘉院の御名は聖子、聖の字の下の作り手は空しと訓む。故に水を多らかに生んだ。宜秋門院の名を定めるとき、中納言兼光は任子と奉つたが、靜憲法師が白氏遺文の任子行（狐が女と化し犬に食ひ殺さるゝ話）の故事を引いて論じたので名を替へた（以上。塵添壘變抄卷二）。

ヒトトリイシ 「人取石」 岩代耶麻郡土田新田村に人取石と云ふ毒石がある。高さ七尺餘周圍九間餘、四方に柵を繞らし妄に近かせぬ。又同村に殺生石があり那須野の殺生石の破片だと傳ふ（新編會津風土記卷五三）。

ヒトバシラデンセツ 「人柱傳説」 全國に亘り儂指に堪へぬほど澤山ある。其中から僅かばかり列挙する。伊豆田中村の狩野川は年に一度は必ず氾濫して、江間

堰を崩壊し田圃を荒す。江間堰の工事は年々繰返へされ、其爲に村は極度に疲弊した。或年一人の六部が通りかゝり、此難工事に同情して『之は人柱を入れねば幾度堰を築いても崩れてしまふ』と云つた。村人は領づき合つて人柱の穴を掘り、無理矢理に六部を捕へて埋めてしまつた。其後江間堰は再び崩壊する事がない（伊豆傳説集）。

昔の富士川は年々に氾濫して幾千の農民を苦しめた。此慘狀を見て深く心に決した時の代官古郡重政は、洪水を鎮めるべく奮ひ立ち、治水の研究や水路の設計に努め大工事に着手したが、三十五年を経て工事が六分通り進んだ時病歿して、其子重年が父の遺志をついで工事を督勵した。其間に農民は飢に苦しみ、工事の完成を急ぐ爲に人柱を立てる事になり、義侠心に富んだ旅の武士が自ら申出でて犠牲となり、其後着々工事は進み重政が發起してから實に五十年にして竣工した。此雁金堤の爲に農民は安んじて業に従ふ事が出来た（裾野の傳説）。

岡山藩の津田永忠は有名な經濟に長じた人物であつたが、新田開墾の時、石疊を築くに人柱を立てねば工事

は成就せぬとの事で人撰に困つた。其時おきたと云ふ婦が自ら進んで世の爲に犠牲となるべく申出た。彼女は齋戒して人柱となつた。工事終つて彼女を地主の神に祀り、今もお幾多明神と稱してゐる（汎岡山郷土傳説特輯號）。

作州津山町の西一里餘、嵯峨山城址の近くに嵯峨井堰とて、恰も湖水の如き大きな井堰がある。昔此井堰を始て造る時關係村々の庄屋や組頭が山前の百姓を狩り出し、非常な骨折で何回築いても壊れてしまふので、會議の結果人柱を建てる事に決したが、其人撰に苦しんだ時院莊村八助の娘お福といふ者、自ら申し出て村の犠牲になつた。其後堰は完成して崩壊せず、爾來何百年數百町歩の田地は、如何なる大旱でも用水に苦しむ事がない。嵯峨堰口の山麓にある村社福井神社はお福を氏神に祭つたものと云ふ（同上）。

大分市荷揚町の城内に櫓を築く時、毎日人夫を傭ひ、築いても築いても何時の間にか壊れるので、家老達の相談の結果、お宮といふ貧しい娘が人柱に立つた。それから毎日石は築き上げられて櫓が出来た。それで其娘の名をとつて、此城を宮ヶ城と云ふてゐる（豊後傳

説集。

日向兒湯郡西都原附近に稚兒殿池があり、黑白の大蛇がゐる堤を築くに人柱を立てなければ保たぬとの事で法元猶之助の三男長千代丸を犠牲にする事にした。長千代丸は漸く十四歳時は正長元年二月二十七日である堤の傍に一小祠一墳墓が遺つてゐる(日向の傳説)。

ヒトハダダイニチ 「人肌大日」 陸中の中尊寺村に山王本地堂があり、大日如來の像がある。運慶の作で秀衡の持佛と云ふ。人色大日と稱す。土俗に佛の肌膚が温いので人肌大日と云つたのを、人色と誤つたものであると(封内風土記卷二〇)。

ヒトハマツ 「一葉松」 伊豫下浮穴郡上林村宇左近谷に一葉松と云ふがある。此松は單葉で股無しと云ふ(伊豫温故録)。

ヒトマロテンセツ 「人麿傳説」 石見安濃郡小野村宇戸田の東光山に、柿本神社があり柿本人麿を祀る。社掌語家綾部氏は人麿四十七代の後裔で、代々同社に奉仕してゐる。昔語家の介と云ふ農民が、後園の柿の木の下に七八才になる神童の現はれたるを見て、何處から來られたと尋ねると、父もなく母もなく風月を主とし

數嶋の道を知るのみと答へた。其超俗せる姿が神明の權化とも見えたので、語家夫婦は之を養育した。これが柿本人麿であると云ふ(嶋根縣口碑傳説集)。

ヒトミゴクウ 「人身御供」 人柱傳説と共に、人氣のある問題と見えて、各地から多くの照會に接した。然るに此事は全國に亘り枚擧に遑なきほど夥しく存するので、如何にするも載せきれぬ。茲には十中の二三を掲げるとどめる。

陸中裨貫郡葛村の諏訪神社。昔は靈驗厳しく世人の尊崇も深かつた。此神三年に一度づつ女子を取て犠牲とするので邑民が愁ひ悲み、後には其代りに鹿を供へ、更に雲南堀で捕れる鮭を以てし、今では雜魚を贊とする(華城郷村志卷二)。

駿河富士郡鈴川村の阿字神社。里人の傳によると、昔此處の三股淵に毎年往來の女子を捕へて生贖にした。或年下總古河の巫女六人を捕へて供へんとしたが、其婢の阿兒が嘆き京に上り教を請ふて人形を造り供したので、それから女子を供する事を止め其女を祀つた。柏原六皇子の社は其巫女六人を祀るものである(駿河志料卷五二)。

信州下伊那郡上郷村底入の姫宮神社では、毎年祭禮に女子一名を人身御供として獻じた。其役に當る家には白羽の箭が立つた。これは大猿の仕業で退治したのが

岩見兼相だと云ふ(傳説の下伊那)。能登の一ノ宮氣多神社の恒例祭に鶴を捧げるのは、鶴の肉が人肉と同じ味なもので、昔人身御供した其代りだと傳ふ(中村浩氏報告)。

丹波多紀郡城北村宇澤田の八幡神社。俚傳に或年照疫が流行したので神意を問ふと、人身御供を獻ぜよとの事で、爾來毎年十歳許りの男子を獻じた。然るに其後神が現はれ大蛇の業と告げたので大蛇を殺し、神恩に報ふる爲め九月八日の例祭は、蛇に似た鱧切の神事を行ふ(同郡風俗調査)。

伊豫喜多郡森山村の拜龍權現社では、古く三月三日の祭に人身御供を懸けた。石ノ瀬戸と云ふ所へ村人が出張して、早朝から三人目に來た者を殺したと傳へてゐる(伊豫温故録)。

筑前朝倉郡三輪村久光の阿彌陀峯に老狸が棲み、阿彌陀に姿を現し人身御供を取つた。或年犠牲を供へぬと大に祟つたので、村人恐れて又人身御供を獻じた。或

年十二三歳の少女が供へらるゝとき、御笠郡の獵師が來て之を退治した(筑前舊志略卷下)。

ヒトヨグサ 「一夜草」 一夜草はスミレの異名である。昔或人道を行くに迷つて廣野に目を暮し、草の中で鳥のカヒコを拾つた。其夜の夢に晝拾つたカヒコは前生の子である。で此野に埋める處の夢を見て覺めた。それで夢の如くに埋めた。其朝見ると葉が一つあり、草に紫の花が咲いてゐた。今のスミレである(和歌藻鹽草卷八)。

ヒトヲソダテケモノ 「人を育てた獸」 紀南郷導記に野中の在所はづれ、王子社前に纏櫻の名木があるが、此櫻は昔秀衡夫婦が熊野に參詣の時、劍山ノ窟で出産し其子を其處に置いて登山した。假初に櫻を手折つて産む所の子が死ねば此櫻も枯れるであらうと云つて、側の櫻に挿して往過ぎた。下山の時此處に來て見るに櫻の花が盛りなので、彼窟に行つて見ると、幼兒は狐狼の爲にも害せられず、却て養育されて肥え太つてゐた。夫婦は悦んで奥州に連れて歸つた(南方來書卷五)。ヒナゲマツリ 「火投祭」 甲斐南都留郡西桂村小沼に道祖神社がある。祭禮は正月十四日。小沼と倉見の間桂



川に架する橋を大橋と云ひ、此橋の南北に前日より兩村小兒等、木の枝長さ二尺許りなるを伐集め山の如く積む。十四日の黄昏より右の枝に火を點じ、橋を隔て、兩村の者互に投げ合して敵に當り、疵を被らしむるを勝とす。之を火投祭と云ふ(同國志卷七一)。

按に、磐城のシブ投と同じ。投松明参照。

ヒニン 「非人」 常陸ではオコモ、御薦なり、高野聖と云ふものにて所謂コモ僧なり。ノコジキ、野乞食なり。江戸にて宿なしと云ふ。キラタ、鹿嶋にて非人を云ふ。チイ、穢多なり、武蔵鶴見にても云ふ、又番太とも云ふ。タラウ、太郎なり、水戸にて非人の宅あるものを云ふ。カハタ、カハボウとも云ふ、穢多の一名なり(新編常陸國誌卷一二)。

諒江小笠郡あたりに部落してゐた者を「院内」と云ふたらしく、曾て駿府に住居して居たことは駿國雜誌にも載せてあるし、今も院内町と云ふ名稱も残つて居る

インノコと云ふ語は西駿地方で、子供などを蒲團の上に乗かしたまゝ引ずつて位置をかへる時に、無言でするのを忍んで、必ずインノコくと唱へると云ふ(郷土研究一ノ二)。

豊後地方では特種部落をシク、又はヨツと云ふ、竹の皮の草履を作り、靴の修繕をし、又蝙蝠傘の修繕をする(郷土研究一ノ七)。

ヒノエウマ 「丙午」 丙午の年は牛房を食はぬと云ふ事がある。房(ひのえと云ふ文字に通ふ)正月十五日間不食と云ふ。江戸城内御屋形向も同断である。丙午の年に、六十七歳の人の書いた水の字を水で吞めば中風を病まぬ。平岡對馬守其頃其年齢で天章院様御用あつたと云ふ。我等は天章院様の認めたのを頂いた。男は女の、女は男のを用ふ(筆の熊手)。

ヒノキエルハキヨウ 「火の消るは凶」 京都松尾山神祭は正月初亥の日で、神人並に氏人各灯を供す、此灯消ゆる時は其家凶ありと云ふ(年中行事大成卷一)。

ヒノジュリキ 「火の咒力」 播州飾磨郡地方では暗夜漁魚の際、海上に燐火を見てキャツ(難破船のため溺死者の亡魂の意)と云ひ、又己が船に向けて突進し來る

と認めた時は、直ちに點火すれば消散すると信じてゐる(飾磨郡風俗調査)。按に、此種の俗信は他地方にも多くある。

ヒハツテンセツ 「飛鉢傳説」 播州網干町内沖ノ濱に鶴立山大覺寺と云ふがある。昔法道仙人歸天の時、家嶋(飾磨港の前方の嶋嶼)に伽藍を建立し、鐵鉢を携へ至り一時供養を得んと欲し、鉢を漁船に飛ばした。船主驚き魚を抛げ與へた。其汚れに風浪怒り闔船空鉢相俱に沈溺し一つの嶋となる、今嶋嶋と名付く其後漁人鐵鉢を網し得て同山に奉納した(沿線誌集成)。尾道市



糸崎町宇木原に海雲山觀音寺がある。平城朝に住職満米上人が或時六道の閻魔王に出會ひ、米を鉢に貰ひしより遷化する迄米の切れた事なく故に満米と云ふ。堂に米切れんとすれば鉢自ら飛び、海中走る船に行き米を受け自ら返る。或日千石餘積む船觀音寺の沖に舟繋り、鉢舞下りたれば千鯛を投入れた。鉢虚空に上りけ

るが佛の怒りに船海底に沈む、後世沖を鉢ヶ淵と云ふ(同上)。

ヒハノチメイ 「琵琶の地名」 上總君津郡中村白駒の御塚の南に琵琶ヶ谷と云ふがある。但傳に護良親王の子楞嚴王の所持せる琵琶を埋めた所と云ふ(上總町村志三)。相模中郡成瀬村大字下粕谷の小字に琵琶久保と云ふがある(新編相模風土記稿)。武蔵入間郡小仙波村の東黒門脇の琵琶橋。昔尊海僧正この地に來た時、盲人が居て携へる琵琶を流れて架して渡らせたので此名がある(武蔵風土記稿一六三)。美濃武儀郡岩佐村の琵琶明神社(新撰美濃志一八)。越前大野郡下山村より琵琶時寄通(琵琶)東谷朝日村まで二里、馬足も通はぬ(同國名蹟考八)。讃州觀音寺庄に琴彈八幡あり、麓の放生川の近くに琵琶首と云ふ淵がある(金毘羅名所圖繪三)。肥後御田郡琵琶ヶ崎は、光孝帝の皇子雨夜尊盲目となり給ひ、禁闕に御座ならず此處に謫せられ、御徒然の折に琵琶を弾かれたので此名となつた(肥後國志二)。按に、地名に附會された傳説は、悉く妄誕であつて信用されぬ。ビハの原義は他に覓めねばならぬ。

ビハメウジン 「琵琶明神」 武蔵入間郡中神村三輪明神

社は新久、根岸、中神三村の惣鎮守で、往古は琵琶明神と稱したが、萬治年中吉田家の命で三輪と改めた。縁起に朱雀院の御宇藤原秀郷田獵の折此地を過ぎ、琵琶の音を聞き、其所に至り見れば白髪の老翁あり、宇賀彦宇賀姫である。依て祀るとある（新編武藏風土記稿卷一六〇）。

ヒヒラギ（格） 肥後宇土郡松山村に禊塚がある。昔此邊に妖狐栖み往來の男女を惱す事多き爲め、中央山妙法寺の住僧、石に法華經を書寫して土中に納め、此處に塔を建て、格の木を植えてより妖狐の災が無い。明和四年より百年程前の事である（肥後國志卷七）。

ヒフセチソウ（火防地蔵） 紀州高野山西院谷地藏院の本尊地蔵は、空海の作で火災を防ぐ靈験がある。寛政年中隣坊火を失した折、本尊屋上に立ち猛火を防ぐ、之を以て黒本尊と云ふ（紀伊續風土記卷一三）。

ヒフセノウタ（火防の歌） 空海の作「しも柱氷の梁に雪の析 さす楨までも水揺木かな」とある（能州名跡志卷四）。又俚歌に「我が家の柿の本まで焼けても、あかしも聞けばこゝにひとまる」云々（中山聞書）。

ヒフツテンセツ（飛佛傳説） 新潟遊廓内に入船地蔵と

云ふがある。本尊は享保三年九月佐渡羽黒山より飛來したもので、靈驗著しとて婦人の信仰が厚い（中山聞書）。既載の飛び佛參照。

ヒホテ 山で働く者の腰に下げる蟲除けの装置。ボテも亦蘆苞のことであるが、肥前三瀬村などは、現在は縹緞を竹の皮に包んでこしらへて居る。セセ又はセセリと此邊で云ふ蟲は、多分ブヨのことであらう。蚊よりもまだ小さく、群をなして血を吸ひに来る。其セセを追ふ爲に是に火を點じて絶えず燻して居るのである（山村語彙續篇）。

ヒマチ（日待） 正月十五日。此夜吉田卜部で禁裏の日待ちを修す。御撫物下行あり。五九十の三月同じ。此日三日、十三日、十七夜、廿三夜に民家の主人齋戒沐浴し、暮より朝まで一睡もせぬ。其間親戚朋友集り、難遊して主人の睡りを覺す。或は僧侶陰陽師を請じ經呪を誦せしめ、朝日の出を待ち供物を獻じ所願を祈る之を日待と云ふ。又月待あり其式之に同じ。其一夜高貴も之をする（年中行事大成卷一）。

ヒマツリ（火祭） 拜火國と思はれる迄に火を崇敬した我國に、種々なる形式と内容を有つた火祭の在る事に

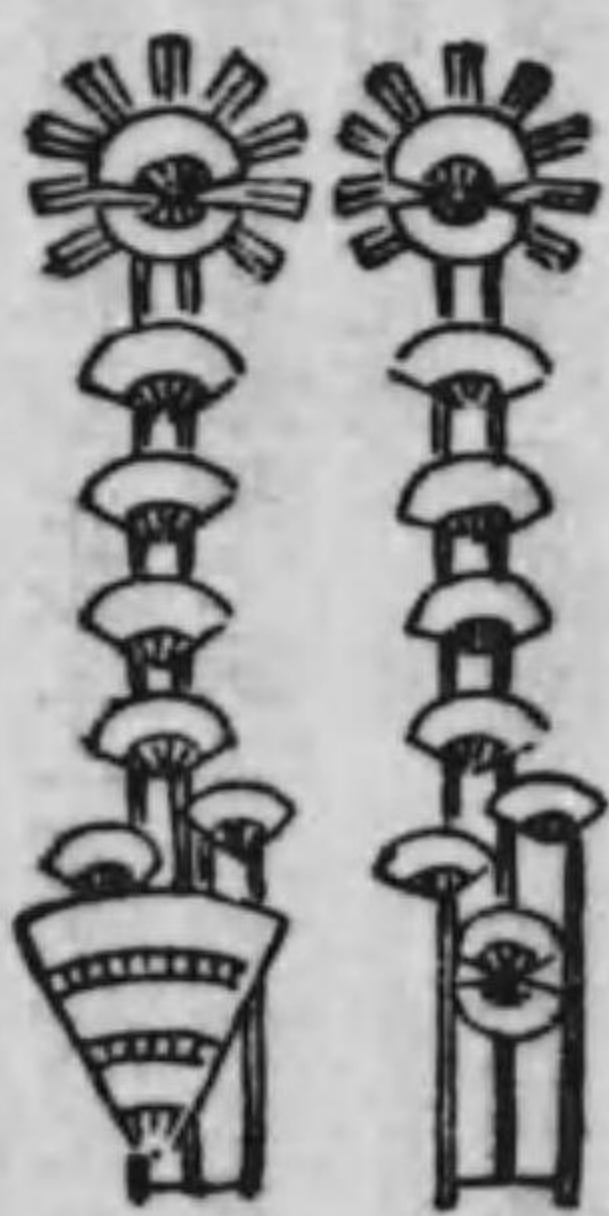
不思議はない。既載の柱松、火投祭などの外に、少しばかりを列載した。此祭には、（一）原始神道の神事を遺したもの、（二）修験道の教義に由る行事、（三）佛教の影響を受けたものとの三種あるが、茲には第三のものもは疎却した。

岩代須賀川町では舊十月十日夜から、町民が町から隔つた山に往き、數百本の大松明を一齊に焚き、そして互に松明の大きさを較べる。此事は昔此邊に狸が出て人を惱ましたので、其害を免れる爲に始めたのであるが、今では是をやらぬと時疫があると云ふ（民俗藝術一ノ一〇）。

信州戸隠三社の祭禮は毎年七月中には行はれた。庭中に高さ八九尺の竹束を立て、殿中山中五十三坊 各々鉢巻を締め禱を掛け一ツ時餘り立ちながら祈請し、其後各々持ちたる幣を件の竹束の上に樹て、道坊のうちより一人火を携へて竹束に昇り右の幣に火を點す。其燃えさかる下で坊三人長刀の鞘を拂ひ振廻はし 種々に遣つて式を終る（千曲之眞砂附録）。

甲州吉田村の火祭は例年七月二十二日。此夜は比屋皆篝松を焚く。其長各一丈餘り大さ一圍許り、相並んで

道路に立つ。其光り白晝の如くである（甲斐國志卷七一）。中山曰。此火祭は著聞してゐるので略記した。洛北鞍馬の由岐神社。例祭十月二十二日。其夜は毎戸炬火を焚き、若者は力を極めて大炬火を擔ぎ、神幸に供奉し火を點じて練り廻る。其儀頗る盛んで觀る者が群をなす。世に鞍馬の「神樂松明」と云ふ（愛宕郡誌）。紀州熊野那智神社では、七月十四日に例祭を舉行するが、午後には那智瀧



の前に鎮座せる飛龍神社へ神幸する。此折に豫め作つてある十二本（一年の月數）の松明に神火を點

じ、參道の石階を上下しそより飛龍社へ往復するのであるが、是を「扇神興昇松明」と名づけ、一本の重さが十貫目に餘る長大なるものである。之に點火して老杉古檜の間の石礎を第一扇から十二扇まで順序を正し、炎と火の粉を振りこぼしながら渡御するので、神祕と壯觀の極である（サンデー毎日。大正一二、七、二二號）。

備後鞆町の祇園祭は、毎年舊六月四日から二週間に亘つて執行されるが、第一夜の祭典を『御手火の神事』と稱へ、大手火松明の長さ一丈二尺、重量三十三貫餘のもの三本と、外に三貫餘の小手火とを作り、大手火は社頭に注連を張て据置き、同夜第一鼓から第三鼓を合圖に神官が昇殿して、神火を先づ小手火に移すと、別に白装束の神官十名と世話人とが、之を頭上に捧げながら拜觀の群衆を押し分け石階を昇り、件の大手火三本に火を點するのである。神輿は此時に寶庫から本殿に還御する。是と同時に大手火は當番町の氏子數百名によつて拜殿前に移動し、更に神輿出御の先拂として境内を擔ぎ廻される。之が濟むと群衆は各自携へ來た小手火に火を移さんと薙き合ふ。此火は悪疫除となる(同上。大正二二、八、一二號)。

伊豫温泉郡石井村居相の伊豫豆比神社の例祭は正月八日。神事は夜に入り松明を焚き土居村へ神幸す。其粧ひ神門迄は何の備へもなく、暗中潜に神輿を振り、神門より參集の人々手に松明を點じ持ち神輿を圍繞して供奉する。此とき氏子の村々毎に火を擧げて神いさめをなす、之を合せ火と云ふ(伊豫温故録)。

ヒマホギダン (日招壇)

陸前桃生郡太田村の日招壇。古傳に源義家が安部貞任と兵を交へた時、戦ひ酣なるに日が暮れかゝつたので、義家は扇を把て日を招き返した所と云ふ。其地を日招き街道と呼ぶ(封内風土記 卷一二)。

ヒメツカ (姫塚)

上總武射郡姫嶋村にある。傳に護良親王の妃、親王を慕つて鎌倉に至れば既に薨去せられたので、妃剃髮して尼となり此地に住む。足利尊氏湯浴料を供し、正平十二年七月一日薨す。法號圓教大師。其埋所を姫塚と云ふ。妃は親房の妹である(上總町村誌卷七)。

ヒメナクサ (姫名草)

佐渡國高千村の漁村に、唯一人の美姫の乗つた舟が流れ着いた。里人は中川の川上に庵を造つて與へた。其後姫は言ひ寄る村の若者の煩しさと、若い女達の妬みとに苦しみ、自ら中の川の淵に命を絶つた。其後川の水は濁り、川原には紫の小草が生えて、土地の者は姫名草と呼んだ。今尙姫の祟りか中の川を挟む片邊、鹿の浦には美女は生れぬといふ(傳説の越後と佐渡)。按に、清少納言や妓王と同系の傳説である。

ヒメフチテンセツ (姫淵傳説)

信州北安曇郡北城村字大出の姫川に、姫淵といふ深い淵がある。大昔沼川姫の入水された場所だと傳ふ。姫川も姫淵の名も此事から起つたもので、姫は入水の折に一子を殘した。それが諏訪大明神である(同郡郷土誌稿二輯)。按に、大己貴命が出雲で蒼柴籬を踏んで海中に隠れたので、其妃であつた沼川姫にも斯うした事件があつたらう位に後世の好事家が捏造した傳説であらう。若し左様でなく太古から此事が言ひつぎ語り傳へられたものとするば、諏訪神の考證に注意すべき事である。

ヒメミヤワセ (姫宮早稻)

薩州安藝郡矢野村宮山に姫宮があり、一に河會社と云ふ。樂音寺古神名帳に『安南郡四位矢野姫明神』とあるのは此社であらう。社の東に二畝許りの田があり、其稻は毎歲五六月の間に登る。之を姫宮早稻と云ふ。村民某が家に世々此種子を儲く。之を他地に種ると幾程もなくして常の稻に變る。毛利福嶋の時も毎歲其新穂を進めて、天文年間迄は拔穂の神事と稱して祭禮もあつたと云ふ。今も毎年之を藩府に出す(藝藩通志卷三九)。

ヒヤ (火屋)

阿波富岡町大字領家の小字に、火屋ヶ原

と云ふがある。明治以後その文字を忌で琵琶ヶ原と改めた。火屋は火葬場の名残りで、今は共同墓地になつてゐる(富岡町志)。

ヒヤクシャウシゴト (百姓仕事)

羽前最上郡豊里村の舊幕頭の百姓一人前の仕事は、概ね左の如きものであつた(同村誌)。

(イ) 稻六十束(一日に扱落す分、但し當時は竹製の稻扱を用ふ)。(ロ) 一晚の仕事、中繩百尋、堅繩八十尋、細繩廿尋、中俵編み三俵、上俵五俵、糶俵三俵、稻二十束扱、藁靴三足。(ハ) 朝草休日二駄。(ニ) 干草刈曲川山は三駄宛、村届は二駄。(ホ) 稻刈前宵仕事、中繩五百尋。(ヘ) 馬沓自分の段にて定法の外也。(ト) 田打は百五十刈(約一段歩)平均。(チ) こぎり、代扱き共一人前百刈宛。(リ) 田ノ草は七日目毎。(ヌ) 畑は大根畑、野畑、置揚畑、仕事異なるものに付き定法はない。ヒヤクシャウノカイハウビ (百姓の解放日) 薩州嶋津藩の百姓は、毎年正月四日を以て『仕度い放題』の日と定め、其日に限り飲食、放歌、高聲、亂舞を問はず如何なる事をしても咎めず、そして平生抑壓された鬱憤を散じた(舊鹿兒嶋藩ノ門割制度)。

ヒヤクシヤウノタクチ 「百姓の宅地」 百姓の宅地は間口七間奥行十五間を定法とする旨、美濃可兒郡天正十三年の檢地帳にある。豊家の掟である。此坪數百五坪（三畝十五歩）の地で、これ軍役を充てる基準である。故に宅地廣く三百坪なれば三軒役、千坪餘なれば十軒役と云ふ。そして此宅地の坪數は拾芥抄の一町の内を三十二戸主と割定めた古法に由るものである（文政年間漫録。未刊隨筆百種本）。

ヒヤクシヤウノテウサン 「百姓逃散」 江戸初期に於ける一種の流行物であつた。必ずしも民俗學の對象では無いが、少しく載せるとした。

越後では村民申合せ、年貢諸役等を未進し、家族を率ひ他領他國へ立退くを逃散と名づけ、其一家人に限るを逐電、又は駆落と稱した。慶長元和の頃の流行物で一村一家を棄てること恰も弊履を棄てるやうであつた。それ故に領主より嚴禁を加へられ、やゝ其事が止んだのである（越後風俗志三輯）。

紀州海部郡由良庄に傳へた古文書の一節に、左の如き記載がある。

一、當年荒ヲヒラキ候所於有之者當春申出ス如ク當年

ハつくりとりタルベキ事。

一、百姓申分於有之者此方へ申ベシ理リモナク小百姓一人モはしらせ候向其トコロノおとな百姓曲事タルベキ事（紀伊續風土記附録卷五。古文書部第六）

慶長六年九月廿五日

左京（淺野長政カ）

ヒヤクトマヘリ 「百度參」 平戸記の延應二年二月十一日條に『臨夜景密々參祇園、依恒例之勤、奉人數有百度詣事』云々。日次記の久安三年三月十五日條に『自賀茂送詩數、各一首 其詞云 仲春拜賀茂日、社壇企百度之參詣』云々（以上、橋守部の俗語考）。按に、吾妻鏡卷九にも、百度參りの事が載せてある。

ヒヤクマンガツヂ 「百萬ヶ辻」 奈良市西照寺門前、林小路辻子と今辻子との間、戸數僅か五六軒の處を百萬ヶ辻子と云ふ。傳に往時狂女百萬と云ふ者こゝに住む故に名づけたと。百萬の事跡は不詳である（大和志料卷上）。

ヒヤクマンベン 「百萬遍」 東京市外矢口村古市場の鎮守八幡社前の森の中に、文化六年三月十五日男女十餘人が、立ち乍ら百萬遍の珠數を廻しみた。何事かと里人に問へば、是は病人ある家で此神に祈願して神前に

百萬遍を十遍許り繰り、残りは病家に歸りて繰るのであると云つた（太田南畝の玉川砂利）。

ヒライシノヨロヒ 「避來矢鎧」 下野の足利又太郎忠綱傳來の心經腹卷の鎧を用ゐた。これ龍宮出現十種の珍寶、敵の矢を避け身に傷を負ふ事無しと傳ふ。然るに鎧重く自由ならず、忠綱即ち鎧に脱ぎ副鎧を着用した。鎧に脱ぎし時に他所目には只平らなる石と見え、忠綱一度手掛れば忽ち眞の鎧となると云ふ（唐澤山）。按に、今に避來矢權現と云ふがあるも、是は平石に附會した妄説と想はれる。

ヒラノハチアレ 「比良の入荒」 近江志賀郡途中村の最勝寺で、往古毎年三月二十四日に法華八講を修した。之を比良の入講と稱したが中世に絶えた。然るに今も此日は風烈しく寒威強く、湖上の舟人皆比良明神の誓とて戒愼する（同國輿地志略卷二九）。按に、入荒は八講をもちつたものである。

ヒル 「蛭」 大和吉野郡大淀町楢垣本では蛭が一つも血を吸はない。よく視ると口のあたりが曲つてゐる。之は昔弘法大師が來られた時、清らかな水が流れてゐたので、口をつけて飲まれた所が、口の端に蛭が吸付い

た。大師は腹を立て血を吸ふ事を封じたからだと云ふ（大和の傳説）。

ヒルカケ 「蛭賭」 因幡石井郡濱大谷村は本庄村の附近で、平野村と云ふ枝村がある。俚傳に大谷と平野の氏神が水蛭を賭て福引をしたが、平野の氏神勝つて平野に蛭多く大谷に一つも居ぬと。平野は日比屋千軒と云ひ、長者屋敷のある村と同じ枝村である（因幡誌）。

ヒルノクビ 「蛭の首」 備後御調に入幡神を負ふた神女が下つた時、衣を掛けた栗木の枝葉が逆に茂る。今もさうである。又蛭が御足を食ふたので、神蛭の首を取て棄てた。今に此村の蛭首ねぢけ人の血を吸ふ事がない（御調八幡宮と八幡莊）。

ヒレウ 「肥料」 接木には、先づ採らんと欲する枝に、小刀で五六筋を入れ、新鮮な獸肉で其疵口を巻き、赤土で之を掩ひ、尙和かな藥で包み常に水を與へる。又蚯蚓を搗き潰して、土と混合して代用してもよい。斯うして四五日間経過すれば、數十の小根が生ずるが、此時其枝を伐り地上に移し植て養ふのである（農家曆）。

ヒロタシヤトアカエヒ 「廣田社と赤鱗」 大阪市外の廣



田神社。昔から赤贖を畫いた額多く拜殿に掛る。是は痔疾を患ふ者此神に平癒を祈り、疾治すれば御禮に捧るのである。何にしても赤贖の繪馬を奉る事考へ難い(浪華百事談卷八)。

ヒワタリノシンジ (火渡神事) 肥後玉名郡小天村の天心宮(祭神少名彦命と云ふも未詳)。社殿なく神樂堂のみある。例祭舊十一月七日。此日豫め薪を境内の神木(銀杏)の下に山の如く積み、神樂堂の檐下に鯛を掛け神人神樂を奏し薪に火を付けて炎鎮るとき、火中爐上に入り神樂を奏で通る。其後を參詣の男女が渡るが、若し誤て火傷すると、鯛の肉を切り局所を摩すれば忽ち癒る。古來から不思議とする(肥後國志卷一二)。
ヒラキラフカミ (火を嫌ふ神) 大隅肝屬郡牛根村の居世神社は、欽明帝の皇子を祀つたもので、毎年正月元日より三日間は、牛根村の道路及び庭中に火燭を出す事を禁忌してゐる。又此神社の前に牛馬を牽て過ぎる事が出来ない、之は昔からの習俗である(三國名勝圖繪卷四四)。按に、關祭の傳説化ではあるまいか。



ビンヅル (賓頭盧) 大阪天王寺境内仁王門の西手にある賓頭盧(一名紙衣さん)は萬病をいやすと傳へられ、一枚十五錢の紙衣のお守りが飛ぶやうに賣れる。十一面千手觀世音の納まつてゐる萬燈院の庇を借りてゐるが、夥しい參詣人は正面の觀音には一禮もしない有様である。賓頭盧の前には「百日咳をなほして下さい、酉年女」、「全身病氣で難儀してゐます卯年女」等の願書がぎつしり張られ、其下に並んでゐる木の槌で患部を叩いて祈り、例のお守りを病人の蒲團の下に敷けば治るといふ(大阪朝日新聞大正一四、四、五)。

フ

フクノキンシヨク (河豚の禁食) 三河渥美郡高師村大字植田の車神社の祭神が、神龜二年九月廿五日にウツロ舟に乗つて、此地に漂流して顛覆せんとした時に河

豚に救はれた。此縁で同社の氏子は今に河豚を禁食してゐる(愛知教育五二七號)。

フクベソクシン (飄俗信) 我國では古く飄は魂の入れものだと俗信してゐた。墳墓を飄型に築造したのも、



此俗信が基調となつてゐる。紀州田邊町附近では、桑ノ木で飄の形を作り、小供に佩しめると麻疹が傳染せぬと云ふ(郷土研究一ノ一二)。讃岐では同じく小供が飄を腰に提げてゐるが、之は水に溺れぬ厭勝だと云ふ(鳥居龍藏氏談)。東京市内では今でも小供(主として女子)が、小さい飄形の細工物を腰につけてゐるが、之は轉倒せぬ厭勝だと云ふてゐる。そして大昔にあつては轉倒(又は噎)すると魂が飛び出すと云ふ俗信があり、其時に飄があればそれへ入ると考へたのである。猶飄の俗信に就ては、柳田國男氏の「土俗と傳説」に連載された論文がある。
フクベノモヤウ (飄の模様) 羽後男鹿半嶋では、男女とも還暦の六十一歳になると、親戚共同で飄の模様入の着物を作つて着せる(寒風山麓農民手記)。飄の俗

信の條參照。

フクマネギ (福招) 羽後角館町では五月五日前に切餅を青萱の葉に包み、それに菖蒲、蓬、筍、しをで(百合科)等をそなへたもの二組を作り、兩手に持て耳を割る眞似をしながら「よい事を聞くように」と唱へる福を招く厭勝だといふ(日本郷土物語卷上)。

フクヨシ (福吉) 會津若松市へ昔は毎年正月中に、賤民が福吉蠶種敷へとて縁喜のよい文句を唱へ、歳首を祝つて米錢を貰ひ歩いたものである(新編會津風土記卷一五)。按に、元祿版の人倫訓蒙圖繪を見ると福吉と稱する乞食が載せてある。之も其類であらうと思ふ。

フケソウ (普化僧) 紀州海部郡由良莊前村の興國寺(禪宗)は法燈國師の開基である。國師が建長年中に宋から歸朝の際法普、國佐、理正、宗恕の四居士を隨へて來た。これ今の虚無僧の始めである。四人が浴室に住んだので、今に虚無僧の居所を風呂地と云ふ。四人四派に分れ諸國に虚無僧寺を建てたが、兵火の後は離散した(紀伊續風土記卷二六)。按に、此説遽に信じられぬが姑らく掲ぐるとした。
フケトリエンジヨウ (武家と離縁狀) 武家用文章に

「離縁状の認め方とて、何より法式を出すべきや、皆下下の儀にて上方には離縁状と云ふ事なし。親類相談の上離縁致し、夫よりも里方よりも其段届に及ぶ上は、状も證據も入る事はあらず」云々。之に由るも武家は離縁状を要せぬことが知られる(國家學會雜誌三九ノ九、徳川時代の婚姻法引用)。按に、原則としては斯うであつたが例外もあつた。拙著「日本婚姻史」に掲載した穂積重遠氏所蔵のものに、此例外の武家の離縁状がある。

フジカウノキンセイ (富士講禁制) 俗衆富士講と稱し大勢富士へ詣で、蒔錢し多きを手柄とす。歸村して行衣を着し鈴を振り何か御師より巻物を持来り再拜し祝言す。病人などある家に雇はれ、祈禱の眞似などする事諸國に流行し、町人百姓業を捨てるなど、都鄙共に甚しかつたので、嘉永二年富士講禁制嚴重の御觸あり善政なりしと云ふ(南總珍)。

フジゴワウ (富士牛王) 武州多摩郡上長房村の淺間社に、富士牛王と稱する木板がある。火災にかゝり其板も半は焼けてゐる(同風土記稿卷一〇三)。
フジサンノシハイヤク (富士山の支配役) 富士山へは

金剛杖を求めて登るが、此杖は現今でも烙印で「本宮表口改」の文字ある杖を出す。此改と云ふは、明治前は大宮は大日如来で表大日と云ひ、甲州吉田は薬師佛で裏薬師と云つたからである。大宮と村山とは山の支配を異にし、大宮支配は頂上中央より吉田口八合目まで、七合目以下は吉田支配である。村山は頂上中央より前面を支配し、登山者から山役錢をとり山切手を渡す。此切手なき者は山役人が登山を拒んだ。當時此切

町所	何之誰
右山中無相違者也	
月日	
辻池	④
室役人	④

手の山役錢、村山で百三十文、大宮では八十三文。山切手を室へ渡して宿泊する。山仕舞後に此切手を纏め幾人登山と計數する。是等の遺風で表口改の烙印を押すのである(吉居雜話)。按に、近刊の「淺間神社史料」に據ると、種々なる民俗學的材料もあるが今は省略した。

フジヤウモン (不淨門) 江戸期の大小名の邸には不淨門があり、雜儀は此處から出して通用門からは出さぬ

普通の家でも支關から出棺するのは不淨だと云つて、細い割竹を入口に半圓形に張つて之を假門と稱へ、其下を棺を通した。甲州の葬式も門形を設けるのは、平常の門を汚さぬ爲の風習と思ふ(民族と歴史五ノ一)。按に、古く喪屋を建てた遺風である。

フジドウシャ (富士道者) 駿州吉原の者は、富士山形に都と云ふ字を附たる菅笠を被る。之を根つこ道者と稱し道者中の巾利きとする。都の文字は富士の元は吉原と云ふ意である(吉居雜話)。



フジヤウワイム (不淨を忌む) 甲州曾根村八幡宮八月の祭禮には甚だ不淨を厭ひ、此村の者八月に入て難治の病を受けば、祭禮の前に死ぬ事を恐れて病者を山上に昇せると云ふ(裏見寒話卷六)。對馬下縣郡豆酸村の蘇婆濱に屍體ある時、七祓の法で不淨祓をなし、門戸に注連繩を引く風がある(九州民俗學一ノ四)。
フシヲキラフヤマ (武士を嫌ふ山) 信濃北安曇郡中辻

村の平倉山は、飯森春盛の據つた城址である。春盛は武田信玄の部將山縣昌景に攻められ、逃れて遂に此城を死守する事になつた。彼は小谷の五人衆を以て招いたが、山岸豊後だけ應じ他は昌景に走り、城は遂に陥つた。是より五人衆の者が平倉山へ登れば、晴天の日でも忽ち天候險惡となるか又は異變があると云ふ今尚子孫を戒めて登山を禁じてゐる(北安曇郡郷土誌稿)。播州赤穂郡赤塚庄の白幡山へ、武士が登ると雷雨の變がある。淺野長直が登山した時も俄に山中に大雨が起つた(寛政板の赤穂郡志)。

フジンノカミ (婦人の髪) 羽後河邊郡農村の處女時代は、一般に娘髪(秋田ではクサクラといふ)と稱する嶋田鬻に似たものを結び、結婚後は「グリニ」と稱する櫛巻様の結び方をした。婚禮の時昔は丸鬻、片揚などに結つたが、近來は嶋田になつた(同郡誌)。

フタアラトアカギ (二荒と赤城) 越後古志郡富嶋村の鎮守は二荒神社。同郡四郎丸村の鎮守は赤城神社。此神は不仲なりとて兩村は通婚せぬ。若し之を犯せば男女共に天死又は破縁し、終りを完ふせぬと云ふ(温故ノ栞五編)。按に、荒赤二神の戰爭談は昔から流布さ

れてゐるが、上下兩野州以外に此事あるを多く聞かぬ。此兩神の交渉に就ては柳田國男氏の「神を助けた話」が委曲を盡してゐる。

フタマタノイネ〔兩岐稻〕安藝山縣郡高野山組（現時の山廻村）十一ヶ村に兩岐の稻が生じた。村々大抵一把に二穗のもの必ず二三莖あつた。寒地悪所で斯く瑞穂の多く出るのは稀代の瑞祥とて、名主等が之を藩主に進獻し、藩では社稷ノ神に納めた（藝藩通志卷五）。

フタマツリ〔豚祭〕琉球では便所豚小屋の事を、同國語で「風呂」と云つてゐる。そして此風呂で豚祭をするが、首里に近い中頭地方には二種ある。一は屋敷の御祓として行ふ場合、火神前・祖靈前に次ぎ、井戸・四隅・門口等に先だつて祓はれ、一は靈魂回收式に於て祭られる（民族と歴史八ノ五）。按に、同國で豕を重んずるのは、支那思想の影響である。

フダラクトカイ〔補陀洛渡海〕台記の康治元年八月十八日條に、權僧正覺宗の談として、少年が那智に籠つて修練してゐる時、一人の僧があつて補陀洛山に祈請した。小さい舟の上に千手觀音を造立し祈請三年に及び、北風を得て幸ひに登山し得たと云ふ。此事は堀河

朝の出來事である。按に、補陀洛山に生身の觀音を拜すとて、熊野浦から解纜する佛徒が多かつた。吾妻鏡にも見え、古くは伴信友翁の中外經緯傳に、近くは橋川正氏の日本佛敎史の研究に收めてある。

フチギヌ〔藤衣〕能登嶋で藤蔓の皮を纖維にして製織する。厚司のやうな形である。袖には軽くする爲に一部に木綿を用ゐる。今は尠くなつたが、農民の中には稀に着てゐる者もある（郷土研究四ノ六）。

フチゾクシン〔藤俗信〕出雲大原郡飯田村の西方寺の門前に、古い大きな藤がある。俚傳に善人が之を見ると即ち長藤となり、惡人だと忽ち龍に見える（と云ふ雲陽誌卷下）。

フチデンセツ〔藤傳説〕丹波何鹿郡志賀郷村藤の宮の白藤は、毎年舊正月五日に花を開いたので（中山曰。七不思議の一）、體に入れて禁中へ獻する例であつた。そして體の蓋は途中で取る事は嚴禁されてゐたが、或年蓋をとると花は驚と化して、今の鷺山へ飛んで往つた。爾來寒中に咲かぬやうになつた（京都民俗志）。

フチヨノカイソン〔巫女の閉村〕阿波の祖谷郷は、大昔エイラミコ（巫女）と云ふ者が來て閉村し、耕耘か

ら機織の業まで教へたとの石碑がある。一説には此巫女は小野の姥と云ふ者と共に來たともいふ（美馬郡郷土誌）。

フツゾウオモル〔佛像重る〕神體や佛像が急に重量が加はり、其地に祀られた傳説は既載の外にも、猶多くを數へる事が出来る。茲に漏れたるを抄載する。

陸前牡鹿郡女川村塚濱の太子堂へ、明治初年に賊が忍び込み、觀音像を盗み出し咽ヶ崎まで來ると、像俄に重くなり賊は押潰されて手足縮み、歩むことが出來ぬので驚いて像を棄て、逃げ去つた（同郡誌）。

岩代大沼郡藤川村富川の觀音堂。傳に延暦年間此地の長者が上洛し、觀音の像を守護して歸郷の途次、美濃谷汲に到り像俄に重くなつて動かぬ。由て一字を營み止ること十餘年、故郷忘れ難く頂上佛を衣の袖に秘し密に歸郷し此處に祀つたと云ふ（同郡誌）。

能登鳳至郡浦上村字西圓山の地藏尊は、始め同郡鶴巢村字大野にあつたが、或年西圓山の村民が此地を通ると路傍から「共に往く」と聲かける者があり、即ち此地地藏尊を擔ひ歸村せしに、今まで輕かつた像が忽ち重量を増して動かぬので此處に祀つた（同郡誌）。

肥後球磨郡上村の谷水薬師は日本七薬師の一と稱す。傳に此本尊は元奥州金華山にあつたのを、或六部が背負て廻國し、此地に宿つて夜明に立たうとすると像遽に重くなり堂を建てた（同郡郷土誌）。

石見邑智郡都賀村飯の山に昔飯盛寺があつたが、其本尊は春日佛師の作にかゝる千手觀音で純金と傳へられてゐる。或盗人が盗んで布施村まで逃げて行つたが、俄に佛體が重くなつて、動けなくなり森の中に投捨てて逃けた。然るに夜々佛體より光明を放つのを村人が發見し、元の所へ奉安した。嶋根縣口碑傳説集。

フツゾウデンセツ〔佛像傳説〕阿痛の薬師を始めとして、佛像傳説は數限りなく各地にある。今は主なるものだけ抄出する。

歩く佛像 高公輔は初め慈覺大師の法弟で湛慶と稱し後還俗して、世に高太夫と云ふた。安祥寺の佛像の位階が混亂した爲め洛中に怪事が多いとて、公輔勅を奉じ同寺に到り、白杖を以て其像を此處へ彼處へと指示すると、諸佛像自ら起つて杖に隨ひ、各々其本位に居直つたと傳ふ（元享釋書卷一七）。

出血の像 川越市上松江町の蓮馨寺へ、慶長の頃嫉心

深き女が忍び込み、本尊の右ノ頬に釘を打ち發狂した。然るに釘の底から血が流れた、其後再興したが釘の疵痕が残つてゐる（多濃武の雁）。

胎内に鑿 名古屋市桑名町淨教寺の本尊阿彌陀如來、木像の胎内に女の髪を絹に包み納めてある。何の故かは判然せぬ（尾張名所圖繪卷二）。

腰折れ像 長門厚狭郡厚東村の城主厚東判官は、子無きを悲み山中觀音に祈誓し、十一歳になると返すとの約束で一人の姫を授かつた。やがて其歳になり觀音が戻せと云ふのに立腹して觀音を弓で射た。矢が其腰に中り曲つてしまつた（日本傳説集）。

豐饗の像 武藏久良岐郡坂本村の文珠堂の本尊が、或年大洪水で川に流れ出たのを、村民が鳶口で引上げしに「アラ痛」と木像が聲を發したのでアラ痛の文珠と稱した。後に淺草觀音堂の右方に安置した（同風土記稿卷七六）。

片腕の像 羽後月山大満虚空藏は、昔渡前村から此處へ遷すとき、木像の片腕を村に残して來たので、村では其片腕を腹籠りとして別に像を刻んだ（莊内三郡雜記卷下）。

フツチヨク（佛勅） 甲州東山梨郡板垣村の定額山善光寺。智恩院末で同國淨土一派の觸頭である。本尊の燈籠佛は信州善光寺佛と一擘分身の靈像、丈一寸八分一光三尊の秘佛で、智恩院一品法親王が代々封印する。今人が若し吉凶有無未決の事があれば、躬から佛前に就き祈請し、佛龕を擧げ輕重を以て其念する所に應答し示驗がある。是を佛勅と稱す（甲斐國志卷七四）。按に、既載のおもかるさん（重輕様）を誇張した迄の事である。

フデノオヤ（筆親） 瀬戸内海の伊吹嶋では、女子は十四歳で「筆の親」を作り、男子は十五歳で「若連中」を作る。連中の集會所を「宿元」といひ、其宿の主人を「親分」と云ふ。結婚は連中が筆の親の所へ出かけて定める。猶同嶋では婦人の出産は「山部屋」へ往き分娩し、産後三十日間其處に居る（婦人公論一六〇五）。按に、筆の親の筆とは齒黒に用ゐる羽揚枝のことで、他地方の鐵漿親と同じである。

フトハシ（太箸） 磐城相馬地方では正月三日間を「野鐵砲」と云ふ木を、荒削りしたものを太箸として用ゐ、十四日の朝にそれを焚く事になつてゐる（相馬郷土史

卷一）。壹岐では太箸を栗ノ木の枝で作り、之を祝ひ箸と名づけ正月用ゐる（人類學雜誌三六號）。廣く尋ねたら種々なる太箸のあることゝ想ふ。

フナウラ（船占） 岩代耶麻郡盤梯村の盤梯神社では、二月十五日に神前に船を飾り歳の豊凶を試みる。東西を定めて東を上とし西を下とし氏子大勢で之を曳き、引き勝つた方を豊年とする（同郡誌）。

フナガタノコフン（船型の古墳） 遠州磐田郡梅原村の古墳は、中央に大きな無石塚の土墳があり、其左右に陪塚が五個ばかりある。此五個の陪塚は天龍川の河原石を二重又は三重に積んだもので、型は長方形で船型を呈し、先端は船首の形さへも造つてゐて、其長さ各平均一丈五尺内外、巾は二尺前後の高さは一尺位である（諏訪史卷一）。按に、同書の挿圖で見た所によると、此古墳は船型と云ふよりは、全く女陰の形をなしてゐる。墳墓を此形式に造ることは、我國の古俗で、畿内には其類例がある。

フナヅカ（船塚） 若狭遠敷郡三宅村日笠の、丹後街道に近く船塚と云ふがある。前方後圓の形式をした古墳で、松本長操の碑があり同人刑死の跡である（同郡誌）。

按に、墳墓を船型に築くのは、古く我國に水葬の行はれたことを示唆するもので、大和の初瀬を隱國（墓地の意）の泊瀬と書いたも、又此義に外ならぬ。

フナトガメノシンブツ（船谷の神佛） 播磨の國の千石船が相模灘で大暴風に襲はれし時、船頭は石廊權現を念じて此危難をお救ひ下さらば船の帆柱を奉納すると誓つた。やがて波風が静まり無事に江戸に着いたが、歸路は忘れてゐると石廊權現の前方で船は動かなくなり、怖ろしい力で海底に引かれた。船人は誓約を思ひ浮べ帆柱を切つて海中に投げ無事に播磨に歸つた。帆柱はやがて大浪に五六十丈も高い石廊の斷崖に打ち上げられた（伊豆傳説集）。

能登鳳至郡七浦村の船止め薬師は、元は寺院にあつたものだが、現在は宇鶴山の春日神社にある。薬師佛は曾て小嶋を逐航する船船を停む。舟人困つて大いに怒り其一腕を斷つ。佛像には今に左手がない（同郡誌）。丹後竹野郡嶋津村嶋瀦川春日神社の境内社床尾神社の碑に同社は元床尾山に鎮座して北面なりしが、不淨の事あれば、北海を航する船船は忽ち祟を蒙り、進退の自由を失つたので、船を清淨にし御神慮のあるのを待

つて進んだといふ(同郡誌)。
石見那賀郡妙見山の山門権現は猛威の神で、昔山頂に北面して鎮座しました時、敬川尻を通航する船舶は権現の威力で忽ち進行が止まるので航海者の不便を慮り、山麓に降して事無きを得たと傳ふ(嶋根縣口碑傳説集)。

フナバシノキチ 「船橋の維持」 越前吉田郡船橋村の黒龍川の船橋は、天正六年三月に柴田勝家が郷民の刀鎗を取上げ(中山曰。刀狩と云ふ)船の鎖を造り、船渡しを船橋としたが、其際に船橋用の船四十八艘を、附近三十九ヶ村より徴収して架設した。爾來、此村々で各村が出しただけの船の修繕費を負担し共同で維持して來た(同國名蹟考卷七)。

ブリ 「鱒」 越中下新川郡吉原村は漁村であるに拘らず鱒だけは容易に捕れぬ。是は昔大鱒が捕れたとき村中で分配したが、一貧乏人だけ除外したので其家の老婆が怨み海に投身して鱒となり、今に泳いでゐて他の鱒を寄せぬ爲だと云ふ。郷土研究一ノ一二)。

フルソマ 「古杣」 土佐香美郡嶺山郷などで、山に働く者に怖れられてゐた怪物の名。深夜山中に大木を伐り

倒す音をなし、やがて『行くぞ〜』と云ふ聲が聴える。夜が明けて見れば何事も無いのは、天狗倒し又は伐木坊も同じである。大昔七人の杣人が大木の槻を倒して山中で死んだ。其魂魄が永く残つて居るのだと云つて、古杣の名があるのである(山村語彙續編)。

フロ 「風呂」 美作勝南郡鷹取庄池ヶ原村阿彌陀堂に古松があり、森忠政が津山の城内へ移し植ゑた所、此松の精が祟りをした事があつて再び戻し植ゑたが、寛政六年に大風に遇つて此樹は枯れてしまつた。此地は雨を祈るに験があると。土地の人は此所を堂風呂と云ふてゐる(東作誌)。按に、此地方ではムロ(室)の意にフロ(風呂)の語を用ゐてゐる例が多い。

フロイリカウ 「風呂入講」 紀州那賀郡長田村大字松井にある。毎年正月と師走の各十八日に開かれるが、其日當番の家の風呂が沸くと、講中の宅へ案内に往き、一同集り入浴して後に觀音經其他を讀誦し、各自御供を頂き雜談して散會する(郷土研究四ノ一一)。

フロトキンリ 「風呂と禁裏」 昔の禁裏には風呂は無。入浴行水し給ふ迄である。御行水ありし時だけ帷子を召す。常の時は夏でも給を召して單衣の物を召す

ことはない(梅村載筆天卷)。按に、禁裏に於いて神に奉仕する女官は、今も掛け湯だけで決して浴槽には入らぬと云ふ事である。即ち入浴では自身の穢れで清淨にならぬと云ふのである(中山聞書)。

フロフキ 「風呂吹」 風呂吹大根は維新前ロシアの汽船が、駿河灣小須ノ濱で難破上陸したとき、露人大根を湯煮にして食しフロフキと稱したに始まると或者が語つた(吉居雜話)。按に、風呂吹は室町期からある。此説は遽に信用されぬ。

フロヤトユヤ 「風呂屋と湯屋」 現今では兩者同一のものゝやうに思はれてゐるが、湯屋は温湯、風呂は蒸風呂の事で、室町期から江戸中期迄は、明白に兩者は區別されてゐた。慶長十七年に片桐且元が、兵庫町へ與へた文書にも『湯屋中より料足二季に二百文可遣事』『風呂屋より右同前之事』と區別し、正徳五年の京都の町調にも此區別が見えてゐる(社會史研究九ノ五)。

フンドシイハヒ 「禪祝」 男子が或る年齢に達すると、始めて禪衣を用ゐる式を行ふ。之を土地により『ふんどし祝ひ』とも『へこかき祝ひ』とも云ふ。茲にはフンドシだけを掲げへこは其條に載せる。

陸中上閉伊郡土淵村附近では、男子が禪を始用の折は伯母が其布を送るを常とし、其布は赤色の物に限り白色は既婚者ならでは用ゐぬ習である(佐々木喜善氏報告)。

安房の町村では男女とも十三歳になると、禪祝として親族より男子へは赤い禪を、女子へは赤の腰巻を贈る。同國では禪を十三衣と俚稱するのも此爲である(安房郡誌)。按に、十三衣は『たふさぎ』で、禪の古名である。

丹波多紀郡では男子が十三歳になる前年の冬に、生母の實家又は親族から『十三ふんどし』或は『さんがりふんどし』とて、紅木綿亦は晒木綿を祝物として贈る。其男子は十三歳の元朝に之を締めて氏神社へ參詣し、それから禪を常用する(同郡風俗調査)。

土佐では一般に男子十三歳になると禪祝ひとて、伯母から其用布を貰ふ。昔は皆手織で態々織つたものである。之を貰ふと『掻きぞめ』をしたものである(ドルメン三)。按に、伯母が禪を贈るとは注意すべき點で、我國では實母は生命を與へ伯母は靈力を與へると云ふ信仰のあつた、其一つの現はれと見るべきである。

フンドシトカイキフ〔禪と階級〕磐城石城郡地方では、昔良民は男女とも禪に藍付きを用ゐず、番太非人等の賤民は、衣服は木綿の縞物を用ゐる三尺帯を結び、角帯は禁じられてゐた。禪は藍付きであつた。それ故に行路者があると、先づ禪を改めて見て取扱方を別にした(同郡誌)。尾張東春日井郡では、昔は男子十五歳になると、必ず六尺の禪を用ゐる、布は多く絞であつて、年長に及んで白木綿を用ゐた(同郡誌)。因に足利市外の農村では、昔は賤民に六尺二寸の禪を禁じ、三尺の越中禪を用ゐさせた。行路病者は此禪を改めて所置をしたと云ふ(中山開書)。



ブンベンホウ〔分娩法〕我國の分娩方法には、古くから三方法が行はれてゐた。第一は蹲踞式。産婦を腰役と稱する者が後から抱き、産婦は中腰となり、力綱とて天井より釣り下げた太綱を手にして分娩するもので最も弘く行はれたものである。第二は横臥式。産婦を横臥させて分娩させるもの

因幡氣多郡大和村大字横枕は、古く此方法を用ゐたので地名になつたと云ふてゐる(因幡誌)。横枕の地名は各地に多くあるので、因幡のそれは一種の地名傳説で信用されぬが、兎に角同地に横臥式の分娩が在つた事だけは信用しても差支あるまい。第三は立寐式。是は産婦が立つたまま分娩するもので、最も原始的の方法である。我國では日向椎葉の山村に行はれたことが雑誌「郷土藝術」に記載されてゐる。

ヘイケケマツ〔幣掛松〕

日向北諸縣郡山之口村富吉に熊野神社がある。昔四里餘の山之口村飛松に、一羽の角鷹が幣を銜へて来て、此處の松の樹に掛けた。其幣を熊野大権現と奉祀し、爾後別に木像を安置した(日向の傳説)。



ヘイケイハヤ〔平家窟〕阿波小松町の芝生、新居見、田浦等の山手には、平家窟と云ふがある。今は「元明日大神」と云ふ碑石が立つてゐる。

又同所に「七人塚」と云ふも現存する(勝浦郡誌)。

ヘイケオドリ〔平家踊〕

越中蠟波郡五ヶ山中に赤尾村がある。北國巡杖記に五ヶ山の邑數七十二、茲に昔から神樂踊コキリコ歌といふ囃子がある。女は常に白絹のかづらひもを頭に掛け後へ結び、白絹の石の帯を掛て踊る時も同様だ。平家の餘類が遁匿して村民となり末孫も今官名を名乗るのがある。同記に毎年中秋コキリコ踊をし笛太鼓鉦金で囃す。其歌「思ひと戀と篠舟に乗せりや、思ひは沈む戀は浮く」又「波の八嶋を遁れ来て、薪こるてう深山邊、烏帽子狩衣棄て、今は越路の柚やがた」。村人は近年迄佛法を知らず、藥物を知らず、病めば立山權現に祈るのみであつた(三州志故虚考卷一)。

ヘイケダラシ〔平家倒〕

安藝の倉橋嶋に、平家倒しと鳴く鳥が棲む。俚人の俗稱である。淡灰色で陽より大きく、其聲が喧しい(藝藩通志卷三八)。

ヘイケムラ〔平家村〕

平氏に有縁の者が山間に隠れ、其子孫が繁昌して一村をなしたと云ふ話は、全國を通じて一國一村ほど残つてゐる。若干の史實はあらうが大概は傳説である。殊に小松氏が高麗姓に交渉ある事

は既載した。例の如く十中の二三を掲げる。

羽前西置賜郡小國本村大字杉澤には、平重盛の墳墓と云ふのがあつて、一村大方は小松姓である。又同郡草津村には小松内府の碑が二體並んでゐる。此村の百姓の清七の先祖は重盛の苗裔であつて、此村を開墾し一村を建てた。村中多分小松姓であると云ふ(莊内三郡雜記卷上)。

越後中魚沼郡秋成村字秋山入は、平維盛の屍體を埋めた所といふ。維盛は那智の瀧壺に死なず紀伊を漂流の末に、此山奥で永眠した。秋山入は各戸の男子の子に必ず平の名を附るといふ(傳説の越後と佐渡)。

越中黒部峽谷薬師岳の麓なる平家村の有峰は、文治の昔から七百年を浮世を外に暮して来た。人が行くと珍らしがつて大喜びで迎へ、稗を常食としてゐるので、残飯でも與へると家内中で分て食べる。戸主夫婦が絶對權を有し一室を占め、家族は隣りの板張りに雑魚寢をする。若い娘でも山袴につくね髪で男のやうだが、言葉はみやびた昔の名残を留めてゐる。此古い歴史を持つた平家村も文明に破壊されて今は無い(山の傳説)。能登珠州郡大谷村は平大納言時忠の配流の地である。

着船の地を卿の間といひ、卿の佩刀烏丸の精が鳥となつて飛び出した所を烏川といふ。此卿の子孫として則定惣左衛門といふ百姓がある。此村に卿のゆかりの百姓が多い。所謂、頼兼、頼光、頼政、兼政等十二軒である(能州名跡志卷三)。

大和吉野郡宗槍村槍川迫は寒村であるが、平家の落人の末孫と傳へられ、今ある四十餘戸は皆一の總本家を巡ての、分家又分家となつて居る(大和の傳説)。

讃岐三豊郡五郷村大字有木は谷間で隠れ里である。元暦の昔小松少將有盛が隠れて居た。此村の産神を三寶荒神といひ素尊を祀る。有盛帯料の太刀があつて、慶長の頃生駒一正が此刀を高松へ引取つたが、種々の祟りがあつて早々返納した(西讃府志)。

備後沼隈郡中山南村平家谷は、平家の落人が此所に隠れて子孫が傳はつたといふ。此谷に人家が四十軒程あつて、白いものは如何なるものでも禁じてゐる。男女下帯、手拭、絹絆等に至る迄、悉く染めなければ用ゐない。若し白い物を用ゐれば災難があるとて、木綿夕顔なども栽培する事がない(福山志料卷二三)。

天草嶋下浦村から半里ばかりの處に入江があり、村民

は「平家場」と云ふ。一見では氣付かぬ場所であるが、さへ知らぬ。壇ノ浦の戦ひで平家の落人が此入江に船を付け追つて来る源氏の武士から逃れた所といふ(天草嶋民俗誌)。

南嶋の喜界嶋に小松中將資盛卿、同少輔有盛卿、從弟左馬頭行盛卿、外從兵三百餘人此嶋に来て、志戸桶佐手久兩村の堺なる増花田の斷崖に居城を構へ七城と稱した。更に嶋東部支關を要扼する早町鹽道背後の要害地に天神宮を建立し神鏡を奉祀した。天神濱北方田圃の小山には平家の守護神である嚴嶋神社がある(趣味の喜界嶋史)。

ベイジュー(米壽) 羽後の大瀧村を通行した菅江眞澄翁の見聞記の一節に「或宿に到れば、尻くめ繩引はへたる神祠の棚に立並べたるは、ゆかりのもとより、いにし湖の日(舊二月)配り來し、八十八とせの翁が、尙生升の斗搔棒也。同じ歳高き女の飯匙とて、大なるを二本を供ふ。女の米守りは飯匙てふものにこそ」とある(秀酒企乃温濤)。

ヘウスジンジャ(兵主神社) 壹岐の勝本の聖母神社は同國の二ノ宮で祭神は神功皇后である。又本宮に兵主

神社(原註。現今存する本宮八幡神社の前身で、兵主神社の祭神は住吉、神后、應神の三柱とす)を鎮齋する(同郷土史)。按に、兵主神社は諸國に在る。之に就き内藤湖南翁は、兵主は史記にあるそれならんと考證してゐる(京阪文化史論所收)。

ヘウタンシンジ(飄箆神事) 丹後中郡河邊村大神宮の例祭は毎年八月二十六日。神事には笹囃とて新(シノボ)知一名が、白帷子に袴編笠を着し、櫛をかけ團扇を持ち、長い飄箆を笹で包み竹に刺し、其竹を赤青白の色紙で包み之を持ち、外に子供七八人白帷子に櫛をかけ太鼓を前に付け、叩きながら一緒に舞ひ歌を唱へる(同郡風俗問答)。



ヘウノサヲ(標の竿) 越後高田藩では城内の大手の前に場所を定め、長さ八尺の竿を建て置き、年々雪の多少を測つた。之を標の竿と云ふ。其竿を越えて一丈の降

雪となる時は、城主より江戸幕府へ注進するのを例とした(温故ノ栞卷四)。既載の雪竿参照。
ヘコカキイハヒ(兵兒かき祝) 九州では積鼻禪をヘコと云ふ。兵兒かき祝ひは他地方のフンドシ祝ひと同義である。積鼻禪祝ひ参照。
福岡市を中心とした諸村落では、男子が初めて禪を用ゐる時は、生母の實家(伯母に當る婦人)より絞染の布を贈るを例とし、之を用ゐる際はヘコカキ祝ひをする(高信喜代松氏談)。

肥前五嶋の村々では、男女十三歳でヘコ祝ひをする。殊に女子には其折に嫁入の時の衣裳を遺るが、三十四歳位まで着られるやうな地味なものである。毎年十一月十五日にヘコ祝ひを行ふが、三十三歳の祝ひも此折に擧げる(橋浦泰雄氏談)。

ヘシゴ(滅し兒) 鹿兒嶋藩内では、人口調節のために生兒を壓殺する事を「ヘシ兒」と云ふた(國家學會雜誌三九ノ三)。

ヘソヌクメ(躰温め) 播磨美濃郡地方の媒酌人は、嫁婚の兩家から相當の謝禮を受けるが、之を受たときは近隣又は親交ある人々を招き饗應する。但俗此事を躰温

めと云ふ(同郡誌)。

ベツシヨ 「別所」 奈良市奥芝辻。芝辻南側から坂新屋へ出る小路を云ふ。即ち別所であつて梓神子、猿引、傀儡師等が住んでゐた(大和志料卷上)。武州入間郡青木村小名別所に、屋敷跡と云ふ所がある。想ふに七黨のうち丹黨の青木氏が住居した所であらう(同國風土記稿卷一六九)。

ベツタウ 「蝶」 出羽の莊内では、蝶の事をベツタウと云ふ。用捨箱(卷下)に『北越にて蝶をさかべつたうと云ふ所ある由、世に行はる、雪譜に見えたり云々。又蝶を實盛といふも、原は稻別當など云ひしを、坂東の農民長井別當の名高きより、戯れに實盛と隠語のやうに云ひたるが、遂に諸國へわたりしにはあらずや』云々(莊内方言考)。

ヘデンセツ 「屍傳説」 日向北諸縣郡關の尾の瀧の阪穴は、昔嶋津の殿様が月見の宴を張られた時、誰かがおならをした。探査の結果腰元の静女と見込まれ、無實の罪を恨んで、静女は瀧に身を投げた。袂に殿の記念の杯が入つてゐた。九月十四日の夜に定紋入の杯が瀧壺に浮き上ると云はれてゐる(日向の傳説)。按に、

此類話は琉球では、黄金ノ瓜として傳へられてゐる。

ベニガラ 「紅殻」 紀州西牟婁郡富里村邊では、魔除の爲に牛部屋の貫木を赤く塗り、又牛の賣買顔見世に連れて往く時、體の諸部に赤い裝飾を加へ、兩角を紅殻で塗る。邪視を避る遺風である(郷土研究一ノ九)。

ヘビオシヘユ 「蛇教へ湯」 武州入間郡幸河内村の温泉は、一切の金瘡挫きに奇效がある。此湯は昔大きな蛇が頭を石で敲かれ半身を傷けたのが入浴し、四日間で全治したのを村民が見て、之より奇效を知つたと云ふてゐる(遊歴雜記初編上)。

ヘビガヤツ 「蛇ヶ谷」 鎌倉蛇ヶ谷は、昔此地に住む老女が嫉妬の爲に、兩手の親指が蛇となり、それ故に犂夫婦も己れも出家したので斯く云ふと、長明の發心集に載せてある(新編鎌倉志卷七)。

ヘビセンリヤウ 「蛇千兩」 常陸久慈郡宮川村矢田の郷士小林彦左衛門方では、年來蛇を土藏の長持内に飼ひ日々白米七升を食ふ。米は主人が持參する。此蛇折節は主人と同寢す。代々富貴である。或年此蛇を金千兩で外へ賣つたが、又立歸り、買主は大損をしたと云ふ(筆の熊手)。按に、蛇を飼ひ富むと云ふ話は、他に類

例が多いが省略した。

ヘビムクセン 「蛇託宣」 藤原定家の「明月記」建久七年四月十四日條に「刑部卿參入、申世間雜談等、新日吉近日有蛇、男一人隨其蛇、吐種々狂言、稱蛇託宣、又云後白河院後身也云々、此事不便、書奏狀進之」云々(國書刊行會本)。案關の爲に、蛇託宣が如何なる方法で行はれたか知る由もないが、資料だけを載せて來賢に俟つとする。

ヘビデンセツ 「蛇傳説」 蛇が女陰に入ると云ふ話は、今昔物語、一話一言、渡邊幸庵對話など其他にも多いが、佛在世より斯かる話のあつた事は、姚秦三藏弗若多羅共三藏鳩摩羅什譯の十誦律四一卷に「佛在舍衛國爾時偷蘭離陀比丘尼云々。入安陀林中大坐一樹下、時有蛇來入女根中」云々とある。又以て古い事が知られる(南方來書卷五)。中山曰。蛇に關する傳説は、餘りにも多く存してゐて、採録しきれぬので他は省略した。ヘビトウリ 「蛇と瓜」 陸前牡鹿郡蛇田村は、昔燕の巢から瓜實が一つ落ちたのを百姓が植ゑ、成熟の後に食べようと瓜を切ると、中から無數の蛇が出たので塚に築き、其縁で村名となつたと云ふ(同郡誌)。按に、

此話は地名傳説であつて俄に信じられぬが、瓜から蛇が出たと云ふ話は古今著聞集及び他書に載せてある。事實か虚傳かは、猶幾つかの類例を集めてから考へねばならぬ問題である。

ヘビトセニ 「蛇と鏡」 相模小池村の眞言寺の住持に入曉と云ふがあつた。庭の隅に小蛇が一つ居て、幾度か追ふても去らず數ヶ月に及んだ。不思議に思ひ其地を掘ると、小甕の内に金子を納め埋めてあつた。入曉の師僧は儉嗇なりしより執念蛇となりしならむと淺間しく思ひ寺を棄て雲水に出た(譚海卷五)。此類話が同書卷七にも川越市在の事として載せてあり、猶同系の傳説は他書にもある。M氏の説には蛇の臭覺が金の匂ひを好むのであらうと云はれたやうに記憶する。

ヘビノキラフツチ 「蛇の嫌ふ土」 丹波氷上郡井中村の東部にアコウトと云ふ所があり、屠者の住む所である。安部晴明が封じたとして蛇の嫌ふ土と云ひ、諸方より來り土を持ち歸る(丹波誌卷一三)。

ヘビノスマヌチ 「蛇の棲ぬ地」 駿河安倍郡安東村北安東に熊野神社あり。此地古來蝮蛇栖まず、蝮蛇又里人を食はず、之神徳の致す所なりと。神社より蛇除の符

を出す。(明治神社誌料神卷上)按に、此類話は因幡や肥前等にもあるが、或は地味の關係かも知れぬ。

へビハカミノツカヒ 「蛇は神の使」 信州南安曇郡東穂高村の穂高神社の祭典は、昔は特定の人が齋戒して神事執行の度に、先づ穂高岳を志して出かけ、其途上蛇を見ると直ちに引返して執行する。之は蛇は此神の前驅だからである。若し蛇を見ぬうちは頂上から奥ノ院まで行き、其後でなければ祭典は出来ぬ事になつてゐた(日本及日本人の郷土光華號)。

へビマツリ 「蛇祭」 大和南葛城郡秋津村蛇穴の一隅に野口神社がある。小祠の傍に蛇の入つた井戸だと云ひ大石で蓋した井戸がある。毎年五月五日に祭を行ひ、薬で蛇體を作り村内を引き廻し、後に神社に携へ來り棄て、歸るのである(風俗畫報三三九號)。

へビヨケ 「蛇除」 東京市外喜多見村に蛇除伊左衛門と云ふ者が居る。毎年四月八日に限り蛇除の守りを出す。又毒蛇に噛まれた人の厭勝をもする。此邊の草原は蛇が多いが之に入る時『伊左衛門々々』と唱へれば毒蛇に噛まれぬと云ふ(四神地名録)。

へビヲマネルオンナ 「蛇を真似る女」 讃岐小豆郡淵崎

村山田はなと云ふ娘は、山中で一升徳利ほどの大蛇を見て發病したが、後には病床をぬけ出し座敷中を蛇のやうに這ひ廻つた。蛇に見込まれたとの噂がある。都新聞。大正一三、九、二九。遠江濱名郡小野口村の鈴木こんと云ふ娘は大蛇に追はれて發病し、後には畑の中をのたくり廻つた(濱松新聞。大正一三、一一、二二)。

へボロチソウ 「へぼろ地蔵」 上總長生郡西村佐坪にへボロ地蔵がある。地蔵の首が缺けて落ちたのを、童子等が集りへボロを粘ねて着けたら其後落ちない。それで願ある人はへボロを捧げて祈る。へボロの玉を糸につなぎ珠數の様に拵へて首にかけてある(房誌料續篇卷五)。

へヤ 「部屋」 伊豫の陸月嶋では、男女年頃になり婚約が成立し、両親の許可を得ると、新郎は新婦の家に往き宿泊する。新婦の家には普通へヤと稱して、長屋門の一部に特に一室あり、新郎の出入自由なるやうに出來てゐる。凡そ三ヶ月の後、多くは妊娠の兆あるに及んで、新婦は新郎の家に引取られるのが定めである(民族二ノ一)。琉球にも此習俗がある。

ペンケイテンセツ 「辨慶傳説」 辨慶に關する傳説も各地にあるが、茲には二三を載するにとどめる。

辨慶屋敷 紀州田邊町袋町に辨慶松がある。但傳に辨慶此屋敷に生ると。又關鷄權現(中山曰。源平盛衰記にある有名神社、現今は縣社である)本願の家(中山曰。碩學南方熊楠翁の令閨の生家)に辨慶の産湯を沸かしたと云ふ罐子があり、關東より熊野に詣る者は辨慶の舊跡として必ず見る。其夜は又必ず此城下に宿り餅を搗く。號けて辨慶の力餅と云ふ。辨慶の名は始めて東鑑文治元年十一月三日條に『辨慶法師已下彼是ト二百騎歟』云々。同六日條に『武藏坊辨慶』とある。義經記には辨慶は熊野別當辨正の子とある。異説多くして判然せぬ(以上、紀伊續風土記卷七一)。

辨慶の母 因幡智頭郡三田中村にイタ御前の墓と云ふがある。口碑には辨慶の母親イタ御前である。昔智頭驛の邊に住み病死したが、此村の應福寺の住持が歸依僧として此處に葬つた(因幡誌)。按に、此イタ(巫女の古名)御前の事は、源平盛衰記にある話を訛傳したものである。

辨慶産湯 辨慶は出雲嶋根郡桃木の里の産れで、同所

華藏寺の稚兒である。父は同國意宇郡熊野山に住んだ永見と云ふ所に辨慶の産湯水、同人の母の墓、辨慶嶋等の事蹟がある。又辨慶狀に雲州鰐淵山に登るともある(落葉楮)。

辨慶の塔 陸前牡鹿郡水沼村の廢寺(東光山安樂寺)の趾に、高九尺横三尺厚六寸の石塔がある。村民之を辨慶の石塔と云ふ。附近に辨慶の腰掛石がある(封内風土記卷一三)。因に、陸中高館にある辨慶傳説は、著聞されてゐるので一切を省いた。

辨慶石町 京都三條鉄屋町を昔は辨慶石町と云ひ、今は三條通の北側へ石を出して標示がある。口碑に辨慶が愛した石とも衣川で立往生した辨慶が此石に化したとも云ふが、實際は辨慶仁右衛門(東京の辨慶橋を造り、背に辨慶の彫りものがあつたので此名を負ふ)の庭石だとも云ふ(京郡民俗志)。

七ツ道具 辨慶の七ツ道具と云ふものを負ふた人形があるが、諸書常用抄(北畠家の記録也)に云、七ツ道具は、先具足、同カタナ、同太刀、同矢、同弓、同ホロ、同カブト之なりと。辨慶のは之より誤り來たのかも知れぬ(橋窓自語卷三)。

ペンザイテン〔辨財天〕辨財天、梵語蘇羅縛底、蘇羅は妙也、婆は辨なり縛底は財なり。是を妙音樂とも譯す。凡そ此天の三摩耶形は琵琶、今世才の字を財とし福神と云ふは非歟。吉祥天を福を授けたまふ天也、辨天は智を主とります。其本地は共に觀世音で、智福は其作用なり（鹽尻卷四六）。

ホ

ホイト〔陪堂〕陪堂とは邏齊の事で、佛教語である。

物質ひの義である。遠碧軒記上ノ三。飛騨益田郡下原郷保井戸村。村名の保井戸は借字で、岩陰處であらうと思ふ。倭調栞にあるホキチの意であつて、決して陪堂ではない（斐太後風土記卷二〇）。

ホウキヨウウラナヒ〔豊凶占〕農業立國であつただけに、此種の咒術は際限なくある。其中から破片の二三を拾ふ。武州大里郡寄居町と同郡鉢形村の村民とは、毎年五月五日に荒川を挟んで石合戦をなし、其中一人負傷者が出ると止める。勝者は豊作、敗者は凶作と占ふ（人類學雜誌二二）。飛騨吉城郡高原郷吉田村の常

蓮教寺に太子堂があり、毎年六月二十四日を縁日とし村民晝夜踊躍する。此踊が盛んなれば豊作、否らざれば凶作とする（斐太後風土記卷一五）。伊勢度會郡土貢嶋。昔此嶋より太神宮へ柏ノ葉を獻じ、七月四日に風ノ宮で柏流しの神事を行ふ。一に風日祈ノ神事とも云ふ。柏ノ葉の浮て流るゝ年は豊作、沈み沈るなどは凶作とする（參宮圖繪卷上）。

ホウシツカ〔法師塚〕常陸多賀郡黒川新田村の法師塚寶龜七年に僧行基が巡錫し來たり、民人の爲に三古室山の狼害を除かんと靈符を祭り塚に封じたので、其後は狼が出なくなつたと云ふ（新編常陸國誌卷六）。

ホウライヒ〔封雷碑〕備中都窪郡菅生村淺原に古碑がある。村民相傳へて、此碑は安部晴明が雷を封じた碑と云ふ。昔から此地に落雷せぬ（中陵漫録卷一三）。

ホウリヤウジン〔法領神〕岩代會津郡中野村小字法領は、昔源義家が東征のとき、同郡御山村から矢を放ち此地に落ちたので法領神を祀つたと云ふが、法領の謂を詳にせぬ（新編會津風土記卷三四）。同書に據ると件の御山村に保有禮有神と云ふがあるが、之も法領の意であらう。更に羽後男鹿半嶋の保量川の傍に保量神

社があり、名物鱒漁の守護神で、元は常陸水戸の品川に鎮座したのを、慶長年中に領主佐竹氏の轉封と共にこゝに遷座したと云ふ（秋田男鹿名勝卷下）。上總夷隅郡平澤村の法兩神社。俚傳に昔早魃の折に、雨乞した處と云ふ（同町村誌卷四）。是も法領神である事は云ふ迄もない。按に、法領は保呂羽の横訛りではあるまいか。保呂羽神の條參照。

ホウライム〔朴を忌〕石見邑智郡祖武村祖武川に近い町通りを横町と云ふ。昔此邊に横町と云ふ家があり、其家の主人が或日川邊で木像の御神體を發見し祠を建てて祀つた。其木は朴ノ木で作つてあつたので、此村の住民は神罰を恐れ朴木下駄は決して穿かぬ（嶋根縣口碑傳説集）。

ホウヲドリ〔棒踊〕琉球本嶋にはハエノシマと云ふ棒踊がある。ハエとは南のことで、即ち南の嶋の義である。此踊は襦衣半腰巻に脚絆をつけ、頭には赤染の麻で作つた諸熊を被り、二十人ばかり各々四尺程の棒を持ち奇聲を發しながら踊る。南洋から傳來したものと云ふ郷土研究四ノ二）。

ホカヒ〔祝禱〕陸奥野邊地町附近では、七月十三日の

夕方、豆腐煮や其他の料理を五重に入れ、携へて各自の墓所に往き、香を炷き燈を挑げて、祖先の靈に供養する。俗に之をホカヒ（祝禱の義か）と云ふ。昔は供養が終ると賤民が供物を持ち去り、之をホケ浚ひと云ふてゐた。津輕地方に行はれてゐる（郷土研究四ノ一〇）。ホキ 美作にはホキと稱する地名が多い。ホキは元峯下であつて、大和神ヶ峯下、或は某々の峯下と云ふ名がある。古歌にも詠める由は新井白蛾の牛馬間にある。そして美作のホキとは、山に副ふた河べりの地點を云ふ（東作誌）。

ホケイノゴ〔母系の語〕琉球本嶋では、母をナシミ（産みなしたる意）と云ひ、父をクシヤチバラ（寄りかゝる、又は頼むの意）と云ふ。此語によつて古く琉球に母系制度のあつた事が考へられる（伊波普猷氏談）。因に、琉球のウヤ（親）といふ語の意は、敬ぶの義であつて、産みなしたる意は無い（ネフスキー氏談）。

ホコイシ〔銚石〕美作吉田郡西吉田村字小原村市場に銚石がある。俗に碓石とも云ふ。社家の説に代々叛臣があれば神銚祭を行ふ。其法は石を四方と中央に安んじ、各神銚を其上に建てる、之を五座の銚石といふ。

嘉承二年源義親が叛した折に修した中央の座石が即ち之であると(校正作陽誌)。

ホコデカミヲマツル〔銚で神を祭る〕筑前筑紫郡春日村大字須玖字岡本の吉村源次宅内の大石の下に、高さ一尺程の土壇状の隆起あり、此地點は古來村民が神聖視してゐたが、其大石を除き其下を發掘すると、中央部に貳個口を合せて埋めた甕棺あり、其内部には朱を交ぜた土と共に、多くの鏡及び銅銚銅劍等があり、甕外からも銅劍其他を發見した。更に同國糟屋郡席内村大字鹿部の泉石神社の境内からも、クリス形の狭鋒銅劍一口、細形銅劍一口を發見した。同社は丘陵の上であり、銅劍發見の地點は社殿後方の小丘の中腹である(以上。銅銚銅劍の研究)。按に、武器を以て神を祭つたもので、崇神紀九年春三月條に『以赤盾八枚赤矛八竿祠墨坂神、亦以黒盾八枚黒矛八竿祠大坂神』の實證である。

ホシ〔星〕津輕邊の傳承を書いた寛永頃のものに、天ノ川に星が見えぬと、其年は水不足だと信じてゐたとある(津輕舊事談)。

ホシノキ〔星の井〕武州荏原郡奥澤新田村の淨眞寺の

境内にある。井の中に晝夜とも星の影が見はれてゐる(同風土記稿卷一二)。日向都城邊は井を掘る事が尤も深い。三十尋に及ぶと井の底に白晝でも星を見る(北窓瑣談卷一)。

ホタン〔牡丹〕羽後平鹿郡に牡丹野と云ふ枝村がある。牡丹といふ地名は同國山本郡にも越後にもある(雪出羽路)。按に、地形に據る地名である。信州戸隠山の蟲倉ヶ嶽の谷の白牡丹、遠州の京丸牡丹なども此例かと想はれる。既載の京丸牡丹の條参照。

ホチトインサウ〔墓地と陰相〕古事記に御番戸墓と云ふがあり、松岡調の陰名考に詳しく其事が記してあるが、今は轉載する事を差控へる。更に琉球の龜墓と稱する型式は、是又陰相を象徴したものだといひてゐる。近刊の「朝鮮の風水」に據ると墓地を陰相にした二三の型式が挿圖を加へて收めてある。

ホチトジンジャ〔墓地と神社〕琉球ではウブ(御岳)の奥の一小區劃地にて、最も神聖の場所とされ、男子の入る事を禁制す)の中から人骨が出る。墓地と神社とが元は一體であつた事を示唆するものである(中山開書)。

ホチノナイムラ〔墓地の無い村〕丹波多紀郡大寺村大字福井の縣社楠磐窓神社。此村は古く神田庄と稱へ、

靈地として不淨物の埋葬を嚴禁し、死者は他村へ持運んだ、之を大芋の持越しと稱した。享保十年市野の村民が村内に墓地を設け物議を生じ、遂に藩主に訴へ前例に復し明治迄嚴禁してゐた(明治神社誌料卷上)。按に斯うした土地は方々にある。安藝の宮嶋には墓地が無いばかりか、死といふ語さへ忌み、死者があると「廣嶋へお茶買ひに往つた」と云ひ、其夜のうちに屍體を野岸へ移したものである。

ホツケシチリ〔法華七里〕上總では山邊、長柄、夷隅、武射の各郡とも法華宗頗る多く、就中夷隅長柄の二郡は領主酒井定隆が領内を改宗させ、他宗僧侶の依違する者あれば一夜の中に退散させた。俗に該宗普及の地を法華七里と稱す、七里四方他宗無き故である(同國志稿卷上)。

ホテアシ〔保天足〕土佐に奇病がある。男女十九か廿歳になつて、兩足或は左足の腫れて局所より悪汗を出す者がある。俗に保天足と云つて、富貴の人には少ないが貧人には多い。四國遍路に来る他國人も偶々之を

患ふ者があるが、大抵は備前播磨の人である。之を肥脚又は鯉脚とも云ふ(土州淵岳志卷六)。

ホトケウラナヒ〔佛占〕備中上房郡吉川村字刈尾の吉川八幡宮。社寶に銅佛二軀と伯とがある。二佛が時に水分を帯びる事があるが、それで其年の吉凶を知ると云ふ(同郡誌)。

ホトケニミツタムケ〔佛に水手向〕日本紀卷一六に、鮪臣が死んだとき、影媛が哀傷の倭歌を詠じて、玉筥に飯盛り、玉椀に水盛りなどある。これ佛教渡來前の事ゆゑ、佛に水を手向るは我國上古からの習俗か(鹽尻卷五二)。

ホトケモナヲオシム〔佛も名を惜む〕伊勢飯南郡伊勢寺村の横瀧寺(俚俗横竹に訛る)。本尊は觀世音。昔或盲人が七日參籠して、一度眼を明けさせ給へと祈請したが験がなかつたので「竹とても直くなる竹か横竹の、堂も佛も同じ木のはし」と口吟で下向すると、後より呼ぶ聲がするので振返る途端に眼が明いた(勢陽五鈴遺響)。

ホトトギス〔時鳥〕兄が誤て弟を殺し、鳥となつて「オト、戀ひしや、ボトつきた」と啼くと云ふ傳説を始め

として、此鳥に關するものは頗る多い。少しばかり抽出する。

二條院の御宇に時鳥が京中に充滿し、頻りに群鳴し朝へ二羽喰合つて殿上に落ちた。之を捕へて獄舎へ投じた事がある。此恠異のためか月中に天皇位を避け次月に崩御せられた(古事談卷一)。

時鳥を廟で聞いたときは、支那では犬の吠える眞似をして厭勝とする事が本草に見えてゐる。我國では青物を脱ぎ拂ふだけで、犬の眞似はせぬ(塵添壇抄卷八)。之に關し徒然草にも記事があるが、周知のことゝて省略した。

雑色は唐時代の執金吾であつて、金吾は漢の時鳥の名である。此鳥は諸々の不淨を避けるとして、天子行幸のとき御車に前行し御先を拂ふのである。金吾頭といふを今キリコと誤る。幕串も金吾頭と云ふ。燈籠をもキリコ頭と云ふべきを誤てキリコと云ふ。今も京師では雑色の引は金吾頭である(一話一言卷二二)。

上總の市原郡には、時鳥飛鳴せぬと云ふが、古歌には時鳥を詠んだものがある。併し近頃の穀海が俳句に、「聞かぬなり上總に五年時鳥」とあるより推すと、鳴かぬのが事實かも知れぬ(南總珍)。

讃州府中村の鼓岡では時鳥が啼かぬ。之は崇徳上皇が「啼けば聞く聞けば都の戀しきに、此里すぎよ山時鳥」御製があつた爲である(古今讀岐名勝圖繪卷七)。

ホナリイシ

「ほなり石」 岩代白川郡竹貫村駒ヶ城の城山の東隅に、ボナリ石とて大石がある。往昔落城のとき唸りし故かく云ふ。ほなりは吠鳴なるべし(磐城志卷三)。駿河安倍郡中薬科村大原只間にボナリ石がある。山奥から押出されるとき鳴いたので名づけたものと云ふ(同郡誌)。按に、ボナリはヲナリ又はウナリの轉訛である。既載のヲナリの條参照。

ホナリタウゲ

「母成峠」 岩代安達郡高川村大字石籠の北方二里の所にあり、同國猪苗代町に越える間道である。明治戊辰ノ役に會津二本松の聯合軍が、官軍の進入を激撃した著名な戦蹟である(同郡誌)。母成はヲナリの轉、其條参照。

ホフシムラ

「法師村」 備後品治郡坊寺村は、貞享の頃迄は法師村と書いたが、いつの間にか今の名と改めた(福山志料卷一六)。

ホマチアメ

「私得雨」 岩代耶麻郡山瀉村に田子沼があ

る。永正の頃此里に齊多といふ一處女があり、田子・高殿といふ二人の男に戀された爲に、此池に投身して死んだ。二人の男も之を悲んで諸共に池に投じて死んだが、爾後、夜毎に沼の中に相争ふ聲が聞え、常に悪風を吹起して種種を害したので三人を神に祀り、それから怪事が止んだ。今も此里のみ風雨がある事がある、之を村民は山瀉のほまち雨といふ。川産の鮒を取れば霖雨の變があるといふ(新編會津風土記卷五〇)。

ホレイ



陸中氣仙郡廣田村の黒崎神社は、承安二年に廣田村高館城主大和田掃部綱繼の勸請、息長帯日賣命を祭つたものと云ふ。漁民の傳へに靈驗が怖るべしと。そして漁

船が其前を過る時には必ず帆禮をする(岩手縣下之町村)。船各の條参照。

ホロハジン

「保呂羽神」 母衣波とも書き各地に鎮座する。足利市外御厨町福居字八木の母衣波神社は、源義

家が母衣を樹に掛けたもので、此名があると云ふ(中山開書)。之と少しも異らぬのは上總水室山の母衣波神社の由来である。源頼朝が此地を過り、母衣を松に掛け誓つたので此稱があると云ふ(同國志稿卷上)。此外にも上州多野郡美九里村神田の風呂輪明神(上野國志卷一)。常陸土浦町のボロハ権現、此神は別當の龍光院の住職が代るごとに、一重づつ苞で包むが開き拜する事は嚴禁してあると云ふのや(新編常陸國誌卷四)。陸中東磐井郡大津保村大字保呂羽の保呂羽權現など(封内風土記卷二〇)、尋ねたらまだ何程でも在ることと思ふ。そして此保呂羽とは、古事記に大和は國のまほろばとあるのを證として、其土地の中央の意であらうと考へる。更に之が轉じて法量、諸羽などになつたものと信したい。

ホシカカ

「盆嶺」 越後で此習俗を盆嶺と云つた事は既載した。之と同系のものであるので略記する。伊豆田方郡では近年まで、村の若者が村の娘達を鐵引で相手方と定め、盆三日だけ夫婦生活を送つた。之を盆嶺と稱してゐた。勿論、三日を過ぎれば其關係は解消されるのであるが、之が機縁となつて完全なる夫婦

となる者もある(中山開書)。

豊後北海部郡保戸嶋村では、盆三日間だけ若者(獨身に限る)の十七八歳から二十七八歳までの者が三人一組となり、村内の娘(之も獨身に限る)十七八歳から二十三歳の者が同じく三人一組となり、盆中だけ共同生活を営み盆踊にも公然と出かける。併し是が爲に夫婦關係は生ぜず、三日を経れば路傍の人となるのである(同上)。双方とも報告者の氏名は預る。

ボンガマ 「盆籠」 陸奥西津輕郡大戸瀬村大字關では盆になると家の前へ炭焼籠に似せて、經一尺許りの物を作り畑出しを取付け、其中で火を焚く(原註。迎火の意味?)。夜が明けると盆踊の連中に壊されるものか壊れてゐるが、二十日迄は其儘にしてゐる(むつ第二特輯號)。按に、既載の伊豆盆釜と同じもので、琉球のシツチャ釜、美濃の辻飯、盛岡の釜コダキ、秋田のカマクラ等と同系のものである。

ボンギヤウジ 「盆行事」 我國の魂祭は佛教によつて始められたものではなく、佛教渡來の幾百千年前から既存した。然もそれは七月に限られず歳末にも行はれた。たゞ佛教が既存の魂祭の行事に割込んだ爲に、一段と

複雑となつたもの、七月だけに統一されたのである。従つて盆行事のうちには佛教の教理や思想では解釋されぬものが多い。併しそれ等の一々に就て説明する事は容易でないで、茲には總ての行事のうちで各地に亘り、少しでも特色あるものだけを抽出するとした。猶詳細は既載の參考文獻に據らねたい。

大昔の魂祭 四季談七月條に「亡き魂祭の事は、ひととせに數多たびあるものから、わきて此月の祭は、年の終りよりもいやそいて悲し」とある(橋守部の俗語考)。魂祭が歳末に行はれた事は、和泉式部の十二月のつごもりの夜に詠むとの題下に「亡き人の來る夜と聞けば君もよし、我住む宿や玉なきのさと」とあり(後拾遺集)、曾根好忠の「魂祭の年の終りになりけり、今日にや又も逢はんとすらん」とある(詞花集)。又藤原俊成の「老ぬとも又もあはんと行年に、涙のたまを手向けつるかな」とある(新古今集)。是等により此祭が歳末に行はれた事が知られる。

迎火と送火 磐城相馬邊では盆に庭で三日間火を焚く三日目の夜に焚く火は送り火と云つて、佛の歸る道を照らすと云ふ(相馬郷土史卷一)。

上總長生郡地方では、七月十三日の夜提灯を携へて墓地に行き、先祖代々の靈を迎へて來る。之を魂迎へと云ふ。昔は必ず松明を用ゐたが、今は提灯である(同郡風土誌)。

加能地方の日蓮宗の信徒は、七月孟蘭盆の十三日の黄昏から、子女が海岸に出て松明を打ち振りつゝ魂迎へをし「精靈々々今精靈ぢさまもばさまも此火についてござらつせ」と高唱する風習がある(石川縣の研究第三宗教篇)。

若狭遠敷郡遠敷村の村民は、七月十五日の晩方、大太鼓を打つて送火を山の上にあげる。火の形が恰も鯖の尾の如くである故に、鯖の尾と云ふ。其火をあげ終り村中にて長い竹竿を揃へて上下に分れて打合ふ(若狭國風俗答狀)。



丹後中郡村々にては、七月十六日夕刻送り團子、送り火をなし、萬灯を點すとて村外にて松明を點す。迎火と云ふ義は聞かない(丹後中郡風俗問狀)。

土州佐川町邊では、孟蘭盆三日間は毎夕ホウカイと唱へ、草幹に松を入れて松明とし、高く揚げて火を點し祭りを行ふ(同町誌)。

樺火を焚く 盛岡市では盆の十四五の三夜とも、市内の各戸毎に薪を束ね之に樺皮を捲て夕方から一齊に點火する。即ち魂迎へと魂送りの火である。往昔は樺火の高さ五尺廻り三四尺、之は各れも檜か松で束ね、大家は二ヶ所から三ヶ所、一戸に一ヶ所は必ず焚いたとある(盛岡案内記)。

信濃下高井郡邊では、孟蘭盆の十三日には、夕刻迎へ火とて門前及び墓地にて樺の皮、又は麥稈を焚き「此火の明りでお盆ござれ、ござれ」と連唱する(同郡誌)。同國上伊那郡では、七月十三日の魂迎へ又は魂送りの火には、樺の皮か又麥稈等を燃すのである(同郡史)。按に、精靈を迎へるのに火を焚くのは、屍體を温めて靈の復活を信じた民俗の遺風である。精靈が煙に乗つて來るとは後世の附會である。

精靈の憑料 陸中上閉伊郡土淵村附近では、盆の魂迎へには飄箆を持參し、それを石塔に寄せかけ線香を炷いた後に、其飄箆を背負て歸宅し、佛壇の前で下ろす。

之は飄蕩のうちに精霊が入つて来るのだと云ふてゐる
(佐々木喜善氏談)。

野州足利市外の農村では、魂迎への夜は家内大勢で提灯を携へ墓地に赴き、香花を供へた後に子供達は、お祖父さんを背負とか、お祖母さんを背負とか云ふて、各々背を石碑に向けて背負ふ眞似をして手を後に廻はしたまゝ歸宅し、盆棚の前で下ろす眞似をする。但し同地方は迎送とも火を焚かず、新盆の家だけが墓地に燈籠(又は提灯)を點するだけである(中山手記)。

信濃上伊那郡にては七月六日に、新佛ある家にては佛迎へとて六道原の地藏尊に參詣し、其附近の松の朽枝を持ち歸る。其松の朽枝に魂が乗り居ると信ずる故である(同郡史)。

信濃伊那郡千代村七月十三日の夕刻、戸々壇を設け生茅を布き靈牌を安置し、二處結びの炬火を門前に焚き招魂する。十四日及び十五日は墓詣で又炬火を燎す。前一週年間に死者あれば新盆と稱し、隣保や近親より物を贈りて慰問する。盆見舞と云ふ。新盆の家では門庭より墓地の道筋に一百八炬を點する。十六日は早朝瓜茄子に箸大の枝片を挿し牛馬に擬し、靈檀に供へたる物共に生茅に包み川に流す(同村誌)。

遠州袋井町にては盆の十四五兩日の夜、町の子供の一群が太鼓を打ち、傘に地藏經を付けたるを持てる者は地藏和讃を唱へ、他は盆提灯とて金銀の紙にて飾りたる燈籠を吊し、親和讃子と讃と云ふを唱へ歌て『ソレヤレヤレイ』と囃しつゝ、北より南へ南より北へと行き新盆供養とて往來を練り歩く。十六日夜に念佛山と稱する西の別所の小山へ、音頭取の者と三間程の長松明を持てる者と打鐘を持てる者と登り、切りに鐘を打つと數十人の人々手に長松明を持て此小山を大急ぎにてくるくる廻る『廻ろく大念佛、池の端のガイロツチヨ』と口々に唱へつゝ巡る(見付次第)。

豊橋市の初盆の家では、盆中に一夕又は二夕、百八松

明とて松を百八ヶ所に分けて焚く事がある。是は屋敷などの狭い家は野などへ持出して焚くのである。又八名郡嶋山村、金田村、渥美郡牟呂村、杉山村、百百村等には放下といふ事がある。六人八人位で十四日の朝から晝夜とも老若を問はず、鉦太鼓笛で家々を廻り踊るのである(三河吉田領風俗答状)。

生身魂祝儀 生身魂を贈る事は「親長記」文明八年七月十一日條に「參内、若宮御方以下、有御祝之儀、いきみたま」とあり、古くから然も雲上まで行はれた事が知られるが、此折に何故に鯖を用ゐるかに就ては判然せぬ、更に孟蘭盆經の「願使現在父母壽命百年無病無一切苦惱之患」云々が、生身魂の原據だと云ふが、元より信用すべき限りでない。鯖は散飯ではないかと想ふが、今のところ確信はない。

上州高崎邊では六月の始めより、生身魂の祝儀とて親の方へ子達より酒食を贈り、又饗應をする事もある。人妻は必ず己が父母の許に往つて安否を問ふ(閩里歳時記卷下)。

長岡市附近では七月十五日には、刺鯖を尊長に贈り、白強飯を蓮葉に盛つて佛神に供へる。河狩とて兩親の



ある者は十四日、片親のみ又は双親無いは十五日に釣網など漁して、尊長に進め食ふて祝ふのである(越後長岡領風俗問答)。

丹後中郡では生身魂の事 町方には無く武家にては兩親ある者、看又は看代を父母に祝ふ(同郡風俗問答)。

大和宇智吉野兩郡では刺鯖とて、二尾の鯖を開いて頭を刺合せたものを、七日益の日に之を蓮葉の上に載せて、兩親ある者に限つていたゞく。兩親の無い者はいたゞかぬ。家によつては七日に家内中皆いたゞき、十四日に兩親ある者だけいたゞくのもある(郷土研究四ノ六)。

阿波池田町では、年中行事として七月十五日に、父母現存する人は其壽命長久を祝して刺鯖を食ふ。毎戸並に墓地に送り火を焚き、十五日に盆禮を云ひ、墓場へ野燈籠を建てる(同町誌卷下)。

ほんおどり 岩代大沼郡の農村では、盆の十四日には『墓おどり』と云ひ、子供が獅子頭をかぶり、太鼓を打つて廟所で躍る(同郡誌)。按に、盆踊に獅子頭を用

あることは意味が深い。是に就ては曩に管見（民俗藝術、獅子舞参照）を發表したが、要するに獅子舞の目的は邪靈を拂ふためであつて、此場合もさう考ふべきだと信じてゐる。

伊豆の新嶋の盆踊は特色がある。踊子は女子を交へぬ男子ばかりで、黒紋附に袴折笠を被り、其縁に中巾の鏡幕を垂れて顔を蔽ひ、巾五分位の萌黄の袴をかけ、木綿糸を五色に染めた長總を下げ、白の跣足袋で印籠を腰にし白扇を手にして踊る。又傘ボウロクとて雨傘に麻かもし鏡幕など下げ、亦六七尺の竹に鎌を藁で巻いたものを先立て、寺の境内で演ずるのである（郷土研究四ノ五）。

紀州日高郡神谷村では、盆踊の最中相思の男女は婚約する。此約束が成立すると、後で他から其女を買ひに來ても、身代や身分がどうあらうが、盆踊で約束したと斷り、一方斷られた方でも、盆踊で約束した中ではと云つて引き退がるのを常とする（現代結婚法典）。猶盆踊に就ては多數の資料があるも他は省略した。精靈ながし 陸奥西津輕郡大戸瀬村大字關では、送り盆を二十日にするが、佛様を乗せる四五尺の船を造り

白帆をとりつけ、紙で佛様の形を作りそれに乗せ蠟燭を立て、海へ流す。流す前に村中を太鼓をたゝいて持ち歩く、其後若者達が船に乗つて沖へ出て流すのである（むつ第二特輯號）。

飛騨吉城郡船津町では、毎年七月六日町中家並に藁一把を集めて大なる繩を作り、其繩に藁で作られた馬を家毎に持來て聖靈祭とて繋ぐ。其繩を洞雲寺の下谷川の兩岸に繋ぎ置き、同十六日には其繩を取來り縮ねて其上に麻殻を立て、それに施餓鬼の旗を繋ぎ又古卒都婆を立て、百姓三十六軒寄出て町中五六遍引廻し、谷川へ流す（飛騨遺乗合府）。



攝津武庫郡では七月十五日を靈送りと云つてゐる。海岸地方では十五日夜新佛のある家は小舟を作り菰を帆として、佛壇に供へてある西瓜胡瓜茄子素麵等を満載して、提灯を其船に點火して流すのである（水練の巧な者をして頭上に高く掲げさせ、一町乃至二町の沖合に持行き流すことがある）。此舟が西方に向つて流れる

時には、極樂淨土に精靈を歸すとして、家の者は無上の悦びとする（同郡誌）。

日向東臼杵郡坪谷では盆の十六日の朝には、佛壇に供へて置いた供物を、總て青廣い芭蕉の葉に包みて湊に持て往つて流した。そして其供物に乗つてお精靈様は其朝信州の善光寺へお歸りになると云ふ（若山牧水のおもひでの記）。

ホングトブンケ 「本家と分家」 祖先崇拜を基調とした本家、分家、新宅等の制度も、現在では木質的の意義を失ひ、たゞ單なる稱呼にしか過ぎぬやうになり、更に其稱呼の意義さへ忘れられて、分家も新宅も別家も同じものゝやうに解釋される次第となつた。茲には其原義に就ての資料を各地から集めた。

駿河では、百姓の本家を親家（私註。他國の本百姓、又は長百姓と同じものか）といひ、其末家を家徒、又は分知といふ。其隠居して別家に住む之を新家と云ふ。或は其従者より出て百姓となる之を譜代と云ふ（原註。狩野物語に云ふ、田舎には男女媒なしに××して、持てる子を庭子といひ譜代とす）其扱ひ家徒と同じ、家士の如くする。また水吞（原註。或は寄子ともいふ）等

の別がある。其本家たる者は、必ず一村草創の舊家であつて、之を芝切（私註。他國の草分と同じ）といふ。悉く屋敷相傳の田地（原註。或は之を家地田といふ）がある。水吞には此田が無い。富むといへど賤しとする（駿國雜誌二〇ノ一上）。

京都大阪の市民、庶子及び兄弟或は手代等、家を別ちたるは其親方主人の家を本家と云ふ。或は『をもや』とも云ふ。即ち母屋である。文書には本家と記し、口稱には本家或は母屋といふ。又庶子兄弟等の別れた家を分家と云ひ、手代奴婢等の別れたのを別家と云ひ、又分家を通じて出見世とも云ふ（近世風俗志第三編）。

本家は普通分家又は別家に對する宗家の名稱であるが、阿波では古來分家又は別家に相當するものを小家と云つてゐる。小家は必ずしも血統を同じうする者とは限らぬ。累代の下人を示談上解放して、獨立せしめる場合に於て、普通は之を其家の小家に取立てたやうである（中山曰。こゝに阿波藩民政資料より引用せる、下人を離して小家とした證文一通を載せてゐるが省略した）。本家とは、もと庄園の領主で、それが院宮權門である場合に、普通さう呼んでゐたやうだ。かくて

其本家は其庄園に吏員を命じて支配せしめる、之を庄家と呼んだ例が多い。阿波で別家を小家と云ふたのは、或は庄家に學んだものかも知れぬ（民族と歴史七ノ五）。

肥前五嶋の崎山村大字長手では、子供が成長して一人前になると、父は長男の方へ母は分家した次男の方へかゝる慣はしである。三男以下は分家する事は極めて稀で、身一つで獨立の資をつくる。同本山村大字野々切では、長男に妻を迎へると、両親は家を譲り次男をつれて分家し、繼て次男の生活が安定すると、両親は共に長男の家に歸るのを常とする。三男以下は當人の随意に出稼ぎさせ、資産を分配する事は殆ど稀である。同有川町大字赤尾では、次男以下の分家には先づ次男を分家する爲に一家が全力を擧げて勤勞し、次男が分家し終ると更に三男の爲に一家勤勞する風習がある。分家に際しては、村の共有地内から二反歩の土地を無償で分配し、新宅の建築材料なども親戚其他で寄贈、勞力は全村で加勢する。併し自家での基礎的な條件が整はないと、假令四十歳五十歳になつても決して分家せぬ（以上、五嶋民俗圖誌）。

伊豆の新嶋では、仲に嫁を貰ふなり娘に婿を迎へるなり、新夫婦が出来るると舅姑は別居する風習で、之を隠居家と稱してゐる。若し老夫婦が隠居家に引移るを得ざる事情があるときは、新夫婦は寝宿と稱する村の宿へ泊りに往くのである（郷土研究四ノ四）。

ホシテンクヤウ 「梵天供養」 下總東葛飾郡湖北村中峠に奥州講とてあり、羽後三山へ參詣するが目的であるが、講員が死ぬと墓地に土を盛り、其上に柴を切て五本の梵天を立て、先達及び講員が來て供養する（郷土研究四ノ一一）。

ホシノウチガミヲドリ 「盆の氏神踊」 長門厚狭郡西吉部村では、七月十五日に氏神念佛踊とて、頭取二人は鶏頭を冠り外に十人は龍頭を冠り、十二人とも腰輪をつけて踊る。村により鎮守の小祭に踊るが、何れも牛馬安全の祈禱だと云ふ（同國風土記卷二）。

ボンノシニン 「盆の死人」 豊橋市邊では盆近くに死人があると、頭に焙烙を冠らして葬る。之は冥土の途中で聖靈に逢ふとき、我々は娑婆へ行くに何とて冥土へ行くとて頭を叩かれる爲と云ふ。それ故に此月は死ぬ事を嫌ひ、又焙烙を買ふ事を忌む（三河吉田鎮風俗問

狀答）。因に足利市外の農村にも此事がある。

マ

マイキンテンセツ 「埋金傳説」 謡歌の『朝日さし夕日輝く』で知られてゐる傳説であるが、大和南葛城郡葛村大字稻宿には『金がほしくば稻宿へござれ、三ツ葉うつ木の根にござる』とある。此俚謡があるために世人が、度々三ツ葉うつ木の根を掘つたと云ふ（郷土研究四ノ四）。既載の朝日夕日の歌参照。

マウシゴ 「申し子」 神佛に祈誓して儲けた子を云ふのであるが、續體紀に『敬祭神祇、求天皇息』と記せるを見ると、此事の古くから行はれたことが知られる。愚管抄に堀河帝が皇子誕生の祈請を思ひ立ち、北嶺の僧侶に仰付たことが載せてある。猶之に就ては拙稿神の申し子（日本民俗志所収）に詳記した。
マウジンノカタリモノ 「盲人の物語」 我國の盲人が琵琶を弾くこと、又平家物語やうのものを語り、士氣を鼓舞することは、蒙古及び高麗索邊にもある。主として帖木兒の軍功を語り、今の蒙古族や韃靼族の衰へた

のを歎く由（南方來書卷六）。

マウジンヲマツル 「盲人を祀る」 出羽松山の中山明神は、領主の勸請した社で、一座は岡崎三郎君、一座は達三公を祀つたものと云ふ。末社の冠ノ社は盲人を祀つたもので、深祕の譚があると傳ふ（莊内三郡雜記卷上）。

マウスシヨク 「申す職」 俊頼口傳に『伊勢にて神の御前で飲酒し、又物食することをマウスと云ふ』とある（隣女語言卷下）。按に、古く祭のことを『申』と云ひ、神事に與る者を『物申職』と云ふた例がある。詳細は「民族と歴史」七ノ二「祭禮を申といふ事に就て」を参照せられたい。

マエタマノキ 「満玉木」 陸前本吉郡などで『みづき』をさう呼んでゐる。正月満玉の餅を此木の枝に刺して飾るからである。此木を正月の飾りとする風習は弘い。信州の團子柴の他に、常陸でも之をダンゴノキと云ふ。北秋田では是をカギコ柴、又カゲビキといふ地方もある。みづ木の小枝を鍵にして引合ひをする正月遊戯があるのである。雪の積



つた山に此木の小枝のみが、美しい紅色をしてゐるので選び出されるのであらう(山村語彙續篇)。

マガタノイケ〔眞形池〕 東京府下國分寺村にある。昔玉造小町が癩を患ひ醫王山國分寺の薬師に祈りて平癒し、其姿を映した池と云ふ(四神地名録)。

マガチ〔眼勝〕 常徳院殿の家來某の云ふに、天狗魔魅の類、或は蝮蛇猛獸を見付たらば、逃げ隠るゝとき必ず眼を見合してはならぬ。怖しい物を見ると勇士でも頭髮が立ち足に力なく震ひが出るものである。此時に眼を見合すと悉く彼の者に氣を奪はれて、即時に死ぬるものである(塵塚物語卷三)。按に、神代紀の天孫降臨の條に、天鈿女命が猿田彦命に眼勝したのを初見として、代々の記述にも此事が載せてある。

マゴウエ〔孫植也〕 羽後男鹿半嶋の農村では、嫁の初産は生家へ行き濟せる。夫の方からは白米三斗と産婆代を支拂ひ、外に祝品として松魚節と産衣を贈る。産後十日を経て嫁が夫の許に戻る時は、嫁方の親族と産婆とが堂々とやつて来て、夫の家で大に祝宴を張る之を孫植也と云ふ(寒風山麓農民手記)。

マゴタラウムシ〔孫太郎虫〕 陸前刈田郡齊川村を流る

る齊川に棲む、里民之を孫太郎虫と云ふ。此地方では婚姻の時には必ず此虫を炙り酒肴とする。これ其子孫あるを祝ふ意である(封内風土記卷七)。

マサカドカネ〔將門鐘〕 常陸土浦町に近き中家村下高津の常福寺。平將門が大椽國香を攻めしとき、同寺の梵鐘を猥りに撞いたので、後に土中に埋め覆を栽えた。今にウナリ覆と云ふてゐる(筑波山と霞ヶ浦)。

マサブラウイシ〔魔三郎石〕 下總印旛郡厩橋吉祥寺の境内にある。廣二尺高五尺厚七八寸。但傳に昔蒙古三郎と云ふ者が来て、土を練り石を成すと(佐倉風土記)。

マス〔柵〕 近江栗太郎郡富川では、山神の當屋は柵を保管してゐる。柵を持てゐる事が當屋の證である。柵は黒色の一合柵(椽三寸五分深一寸)で、年二回の祭には其柵を村中に廻して米を集める。正月は五杯づつ秋祭は四杯づつ、其内の三升位を炊いて山神へ供へ、残米は當屋の手數料として收める(京都市民俗志)。

マスカゲノキ〔益影井〕 筑前御笠郡内山村の龍門山の頂に益影ノ井といふのがある。世人が此井に影をうつすと老顔も少壯の如くである由、應神帝の産湯も此處から汲んだと傳へる(太宰管内志)。

マタゲイシ〔跨げ石〕 梅宮境内にある。子無き女が跨

げば子寶を授かるとの信仰がある。木ノ根元に小さい數個の圓石がころがつてゐる。垣を繞らし神社に申出て參詣する(京都市民俗志)。

マチ〔祭〕 常陸の國俗として諸社の祭日をマチと稱す。マチは祭の約言か。二月十一日の初卯ノ日を、大賣八幡マチと云ふ此外にも多い(新編常陸國志卷一)。按に、マチは祭の古語、日待月待酉の市など其例である。妻女の事をマチと云ふも、祭事に由縁を有するもので、山ノ神の稱のある所以である。

マチノケンリ〔町の権利〕 江戸期には村方の商業種目は制限されてゐたが、町方の商業はやゝ自由であつた享保二年十一月に信州飯田町に令達されたものに左の如くある。

- 一、町方にてボテフリ商人籬札一枚に付錢二貫文宛毎年上納仕候。村方の者は一切不能成候事
- 一、村々の商賣は左の外は停止の事
 - 煮賣物、餅屋、諸酒、刻菓、煙管、火繩、豆腐、蒟蒻、心太、菓子類、調合薬、草履、草鞋
- 一、大工、桶屋、鍛冶、紺屋、職人、新奇無用の事

(飯田萬年記)。

マチモノ〔厭魅〕 稱徳天皇の神護景雲三年五月、犬養姉女等が巫蠱の罪で配流されたが、其詔に、氷上鹽麩が見志計志磨を、天日嗣となさむと謀て、掛長き天皇大御髪を盜給はりて、汚き佐保川乃鬮體に入て、大宮の内に持參來て厭魅すること三度せり云々とある(續日本紀卷二九)。

マツカキ〔松柿〕 大和北葛城郡盤城村の光重庵に、蓮如上人の接木したといふ松柿があり、同吉野郡吉野村本善寺には、文明八年に本願寺八世慧燈上人の接いだ松柿がある(教育畫報九ノ一)。按に、誓ひ木の一種である。

マツケ〔鉈〕 陸中岩手山麓地方の獵師は、熊を捕ると熊ノ神を祭り、其場所にもマツケ即ち鉈を置いてくるが、其祭には熊ノ頭を供へ咒文を唱へる。且つ祭用のマツケは實物でなく模型である(山村語彙續篇)。

マツホノウラ〔松尾の浦〕 能登の七尾は昔は所口と云つたが、此處には兼ノ尾、竹ノ尾、梅ノ尾、松ノ尾、龜ノ尾、虎ノ尾、龍ノ尾の七尾があるので斯く改めた。又松尾ノ浦と云ふがあり、定家の來ぬ人を待ほの浦と

詠んだは此浦の事である(能州名跡志卷六)。按に、定家云々は後世の傳會と想はれる。

マツボリ 豊後大野郡では、金錢、田島、山林などで、戸主の管理を離れた家族の一員の私有財産をマツボリと云ふてゐる。此慣習は兩親が小遣ひ錢を一々當主から貰ふのは面倒であるから、現金なり又は五畝なり一反なりの田島を別にして置いて、其收益を私用に供するのである。従つて爺婆のマツボリは、孫に遺贈される場合が多い(郷土研究四ノ二)。按に、北陸地方では此事をシンガイモノと云ひ、關東では隱居面イシキノオモと稱してゐる。

マツムカヘ (松迎へ) 羽前西置賜郡十王村邊では、十二月廿八日に餅をついて食し、それから「松迎へ」と行く。三階五階七階の松を迎へ、四階は死にかへとて忌む。大晦日に松を二本づつ門に立てる。正月元日には午前三時頃から鎮守参りに行く、一番先に行つたものが厄難を逃れるといふ。十四日には飾り松をおろす。それを束ねてサイトウ様とて明きの方から火を點ずる。又同日ミツキ或はタンゴの木を切り團子をさし船菓子(センベイノ事)打出の小槌等をつけて吊す。

之を女子の正月といふ(人類學雜誌九四號)。

マツラサヨヒメツカ (松浦佐用姫塚) 陸前遠田郡富永村大字休塚の鈴木勇三郎の宅圃を佐用姫塚と稱す。昔同氏の宅地に姿見の池があり、佐用姫同國へ下向のとき化粧した所と云ふ。此東方に小丘があり、姫手植の松があつたと傳ふ(同郡誌)。按に、姿見池(井)系の傳説であるが、恐らくは「さよ」と稱した巫女であらう。それを後に佐用姫に附會したものと信ずる。

マツリシヨク (祭職) 南嶋の徳之嶋には往昔嶋内三十ヶ所に「かんぎやなし」と云ふ者があり神事を勤めた。其長を「のろ」といひ次に「おつかみ」、「しど」『宮司』等がある。其信する神なるは二種(山幸の神)とてる(海幸の神)の二種があり毎年二月壬日に迎へ四月壬日に送る。神の送迎として盛な祭をなす。春季は「いなぐんへー」秋季は「なつをんめ」の祭と云ふ。春には麥の初穂、秋には稻の初穂として、貧富の程度により「のろ」へ米麥を献上する(徳之嶋小史)。マツリトカムヌシ (祭と神主) 糸東記の寛仁元年十一月三日條に、爲行祭事參梅宮、但氏人運參云々。仍以大膳少進從九位下上野朝臣廣遠、爲神主云々。原脚註、

先例以氏人爲神主而運參、仍有定、以廣遠爲神主とある(玉かつま卷八)。按に、氏神は氏人が祭るを本義とする、古俗の一例と見るべきである。

マツリトコト (祭と事) 能登鳳至郡大屋村附近では、十一月五日には家々で餅を搗き、酒肴を「種神様」に供へ、五穀豐穰に對する報恩の意を表す。此時に供へ物の名稱を一々神靈に言上して進める習慣がある。之を「あえのこと」と云ふ。即ち合の事の轉訛であつて、秋季祭と正月祭との中間に行はれるので此名がある(同郡誌)。按に、祭をコトと稱した例は、古く弘く行はれてゐる。今にコト始めコト納めと云ふコトも其義である。

マツリノザ (祭の座) 常陸眞壁郡大賈村大字大賈の八幡社。初めて祭の座に聯る者(新聲が多い)の光景は『並山盛の外に別段の大山盛り出るなり、祭の椀は大抵小供の頭程はあり、山盛といへば並とは云ひ條、助かるまじき心持するさへあるに、大山盛は杓子に水つけて捻り、餅のやうに固めて、一尺程も盛り上るなり。殊に面つき氣にくはぬ新入の掣と睨まるれば、一尺ほど盛りたる椀を横にねせ、膳の隅よりはすかひに飯を

捻りつけて喰はさるなり。小糠三合持たばとは誰が何時の世に云ひけることぞ。一升飯をかてにする農男も流石に晴れの場とて喰ひかねて、ほろ／＼と泣くもある」云々。かくて喰ひ兼ると中老が出て甘酒の斟盃親椀で十五杯飲ませる(日本及日本人の自然と人生)。按に、是には掣いぢの意味が深い。其餘參照。

マツヲキラフカミ (松を鎌ふ神) 既載に漏れたものを少しばかり列挙する。上總市原郡姉崎村の姉崎神社の祭神は級津彦命の妃命である。彦神の北走するや遠からず歸ると云ふ。妃久しく待てども歸らず、待と松と國訓同じきにより之を鎌ひ、境内に一松なく村俗歳首に門松を立てず松薪を用ゐぬ(上總町村誌卷一)。八王子市元子安字本村では、氏神が鎌ふとて正月に松飾りせぬ。氏神は木花開耶媛である(郷土研究一ノ一)。按に、松飾をせぬ理由は、必ずしも氏神の鎌ふだけではないが、今は其一々には論及せぬ。武蔵大里郡明戸村宮ヶ谷戸の住吉神社。此氏は松を栽培せず雉を尊ぶ風習がある(同郡神社誌)。因に同郡妻沼町の聖天が松を忌むのは有名なことゝて茲には

略した。

越後刈羽郡西中通村悪田の鎮守神は、松を嫌ふと育たぬ。地味に適せぬためか(同郡案内)。伊勢度會郡中村の與玉森は、猿田彦命を祀つた所である。此森は松を植ゑるも育たぬ。其故は此神が皇太神の鎮座を數萬歳待ち詫びたので、松待の和訓が同じからだと云ふ(勢陽五鈴遺響)。

神戸市の生田神社は新年に門松を立てず、之に代ふるに杉山を築き頂上に尾花を結びつけ、其結び目より十二筋(閏年は十三筋)の注連繩を中門に曳く。正門と裏門は忌竹を以て注連繩を張り、松は更に用ゐぬを嘉例とする。これ同社の神が松を忌む爲である(攝西大觀卷上)。

大和磯城郡川西村保田六縣神社の境内には杉の古木が澤山ある。或夜保田の神様が境内を散歩された時に松のあるのを忘れ、杉ばかり愛して居られた。すると神様の左の目に松葉の針が刺さつた。神様は苦んで其夢を村人に毎夜のやうに見せた。村人は相談し、其松を六縣神社と由緒深い廣瀬神社に持行き、其處の杉と取替へた。今澤山の太木の中に若い杉が一本あるのはそ

れだと云ふ(大和の傳説)。

マツヲサマ (松尾様) 羽前西田川郡濱中村で松尾様と稱して、祀つてゐる奇怪なる二基の木標がある。是を見るに支那か朝鮮からの漂着物と思はれるが、酒造家は松尾様と云ひ酒を好む神なりとて崇敬し、鎮守の湯倉神社の拜殿に安置してある(人類學雜誌二八)。按に、松尾神は支那より投化した秦氏族に關係が深いやうである。斯うした事が造酒神と信じられた一因と想ふ。



マドノキンキ (窓の禁忌) 能登鹿嶋郡地方では、窓から物品を他人に手渡しすれば、盜難を得ると嫌ふ(石川縣之研究第三宗教篇)。東窓の條参照。

マドフサギ (窓塞) 羽後の大瀧村を享和三年春に旅行した菅江眞澄翁の二月八日の條に「夕つかた、くれのをもと(中山曰。不詳)、いを(魚)の鰭とを、串にさしつらぬいて、戸窓ふたぐとて、やか(宅)の隈々に挿したり」云々とある(秀酒企乃温瀟)。按に、俳諧の季題にある窓塞とは異り、信仰的のものとは思ふが判然せぬ。

マトリ



〔魔取〕 陸中稗貫郡の農家では、莢豆の實を落すに用ゐるY字形の棒をマトリと稱し、悪魔を除ける神力あるものとして之を尊崇する風がある。此マトリのY字形は女性を表したものでないかと考へる(郷土趣味五ノ八)。

マニン (間人) 阿波には間人と稱する農民の一階級があつた。古老の談に、マニンは普通の百姓よりは低くエタ非人より餘程高く、先づ兩者の中間の義かと云はれた。後世は二歩役で、必ず二歩を上納した。之を免除されたものを歩外と云ふが、其他は歩中である。土佐のモート(門人)と同じである(民族と歴史五ノ三)。

マネギハタ (招き旗) 阿波名西郡の眞言宗(?)の寺々では、七月の盆近くになると、招き旗と云ふのを立てる。俄鬼無縁佛を招く爲だと云ふ(郷土研究三ノ四)。マハリイハ (廻り岩) 日向西諸縣郡大河平村、狗留孫山の半腹に、羽山積神社がある。社は高い巖上にあり此岩を右旋すれば祈願成就すると云ふ。之を御腰廻りと稱してゐる。又社頭より東一町餘の所に奇岩があり周圍四町、之を外御腰廻りと云ふ(日向國案内記)。

マハリサカキ

〔廻り神〕 伊勢神廟の直會院に廻り神として一本の神がある。其神の下で宮司は玉串を採り東を廻り、禰宜は玉串を採り西を廻る、故に此名がある。解齋のとき宮司禰宜の冠に附けた木綿髪を此神にかけ(參宮圖繪卷上)。按に、神を招き降した古い祭儀の一遺風である。

マハリトクチ (廻り戸口) 阿波勝浦郡福原地方では、佛龕が終り歸宅すると、位牌持荷役人は廻り戸口をする。廻り戸口とは一つの戸口から入り外の戸口へ左り廻りに廻る。其間に盥に片足入れ箕に鹽を入たるものつまみ食ひ「コマアシ」を跨ぎて通る。注意して廻り倒れぬやうに三度廻る(同郡誌)。

マブシ (間伏) 古語であるが、九州南端の獵夫達は、今尙用ゐてゐる。即ち鹿猪の逃げて来るのを待受ける一定の場所が間伏である(山村語彙續篇)。按に、曾我物語卷一に「赤澤山の麓、八幡山の境にある切所を尋ねて、椎ノ木三本小楯にとり、一の射鬚には近江小藤太、二の射鬚には八幡三郎、手だれなれば、餘さじものをと立つたりけり」とある。マムシヲキラフカミ (蝮を嫌ふ神) 舞鶴公園の西手の

鶴鶴神社。此氏子の地には一匹も棲まぬ(舞鶴)。播州
明石郡林崎村の山王社。同じく氏子地内に棲まぬ(同
郷土誌)。讃州鶴足郡飯野村東分の九頭龍神社。之も
同じである(古今讃岐名勝圖繪卷八)。肥前東松浦郡
檜崎村の諏訪神社。此村に喰はぬ(同郡史)。

マモリフター(守札) 石清水八幡宮で正月十九日に疫神
齋が行はれる。此日蘇民將來の木札を出す。參詣人之
を小供の背縫に附ければ疫を除くと云ふ(年中行事大
成卷一)。

マユダマ(藪玉) 駿河の大宮町では正月十四日に、藪
玉とて米の粉の團子等を造り枝へ挿し、糯米製の菓子
を同じく括りつけて、毎戸とも庭に飾つて置き、トン
ドヤ(左義長)の火で焼て食ふと病氣にかゝらぬと云
ふ(人類學雜誌六〇)。按に、小正月に藪玉を造ること
とは、養蠶地には弘く行はれてゐる。豊産を祈るため
で信州小谷邊では之をモノツクリと云ふてゐる。

マユネカキ(眉根極) 遊仙窟云、昨夜眠皮(マユネカキ)して今朝
良き人を見侍り云々。世俗に眉かゆければ思ふ人を見
るとは、此事を誤りしものか(塵添理髮抄卷二)。按
に、此俗信は古く行はれたものとして、萬葉集にも證歌

がある。

マユソラヌ(眉を剃らぬ) 米澤に近い綱木村邊の女
子は眉毛を剃らぬ。子供の二三人も産んでから後に眉
を掃ふ。これは夷風の残りであらう(東遊雜記)。

マヨケ(魔除) 信州松本近在の農家では、魔除と稱し
て種々なる物を入口に貼つたり吊したりする。神佛の
お札の類は別にして、(一)馬の香、蹄鐵、(二)蜂の巢
(三)花火の殻、(四)蒜、(五)山車を飾つた造花、(六)
御嶽土産の榎松の枝などである(郷土研究三ノ一〇)。
按に、此外に土地により蟹ノ甲羅、紫陽花、八ツ手の
葉などを見かける。山中共古翁の詳しい記録が、共古
隨筆にあつたと記憶してゐる。

マレヒトムカヘ(賓客迎) 下總佐原町に鳥居元忠の轉
封の命あるや、村民は之を歡迎する爲に、鼈甲に「ぶ
りやうがまるるく、どこからまるる、どこからま
る。かうふ(甲府か)やするが(駿河)の國からまる
る。一の門あけて、二の門あけて、場をひろめく」と
祝ひ誦つた。今に鼈舞に此唱歌がある(千葉盛衰記)。
按に、古代に於ける賓客迎へには、身分により階級に
より、それぞれの儀式があつたものと思ふ。殊にそれ

が信仰的の場合是一段と神祕の行事のあつたことゝ察
しられる。是なども幾分なり其而影が残つてゐるので
はあるまいか。

マンゴクサマ(萬石様) 日向佐土原地方では舊六月一
日を「まんごくさま」と稱して、子供達の楽しい日と
なつてゐる。此朝早く子供の枕邊から外へかけて、多
くの土産物が置てあると傳へられる故である。此「ま
んごくさま」實は双親で、子供の悦びさうな物を家の
外に置く、子供は早く起きて之を貰ふのを楽しみとす
る(日向郷土志資料第六輯)。

マンザイ(萬歳) 諸國にあるが、流派を異にし師承を
別にしてゐる。茲には既載に落ちたものを例擧する。

越前萬歳 越前今立郡野大坪村は全邑萬歳を業とし、
御助唐の苗裔と云ふ。往古、皇子(繼體帝か)の御所
で萬歳といふ曲を作りて舞ふたが御感に入り繪旨を賜
り職業とした(以上、味間野名跡志)。按に、今世京
都では河内より出る萬歳が、禁裡を始め御所方を勤め
大和より出るものが民間を廻る由。唱歌は越前のにや
や似てゐると云ふ。江戸へは三河尾張遠江等の諸國か
ら出て勤める。野大坪の萬歳も五十年來は種々の唱歌

を新作し、猥雜聞くに堪へぬ(以上、越前名蹟考卷四)。
福井城下へは正月三日の内より貝吹、萬歳、大黒舞、
春駒などが来る。貝吹は軽い山伏である。萬歳は上大
坪野大坪の二村より出る。其うち上の御家所へ勤める
もあり、近年は早春加賀に往き月末に歸り、二月中頃
まで福井を勤む。又座敷萬歳もあるが、之は大黒舞と
共に誓願寺村から出る(同上卷五)。

三河萬歳 院内村の萬歳作太夫は、以前は江戸淺草御
藏にて米十五俵を賜つた。近年は御勘定部屋にて正月
十一日萬歳相勤め、御金物拜領した(三河雀卷二)。



三河萬歳は土御門家から
の免許状を持ち、關所等
も往來したものである。
其狀は板行にしてあつ
た。萬歳一人毎に所持し
てゐて、三年に一度書替
へる。總名代一名が證狀
を集め持參上京し、新證狀に引替へて歸る。引替のと
き一枚に就き銀壹兩づつ土御門家へ納める(譚海卷
一)。萬歳の年番は七組に分れ十一人ある。三遠尾の

三ヶ國で本動見習共まで、都合七百四十人は江戸へ出て勤めると、天明四年正月の定めである(耽奇漫録卷五)。

大和萬歳 京大阪へは大和から来るので、大和萬歳と云ふが、三河萬歳とは風俗も變り、諷ひも異つてゐる。大和萬歳は太夫才藏共に、侍烏帽子素袍やうの物を着る。所司代や御城代へは七八人づつ連立て来る。家中其他へは兩人づつ来るが、小鼓は一人も持たぬ(一話一言卷一二)。

尾張萬歳 尾張の萬歳は龜山帝の御宇に、山田郡木ヶ崎長母寺の開山無住國師が、其寺領であつた味碗村の者に頌歌を作り與へたのが起りである。同村には陰陽師十六人あり、味碗萬歳と云ふ(名古屋市史風俗篇)。名古屋へ来る萬歳は、院内村(三河)の分流で、知多郡に住んでゐる。藪原(今は清須賀町)の森福太夫、松福太夫、賀木屋村(同上)の上羽太夫これである。寛政二年土御門家より沙汰あり脇差を許す。又其年令があり従前萬歳群出したのを、寺本(八幡村の小字)賀木屋敷の三ヶ村で三百人と定められた。袂草に賀木屋村の鶴太夫の話とて『鍵屋村(萬歳の家十八軒)よ

きたての餅を投げつけて、健康を祝ふ式がある(週刊朝日二三ノ二八號)。

ミカゲ 「靈魂」 袖中抄(三)に藤原俊頼の「みらくの我が日の本の嶋ならば、今日も御影にあはましものを」の歌がある。和名抄も魂をミカゲと訓ませてる。即ち形象魂である。既載の影の條参照。

ミカサヤクシ 「御嵩薬師」 美濃可兒郡御嶽村の願興寺。俗に可兒の大寺と云ふ。本尊は傳教自作の御嵩薬師である。長徳二年に比丘尼行智が、京から來り住んだが、二月七日に寺の西南の池から、一寸八分の薬師像が蟹群に乗つて出現したので、傳教作の佛の腹籠りとした(新撰美濃志卷二六)。

ミカツキタケ 「三日月竹」 豊前下毛郡多志田村蕨野に三日月池があり、池畔に竹林があるが、其竹は何れも三日月型で圓くない。此處を節婦子刀自の住所と傳へ「松ヶ枝の縁にやどる鳶の葉の、錦を洗ふ三日月の池」を刀自の歌と云ふ(豊前志卷八)。

ミカツキノシンジ 「水滸神事」 志摩の國崎ノ濱で、舊六月朔日に神宮御饌料として行ふた、鮑取りの儀式であつた。此日は國崎、神嶋、答志、菅嶋、石鏡、相差

り十八組、藪(八軒)より八組、寺本村より百組も出た。何れも元日より十四五日迄は名古屋に居り、それから美濃北伊勢思ひ／＼に廻る。右三村は皆横須賀支配とて、御臺所領である云々。以上を知多萬歳とも稱した。同市には別に大高萬歳と云ふがあり、之は江戸へ出るを定めとした(同上)。

マンネンミコ 「萬年巫」 常陸多賀郡諏訪村に諏訪の水穴とてある。昔萬年太夫と云ふ者が此穴に入つたまゝ出ぬと傳ふ。又此穴は信州諏訪湖に通じてゐるとも云ふ。義公が此穴に入るとき萬年巫、萬年ダケと云ふ二人を案内者としたが、二人とも三ノ關に入て歸らぬので、義公もこゝから歸つた(新編常陸國誌卷六)。

ミ 「箕」 阿波の山城谷村の誕生祝には、餅を搗いて親族に贈り、又其兒を箕中に立て、重箱に入れた餅を負はしめ、兒が倒れない時は強て之を倒して泣かせる。そして式後は祝盃を擧げる(同村史)。信州下水内郡地方でも誕生祝には小供を箕の中に立たせ、其膝へ搗

安乗の六ヶ村の海女が交つて、鮑取りを遣つたのであるが、明治五年に廢止された(嶋。昭和九年前期號)。

ミカハリ 「三替」 上總君津郡馬來田村大字茅野では、毎年十一月二十七日から十二月五日迄十日間は、男女共髪を理めず沐浴せず紡績を輟め談笑を禁じ夜火を附けず、武人は家の中に入れない。之を三替と云ふ。之は往古倭尊が此十日間に賊を誅滅したので戒慎すると云ふ。按ずるのに三替は御狩で、此村ばかりではなく同郡内の諸村は大概さうである(上總町村誌卷二)。

ミカハリクワンオン 「身代觀音」 武藏橋樞郡細山村の香林寺。往時は身代觀世音の別當所で、文祿三年の水帳には香林坊と稱し、開山は高杉坊南樹法泉和尚である(生田村郷土之しるべ)。

ミカハリチゾウ 「身代り地藏」 丹波桑田郡の宇治宮成が佛工感世に地藏の像を彫刻せしめ、價を吝んで感世を大江山に斬り殺して歸宅してみると、佛像の肩上が切割られ、其瘡から血が流出してゐるのを見たので、宮成は非常に感じ、早速感世を尋ねた處が無事だつた。そこで宮成は仔細を語つて其罪を詫びた(元享釋書卷一七)。

越後國西蒲原郡峰岡村におさるとて孝行娘が、機を織つて母を養つてゐた。或夜金を持つて歸宅の途で、地藏堂の前で待伏せしてゐた悪者の爲に斬倒されたが、暫くの後夢の覺めたやうに生き返つた。そして同女の孝心に感じて身代りとなつた地藏が、肩から腕にかけて袈裟掛けに斬られてゐた(傳説の越後と佐渡)。

大和宇陀郡三本松村大野の郷士杉山平左衛門の侍女に小浪と云ふがあり地藏菩薩を信仰してゐた。或年杉山家が全焼し、それが小浪の仕業との嫌疑で、小浪は火刑に處せられた。小浪は地藏を念じ合掌瞑目したが、猛火に包まれた小浪は一變して地藏菩薩の姿となつた。同時に向ふの石の上に合掌瞑目の小浪の姿が現はれた。即日剃髪入道して妙悦と號し、一生報謝念佛に終つた。此地地藏尊が大野の國寶たる身代り地藏尊である(大和の傳説)。

豊後大分郡東大分村中津留に身代り地藏がある。舊幕府の頃、一人の母を養ふ孝行な若者があつたが、地藏尊を信仰してゐた。或時病母が瓜が食べたいと云ふので、貧しさ故に他人の畠の瓜を盗んだ。盗まれた浪人は怒つて若者を斬つたが、若者は死なず血痕が地藏堂

に續いてゐて地藏の首が無くなつてゐた。今でも此地藏には首がない(豊後傳説集)。

ミクジ (神圍) 長門厚狹郡東須惠村松江八幡宮の祭日に、風雨、昆蟲、人間、牛馬の神圍を引て神慮を伺ひ吉凶を占ふ。吉ならば御馳走、凶ならば立願仕事を祈る。其神圍の品々は湯立、百度抜、百度參、角力、三日籠、神幸、十七度參、通夜等であつて夏分に昆蟲除として田頭に神圍が御幸する(長門國風土記卷一二)。

ミクジイシ (御圍石) 紀州伊都郡教良寺村八幡宮の境内に御圍石がある。或年の正月二日夜、八幡宮の鑰預村中秀八の妻が氏神の告夢によつて、兄居村鎌八幡宮の社前にあつた石を同社に移したと云ふ、石の輕重で祈願の成否を知ると傳へる(紀伊續風土記卷一六)。按に、おもかるさんの俗信である。

ミクニタウゲ (三國峠) 上越信の三國峠は、江戸から北國への通路だけに、よく人口に膾炙されてゐるが、斯うした例は他にもある。美濃石津郡上村の三國山は近江犬上郡と伊勢員辨郡との堺ゆゑ斯く云ふ(新撰美濃志卷六)。能登粕川郡落合村に加能越三州の境山がある。之を三國峠と云ふ。頂上に一里塚の如き小山あ

と境界とする。土俗の云ふ「三尺の繩に繋げる牛は、三國の草を食む」とは此處である(能州名跡志卷一)。堺市に近い方違神社の所在地も、攝河泉三國の境にあるが、是又有名なことである。

ミコカタリ (巫女語) 岩代河沼郡多木澤村の八葉寺は九品念佛の一派で空也上人の開基、會津の高野山と云はれる靈地である。毎年七月一日より十一日まで、遠近の男女相集り死者の爲に遺齒を堂中に納め、香花茶湯を奠し盂蘭盆會を営む。此時諸方より巫女が集り來て、亡者のために過去將來の事を語るので參詣者が多い(新編會津風土記卷八五)。

ミコシイシ (神輿石) 常陸湊町の天神社。和田町に御腰掛石があり、八月三日が祭日なので七月二十五日に此石を掘出し、祭禮には該石に神輿を安んじ神酒を供へる(三瀆志)。

ミコシナガシ (神輿流) 山城伏見の三栖神社。昔洪水で御香宮の神輿が流れたとき、三栖神が之を拾はんとして葦で目を突き、片目となつたので、今に十月十二日夜の御出祭には、葦で大小二本の大松明を作り、神幸の路を明るくするといふ(日本奇風俗)。

ミコシノカキヤク (神輿の昇夜) 伊豫の中嶋では氏神祭禮の神輿を昇く者が定まつてゐて、字大浦の三體は家持が昇き、字小濱の二體は検査年(二十一歳)の者が、八幡宮の神輿は徴兵合格者が昇くのである(嶋。昭和九年前期號)。

ミコシワリ (神輿割) 京都松尾社の祭は四月初酉ノ日であるが、神輿が七社出る。其うち一社だけ毎年新に白木で造る。之を武神輿と云ふ。祭典が済むとそれを桂川の東に捨る。翌日子供達が再び其神輿を昇き然る後に碎破し、各々其木片を持歸り厨に挿す。疫病を免かれると云ふ(日次記事)。

ミコスチ (神子筋) 丹波氷上郡船城村に神子筋とも隠坊ともいふのがある。現在では農業を営んでゐるが、縁組は播州多可郡あたりの仲間とするらしい。猶多可郡丹治の神子筋は、杉原谷の青玉神社に仕へ、祭禮には湯立の神事をなし、狂亂状態を呈する(以上。民族と歴史一ノ二)。

ミコベツタウ (巫女別當) 羽黒山に巫女別當職と云ふのがあつて、諸國の巫女を司り神託勘辨の家業を勤めた(最上郡新庄七所明神に女で奉仕する者があり、又

秋田城内の稻荷にも女の奉仕者がある。土俗で之を鶴子のかみと云ふ。五十石を領する巫女別當とは此類であらう。今も信州には知憲から許状を受けて、羽黒派の神子とて神託するものがあるといふ(出羽國風土記 卷二)。

ミサクジンツクリ〔御左口神作〕 信州諏訪社の精進屋に於て、神使は三十日の精進をなし、御左口神を作り立てる。王子胎内の表體である。精進始のとき神長が出仕して御左口神を勸請。最花壹貫文、鹿皮壹枚、鹿の足を俎板に置き神長官に出す。三月丑ノ日御左口神を上げ奉り、精進屋を拂ふ(諏訪神社資料卷下)。按に、御左口神に就ては異説あるも、造酒神であると信じてゐる。琉球語で嘯酒をミシヤクと云ひ、古く外宮の配膳に酒を左久知と云つた。更に北方民族は造酒に鹿の胎児を用ゐ、之をクミスと稱した。詳細は拙稿御左口神考(日本民俗學神事篇)参照。

ミサヤマノシンジ〔御射山の神事〕 信州諏訪神社の神事として著聞してゐる。天明四年に薄明神に詣てた菅江眞澄翁は「山奥に御射山といふあり、此國に此名處處に聞へたるなかに、須羽の湖の南に神戸となん村よ

り東、八箇嶽の邊りの原を穂屋野といひて、七月二十七日諏訪の御神御狩し給ひたる神世の振を學び、些やかなの家を造て、それを穂もて葺くとなん。其假屋造る處を御射山とも穂屋野ともいふ」と記し、更に當日の祭を「御射山の祝ひとて、紅豆の飯を家毎に炊きて青箸とて薄或は萱の折箸にて物喰ひ、神の御前、阿伽棚にも尾花をり手向たるは、此國の習し也」と鼓してゐる(來目路乃橋)。按に、信州では諏訪本社ばかりでなく、此神を祀つた處では威な此神事があつた。

ミシマゴヨミ〔三嶋曆〕 伊豆三嶋曆の名舊し。河合氏製す。當時は豆相二州に行ふ。其家の傳に、光仁天皇寶龜中三嶋神宮内の曆門埋橋に六百坪の敷地を構へ住す。宣明曆迄曆算をなし、之を禁裡に獻す。又世々將軍家へ獻する事今に至る。當時は公儀より寫本渡りて版本とす。宅中に曆宮を祀る社宮司明神と云ふ(豆州志稿卷七)。

ミセ〔店〕 店は見せ棚といふ語の省略で、中古以來單に棚と呼んでゐたのを、鎌倉末季から見せ棚といふやうになり、江戸期には漸く店といふ語が多く用ゐらるるに至つた。店棚は見せ棚であつて、人に見せて其求に

應ずる爲の品物を置く棚である(民族と歴史一ノ二)。

ミソカヤマフシ〔晦日山伏〕 安藝嚴嶋神社では十二月晦日の夜、供僧等が多くの松明を手燃して、大宮の拜殿に馳参じて讀經をなし、承仕幣を執て前導し螺を吹いて修験の装をした。是を晦日山伏と云ふ。炬火が風で散亂しても舎屋や樹木についた事がないので、世人は其餘儘をいたゞいて火災消除の符とする(藝藩通志卷一四)。

ミソギハラヒ〔身禊祓〕 日向佐土原地方では、葬式の翌日に關係した人々は、河又は海に往き手を洗ひ口を嗽き、其處にある小砂を持って歸り、それを家の中に撒き散らす。此砂を河鹽と云ひ此習俗「みそぎはらひ」と云ふてゐる(日向郷土志資料六輯)。

ミタヤ〔御棚屋〕 伊勢の宇治山田市に近い箕曲社に獅子頭が七口ある。正月十五日に其坊間の宰る神人あつて、御棚屋と稱する家の店に飾出し、夜間には燈火を獻じ酒食を供する。其翌日から民家につき七口とも該吹亂舞する(勢陽五鈴遺響)。按に、御棚屋は他の頭家に相當するものらしい。

ミチアヘマツリバ〔道饗祭場〕 武藏の村々に饗庭とい

ふ地名、又は家名が多いが、共に道饗祭即ち邪神祭却の祭場のことであらう。亦北武藏などに多い「間田」といふ字も、單に里と里との境の意味でなく、饗場の田ではあるまいか(郷土研究四ノ五)。

ミツイシ〔三ツ石〕 盛岡市花屋町東顯寺後庭の三ツ石は神靈であるとして三石大明神と云ふ。昔羅刹鬼が來て里人を苦めたので、里人は三晝夜三石の神に祈り、三石神は其鬼を生捕り、再び來ない事の證として岩石に手を押さしめた。そこで此邑を不來方と云ひ郡名を岩手と稱し其郷を三ツ割といふ。今は三石神社は三石野村の村社となつた(岩手の栞)。

ミツイシメウジン〔三石明神〕 備前和氣郡三石村にある。社司の説に、神功皇后征韓の歸途此地に御座ありし時に、五月五日水石火石風石を得られたので三石神社と號すと(備陽國志卷一〇)。

ミツイハヒ〔水祝〕 是には防火のものゝ婚姻のものと二種ある。茲には兩者を併せ載せた。山形市地方では陰曆二月初の壬辰ノ日には、一年中の火災を避ける水祝の日とて、大樽又は手桶類に清水を汲み、各々其屋根に水をかける習俗がある。其時は先

づ一家の年長者が屋根に昇り水を取寄せ、高聲に「みづのえたつ」と唱へながら處々に水を撒く。又戯れに近隣の若夫婦などに餘瀝のかゝれよかしと、態と振りまくもある（人類學雜誌二一五號）。

肥後御船町邊では正月「水被り」と云ふて、家々の門前に石臼の大なるを出し、又大桶に幾個となく水を満たして並べて置くと、行者の一隊が咒文を高聲に唱へ、鉄螺貝を吹き鳴らして来て、其中の一人は直ちに法衣を脱ぎ素肌で腹帯を結び、其上に注連を引廻し、先づ口の中で祈念を齋らし次で貝を吹く、其音と共に「之（垢離）を取りたり金剛かい（界）」と聲高に呼び、かの石臼をとつて傍らの桶に投込めば、桶の水颯と逆りて全身に被る。之を火難除の行として毎戸多少の米錢を喜捨した（同上）。

陸中遠野五町では、寶永年中迄は前年結婚の家へ正月二十日に、町内の若者達が若松の枝に紙四手を付け先に持ち、次に手桶へ水を入れて提げ、一同聲を揃へて「かあひ（可愛）のく若妻を持つたかあひの」と呼びながら大太鼓を打囃し、其家の前に到り「花嫁殿へ水祝」と云へば、嫁は裸體となり家の前に出てつくば

ひ居るを天窓より水を浴せ、大笑して一同家内に入り酒興する。享保頃より此事絶えた（遠野古事記卷二）。水戸市大阪から青柳の津頭へ通ずる途に、風呂下といふ所があるが、古老の説に、毎年正月新婚の者が此處を通ると相圖があつて、朋友の若者が左右から出て水を浴せかけ、或は泥を塗りつけなどしたのを、此風呂に入つて洗つたと云ふのである。此事が次第に増長して、終に喧嘩の媒となつたので、義公の時制禁された（新編常陸國誌卷四）。



駿河志太郡靜濱村では正月十五日に、同村大井八幡宮の氏子で新婚の男子を宮に集め水祝の式を行ふ。先づ新婚者は神前に集り、當番の青年二名裸體となり、手桶に水を入れ笹帯を手にして待つ。斯くて新婚者も裸體となり鳥居前へ一列に並び笹帯で水をかけらる。水中に泥を混じ又は桶でかける等の悪戯もある（同郡誌）。名古屋市では婚姻に水祝、又

は水浴せと云ふ事があつて、家中にては一般に行はれた。即ち婚禮の済んだ者を門前で、裏白に水をつけ肩衣へ少しづつ注ぐか、又は三方に敷紙して裏白の葉を置き、上に「ハゼ」を盛り水の代りに之を後から肩衣に少しかけたとの説もある。夫人は奥で水祝をするが金銀の砂子を紙に包みて注ぐとある。寛文十年に家中に對し水祝實行の定めがあり、元祿五年に廢止さる（同市史風俗篇）。按に、婚禮の水祝は全國的に行はれた。其起原や各時代の事實の詳細は、拙著「日本婚姻史」に記した。

ミヅウラ（水占） 神代紀にある久延毘古神（案山子）が足は行かねども、天下の事を知つたのは水占に長じてゐた爲である。仲哀紀に「時神託皇后曰、如天津水影、押伏而我所見國、何謂無國」とあるのも、又水占に關する記事である。水占の起原が古いだけに、其方法にも幾つかあつた。伴信友翁は、（一）瓶に入れた水を神前に置き、其水を飲んで吉凶を占ふものと、（二）其神水に己が影を映して吉凶を占ふものと、二種あると説明してゐる（比古婆衣卷一一）。茲に斯かる區別によらず、専ら民俗學的に行はれたものを列載する。但

し姿見井、化粧水等の水占は、既載したので當然省略した。

陸中東磐井郡薄衣村の見る目ヶ淵、但傳に昔加藤少次郎なる者が京に上り、公家に奉公中同じ勤めの少女と契りしが、加藤は故あつて歸國せるを、少女が後を追ふて同村の割山まで来て加藤の死したりと聞き、驚き悲みつゝ淵を見れば加藤の妻が水面に映つたので、相呼んで投身した爲に此名がある（岩手縣下之町村）。

常陸眞壁郡大寶村の横瀬家（詩人夜雨の生家）は、由緒正しい舊家であるが、同家では毎年正月二日に庫を開き、去年の同日に供へた神棚の水を替へる。水は固く封じて置く。濁つてゐれば凶、火を慎む（日本及日本人増刊自然と人性）。

攝津有馬郡三輪村に吉凶ノ池がある。氏神三輪神の神託として、村に吉凶あるときは、此池の水が車輪の如くに動く。そして右に廻れば吉、左に廻れば凶と云ふてゐる（攝陽落穂集卷三）。備後御調郡美生村に世量石と云ふがある。石に穴があり水一升を入れるべく、常に八分許り水がある。水増せば豊年、減ずれば凶年といふ（藝藩通志卷九九）。

日向宮崎郡大宮村の日高善四郎の家では、毎年陰曆十二月六日神官を頼んで屋敷内の氏神に供物を捧げる。其供物中の飯凡そ米五合に小魚二尾と少の麴とを混じり井戸水を湯にしたもの一升五合程入れた瓶に納め、社後の大樹の下に半ば掘入れ石の蓋をして置く。翌年の祭日に瓶の蓋を開け、瓶の水が澄で一杯であれば作物の豊かな徴で、八分程なれば八分の出来、蟲がわけば穀類に蟲がつき、雲の如くなれば其方角に當り大風が吹く、殆ど吻合しない事はないといふ(日向の傳説)。

ミツカガミ 「水鏡」 常陸龍ヶ崎附近では、蟲齒を患ふものが人知れず川に行つて、影を水中に寫し、後を見ないで歸つて来る時は癒はると云ふ(人類學雜誌一〇九號)。

ミツカガミノキ 「水鏡の井」 石見美濃郡美濃村大字神田に鏡の釣井がある。昔和泉式部が此井で水鏡をなしたので、此名があると傳へられ、一名神清水とも云ふ。神清水の傍に一本の老松樹あり住吉松と云ふ。慶長の昔三夜に亘り此松の梢に三星が降臨した。晝の如き明るさに農民は怪しみ拜し、供物を飾り燈明を供へて祭つた。それ以來此地方を三星といふ(嶋根縣口碑傳説集)。

説集)。

ミツカケチソウ 「水掛地藏」 日向宮崎郡大淀村善栖寺に水掛地藏がある。文久年間の七月二十三日、大淀川下から漂ひ上つて来た木像の地藏を、大淀の人と宮崎の人と取合つて大淀が勝つた。勝つた大淀の者は鉦を打ちつゝ、地藏を車に載せ走り廻つた。今でも七月二十三日は地藏を引廻す。此時は男女老人子供も皆地藏に水を打ち掛ける。地藏を得てから大淀には火災が起らないと云つてゐる(日向の傳説)。

ミツキ 「水木」 岩代の農村では正月十四日、家々で水木と云ふ木の枝(若木と稱す)に、團子をさし座中に飾り諸神に供し豊年を祈る。二十日の朝に取納める(新編會津風土記卷一五)。

ミツキ 奥州の八戸地方では、家の棟木の用材は此木に限ると云つてゐる。是は藪玉の木のミツブサは多分別であらうが、やはり其名稱には同種の咒性を認めたらしい。乾割れをせぬ木だといふのみで、まだ其本名を知らない(山村語彙續篇)。

ミツギノオンナ 「貢の女」 室町期の暴力政治が、地方至る所にはびこつてゐた。貢米を納めぬ百姓は、領主

の爲に妻や娘を通れ去られ、これを貢米賃と云つた。腕力優れた男は都へ志し、暴力で美女を奪ひ歸つた之を借り女と云ふ。奥州の寒村に秀鶴といふ賣僧があり美女を求めて都へ向ふ途中、信濃路の針の木峠の一邑にて、貢米賃となつて老人に連れられて歩む女を見つけ獸心から老人に代金を支拂つて女を手に入れた。併し美女の心からなる感謝の念に打たれ、佛心を萌して女を歸した。そして宿場の中程に石燈籠一對を建立して又旅路に上つた(山の傳説)。

ミツコクテンセツ 「密告傳説」 各地に亘り夥しきまである。茲には僅少を擧げた。既載の崎型傳説参照。

大和國丹波市町藤井纏向山の十市遠忠の城を、信貴山の松永久秀が水攻めにしようとして、十市城の水道を搜索した時、山麓の藤井まで来ると一人の子守が居て其水源を教へた。試みに蓮の花を取て其流れに浮べてみると果して纏向山に向つて行くので、早速堰止めてしまつた。十市城はそれで遂に落ちた。藤井では今も蓮の花が咲かないが、之は十市氏の怨みだと云ふ(大和の傳説)。

石見邇摩郡福光村宇市標嚴寺の附近に、俗に不言城と

云ふ古城址がある。元龜元年吉川軍が攻撃せしめ此時城山一面に油を流して、敵兵の登るを止らせんとしたので、敵は油に點火し火攻めとした。又吉川軍は矢を放つたが、城中に矢捕の名人がゐて、敵の放つ矢を悉く掴むので效を奏さなかつたのに、里人の言に管矢と云ふを射れば、彼の名人は管を握つても矢は管を通過して命中せんとする事に、之を實行し忽ち落城した(嶋根縣口碑傳説集)。

豊後國臼杵町の御靈神社の起原は、昔落人の年若い姉弟が追手を連れて洞穴に匿れてゐた。或樵夫が之を憐み日々飯を運んで與へるのを其の母が氣つき、追手の兵に姉弟の匿れ場を暗示したので、やがて姉弟は捕はれて殺された。其後老婆は首が曲つたまゝ動かなくなり、其子孫は皆眼病を患ふた。村には悪疫が流行したので村人は二人の祟りを恐れ、弟を此村へ姉を隣村へ祀つたが即ち御靈神社である(豊後傳説集)。

ミツコチソウ 「水子地藏」 武州入間郡小谷村大字水子の百姓勘右衛門の家に、弘法大師眞筆の觀音像がある。世に之を水子觀音といふ(遊歴雜記四編中)。按に、水子とは流産の胎兒の謂であるが、故意に墮胎したる

もの又は壓殺したる兒まで斯く云ふに至つた。東京兩國回向院の水子塚の如きそれである。猶水子は一に泡子とも云ふた。泡子地藏の名で行はれた墮胎に就ては曩に私見を發表した(日本民俗志所載)。

ミツゴテンセツ 「三ツ子傳説」 上總長生郡長南宿の疊屋の妻が男の三ツ子を生んだ。古傳に男の三ツ子は天子の御車挽と。又夷隅郡日在村の百姓金兵衛の妻は女の三ツ子を生んだ。古傳に女の三ツ子は御所に仕へ、東^{アヅマ}司^{ハラベ}として女官になると(南總珍)。按に、菅原傳授手習鑑などから出た浮説と想ふ。

ミツコヒトリ 「水乞鳥」 越前南條郡栃木峠に栖む。鳩に似て小さく腹背嘴足とも皆赤く、暑中に人家近く來て鳴く。狭衣物語に「暑さのわりなき程は、水乞鳥にも劣らず心一つに戀がれ」とあり、夫木集に藤原俊頼の「君を捨ててこと戀するは奥山に、水乞鳥の水こぶがごと」とある。九州では雨乞鳥と云ふ(越前國名蹟考卷二)。此外に此鳥に關する傳説があるも略した。

ミツコボレ 「水跡れ」 三河でも山の峯通りを水こぼれと呼び、此水こぼれを地界にする慣習は甲州にもある。大和吉野で嶺分れを土ころびと云ふのも同じ心持であ

らう。尙相模津久井でも分水嶺をミツコボレザカヒと云ふてゐる(山村語彙續篇)。

ミツダイシ 「水大師」 伊豫越智郡朝倉南村笠松山の麓宇鶴の集に自然の石があり、其頂に方八寸餘の窪みがあつて旱水の時でも絶水する事が無い。土地では水大師と稱し、之に祈ると疔を治すと云ふ(伊豫温故録)。**ミツトリノクツ** 「水鳥の糞」 東京豊嶋區徳丸の俚諺に「糞寝するなら冬田に水くれ」と云ふがある。水鳥の糞は稻の肥料として良く、水溜りある田へは鴈鴨が多く來て、冬の間鳥の糞が水底に止り、稲作に金肥を入れずに豊實する(四神地名録卷二)。

ミツナシカハラ 「水無し河原」 日向宮崎郡清武村の今泉を流れる、清武川の上使橋附近に落る支流を水無川と云ひ、下流四五町位水の無い所を水無川原と呼ぶ。昔今泉の里の婆さんが川で大根を洗つて居ると、白衣の老人が其大根を惠んでと云つたが婆さんは斷つた。其時老人は此水が無くなつても宜かと云つたが、婆さんは掛り合はなかつた。老人は口の中で何か唱へながら、川の中に杖を突き差したら川底に穴が明いて、水は地下にしみ込んでしまつた(日向の傳説)。

ミツナシタニ 「水無谷」 備中成羽町宇白谷の一軒家へ昔弘法大師が渴を覚え、其處へ來た人間に一杯の水を求めたが、人間は知らぬげに行つてしまつた。大師は地方人の不親切を戒める爲に傍の谷川の水を干上げてしまつた。此谷には常に水なく白く乾いてゐる。それで白谷と云ふ(有終三〇號)。

ミツノセイ 「水の精」 陸前栗原郡志波姫村伊豆野部落に、行法清水と云ふのがある。其由來は平城の御宇田村麿が東夷征伐の砌、遠田郡篁岳山に居る鬼神大岳丸を征討の時、此清水の神が現れて田村麿を救ひ、且つ曰く、我は汝の常に汲める清水にして、然も此の水を汲む時は長壽する事疑ひなしと。それによつて清水を神水と崇め祭るといふ(同郡誌)。

ミツノモチ 「水の餅」 羽後の男鹿半嶋の農家では、元朝に若水を汲み其中に餅を入れ、水の餅と云ひ、六月初日まで残して置いて食ふ。又此餅を其日の朝によく噛んで身體に塗りつけると、夏季に病氣や毒虫にやられぬとて今に山往きする若者は塗りつける(寒風山麓農民手記)。

ミツヒキチソウ 「水引地藏」 天草嶋佐伊津村に延命地

藏堂がある。「えこち様」と稱し地藏の鼻が缺けてゐる。此地藏に三畝餘の田が付てゐるが、或蔵田の水が不足し水争ひが始まり、百姓が夜中自分の田に水を引入れ朝行つて見ると、地藏の田に水が湛へあつて自分のは乾いてゐる。或晩窺つてゐると小僧が堂から降りて諸方の田の水口を堰とめて地藏田へ入てゐる。百姓は鎌で切つけると堂の中に逃込んだ。翌日行つて見ると地藏の身體が泥だらけで鼻が切落されてゐた(天草嶋民俗誌)。按に、田植地藏の一派生である。

ミツフセ 大隅高山で、猪の皮目を量るときに使ふ語。指三本の厚さと云ふ事である。又二ツぶせ四ツぶせなどとも云ふ。日向の椎葉では、狩人の持てゐる小刀を轉ばせて、分配の双物を入れる所をきめる。何れにしても極めて大まかな物さしである(山村語彙續篇)。

ミツエサクラ 「御杖櫻」 出雲簸川郡國富村美談に、御杖櫻といふがある。昔領主の松平直政が、土手に挿した杖から發芽したものであると傳ふ(同郡名勝誌)按に、杖立傳説である。

ミナクチマツリ 「水口祭」 苗代祭とも云ふた。各地とも略同じであるが、茲には多少とも特色あるものを舉

げた。苗代祭参照。
秋田附近では水口祭として別段の事もせず、田島を耕し始める日に餅を搗き酒を飲み、八皿祝をする(秋田風俗問答)。

信州川中嶋地方では、水苗代を整へ稲の種を蒔くとき柳ノ枝(拇指大)を一尺五寸位の長さに切て、苗代の中央に挿す。此柳は苗が生長して移植される頃は、既に根を張り芽を出してゐる。苗代を漬すときに抜き棄る。若し稲の不作年や家族に死人がある年は、此柳は芽を出さぬと云ふ(郷土研究四ノ一)。

豊橋市邊では八十八夜二十日前に靱を水に浸し、十八日目に取出して乾し麩に包み、二日にして芽出したときに苗代に播く。残りの靱は焼米として第一番に鳥の口と稱し、苗代の水口に梅松の枝を三本立て之に供へる。又焼米は持佛堂且那寺知類等へ贈る。焼米は苗代へ虫の付かぬ禁呪である(三河吉田領風俗答状)。
美濃豊岡町小名田では、苗代に稲の種を蒔き終ると、水口の畦に薄の枯穂二本づつを二三寸の距離で三ヶ所に挿し、其傍に焼米を少しづつ同じく三ヶ所に置く。又薄の傍に鳥の羽を一本づつ、即ち三本挿す所もある。

俗に此事を『鳥の口にすへる』と云ひ、畦に焼米を置けば、鳥が飛んで来て先づ之を喰ひ、種を食はぬからだと云ふ(郷土研究四ノ四)。
尾張東春日井郡篠岡村では、苗代を八十八夜前に拵へ靱を蒔き終ると一日を遊ぶ。之を苗代遊び又は御飯祭と云ふ。蒔き残りの靱は焼米に作る。之を鳥ノ口と唱へ苗代田の水口に神酒と共に供へる(同村誌)。



篠岡村の水口祭

大和耳成山上の神社では、正月七日に苗松とて、氏子各村より松ノ枝を獻ずる。祈禱後に此松を氏子に下すと、五月の苗代田を植ゑるとき、當時花の咲てゐる木を添へて水口に挿す(人類學雜誌二三號)。同春日神社でも正月二の申ノ日に田植の神事があり松と松葉を參詣人に授けるが、農民は田の水口に挿す(年中行事大成卷一)。
讃岐の西部地方では、春稻種を下るとき水口祭とて苗代の水口に保食神の標を立て祭り、蒔餘つた靱は焙りハタキ(此事未詳)を供ふ。之を棚焼米と云ふ。其

餘りは親しい家に贈る。又此日正月に飾つた門松を貯へ置て、雑炊を煮る家もある(西讃府志)。

ミナヅルヒメ 「皆鶴姫」 白河向寺町の胞衣姫神社。社傳に昔鬼一法眼の女皆鶴姫、義經を慕ひ奥州に下りしとき、此地で死去せしを祀ると云ふ。姫の懐中せる梅の實を植ゑしに、花咲實りて入ッ房となりしと云ふ(白河風土記卷三)。

ミナホシブラク 「箕直し部落」 明治四十三四年の交に茨城縣警察部長の發表した新平民部落調査表によると同縣内に土着せる竹細工殊に箕直し梭作りを職業とする者が多い。其中から少しく採録する

- 那珂郡勝田村大字金上 一戸八人
- 箕直し、各町徘徊の箕直しと其風俗を異にす 同郡五台村大字中台 七戸五十四人
- 農又は箕直し、總て野卑にして乞丐に類す 久慈郡久慈町字船戸 二戸十九人
- 農業箕直し、乞丐に類し一般民と交通せず 稲敷郡龍ヶ崎町字根町 二戸四十人
- 箕直し、野卑にして乞丐の如し 新治郡九重村大字倉掛 二戸十五人

梭織、普通人と異なることなし

眞壁郡大賀村大字大串 一戸十三人

箕直し、赤貧にて乞丐す(以上郷土研究三ノ一)。

ミフネヤマ 「御船山」 大和吉野郡茶摘村の南にある。萬葉集に『瀧の上の御船の山ゆ秋津邊に、來鳴き渡るは誰が喚子鳥』とあるは此山である(大和志料卷下)。按に、御船山は泊瀬山と同じく、古い時代の墓地であらうと想ふ。是は棺を船型に造つた(天ノ鳥船の信仰も加はつて)爲めに負ふた名であらう。船塚山参照。

ミヒシロ 「御樋代」 皇大神宮の御正體を納め奉る御樋代は、深さ一尺四寸、内徑一尺六寸とある(延暦大神宮儀式帳)。御樋代の中の御形容を秘に聞傳へるに、御樋代の中に黄金の函の今は二つあつて、御正體は往古より袋に納め安置し奉れるを、遷宮の度毎に新しい袋を調へて、舊の袋の儘にて納れ奉る例である。されど餘りに重が高くなり給ふたから、今より以前の一つと取代へ奉ると云ふ(伴信友翁の寶鏡秘考)。明治初年伊勢大神の御樋代を、宮内省にて拜見せしに、黄金製で高さ一尺五六寸許り、差し渡し二尺程、黄金の綴目には屋形の釘を打つてあつた(飯田武郷翁の日本書

紀通釋)

ミヤマトインシユ 「蚯蚓と陰腫」 各地に行はれた俗信である。支那傳來の事らしく、嬉遊笑覽卷一二に「鎮江府志、今小兒陰腫、多以爲此物所吹、以鹽湯浸洗則癒、爰の呪は、何の蚯蚓をも取て洗ふに、功驗あるも奇ならずや」と云ふが、府志の文意は、小兒の陰部を鹽湯で浸洗する事と見える。それを誤つて、本邦では何の蚯蚓でも構はず、一疋掘出し、淨めて放つ事となつたらしい(郷土研究一ノ七)。



京都の耳塚

村岩常の二上山に山名時氏の居城がある。文和年中足

利尊氏と攝州に戦ひ大敗し、宗族八十餘名並びに郎黨二百六十三人が討死した。時氏は死者の耳を載て國に送り、同村禰願寺に葬り耳塚を建てた(同郡史)。伊豫新居郡新居濱村飛地の内北山に耳塚がある。往古越智益躬が播州蟹坂で外寇の賊を誘殺し、其耳を載り此山に塚を築き埋めたと傳ふ(伊豫温故録)。因に薩摩のは既載したので省いた。

ミヤザ (宮座) 山城綴喜郡宇治田原村字岩山では、今猶毎年正月に氏神双栗神社へ村の男子が集つて、既定の席に着座して神酒神饌を戴く式がある。其着座には古來一定の順序があり、同族を株として一株は凡そ十數戸とした。村中に此株あつて血族的門閥的の區別とする。男子が生れて三歳になれば、必ず之に列するを例とし、且つ三ツ座とて正月八日、二十日、廿六日の三度に行ふものと、一ツ社で最後の一日のみに限るものと、又全くないものと三別あつて、之が爲め同村に居住する新舊を別ち得るのである(同郡誌)。按に、宮座の例は各地にあるが、今は此一例にとどめる。

ミヤナギ (宮籬) 下總香取郡久賀村では、舊六月十四日を「宮籬」と稱し、村民一同鎮守社に集り境内の雜

草を刈り、それより淺間、金毘羅の如き無格社の草刈をする。此日晴天で刈つた草がしをれるときは、豊年だと云ひ傳へてゐる(郷土研究四ノ九)。

ミヤマヘリ (宮參) 山城綴喜郡宇治田原村岩本では、男は三十日女は二十八日です。女は早いほど縁付が早いとて行ふ。生兒を抱いて參拜し社で祝詞を奏し、



社前の石鳥居の笠木の上へ白紙二枚で白米を包んだものを産婆が投げあげる。うまく一度で載れば吉とする。丹波北

桑田郡弓削村八丁では、男三十日女三十一日で氏神八幡宮へ參拜するが、鼻をつまんで赤兒を泣かす、泣かねば宮參りした事を神が知らぬからだ云ふ。近江石部の氏は宮參を「初詣り」と稱へ日は不定である。社殿の下にある石を生兒の背部に直接押付け、後に社殿を三回廻る習俗がある(以上。京都民俗志)。日向南那珂郡細田村では、宮參りのとき赤兒を社前で泣かせる。健康を壽ぐためといふ(日向地名録第一)。按に、鼻をつまみ又は泣かせる民俗は各地にある。

ミヤモリ (宮守) 信州松本邊へ来た昔の春駒は、宮守と稱す賤民が多く出たと云ふ。宮守とは村の氏神の傍に住み、神社に關する下級の雜役に服すること、恰も寺院に附屬する門前といふ階級に似てゐた(郷土研究三ノ二)。

ミヨウギ (妙義) 上野の妙義に就ては、餘り學者の關心せぬものと見え、一向に研究が盡されてゐない。茲に寡見に入れるものを列記して置く。妙義の語原古く馬丁の事を馬部給丁と云つたのを、略して馬丁と云ふた。妙義の語は是と關係なきか(上野志卷下)。若しさうだとすれば、同地は牧場であつた爲に負ふた地名かも知れぬ。妙義法師、妙義山麓の高い所に堂があり、妙義法師の像が安置してある。師は比叡山の法性坊尊意なりと傳ふ。又尊意は延喜朝の人と云ふ(信府統記卷三一)。開基の異説 上野白雲山妙義法師の事、何れの御宇にや華山院内府光秀卿と云ふ人、亂世を避て白雲山の邊に來たり後に妙喜と改めた。和漢の才に秀で上代の菅公にも勝つてゐたので、菅公の師法性房尊意と申すべしと時人が稱した。此卿の薨後に白雲山に社を建て妙喜社と云ふ。時勢が移り光秀卿の事を取失

ひ、法性房尊意の靈だと云つてゐる。按に、華山院内府光秀のこと舊記に所見無し。南朝の臣花山院右近衛大將長親雅髪して明鏡と云ふ、學才あり、此人を妙喜と誤つたのであらう。一宮巡詣記に上野國妙喜村法性房が堂正面にあり、彼の波古曾神社右方に据て、今は末社の如くである(以上、温故隨筆)。按に、妙義信仰は始め山岳崇拜に起りて波古曾神社となり、後に修験道の道場となつたものと信じた。

ミヨウケンシヤ 「妙見社」 千葉市の妙見寺境内にある。傳に千葉氏の祖平良文、甥に家臣粟飯原常時を上野國に遣し、群馬郡花園七星山の神像を偷ませて祭つた。後に千葉成胤の弟胤忠が嫡を奪はんとて、夜神像を負ふて去つたが數百歩で像急に重くなり、遂に棄てたのを里人が拾ひ本社に還した(佐倉風土記)。

ミワタリ 「御渡」 信州諏訪湖の御渡は餘りにも有名だが、此事は他國にもあつた。羽後では八龍湖を雄瀉と云ひ、角館山中の湖を雌瀉と云つてゐる。爰より土中一線脈を通じ、八郎の雄龍棲で春分の頃しも、年に一回雄の相會ふ日は、此湖中氷裂けて魚鱗の如く、其洞より神渡りする(黒甜瑣語三篇)。

ミワタリジ 「御渡神」 駿河安倍郡油山村の御渡神社祭神未詳(駿河志料卷二七)。常陸鹿嶋郡徳宿村字駒木根の御渡神社、祭神倭尊(常陸國志)。按に、御渡神は東北地方に多い庭渡神と關係なきか。

ム

ムイカダレ 「六日だれ」 京都では産婦が六日を経た後に、産褥を離れて座るのを斯く云ふ。吉祥院村では六日だちと云ひ、宇治川原では六日どりと云ふ(京都民俗志)。

ムカデ 「蜈蚣」 洛北鞍馬では、蜈蚣は毘沙門天の御使として非常に悦ぶ。明治初年迄は正月の初寅に、生きた蜈



蚣を境内で賣つたもので、商人はおあし(錢)が多いとて縁喜を祝つた。今でも鞍馬村には之を決して殺さぬ。猶毘沙門天の牛王寶印には、蜈蚣を描いたものが諸方にある(京都民俗志)。

ムカデノアブラ 「蜈蚣の油」 羽後の男鹿半嶋では、生きた蜈蚣を捕へて来て、蟻の中に入れて置くと、數ヶ月でドロ／＼の液になる。又人によつて種油の中に入れて腐らすもある。耳ダレなどにつける(寒風山麓農民手記)。按に、足利市外の農村では第二の方法で蜈蚣の油を拵へて置き、火傷などに塗つたものである。

ムカヘカウ 「迎講」 砂石集卷九に、丹後の普甲寺の僧が佛の迎へを受けた事が載せてある。平安朝から鎌倉期にかけ、僧俗の間に行はれた俗信の講である。福神迎へ参照。

ムクソクシン 「棕俗信」 京都伏見區竹田村の小學校の前に、道を挟んで一對の棕の木がある。正月の薬師の日に村民は早朝から鹽風呂に浴し、繩を作つて兩樹の間にかけ「えんざさんざ」と囃す。惡疫を防止する爲

といふ。其棕を「えんざさん」と呼んでゐる。同村には明治前迄は四十八塚あり、其前には皆「えんざさん」が植ゑてあつた(京都民俗志)。

ムクノミツ 「棕の水」 武州比企郡桃木村八幡社の別當妙覺寺(修験)の境内に、棕の大木があり、地上より二尺許りに口徑二寸程の穴があつて、其中に冷水が涌出す。眼病に效がある(同風土記稿一九二)。

ムクラウチ 「土鼠打」 肥前佐賀郡川上村では正月十四日に、竹の先に薬をつけそれを持って家の周りをたゞく之を「もぐら打ち」と云ふ。朝早くから家々に此聲がする(郷土研究四ノ二)。按に、土鼠打(追)は生鼠曳とも云ひ、なりきりと一緒に行ふ所が多い。各其條参照。

ムケンノカネ 「無間の鐘」 遠州小夜の中山街道から北三里の光明寺の鐘を撞くと、必ず富貴になると撞くが、來世は必ず無間地獄に墮ると云ひ、今では其鐘を土中に埋めてしまつた。それでも強慾の者は、せめてもと鐘を埋めた地上に來て、足を以て踏鳴らすといふ(諸國里人談卷五)。信州野澤町に昔長者が居て、訴訟に勝ちたいために紀州高野山の無間の鐘を撞いた。そ

れ故に勝訴したが長者は没落した(郷土研究四ノ六)。按に 無間の鐘のこと、いつ頃から誰が言ひ出したものか知らぬ。猶究めたいと思つてゐる。

ムコイデメ 「舞荷」 舞荷は村内の共有であるべき女子を、他村より来て一人で獨占する事に對して起つた習俗で、其起原は古く其行はれた地域は広く、且つ其方法にも種々なるものがあつた。今は代表的のもの二三を掲げる。詳細は拙著「日本婚姻史」の其條を参照されたい。

磐城田村郡片曾根村大字船引の羽山神社の例祭は、舊十一月十五日から三日間行はれるが、此折に三尺餘の木刀を作り、先を怪しげなる形に拵へ、其年に來た新舞に持たせて太刀舞をさせる。舞は素裸になり木刀を持つて舞ふのであるが、其時立會の大勢の若者は聲を揃へて『先達坊の木の××は、中にキリ／＼キン妙堂あたりはキラ／＼總りん塔、先達坊の木の××は、あたりはピンロウ山がた、山がたの餓鬼どもは、いろいろの脇にワナかけて、親爺の××ぶつちめて、かゝあに事をかゝせた、木にて作つて××××めろ、あれしてドッコイ、ヨイトコサ』と歌ふ。是が終ると新舞は更

に裸牀のまゝ木刀を杖につき、鳥居前に跨り高聲で、自分の女房の名を三度呼び「××を洗つて××けて待つてゐろ」と唱へ下山する習であつたが、今は此行事は廢された(風俗畫報一五二號)。

下總東葛飾郡福田村大字三ツ堀にオ、腹クツテフ明神あり、昔二月初午の日利根川洪水にて大木が流れて來た。朝草刈の農夫之を揚げんとしたが揚がらず、村人を集め各飽食して同音に『オ、腹クチイナエンサラハウ』と囃し乍ら引揚げ産土神に祭る。爾來毎年其日に古木を神輿とし村の新舞に昇かせる。祭の前日池の泥



を上げ當日神輿を池中に昇き入れ、村人池の周りに立ち同音に『オ、腹クツテウ、エンザイバウ、イ、ツモカウナラヨカンベイ』と囃し、池より上らんとする舞にも輿にも泥を投じて上げぬやうにする。其時新舞の妻共詫びて漸く池より上り、輿も身も利根川にて洗ひ落すと云ふ(利根川圖志卷二)。

信州稻荷山町では正月十四日に、町内の財産家のうちから御頭ゴトウと稱する日待番を擇み、玄根形の木製人形を刻み紙の裝束を着せ、五六間もある柱の頂上に括りつけ、御頭ゴトウの家の前に建てて置き、其夜は町内の人々集り酒宴に徹夜し、翌十五日の左義長に少年達が集めた各戸の注連繩等を其柱に巻付け、囃しながら火を放つて焼く。當日は前一年間に町内へ舞に來た者を特に其場に參列させ、少年達は用意の墨汁で新舞の顔を塗る(生殖崇拜論)。

伯耆西伯郡大山村大字赤松では四年に一度、即ち閏年の二月朔日から凡そ一週間餘りの期間に亘つて荒神講を催し、此際に藥千二百束を要して作つた大蛇(此蛇牀には大きな擧丸が中程の處に拵へてあるのが奇なる特徴である)を、村の荒神ノ祠へ擔ぎ込む神事がある。そして擔ぐのに擧丸より前部は若者連中、後部は故參の亭主連中であるが、擧丸の部分は、此四年間に村へ來た新舞連が擔ぐことになつてゐる。併し此擧丸擔ぎは中々苦しい役目であり、且つ新舞の嫁達が見てゐるので氣耻しいこと此上もないが、之が新舞の義務である(民族と歴史四ノ二)。

ムコサケ 「婿酒」 若狭三方郡地方では、甲部落の若者が乙部落の女を妻に迎へるとき、其乙部落の若者連中に對し酒肴又は酒肴料を出す、之を婿酒と云ふ。若し婿が之を出さぬか出しても少額だと、嫁の家に亂暴する。今では殆ど昔話となつた(民族と歴史六ノ五)。

ムコシヨウモン 「舞證文」 昔は『小糠三合持つたら舞に往くな』と俚諺にもある如く、其境遇は氣の毒でもあり笑止千萬の事が多かつた。磐城の石城郡地方では舞は木ッ挿し(種取りの意)として待遇され、足利市外の農村では、舞は祭禮や集會所の折には勝手元で燗番ばかりさせられ、更に舞が頬被りしたまゝ、摺揆したとて、制裁を加へられた事さへある。茲に舞の身持に就き方正なるべき事を自から保證した文書に接したので左に採録する。猶舞いぢめ參照。

我等身上罷成不申候に付而、家屋敷をもうり不申候と存候處ニ、貴様達御兩人の御きも入を以、喜左門殿むこに被成御有付候事存忝候、此上我等屋敷下人の儀をば、喜左門殿御下知次第に仕可申候、少も我等意義申ましく候、其上喜左門殿ふうふの人の御さしづ少も背申ましく候、若々喜左門殿ふうふの人下

知をそむき、わかまなる心などもち候ハ、我等
儀いつかたへなり共御はらい可被成候。此手形進上
申候而少も御うらみと存間敷候。
たしなみ可申候事

一門立の事
一夜行の事

一暮六つ時すぎ候ていつかたへ成共出まじく候、し
ぜん用所など候ハ、喜左門殿にことわり人をつれて
参候、それも喜左門殿む用とおふせ候ハ、下知次第
可致候、以上(坂田文書)

元和二年八月(歴史地理六五ノ四號所載)。

ムサントウ (牟山堂) 熱田神社地内の牟山堂といふ
は、方十四間許りで芝生深く、四方を堤の如く築き、
中央に老たる松五六株ある。昔は巫女が舞を奏したと
いふが今は無い。或は古、墓所でありしとも又秘所と
も云ふ(厚覽草)。

ムシオヒカミ (虫逐神) 紀州牟婁郡岩崎村に蟲逐明神
がある。社は無く樹木を神として祀る(同續風土記卷
七三)。按に、常陸には蟲缺明神があり、筑波鐵道に
は蟲缺驛さへある。之は蟲逐と同じく蟲駆で、害蟲を
驅除した事に由るものである。猶蟲逐に関する資料は

夥しくあるが、今は省略するより外に致し方がない。
ムシクヤウノウ (蟲供養能) 若狭遠敷郡富村大字太
良庄の山王社、毎年八月三日に社前で蟲供養能がある。
農夫が耕作に際し思はず蟲類を殺すので、其罪惡を畏
れて神意を慰むといふ(若狭郡縣志卷四)。

ムシツカ (蟲塚) 加賀能美郡には蟲塚が二ヶ所ある。
一は中海村宇岩淵、天保十年九月に浮塵子が發生した
とき、當時の十村(名主)役田村三郎右衛門が、驅除
した蟲十六俵を埋めたもの。他の一は國府村宇植田、
同年同月に黄金蟲二十三俵を埋めたもの。共に其事を
記し蟲靈を慰めた石碑が建ててある(同郡案内)。

ムシデンセツ (蟲傳説) 皿屋敷で有名なお菊の怨靈が
化したと云ふお菊蟲は、實はジャコウアゲハと云ふ蝶
の蛹が、よく人の面に似て
ゐるので稱へたものであ
る。優曇華とて民間で吉兆
とするものは、之もクサカ
ゲロウなる昆蟲の卵であつ
て、花が咲いたとは幼蟲の
孵化したものである。日光及び高野山で時鳥の落し文



ワタケヨコバエ

と稱するものは、ハマキゾウムシが子孫繁殖の爲に、
葉を巻いたに過ぎぬ。實盛が蟲になつたと云ふ別當蟲
とは、浮塵子の一種でツマダグロヨコバエの事である。
更に甘露とて天から降るのを瑞祥としたものは、害蟲
切蟲(アブラムシ)の腹部より生ずる液の落下するも
のである。又甲州で名高い平四郎蟲とはオホマルガメ
ムシである(以上、京都日出新聞。大正五、九、一六)。

ムシハチマン (蟲八幡) 江州長等山の蟲八幡宮には、
小供の腫物を治してもらふ俗信がある。社傳に同地は
源頼義の邸地で、治暦元年に宇佐から分祠したと云ふ
(京都民俗志)。

ムシハラヒマツリ (蟲拂祭) 大和磯城郡上之郷村大字
小夫の天神社。例年七月二十三日に蟲拂祭を行ふ。此
祭には氏子各戸毎に齋竹に五色の紙を竹の葉先に結つ
け持参する習俗がある。俗に「一萬度」といふ(笠縫
邑泊瀬齋宮史蹟調査書)。

ムシヤウマヘリ (墓所詣) 三河北設楽郡御殿村地方で
は、正月お歳取が済むとムシヤウ詣りとして墓地に往き
前年内に死亡した新佛を先づ拜み、次に各自の墓に詣
でる。小切餅と洗米を供へる(設楽昭和七年正月號)。

ムスビマツ (結び松) 紀州日高郡西岩代村にある。齋
明紀に天皇紀ノ温湯(牟婁縣鉛村)行幸の留守中に、
有馬皇子の謀反現はれ皇子を捕へて温湯の地に送り、
歸路皇子此處を過ぎ松ノ枝を結び「岩代の濱松ケ枝を
引結び、まさきくあらば又還り見む」の詠歌あり有名
となつた。按ずるに昔は松ケ枝又は草の根を結んで
神に祈る習俗があつたのである(以上、紀伊續風土記
卷六八)。

ムスメノヨビナ (娘の呼び名) 津輕では女子の十三五
歳をメラシ(娘)と云ひ、二十歳位までをれざかり、
即ち種メラシと呼び、二十歳以上の婚期の遅れたる娘
をオホメラシ(大娘)と稱す。同地方の盆踊歌に「メ
ラシ(娘)アツバ(母)ンなる、アツバ後家ンなる。
後家も若え時や、白齒に嶋田」とある(津輕口碑集)。
ムスメヲウル (娘を賣る) 江戸期に於る農民は、身の
皮を剥いても年貢米を納めねばならなかつた。茲には
それが爲に娘を賣つた證文を載せる。

賣渡申むすめ之事
依有直用要、右之事むすめ能米參石に永代をかぎり
りり申候、則ひつじのとしの年貢二斗申處實正也、

則右の子於永代に何様の儀被仰付候共任御意、御奉公申さすべき者也、其時一言之子細申間布者也、仍永代の狀如件（北川彌吉氏所藏文書）

元和五年末の十一月十六日

（近江淺井郡淺田村大字） 三田村 與一郎

又十郎殿 參

ムチサシデンセツ 「鞭挿傳説」 誓の木の種類であつて杖立傳説と同系である。各地に其例が多いが、今は二三にとどめる。

陸奥川守田町の中央、小渠の傍に鞭柳がある。下斗米昌家が赤沼備中を追跡するに、柳の枝を折つて馬を鞭ち遂に赤沼を討つて歸り、鞭を此地に挿し根生じて大木となつたと傳ふ（三戸名所傳蹟考）。

下總大蛇村の文珠寺門前に櫻樹がある。鎌倉權五郎景政が其鞭を挿したのが生えたと傳ふ。其樹は既に枯れ今の櫻は即ち其の子であるが五色櫻と云ふ、傍に御靈社がある（佐倉風土記）。

武州葛飾郡若宮村の若宮八幡社。古傳に源頼朝が文治五年泰衡征伐の爲め發向の時、軍功を祈願し手づから覆の策を逆まに挿し、此行利があるならば此木は必ず

生ひ榮えよと誓つたに、果して勝利の後枝葉盛に生ひ茂り今の世迄も社頭に残つてゐる（新編武藏風土記稿卷二）。

伊豆田中村の城山に逆竹が生えてゐる。枝葉逆生してゐるが、昔頼朝が城山に登つて持つてゐた馬の鞭を地中に立てたのが、根を生じ逆竹となつたと傳ふ（伊豆傳説集）。

伊勢鈴鹿郡石薬師村薬師堂の前に名木の櫻がある。蒲冠者範頼が馬鞭を此地に挿したのが生え茂つたのであるから蒲櫻と稱した。又河曲郡山邊清水の條に名馬生喰の地は此處であると云ふ。範頼馬の鞭を逆に土中に挿したのに枝を生じ、花葉盛で逆椿と名づけた（勢陽五鈴遺響）。

備前兒嶋郡粒江村に鞭木がある。昔々々木盛綱が此海の淺瀬を試して、其持参した鞭を挿し翌日先陣の標とし、其木が生付いて大木となつた。木はクマ柳である。年経て後之は枯れたが、其處に覆椋が生ひ出で、今は椋の古木が一本ある（備陽國志卷一六）。

美作勝北郡小吉野庄河原村諏訪明神に白檀木がある。昔此所が全盛の時、伯樂の持つた鞭木を立てておいた

のが繁茂したと言ひ傳へる。皆逆まに枝を振つて目を驚かす。因て逆木白檀とも云ふ（東作誌）。

ムチシミツ 「鞭清水」 陸奥上北郡坪村に清水がある。

田村麻呂將軍が千曳山に籠つてゐる蝦夷を征討のとき飲用水に窮し、士卒が非常に困つたので將軍は神に祈り、持つた馬の鞭で地上を煽ると、清水が湧き出した。士卒は喝を醫して山上にのぼり賊を平ぐる事が出来た（同郡傳説集）。

ムホアゲ 「棟上」 越後長岡附近の農村では、昔は住宅の棟上には主人夫婦に水をかけたものである。之は火防の厭勝だと云ふ（長岡領風俗答状）。

ムラサキシキフ 「紫式部」 安藝賀茂郡の安志乃山は壬生忠見集にあるアシノ山と按ふ。俚傳に昔此山にアシノ山寺として巨利あり、紫式部が詣で、池へ杜若を植えたが、今も村内に其種がある（藝藩通志卷八二）。

ムラサキフイム 「紫を忌む」 羽後平鹿郡八澤木村大字狼田の紫明神。其邊の人男女兒童に至る迄身に紫色の衣付る事なし。それを知らず此禁制を犯す者に祟禍あると云ふ（雪之出羽路）。

ムラシオキ 「村仕置」 村刳ね、村八分、村笠など、共

に村仕置であるが、是等は既載したので省略するが、茲に之とは少し性質を異にしたものが播州加西郡國正村に在つたので左に抄録する。

村中取極書之事

一、博奕並ニ米金相庭附諸勝負ノ儀、從往古御法度之趣小前未々之者迄モ承知仕候處、近年猥リニ相成博奕諸勝負致シ候モノ間々有之、右ニ付今般村方一統申談、此後博奕は勿論其外諸勝負相加里候モノ、譬部屋住之若輩ノモノタリ共、村中立會其モノ居宅屋根ムクリ捨候約定仕候、其節ニ至リ後悔致シ候トモ頓着ニ不及候約定ニ候、右屋根ムクリ捨候者改心仕候儀、一統及見聞迄元方ニ取返し候儀者不相成取極候、其爲村中約定書通判仕候依而如件

文久二戌正月（以上、加西郡誌）。

中山曰。此村仕置には屋根をメクルとあるが、加賀能美郡の村落でも、昔は處女は村の若者の支配であつて、若し之を承引せぬ父兄があるときは、若者は大勢で押かけ屋根をメクルのを習とした（日本婚姻史）。偶然の暗合とは考へられぬ。猶他地方にもあるか知りたものである。

ムラノゴニンバン 「村の五人判」 出雲飯石郡一宮村では古くから今も毎年村民全部を集めて五人判をとる。是は村民各自の素行が善良である事を、五人に保證させ其證文を區長が預り置くのであるが、不良の者は五人の保證が得られず、其爲に他へ退轉する者もある。但し一村の風儀は改善される(民族と歴史八ノ三)。

ムラモチノカムヌシ 「村持の神主」 近江蒲生郡東櫻谷村大字小屋の天神神社。明和五年の棟札の一節に『本社檜皮葺天文十六年丁未年。神主は往古より村生抜百姓二十軒、守徒と名附、四人づつ組合、一組八年づつ壹年替りに、神職相勤め來たる者也』とある(同郡志卷六)。

ムラヤクニン 「村役人」 岩代耶麻郡の江戸期の村役人は、郷頭(組毎に置き肝煎の上である。中山曰。他國の割元名主。又は大庄屋と同じか)、肝煎(他國の名主と同じ)地首(肝煎の下である。中山曰。他國の百姓代か)、鉄頭(肝煎の相談役)とあつた(同郡誌)。按に、名主庄屋の事を陸中では檢斷と云ひ、北越では十村と云ふた。猶此外に組頭、長百姓など云ふ者を、村役人に數ふる所もあつた。

と稱した。後に馬が死んだので埋め駒形明神(三ツ木村にある)と稱す(同國風土記稿卷二二〇)。生肌、摺墨の各條參照。

メウケンノミヤ 「明現宮」 備前の地誌である備陽國志を通過して、明現宮とて星ノ精を祭ると云ふ社の數多いことが注意を惹いた。殊に同地から美作に多い七人ミサキ塚は、北斗七星を祭つた所と考へられるので、彼之の間にも關係あるやうに想はれる。

メウトイハ 「夫婦岩」 信州淺間温泉(松本市の北半里)の山の根に、道路へ突き出した大小二個の岩があり、デッサバ、サの岩と云ふた。願掛にはお茶をあげますと云ふ。今では一方がぬけて下の小川に落ち込んだ。此前は嫁入の通るを嫌つた(郷土研究三ノ六)。

メウトギ 「女夫木」 信州御嶽山麓の開田村に夫婦木又は縁結びの神と云はれる古木がある。明治の初年、村の若者太蔵が川向ふのおたきと戀をしたが釣合はぬ境遇のため、周囲の妨げに戀は遂げられさうもなかつたが、或日太蔵は自分の肌着の片袖をちぎり、峠の夫婦木に巻き付けて、戀の成就を祈願して成功した(山の傳説)。

メイゲツヒメ 「明月姫」 京都の堂上家に生れた名月姫は、深く契つた同じ公卿の公達が、都を出て丹波に居ると聞き、其後を慕ふて攝津豊能郡西郷村の山にかゝつた。喉の鳴きを癒さんため姫は谷間の水を掬まうとして、誤つて墜落して非業の死を遂げた。それで此山を明月峠と云ひ、明月姫の塔がある(郷土研究一ノ一〇)。

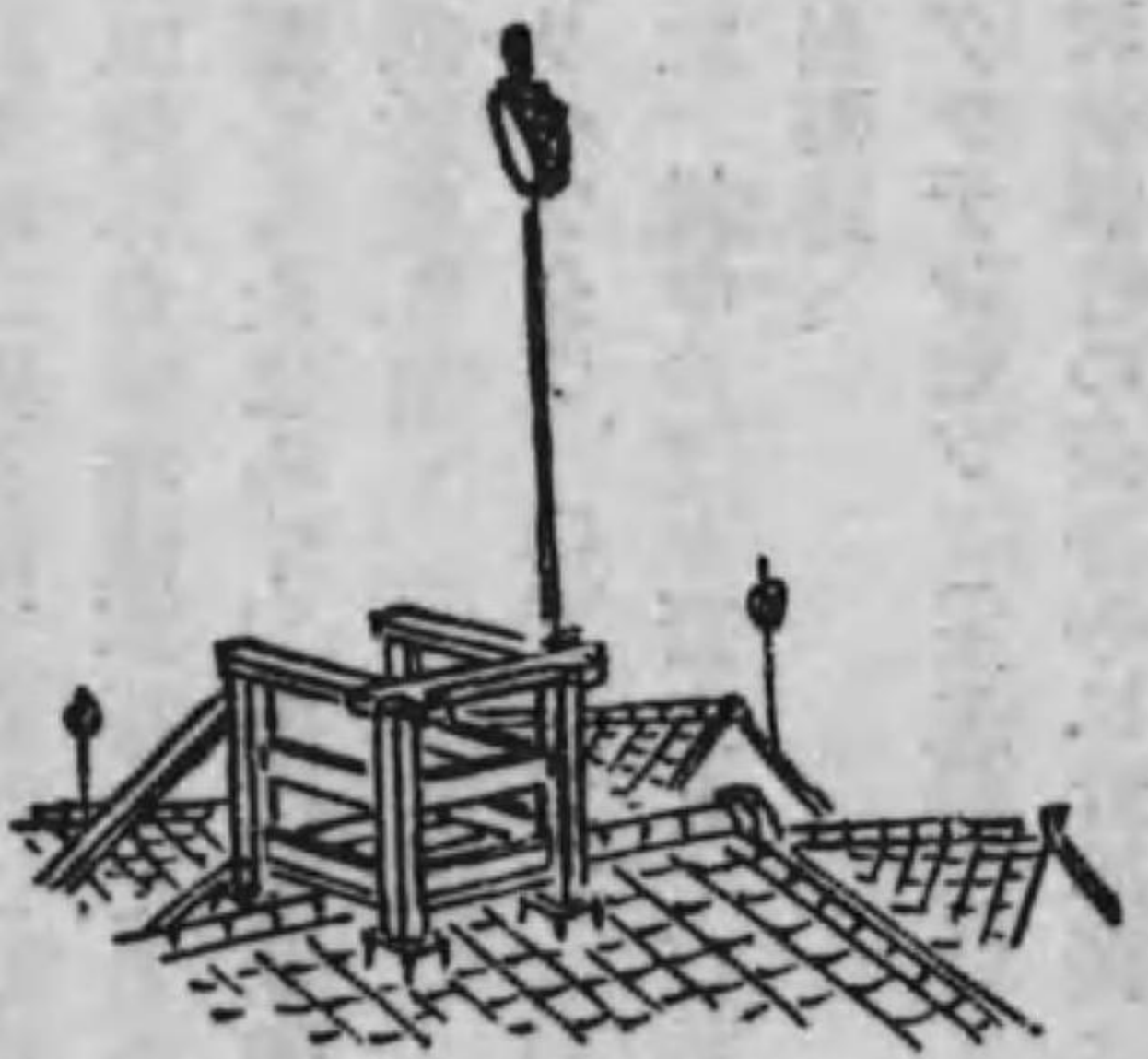
メイバセキ 「名馬石」 駿州富士郡瀧川村の觀音堂の床下に、名馬鬼鹿毛を葬つたとて石が出てゐる。近頃床下をセメントで叩き修繕を加へたが、此石だけは出している。村民は此處に石ノ唐櫃があると信じてゐる(吉居雜話)。

メイバデンセツ 「名馬傳説」 陸前本吉郡鹿折村に源氏瀧がある。古傳に源義經の乗馬太夫黒の母は、此處から出たといふ(封内風土記卷一四)。武藏國大里郡萬吉村の舊家權田新五右衛門の先祖が、栗毛ノ名馬を飼つて置いたのを熊谷直實に譲つた。それ故に權田栗毛

メウトスギ 「女夫杉」 越前大野郡堂嶋村鎌柄原に老杉二本ある、共に二圍許り樹齡五百年といふ。但傳に昔常陸坊海尊といふ仙人が、嵐間ヶ岳に居たとき植えたものであると云ふ(同國名蹟考卷八)。

メカゴ 「目籠」 三州南設樂郡千里村大字杉山では、節分の日には目籠にグミ、柘、アセボ、豆穀を入れ、竿の先に挿して戸外に高く掲げる(今泉忠義氏談)。會津若松市では二月八日に、竹器の目多きものを戸外に掛ければ、疫神家に入らずとて竿頭に目籠をかける(新編會津風土記卷一五)。按に、二月八日は『お事納め』で、此日と十二月の『お事初め』とに目籠を出すことは弘く各地に行はれてゐた。

メカゴトボチ 「目籠と墓地」 武州比企郡川嶋村の勇神社に往く道に、村の墓地があり、新葬のものには目籠



メ

が掛けてあつた(土俗談語)。按に、足利市外の農村では、葬儀の折に花籠(關西の鬘籠)を用ゐ、それを墓地に立かけて置くが、それを筆者の山中共古翁が見誤つたのではあるまいか。山間に往くと獸害を防ぐために、新墓に青竹で目障りを作るが、此事は近年にはなかつたやうである。

メクラヘビ (盲蛇) 岩代小濱町宇鳥居に座頭橋がある。昔座頭が此處に落ちて死ぬといふ。此橋邊に棲む蛇は悉く盲目で、眼の形はあれど眸はない(相生集卷四)。按に、片目の魚と同じく、光線の入らぬ地點に棲むために、視力が退化したもので其類例は各地にある。

メグリカミノマツリ (廻神の祭) 信州諏訪社の廻神祭は内縣(諏訪郡)、外縣(伊那郡)、大縣(佐久郡及甲斐國北部)、八ッ縣(筑摩郡、安曇郡、小縣郡、更級郡、水内郡、高井郡、埴科郡)等の頭郷を各巡察するを云ふのである(諏訪神社資料卷下)。

メグリキ (匝り木) 筑後三井郡御原村字用丸の舊家の墓地に一本の老松がある。其松の周りを呼吸せずに三度廻つてヤイと呼べばオイと應へ、七遍まれば白蛇が出るといふ。同國黒木町の津江神社に有名な大

樟がある。此木の周りを同じく呼吸せずに、三度匝れば牛の啼聲を聞くといふ(郷土研究三ノ七)。

メグリチソウ (廻り地藏) 若狭遠敷郡玉置庄に地藏像があり、日笠、神谷、天徳寺、井口、加福祿、兼田、蟲生、玉置など八ヶ村の民が、毎家一日一夜つつ供米糞香拜禮して隣家に送る(若狭郡縣志卷五)。

甲州韮崎に近き南下條村に石燈籠があり、此火袋に弘法大師作の六地藏が彫つてある。此火袋は常に巡廻して暫くも止まらず、萬代不易佛法流布の證とする(裏見寒話卷九)。

メグリベツタウ (巡り齋主) 羽後平鹿郡下境村の貴船神社。村中の巡り齋主とて交替に神主役を勤める(雪之出羽路)。

メイグワデンセツ (名畫傳説)

大和初瀬町の長谷寺に昔辨慶と牛若丸の五條橋の繪馬を奉納した者があつた。それ以來毎夜劔戟の響が絶えないので住僧が或夜音のする場所に行くと、繪馬の辨慶と牛若丸が戦つてゐるの



である。住僧は早速その繪馬を塗り潰した。其晩からは劔戟の響きがなくなつた。一二年したら塗り潰した墨が剝けて又音が始まつた。繪馬を取り外すことも出来ず、毎年一度つち此繪馬を塗り潰すことにしてゐる(大和の傳説)。同國帯解町の奥之院を百拙和尚が再興した時、本堂の天井に狩野春甫が龍を畫いた。其龍が毎夜本堂をぬけ出し、附近の廣大寺池に行き、堤の上から池の水を飲んで来る。そこで和尚は晝の間に龍の眼に釘を打ち、鱗を三枚墨で塗潰して置くと龍は動かなくなつた。天井の龍は現今でもある(同上)。

メナシコウロギ (目無し蟋蟀) 陸奥淺蟲に非道の金持があり、貧乏人の娘を手に入れんとて、盲人の弟に秘薬と稱して賣薬を與へ、其恩で娘は妾となつたが、後に娘は悪計を覺り古井に投じて死んだ。盲弟は姉の仇と金持に斬りつけたが、返り討となり其古井に投げ込まれた。金持も其祟りで亡びたが、其井戸から毎年秋になると目無し蟋蟀が、悲しげな聲で鳴きつづける。盲弟の怨靈が化したのだといふ(旅の友)。

メニタタルカタナ (目に祟る刀) 織田眞記天文十六年十一月濃州大垣城攻の條に、陰山掃部助が千秋紀伊守

の佩刀悲丸を獲た。相傳ふ景清の佩刀なりと。陰山氏之を帯びて牛屋の寺内で軍事を指揮するとき、城内から木鐸を以て左眼を射られ、それを抜くと今度は右眼を射られた。悲丸の所持者は目に祟るとある。
メヒチリ (女聖) 陸中磐井郡下奥玉村に、女聖、假寶前といふ地名がある。何の謂か分らぬ(封内風土記卷二〇)。按に、巫女の意ではあるまいか。

モ

モウハツソクシン (毛髮俗信) 全國に亘り古今を通じ數限りなく存してゐるが、茲には主なるものだけ拾ひあげた。上州多野郡野栗村の野栗權現の神體は、橘姫の黒髪だと云ふ事である(同郡誌)。甲州御嶽の藏王權現の神寶中に、北條時賴刺髪の毛がある。箱に納め表に寛永十六年正月將軍(家光)奉納と記してある。甲斐國志卷六四)。信州戸隠山中院に鬼女紅葉が毛とて色紅黒にして縮れたる毛あり、長さ五六尺許り丸く輪となし壺中に納む(日本傳説叢書)。山城葛野郡小倉山二尊院の門前に長明神と云ふがある。傳に檀林皇后

の落髮を祀りしと(山州名跡志卷九)。紀伊日高郡眞名古村に、往古より一人づゝ蛇身の婦人が生れる。其婦人の髪五月に至れば粘りて鳥もちの如くなる。此婦人同村にても連添ふ男子なしと(新著聞集卷一〇)。播磨國飾磨郡の町村では、悪疫流行の際は袂の底に毛髪を入れて置くと、其患ひから免がれると云ふ(同郡風俗調査)。出雲出雲郡神立村立蟲神社。社家の傳に素尊の毛髪を納め給ふ所と云ふ(同國式社考卷下)。薩摩日置郡羽嶋村髪大明神は、天智帝の妃大宮姫が額娃に下向の時、同邑を過ぎ髪を落されしを勸請すと(三國名勝圖繪卷一〇)。

モウハツヲトル 「毛髪を取る」 伊勢一志郡北家城村八俣河の河頭に、夫婦窟と云ふがある。俚傳に仁德帝御宇の貴族の陵墓といふ。伊勢七不思議の一であつて、此窟に入る者は多く毛髪を取らるゝ怪ありと(勢陽五鈴遺響)。

モクザー 琉球の農村では、結婚してから十年経ても子を産まぬと、其者同志が集りノロ(巫女)を招ぎ、先づ乞食の眞似をし次で夫婦同床の眞似して授胎を祈るが、之をモクザーと云ふてゐる(伊波普猷氏談)。

モグサヤキ 「蓬焼」



羽後男鹿半嶋の農家では、舊正月二十日の朝、前年から採つて置いた蓬の葉を、白の中に入れて搗いて綿のやうにし、之をモグサと云ひ、此朝の食事のとき其モグサに火を點じて燻し、大きな皿に盛り頭上に載せ各自とも遣る。此外に諸道具にも遣る。除病の爲といふ(寒風山麓農民手記)。

モグラモツベ 「土風山袴」 羽後男鹿半嶋で用ゐる常服で、袴のやうに前後に紐をつけ、着てゐる衣服が全部包まるやう作つてある。男物は前に小便穴だけ開け、女小供物は股を全部開けてある。用布は勿論木綿で男物は黒、女小供の物は色々模様ある布を用ゐる(寒風山麓農民手記)。

モジヲニギツテウマル 「文字を搦て生る」 武州荏原郡奥澤の九品寺に、阿彌陀佛建立を企てた珂磧和尚は功業の中にして遷化した。其後に會津侯の奥方が若君を生んだ。赤兒の掌に珂磧の文字があつたので和尚の生れ代りと知れ、會津侯が彌陀佛の建立に盡力したと云ふ(譚海卷一二)。明和頃の江戸に龜次坊主といふ阿

呆があつた。諸人に愛せられて死んだが、後に去る大名に若君が生れ、掌に龜次と文字があつたので、龜次坊主の墓の上をとり洗ひ落したと云ふ(續飛鳥川)。按に、徳川家康が「是」の字を搦つて生れたと云ふのと同じく、全く道聽途説にしか過ぎぬ。

モチ 「餅」 餅は福の源で古くは餅を福と稱した。豊後の長者が弓を射るに的が無かつたので、餅を的にした所が餅は白鳥と化し飛び去り、長者の運も傾いてしまつた。内裏では餅の名を福生菓と云ふ(塵添瓊鏡鈔卷三)。按に、豊後の長者の衰落譚は、同國の古風土記に見えてゐる。猶既載の福引の條参照。

モチイシ 「餅石」 薩摩出水郡野田村大字下名字餅井は古く餅石と稱へた。今に餅井といふ舊家がある。此家に昔隨が喰へ込んで来たといふ、丸餅形の石が十二俵ほどあり、餅石の地名も之に基くと傳ふ。此十二俵の中より毎年六俵づゝ之を新なる俵に詰換へるが、此仕事は一切戸主のみで遣り、家族は男女とも見ることも許されぬ。由來は不明である(郷土研究一ノ一〇)。

モチガユ 「望粥」 正月十五日の粥を餅粥の儀とするは非で、望粥にて十五日粥の儀である。東大寺要録卷四

に十五日望粥とあり、此外に十五日粥のこと大神宮儀式帳、延喜式等にある(松屋筆記卷九二)。

モチキリ 陸前亶理郡の農村では、正月十四日にモチキリと稱し、五七人の男女が異裝して、最近に嫁を娶れる家々に往き「ナスカ(産むかの意)ナサヌカ」と嫁を拉へて云ふ。其後に酒食の饗應を受ける風俗がある(同郡史)。按に、授胎の厭勝であつて、果樹賣の古い相である。

モチノジュリキ 「餅の咒力」 羽後河邊郡地方では、八月朔日に赤飯又は餅を搗いて祝ふ。此朝蓮の實が飛び若し之に當る時は、ハツチ(骨膜炎)を病み不具になると云ひ傳へて外出を忌む。若し止むを得ず外出する時は餅其他の食物を食べて出るを例とする(同郡誌)。

モチバナ 「餅花」 信濃伊那郡千代村では、正月十三日餅を搗き竹の葉を去りたる梢に挿し稻穂に擬す。之を餅花と云ふ。又道具の餅と云ふは熨斗形に切り串に挿す。粳米粉で團子を作りソヨゴの木ノ枝に挿し之を柿と云ひ、繭形に作りたるをピンカの木(犬黄楊か)枝に挿し之を繭と云ふ。此三つを室内の一隅に飾り、戸外は門松の跡に若木と稱し新薪を立て、上に二本の竹

立て其枝に白膠木を七八寸長さに切りたるを挿し、皮なるを稗に皮去るを粟に擬し粟坊稗坊と云ふ。是等の裝飾は皆豊作を祝する意である(同村誌)。

モチブネ 「餅船」 安産の禮に神佛に供へる餅。船は器の形から云ふか。西鶴の一代男一に『近所に幸ひ子安のお地藏は御ざり、大儀なれど、百の餅船は阿爺がするぞ、氣遣ひなしに帶とけと』云々(元祿文學辭典)。
モチヲツカヌ 「餅を搗ぬ」 斯うした家や村は各地に夥しくある。茲に僅かばかり抄出した。

相州保土ヶ谷區神戸下町に天徳院と云ふが小寺ある。昔寺で餅を搗くと住職が死んだ。禁を破りし僧も悶死した。それより餅を搗かぬ(東京朝日新聞。昭和八一、二一)。紀州新宮に近く粥餅村がある。昔此村に一人の旅僧が来て、折から村で餅搗せるに其餅所望したが、或婆が之は餅でなく粥だと云ふと、今迄の餅は悉く粥になり、其後餅を搗いても粥である故に餅搗せぬ旅僧は弘法大師だといふ(郷土趣味卷四ノ一)。播州赤穂郡高田村大字小野豆の北平家山の山腹に清經屋敷と云ふ處あり、元暦元年二月源軍に敗れ此處に潜匿し、源軍將さに討んとするを聞き自殺す。土人之を葬

り眞勝院殿と謚した。正月及び五月節句等に餅を搗かず後世を弔つた(沿線誌集成)。備前御津郡圓城村小森に、美作國久米郡西川村から御津の圓城に渡る渡場があるが、此渡守の家は正月に餅を搗くと、必ず餅が血のやうに赤くなると搗かぬ(汎岡山郷土傳説特輯號)。美作久米郡坪和村一の瀬公園は、昔竹内久盛の城跡で今に城山の名がある。此城浮田氏の爲に落された。五月節句の日で祝餅を搗いてた際である。今でも節句に餅搗けば眞赤となり溶けてしまふと(岡山新報大正七、六月)。出雲能義郡井尻村市中屋字大平では正月餅を搗かぬ。昔大平に浪宅した落人が年の暮に各家餅を搗くのを見て、浪人の子供達も餅を搗いてくれと云ふので、隣家より白杵を借りようとしたが斷られ更に他家に行き頼んで又拒絶され悲憤の極、浪人は其子を殺し自らも自殺した。其後正月餅を搗けば浪人の祟りで村人は熱病に罹ると云ふ(嶋根縣口碑傳説集)。對馬鰐浦村にては、年の餅を搗かず、餅を搗けば火災ありと云ふ、未だ其起りを知らぬ(津嶋紀事卷三)。
モトヤマ 「元山」 常陸新治郡邊では、山林の樹木を買ふ人をヤマシ又は元メと云ひ、之を伐つて薪に割る職

人を元山と云ふ。職人と云つても專業者はなく、多くは中流以下の農民が、小遣取にするので、之には一定の作法が存してゐる(郷土研究四ノ九)。

モドリハシ 「辰橋」 僧淨藏が父三善清行の死んだのを此橋で祈り、之を蘇生させたので世人辰橋と名づけた(和漢故事要訣六)。安倍晴明が十二神將を使役したが其妻が職神の貌を畏れるので、呪して此橋の下に伏せて置き、用事ある毎に喚んで使つたと今昔物語に見え治承二年中宮御難産の時、其母二位殿車を此橋の詰に立てて占問ひした事は、源平盛衰記に載せてある(以上。郷土研究四ノ七)。

モノ 「靈」 陸中紫波郡飯岡村では、子供の身體が俄に黒く斑になる事がある。之を「モノに逢つた」と云ふ。子供が神さんの遊んでゐる時に出會して、神の袖が身體に觸れたので出来るのだと云ふ。此時はイタコ(巫女)に就つてもらう(方言と土俗一ノ一)。
モノツクリ 「物作り」 信州小谷地方では、物作りの事を『作ばしめ』とも云ふてゐる。此時に用ゐる若木(ミツグサの木又は胡桃ノ木)は、正月十一日の藏開きの日に若木迎へとて、山へ伐り出しに往き、家の主人が



明きの方に向つて餅、紙、米、麻の四品を其木に供へて祭り、然る後に伐て來るのである。物作りは十四日から十五日にかけて行ふ。綿の花繭玉等の形した團子を若木に挿すので此木を一名團子柴とも云ふ。猶之に胡桃の木で刻んだ稻穂、蝶々と稱する三角形の切餅を吊す。是を靱俵又は挽臼等の上に立て茶の間に飾る。更に此地方の物作りで一風變つた作法は、直徑二尺から三尺もある巻藁を拵へ、其輪の上へ胡桃の木で作つた小さい農具類を並べ之を大黒柱に近く馬物(飼料)を煮る甕の上方へ吊る。それへ猿牛曳の版畫などを貼るのである(小谷口碑集)。

モノヲアラソフシンジ 「物を争ふ神事」 陸中黒石の蘇民曳、越後浦佐の堂押し、備前西大寺の玉せりなどが代表的のものとして、物を争ふて年占とし又は招福とする神事は、各地に亘り相當多く行はれてゐる。茲には餘り世間に知られてゐぬものを抽出した。伊賀阿山郡河合村馬場の祇園會。毎年六月十四日に行

ふ。假宮に神輿二柄を前日に出す。馬場、馬田、河合の三郷から一組、田中、千貝の二郷から一組である。正月十六日の夜に拜殿に於て双方二組に分れ押合する。此勝負に依て各々其年の吉凶を占ふ(日本傳説叢書)。

若狭遠敷郡竹原に天王社あり、牛頭天王を祭る。六月十四日還幸の時七箇の鉾を捧ぐ。其内鎌鉾三箇木を以て造る。神輿竹原に到着の時、上竹原村の農人と下竹原村の漁人入交りて鎌鉾を奪合ふ。傳に漁人之を得れば漁幸ありとし、農人亦之を得れば農幸を得ると云ふ(若狭郡縣志卷四)。

紀州有田郡千田村の千田神社の祭禮には、神輿の正面に懸たる鹽鯛を海に投じ、之を拾へば大漁ありとて遠近より漁夫の舟にて出掛けて争ひ取る(同郡誌)。

大和生駒郡都跡村唐招提寺には、團扇撒きの祭事(元は五月十九日、大正六年頃からは四月三日)がある。同寺中興の祖覺盛大悲菩薩が、夏日參籠誦經の際、蚊群に意を介せず勵んでゐたのを、在俗の居士大姉どもが感じて、蚊除の爲に團扇を作つて贈つたと傳へられ今も其團扇を以て覺盛の大徳を記念し、上人入寂忌日

(五月十九日)を以て中興忌とし、大念佛施餓鬼の後で團扇撒を行ふ、梵字を木版刷にした。小形紙張の團扇に餅を括りつけ、祈禱をこめて堂の上から群衆雜沓の中へ投げる。厄除けになると云ふので群衆は其奪取に努める(民俗藝術三ノ四)。

出雲能義郡比田村東比田道城區に細久利神社があり、其山嶺に彌山神社がある。祭典當日最後に組内から警護十二名、幣追一名其他太鼓、笛、轆十二本、獅子等を以て一隊を組織し、馬場下の下の宮へ神輿の渡御がある。各區より奉納せる花傘鉾を行列中に交へ、神事が終ると直ちに其花傘鉾を倒して、參詣人に拾はせるのである。此花は牛馬の病氣に效驗ありとて、一片でも拾ひ取らうと、血氣の男子が雜沓して競ふ様は偉觀である(嶋根縣口碑傳説集)。

モノライフツソウ 「物言ふ佛像」 石見那賀郡木田村正蓮寺には石地藏の座像があり、御利益が顯著だとて村人が請ふて境外宇堂の前の路邊に移した。其後毎夜之を移した村の人々の窓下で「正蓮寺へ歸らう」と呼ぶ聲が聞えるので、村人も恐れて之を寺に還した。其後盗人が佛像を盗み出したが、又もや毎夜「正蓮寺へ

歸らう」との聲に堪らず、窃に本堂に返して置いたと云ふ(嶋根縣口碑傳説集)。

モフク 「喪服」 安藝の喪服の事大抵世俗と同じ、然るに村野猶古風を存するものがある。喪主及び至親の者概に從ひ行くに、常服の上に白布着し、額に三角の白紙を着ける。古への白衣冠の舊制である。俚俗白布衣を「いろ」と呼ぶ。按るに埃裏抄に親の喪に居る人は、淨衣を着るを色を着ると云ふ。是を製するに尺度を用ゐず、手指にて寸尺を定め端を縫はずと。市井では此古俗を失つた(藝藩通志卷四)。

羽後河邊郡にては葬送の際に、男女共肩に肩衣形、若くは方一尺位の方形なる「えろ」と稱する晒木綿を掛け、男子は別に麻糸にて袴の股立を取り、女子は綿帽子を被り晒木綿の脚絆を着ける。猶女子は、服喪中は一般に娘髪(クサクラ)と云ひ嶋田鬘に似てゐる)に結ひ、其根に白紙を巻くを例とする(同郡誌)。

淡路では、厚き親類は葬送のとき、男は白布を着し女は白布を被ぎ、忌中月代をせぬ。死衣を縫ふに糸の端を結ばぬこと、物差を手渡しするなど他國と同じである。葬送に親族は佩刀の柄を白紙で巻き、青竹の杖を

持ち、藁草履はくが歸路には之を脱ぎ捨てるを習とする(同國風俗答狀)。

モミタネ 「糶種」 出雲美保關の美保神社に種替の神事がある。毎年節分の夜大桶に糶種を盛つて供へ置く。それを附近の農夫代りの糶を持參して某々の種を賜へと請へば、神官受取りて其桶なる糶を取り與へ、其代りの糶も纏て其桶に混入し、然して早稻、晚稻、糯、粳、麥豆とも、隨意に望みのもの生ずると云ふ(同國式社考卷上)。

伊豫伊豫郡吾河郷の愛媛神社は、俚俗田の神と尊び、糶種を奉り一粒萬倍を祈る。又粳の種を奉り糯に換へ給へと誓ひ、之を田に蒔けば必ず糯に化す。是往古からの妙驗である(續伊豫温故録)。

モメンケサ 「木綿袷」 靜岡市に土大夫町と云ふがあり、之は淺間宮の社人大井氏の門人土太夫なる者、古へ(永祿年中より)より富士の登山者に木綿袷製を出す。道者は之を受けて登山するが習である、故に後に町名となる(駿河新風土記)。

モモフネノカミ 「桃船の神」 能登羽咋郡志賀浦村字百浦の百沼比古神社は、百沼比古命、及び外一柱を祀る。

社傳に往昔此神、桃の樹にて造れる船に乗りて此浦に着いたといふ(同郡誌)。按に、海外よりの賓神ではあるまいか。

モヤ [喪屋] 武州秩父の薄村に四阿山と云ふがある。此山は魔所として村民も懼れてゐるが、實は此山は古く親喪あつて服忌の者が別居した喪屋の在つた所である。喪屋を建てるは我國の古俗であるが、偶々此地に残つたのが忘れられ、魔所の怪説となつたのである(秩父志卷四)。

モラヒコ [賈子] 上州伊香保温泉では浴客の二歳兒を伴ふて來ると病者を多く出すとして、旅館主は入浴期間中一時賈子となし、出立の際離縁の體をなしたと云ふ(群馬郡誌)。



モロハノススキ [諸葉の薄] 信州南佐久郡松原湖の七不思議の一つである。それも御射山原に數十年に一度生えると云ふが、普通のより太く莖の同じ所から兩方に葉が出る。正直者には見えるが少しで

も邪心ある者には見えぬといふ(郷土研究三ノ一二)。

モロハジツヤ [諸羽神社] 山城山科の諸羽神社は、天兒屋太玉之兩命を祀つたもので、此二神は皇孫左右の扶翼なるより、斯く諸羽と申し奉つたのである(夏山雜談卷一)。按に、モロハはホロハの轉訛と考へる。母衣波の條參照。

モンジュ [文珠] 上州の利根川は沼田町の南の方で片品川と合流する。俚傳に利根川は文珠菩薩の乳から流れ出し、片品川は肩から流れ出す。故に利根の水を飲む方が片品の水を飲む者より、智慧があると云ふ(郷土研究一ノ四)。



モンシヨウ [紋章] 我國の紋章の起原を説くことは茲に省くが、旗本小出龜之助の家紋は、類の中に二八の文字がある。其起りは同家の先祖が某所の戰で敵の首十六を獲て、其邊の祠の額に積で實檢に供へた。將軍家康功勞を賞し其狀を家紋にせよと云ふたのに因ると(甲子夜話卷二)。

モンライム [門を忌む] 上野邑樂郡高嶋村大字秋妻では、昔玉取姫と云ふが龍宮に玉取りに往き、門の闕に

潰き倒れたとて、今に門を建てた家がない(同郡誌)。出雲兼川郡東村小境では、神職家を除く民家では門を建てぬ習俗がある。昔小境の城主某、戰破れ敵に追はれ、民家に隠れ入らんとしたが、門に遮ぎられ入るを得ず、無念の最後を遂げた爲めで、以後門を新築すると不祥ありとて今日に至るも門を建てぬ(嶋根縣口碑傳説集)。

ヤ

ヤウガウノマツ [影向松] 近州蒲生郡朝日野村の箇神社を、一條朝に此地に遷座の時明神の示現した影向松が今もある(近江名木誌)。播州加古川町内寺家町に

藥玉山常住寺がある。昔大洪水で棟を並べし堂宇靈佛寶物皆流れたが、本尊竝に日光月光十二神が靈木の梢に光明を放ち現れた。今に影向の松と云ふてゐる(沿線誌集成)。

ヤウシ [養子] 越後長岡領では養子は三十年を経なければ、其家の譜代と公書することが出來ず、則ち入人の有様であつた(同國風俗志五)。既載の外來者參照。

ヤウラ [矢占] 大和吉野郡宗檜村陰地では、眞言宗を

信ずる者が多かつたが、丹波六人部生れの乘傳法師の化導により眞宗に變つてしまつた。乘傳は巡錫化導の末、今の阪卷まで來た時、持病で遷化したか、其折「死んだら此矢の落つ所に葬つて貰ひたい」と云つて矢を放つと一里餘り離れた陰地の平雄の境の坂に落ちた。

それで此坂を「矢おろせ坂」と云ひ、今も陰地と平雄の兩區で其墓を祭つてゐる(大和の傳説)。

ヤオチノミヤ [矢落の宮] 伊賀名賀郡依那古村上郡の猪田神社は住吉三神を祭る。社傳に延暦三年に一羽の鷲白羽の矢を叩へて松樹にとまり、やがて矢を今の社地の所に落す、矢に住吉神の銘あり、故に此所に社を建て三神を祭る(同郡郷土資料)。

播州飾西郡青山村の行箭社。神后征韓のとき飾東郡より事始の矢を射らる。其矢の落ちし所に建てし社として斯く云ふ。事始の矢は同郡の三ヶ所に落とどまりて一所は此社、一は三和手柄山、一は辻井、三所とも行箭社といふ(播磨鑑)。

因州八東郡屋堂羅村の大炊宮。此社初め隣邑長沙一宮谷に鎮座せしが、武内宿禰來りて矢を放ち、落ちし所

に移すべしとて此地に遷座すと傳ふ(因幡誌)。
薩州薩摩郡裏之名村の若宮明神は、入來院有重の靈を祀つたものである。社記に有重在世のとき矢を放ち、甲矢の落ちし所に寺を、乙矢の落ちし所に社を建てた本社と慈光寺がそれである(三國名所圖繪卷一一)。
琉球の入幡宮、國王第五代尚泰久が鬼界嶋を討つとき、王躬から城の麓に水鳥ゐるのを見て矢を番ひ、此軍利あらば射留めよとて放ち取つた。其地に建てたのが此宮である(琉球神道記卷五)。

ヤキグリテンセツ 「燒栗傳説」 山城綴喜郡田原村大字南の御栗神社。社記に天武帝吉野に赴く際、郷人燒栗二個を獻す。帝之を射ら土中に埋め、吾願ふ所成らば發芽成木すべしと誓はれた。後に二種の栗ノ木となつたが、其實は恰も焼いたやうである(明治神社志料卷上)。

ヤキゴメ 「燒米」 紀州熊野では、陰曆八月朔日は産土神の初穂祭で燒米を作る。之は未だ熟しきらない乳色の汁を含んだ稻を刈つて、其板ごと大きな釜で炒り、白で搗いて粗穀を除いた青褐色の香りの高いものである(週刊朝日二二ノ二二號)。

ヤキゴメテンセツ 「燒米傳説」 全國に亘り一國に一ヶ所位ある。今は主なるものに限つた。

岩代河沼郡川西村に、壽永年中越後の城主四郎長茂が二十八館を築いたが、此中より米の焼けて炭の如くなりたる物を掘出す。土人傳へ云ふに長茂此地を立退く時館に火を掛け、其時米粟焼失したるを以てなりと(同郡案内)。

上總夷隅郡萬木村の土岐頼春の城趾から焦米が出る。之は天正年中に此城が陥落した日、穀倉が火の爲に焼けたのであつて、今も猶土中から出る。若し瘡を病んだ時、新に井華を汲んで来て其一粒を入れて飲めば、忽ち癒ると云ふ(房總雜記)。

大和信貴山毘沙門堂の麓の畑から燒米が出る。但傳に此處の村民の不信心なのを毘沙門天が怒り、一郷の米を集め來世の掟と燒棄した所といふ。今も掘れば出るので米尾ともいふ(大和名所圖繪卷三)。

美作勝南郡鹽湯郷明見村に、三星山の古城趾がある。今寺屋敷といふ邊から燒米が出る(東作誌)。
阿波國阿波郡秋月村の光勝院の西方に、秋月城趾があり、燒米が出る(同名勝案内)。

日向諸縣郡浦牟田村に性空上人の護摩壇があり、其下に護摩ノ灰が残つてゐる。之を碎くと五穀が出ると云ふ(三國名勝圖繪卷五六)。

ヤキハタ 「燒畑」 伊勢物語に「武藏野を今日はな燒きそ若草の、妻もこもれり我れもこもれり」とあるは、燒畑を作る爲に野を燒くのである。藤原長能集に丹波の片岡で畑焼を見てと端書して「かた山に畑焼くおのこしかやかば、み山櫻はよきてはたやけ」とある。古い耕作法であつて畑の字は此義に由るのである。既載の伐替畑参照。

ヤグ 「夜具」 伊勢の北の邊りから尾張邊の貧民は、家の簀ノ子をかきあげず、土を一尺ほど築あげて其上に藥を敷き、藥の上に表敷とて呉座蕙の疊を敷き住んでゐる。其下敷の藥を福藥といふ。古代の下民の村居は凡て皆かくの如くであつた。今に京都で福藥とて正月に敷くは此名残りである。福藥の上敷を藥藉といひ、其床をツカナシ(東無し)と云ふ(俗語考)。按に、木棉の綿で寢具を作つたのは近世の事で、それも下層民には及ばなかつた。奥州八戸邊り「萬年床」と稱して藥を用ゐてゐたのは、つい近年迄のことである。

ヤクシヤ 「役者」 磐城石城郡飯野村大字北白土、三嶋八幡神社の古文書の一節に「流鏑馬、御役者、白土村八幡宮へ宮籠り」云々とある(同郡誌)。按に、役者とは神職の義か。之に關し喜田貞吉氏の考證が「民族と歴史」に載せてある。

ヤクジン 「厄神」 奈良市水屋神社の籬の内に、厄神が牛を牽く形の石がある。節分には鐵の鎖を社壇にかくるは、此牛を繋ぐ意である(南都名所集卷一)。

ヤグチイヒ 「矢口祝」 筑前五箇山などで、生れて始めて猪鹿を打つた人は、狩人全部を招いで矢口祝をした。其時獲物の一部を山神に供へ、且つ其酒宴の席で必ず「猶數々のますらをの、待つとは知らず小男鹿の、榮華にも榮耀にも、猶この上はあるべし」の小謠をうたつた。筑後の星野村でも最初に獲物を仕留たことを矢口切つたと云ひ、やはり以前は矢口祝をしたと云ふ(山村語彙續篇)。

ヤクドシ 「厄年」 陸奥東津輕郡大野村邊では、正月廿八日に男二十五歳、女十九歳ならば厄年とて正月の迎年と同じ式をする。又二月朔日に厄年の人は、朝から親類や朋友の人々を集め神官を招き祈禱をさせる。男

四十二歳、女三十三歳の大厄の人は殊にそれをする(人類學雜誌第五九號)。陸前遠田郡地方では男二十五歳四十二歳、女十九歳、三十三歳を厄年とし、知己に此年に相當する者があれば、新年中に數十人が一團となつて酒肴を携へ酒宴をする。之を樽入と稱し、祝を受ける常人は此時赤の半襟を男女共かける習ひで、同じく酒肴を饗するのである(同郡誌)。宇治山田市では男二十五歳、四十二歳を大厄とし、其年に當れば二月初午の日、松坂町にある繼松寺の觀音に詣る。此日寺内で杉葉を買つて歸り、之で大厄が過ぎると云ふ(續郷談)。

ヤクニン (役人) 越前南條郡今泉浦、延寶五年正月六日付の文書の一節に左の如くある。

あかり山分取申ニついで定の事

一、以來役人出來仕候ハバ庄兵衛山又四郎山久太郎山之内ヨリ次第ニ渡シ可申候、其後出來仕候ハバ五人組之内閣取ニテ相渡シ可申候云々。

此役人とは一村の費用を分擔し得らるる資格ある者を云ふのである(以上、經濟論叢五ノ四)。

ヤクワンザカ (藥罐坂) 東京市井荻町大字上荻窪本村

に、藥罐坂と云ふ傾斜路があり、雨の降る夜など何時も眞赤に灼熱した藥罐が坂の中途にころがって居ると傳へ、昔交通の開けぬ時は狐狸のいたづらであるやも知れずとて、誰云ふとなく藥罐坂と云ふ(同町誌)。

ヤザンテンセツ (矢挿傳説) 陸前遠田郡沼部村大字小鹽の筥宮權現社。田村鷹將軍が東征の折に、征箭を此地に挿したのが根を生じ藪になつたといふ(封内風土記卷一七)。

常陸茨城郡熊村の八幡社。こゝに源義家が矢を挿し、戦に利あらば葉を生ぜよと云つたのが、今は矢の筥に良い籬を生ず(同國誌卷六)。

上州板鼻宿の原郷八幡宮。源義家同社に祈念し白羽の矢を獻じ、逆徒亡びなば之に根を生ぜよと誓つた。今の白竹がそれである(上野國志卷上)。

備中上房郡豊野村大字稔の岩牟良神社は、一に八幡社とも云ふ。社傳に貞觀年中清和帝此地に臨幸あり、竹原の地に憩ひ羽々矢を地に刺立て、歳の榮えと小笹を添て言祝ぎせしに、此矢と小笹が年と共に茂り後に竹ノ莊と云ひ、八幡神を祀つた(同郡誌)。

ヤシロキラヒノカミ (社嫌の神) 對馬の志多加神山は

素尊が韓國より歸へられ植樹した靈地と傳ふ。近古ここに社を建てたが、一夜で西風の谷に落ち打碎かれてあつた、爾來社を建てぬ(對馬嶋誌)。

ヤセマツリ (八瀬祭) 京都愛宕郡の八瀬祭は、日吉八

王子天滿宮の祭で、式は村長兩三人(これを一和尚二和尚といふ)淨衣で扇を開き歌を唄ひ舞踊して往く。

次に小兒數十人竹の先に五色の紙を付け、風流の人形様の物を付け踊舞といつて之をかざし踊り往く。太鼓鉦の響子が次に往くと、神輿二基渡御郷人は狩裝束で社前馬場で競馬をする。神輿も歸途馬場を三度往還して後還幸する。祭の形式も歌も甚だ古雅な趣がある。

現今は五月九日を祭日とする(日本歳事史)。

ヤタテギ (矢立木) 信州伊那郡高嶋屋風越峰の頂に白山社があり、社邊矢立木を總廻り見通して、上分は社木にて白山寺を始め一切伐採を禁ずる。前山に虚空藏堂があり、地元は白山寺領で矢立木より下虚空藏堂迄の間は、上飯田町のうち丸山分の百姓、鳥居の内籬の内は古くから薪モヤ木刈敷夏草共に自由であつた(信州伊那郡郷村記卷六)。按に、矢立木を地境の目標としたものである。

ヤタテスキ (矢立杉) 矢を樹木に射て適中するか否かで吉凶を占つたもので、全國に亘り夥しくある。茲に二三を擧げる。

盛岡市御弓町の走湯山高水寺(密宗)は、大槻觀音の別當である。此大槻は源義家が下向して東夷征討の吉凶を試みんとて矢を射た木で、近年まで其矢ノ根を見ることが出來た。更に吾妻鏡によると文治五年九月九日に、源頼朝が此槻の下で走湯權現に奉るとて鎗矢三筋を射立てた事が載せてある。此木は元祿十四年に枯死し今のは植つきである(盛岡砂子卷三)。



甲斐北都留郡笹子村の笹子峠の東麓に矢立杉がある。之は源頼朝の富士の巻狩の時、數多の武士が跋涉し、偶々一矢を此杉に射立てた爲め、里人は之を奇現象として矢立の杉と云ふ。此杉は眼通り二丈九尺根廻り四丈である。此地から岳麓の南都留郡河口村に通ずる一帯の地を狩屋野と

云ふ(山林五七二號)。

大和吉野郡下北山村池峰の池神社に亭々と林立する杉の大木があつた。大阪城天守閣建築に就き「矢立の杉」を奉れとの命が下つたが、直徑一丈餘り郡中でも殊に目に立つた、昔から神木として崇めてゐたので里人の間に進で伐らうと云ふ者はない。其時三藏平助と云ふ兄弟が此役を引受け仕事中歸ると伐り屑は一夜の内に元の通りになつて、何度伐つても痕形がなくなつてしまふ。兄弟は考へて出た屑を焼捨て到頭彼の神木を伐倒した。大阪落城の砌矢立の杉の霊が池の邊を七日間廻遊したといふ(大和の傳説)。

紀州高野山地藏堂の南に矢立杉がある。狩場明神の矢を射立てた杉と傳ふ。矢立の地名も此木から起つたのである(同國續風土記卷五四)。

ヤタテマツ 「矢立松」 出雲意宇郡玉造村の八幡社。境内に矢立ノ松がある。古へ此樹頭に鐵があり、八幡大神と銘を彫る。神寶の第一である(雲陽誌卷上)。

ヤタテメウジン 「矢立明神」 陸中下閉伊郡織笠村の鯨山の西麓にあり、其西の谷にある瀧を矢立瀧といふ(同郡誌)。

ヤタテヤマ

「矢立山」 越中の矢立山は俱利伽羅の近くにあり、源平合戦のとき源氏の布陣した所で、平軍の矢數多立つたので此名ありと云ふ。昔は塔ノ橋に到る右手に矢立松があつたが今は無い(礪波山古戰場誌)。

ヤツテテンジン

「八出天神」 美作久米郡八出村の八出天神社。菅公左遷の時此地に到り八日逗留して出發したので斯く稱す(校正作陽誌)。按に、後世の附會で天神必ずしも菅公に限らぬ。

ヤツフサノウメ

「八房梅」 陸中膽澤郡姉妹村の天神社にある。一夢に八實を生ずるので斯くいふ。又座論梅とも云ふ(封内風土記卷一九)。座論梅参照。

ヤドリ

「宿子」 三河の福江町、赤羽根村、伊良湖村等では、宿子制度が江戸時代迄盛に行はれた。之は男子十四五歳になると、村の名望家の許に宿子となり、一日の勞働を終れば其宿に宿泊する。身元引受人は親戚又は知人とする。若し宿子に過ちがあつて、宿主から拒絶される様な事があれば、實家でも勘當するのを常とする。宿子の成長後宿主は迎妻の世話をし、實親は之に異議を云ふ事は出来ない。妻帯後は實家に歸るけれど、宿主と宿子との關係は生涯變らぬ(渥美郡史)。

ヤドリキ 「宿り木」 播磨那波村字那波得乗寺に、宿り木の栗と云ふがある。昔和泉式部が矢野の庄兩内村にて急雨に逢ひ、栗の枝を傘の形の如く引ためて暴雨の難を凌ぎ其徳を「菩提數嶋の道に行きくれて、雨の内にも宿る木の陰」と詠んだ。是より往還の人の口ささみに宿木の栗と呼び傳ふ。今あるは三代目である(沿線誌集成)。

ヤトリゴンゲン 「矢取權現」 伊豫温泉郡御幸村字岩田に、昔源爲朝の弓術を習つた所として、矢取權現といふ小祠がある。傳に神童が爲朝のために矢を取つたといふ(同郡誌)。

ヤトリチソウ 「矢取地藏」 近江愛智郡狩野村の矢取地藏。明應六年に狩野師道が戦に敗れしとき、小法師一人現はれ敵味方の放つ矢を取拾ひ師道に與へたので後に勝利となつた。歸城して持佛の地藏尊を拜すと、足に泥がつき背に矢が立つてゐた(淡海温故録卷二)。按に、是と同系の傳説は各地にあるが他は省略した。

ヤトリフドウ 「矢取不動」 磐城白河櫻町在五日市場に味方不動がある。本尊は不動明王で丈一尺八寸の木佛座像 弘法大師の作である。古城主結城義親の守本尊

で、天正七年五月十七日關山の原で水戸の佐竹義重と合戦した時 白河勢は半町程敗退した。此處を引目が橋と云ふ。其時白河口から十四五歳の二童子が顯れ、佐竹勢の内へ突入して矢を取つたので、敵は之を千人餘の強兵と見て戦はずに遁走した。後二童子は義親に、我は是館合(地名)不動の隨神の矜羯羅、制陀迦の二童子なり猶行末を守らんと告げて飛び去つたと云ふ、因て以後味方不動と尊稱する(白河案内)。

ヤナギカツラ 「柳髪」 往昔は三月三日に婦女子が柳を弄ぶ事あり、之を柳かつらと稱す。古歌に二條院讀伎「百敷やおほみや人の玉かつら、かけてぞなびく青柳の絲」とある(奇態流行史)。

ヤナギソクシン

「柳俗信」 甲州葦崎町では正月十四日に、オヤマカサ(御山笠か)とて竹を細く長く割り、之に柳ノ葉を挿し枝の如くせしものを柳と稱して道祖神の祭に立てる。祭が終ると其枝を戸々に分つ。之を受けた家では輪にして屋上に投げあげる(人類學雜誌 二二五號)。

ヤナギントバ

「柳卒都婆」 陸中東磐井郡地方では、亡者の三十三年忌は弔ひ揚げと云つて、親族からも贈遺

が特別であつて大吊祭をなし、柳の卒塔婆を建てるのを例とする(同郡誌)。

ヤナギノムチ [柳の鞭] 武蔵府中の大國魂神社。五月三日夜の流鏝馬式に、同日早且に神人高橋氏より柳ノ枝の鞭十二本と、草鞋二足を同じ神人中村氏へ贈る古例がある(官國幣社特殊神事調卷一)。

ヤナギハシ [柳箸] 上總夷隅郡の農村では葬儀の翌日喪主前日残した四箇の餅を携へて墓参し、其中一箇を窃に持歸り、柳の箸で切り鹽をつけ遺族だけで之を食ふ(同郡誌)。駿州志太郡では二月節分の夜は柳の枝で造つた箸で晚餐を喰ふ習俗がある(同郡誌)。丹後與謝郡石川村では二月朔日は事初め、柳箸十二人前を製して神前に供へ、午後から事擲げを行ふ(同村志)。官幣大社宗像神社。古式祭十二月十五日執行。御飯は炊きたるものを大土器に盛り、一尺二寸の柳ノ箸を供へる(官國幣社特殊神事調四)。

ヤナギハシノボク [柳は神木] 梅松論の足利尊氏元弘三年四月二十七日、丹波篠村八幡宮旗擧の條に「柳ノ大木ノ梢ニ御旗ヲ立テラレタリキ、是ハ春ノ陽ノ精ハ東ヨリキザシ始ム、隨テ柳ハ卯ノ木ナリ東ヲ司テ玉ト



立並び箭を三手射る。的は五尺三寸である。同村で執行人四人を定め、隔番にして前年の正月から獸肉不淨を禁じ、親戚に死穢がある時は其人を除く。四人共觸穢がある時は其祭禮を停める。是を大黨といふ。又射人は一七日潔齋して廳に臥して慎む。的を掌る者も同様で的の黨といふ。矢數多く中る時は九殺の豐饒であると占ふ(勢陽五鈴遺響)。

ヤホロゴンゲン [八母衣權現] 肥後山鹿郡寺嶋村八母衣權現社。田の中にあり榎を標とする。俚傳に天正十五年中城村合戦の際に、八母衣武者八人討死したのを埋めたので斯く云ふと(同國志卷一一)。按に、ヤホロはホロハの轉訛であらう。其條參照。
ヤマアガリ [山あがり] 備中都窪郡の村々では、以前は極度の貧困に陥つた一家は、其地面を村方へ差出し

ス、武將モ又卯ノ方ヨリ進發セシメ給フ」とある。

ヤナギムカヘ [柳迎] 信濃南安曇郡梓村及び倭村地方では、正月十三日に柳迎へと唱へて、子供は田の畔又は小川の岸から柳の枝を伐り取つて来て、十四日には其尖頭を鋏刀で少し削り、之に團子で作つた農具一切の形と野菜及び藪の形をしたものを挿し、其最も大きいものは室内の來客に見易い高所から吊り下げて置く(と云ふ(風俗畫報二八一號))。按に、他地方の物作り又は餅花と同じ習俗である。

ヤハズシヤ [矢管社] 越前足羽郡加茂河原村の矢管社。繼體帝潜龍のとき水徳の神を祀り、三大河を定むる折に、役丁渴に苦みしを弓管を以て岩を撞くと冷水が流れた。それで此社を建てた(同國名蹟考卷五)。

ヤハナチシヤ [矢放社] 越前吉田郡河合村鷲塚の矢放神社。昔此邊の大槻に鷲が栖み旅人を害す。神怒つて矢を放ち之を殺し、樹の下に埋めた。鷲塚の地名も矢放の社名も是に起る(同郡誌)。

ヤブサメ [流鏝馬] 伊勢一志郡大郎生村密獄山金峯寺(密宗)にある十六社は、毎年正、三、十二月の十日を祭日とする。正月には流鏝馬を執行し、鳥居前に二人

自分は野山に入つて小屋を掛け、木の枝を伐つて薪に賣り且つ山中を耕作して活路を立てた。是を山あがりと云ひ、其山を貧者はぐくみ山と呼んで居た。後是由つて却つて産を起し、再び村に出て来る者もあつたが、一旦この救助を受けた者は村の交際に於て對等であり得なかつた。斯ういふ制度は難遊町等の名を以て、平地の邑落に稀に残つて居るのみであつたが、山地では殊に其効果が多かつたことと思ふ。肥前の小値賀嶋の字嶋といふ屬嶋では、今でも入札を以て或一二戸の窮民に此嶋を作らせる。交際が無いので辛抱して早く恢復し易い。沖繩のヤドリ制度も山にあがる者は士分だけであつたが、目的と効果とは是によく似てゐた(山村語彙續篇)。

ヤマアソビ [山遊] 磐城石川郡地方では、三月初めの酉ノ日に酒肴を携へ近邊の山に登りて遊ぶ(同郡誌)。
ヤマイリ [山人] 常陸眞壁郡大寶村では、正月六日の未明に起き、餅と幣を携へ山に入り木に供へ、惠方の木を伐つて来て焚火とし、茶を煮て歳徳神に供へる(日本及日本人増刊の自然と人生)。
ヤマウバ [山姥] 信濃水内郡の越後境に山姥嶽と云ふ

のがある。又仁科の『あげろう』と云ふ所にも山姥が住んだと傳へられてゐる。或人の談に昔攝津國に彌三郎と云ふ賤しい者が住んで居り、其母が信州のあげろうの山に来て住んだのであると云ふ(信府統記卷一七)。越後西頸城郡上路村にある上路山には、往古百魔山と云ふ者が住み山谷を上下し間々村里へ出て人を誑した、坂田金時は此山中で出生したものと云ふ(温故の栞第一篇)。



ヤマウバメシタキイシ (山姥飯炊石) 安藝嚴嶋町の元の山路 道祖神の邊に山姥飯炊石がある(藝藩通志卷一六)。

ヤマオトコ (山男) 土佐吾川郡生賀瀬に赤頭と云ふ者がある。山男の種類である。頭髮の赤いので此名があるが、人には害をせぬ(土州淵岳志卷六)。按に、山男と山女の資料は多く存するが他は略した。
ヤマクチマツリ (山口祭) 伊勢飯南郡松尾村大字丹生寺の燈籠ヶ谷にある山口明神は、土俗に祖明神と云ふ。

此祭神は諸册二尊で、祭日の四月三十日には早晨に參詣する。六十六膳に大海魚一つづつ飯は赤飯を用ゐる。倫菜には七魚を集め御酒幣帛を獻じ、大庭には松六十六把を積んで焚き神樂を奏する(勢陽五鈴遺響)。
ヤマシメ (山注連) 薩摩の長嶋では、山の神の依坐は樹であつて、之をコクラ木といふ。其木には左廻りの注連繩を掛け繞らし、之を山注連と呼んでゐる。今年七周り巻けば來年は五まはり、七と五とを交互にしてゐる。山注連は舊十一月丑の日の山祭の日に取替へる。隣の伊唐嶋でも注連は左廻りで、それを山神の傍へ来て廻らした。此繩には二尾の魚を掛ける。それをも掛の魚と云つてゐる(山村語彙續篇)。

ヤマドリ (山鳥) 羽後平鹿郡の保呂波山は、或る説によると大友遠藤が山路に迷つた時、山鳥の羽が多く有つた處に社を建立して保呂波山と名付けたと云ひ、此山の使者は山鳥である。廣大な靈地で一の鳥居二玉門から本社まで二十里(六丁一里か)を隔て、其間に十餘郷がある。昔は兩別當の領地であつたといふ(雪之出羽路)。
ヤマニイラヌヒ (山に入らぬ日) 佐渡では、毎年二月

十日には空中に神戦があり石鏃が降る、それ故に此日は山に入らぬ。十一日朝から之を拾ふ(佐渡志卷下)。
ヤマノカミトヲコセ (山神と虎魚) 山神が虎魚を好むとは、殆ど全國の獵師樵夫の間に行はれた俗信である。尾張常滑町及び附近にも此事が行はれ、昔は同地から信州へ虎魚を乾物にして送つた。勿論それは山神の供物であつた。同地方では産婦の乳不足には虎魚を食ふとよいと云ひ、鱧を山ノ神と云ふ所より、山神にも供ふるに至つたのではないかと云ふてゐる(郷土研究一ノ一一)。
ヤマノカミハタノカミ (山神は田神) 伊水温故によると、秋の農耕が過ぎると大山祇神は山に入られる。山に住まはれるので山の神と申し崇める。正月七日に黎民達が鎌曳と云ふ神事をなし、山の神の靈樹に繩をつけ頌文を唱へて是を曳く、之は山から田の面へ勸請の意味である。そして正月七日から秋迄を、山の神は田の神となられて田畑を守られるのである。人々は之を田の神と崇め田の神と山の神は一體であると信じてゐる(日本傳説叢書)。
ヤマノカミハツンボ (山の神は壘) 名古屋市西脇町の

山神社。田虫の治癒に驗あるとて祈願し、治すれば虎魚の繪馬(又は眞物)を獻じる。此山ノ神は壘なりとて詣者は社扉を叩いて祈る(郷土研究一ノ一一)。
ヤマノカミババ (山の神婆々) 美濃武儀郡などは、二月と十一月の七日が山の講の日で、その前晩の六日が山神祭であるが、殊に十一月の六日は山に入ることを忌んでゐる。其理由は此日山に行くとも山の神婆に逢ふことがある。逢へば必ず我に逢つたといふことを人に語るなど言ひ、其命に背いて人に語ると死ぬからといふ。さういふ不思議に逢つて話さずに居ることは、昔の人には出来ぬことであつた。村によつては此日山に行くとも白狐を見ろといひ、此日白狐を見れば凶事があるともいふさうだが、それは山神を婆の姿に想像することが出来なくなつてからの話であらう。山姥の山神であつたことは、其傳説の特徴からも推測し得られる(山村語彙續篇)。
ヤマヒオクリ (病送) 陸前黒川郡地方には、六月九日に『病送りよ』と稱する行事がある。之は團子を作つて薬に包み、紙に、四百四病送りよ、疫病送りよ、流行病送りよ、と書き、竿頭に付けて近傍の河沼

に投入するのである（人類學雜誌一二三號）。

ヤマヒダ（病田）昔桶引八幡宮を守る小笠原普門院の妾腹の子が、陸奥國六戸村鶴喰に住んでゐたが、父を恨んで謀反を企てゝゐると聞き、普門院は怒つて事の眞否もたづねず、家來に命じ鶴喰の北方村はづれの田圃で之を殺してしまつた。後に無根の噂と判り後悔し懇に申つたが、其田は今も持主に祟りをすると云ふ（上北郡傳説集）。

駿河富士郡吉永村大字比奈の學校から下の方に、一町六反程の御菊田と云ふがある。土人の傳説によると昔此田の持主が強慾で田植女を酷使し、一日で此處の田植をせよと命じた。其田植女は苦しさを忍んでしたが、其爲に遂に死んでしまつた。後此ノ田を作ると不幸災害が續き、持主も人に渡してしまつた。其の女の菊と云ふ名によつてお菊田と稱し、作る者は恐れてゐた。同郡加嶋村にも病田があり、同郡岩松村大字松岡邊には死人田が、同郡傳法村には忌田があつて人々が嫌ふと云ふ（吉居雜話）。

出雲仁多郡三澤村大字三澤字三津田の内に、神田と云ふ所がある。古來汚穢の肥料を施さず婦人の近づくを

禁ず。此田を作る者は家運が衰退するか病人になるとて耕作する者がなく、現今が荒蕪地となつた（嶋根縣口碑傳説集）。

ヤマミ（山見）陸中和賀郡の農村では、四月朔日に小高き丘上に登り、親近相會して小宴を張り長壽を祈る。之を山見といふ（同郡誌）。

ヤマヲシナ（山女）信濃東筑摩郡錦部村保福寺峠の姥ヶ懐に、米洗ひ水とて流水がある。之は保福寺の庫裡を宰つてゐた山女が米を洗つた所だと云ふ（信府統記卷二二）。

ヤミマツリ（闇祭）武州府中の大國魂社、山城宇治の縣社・攝州西宮の惠比須社等を著名なるものとして、闇祭（クラヤミ祭ともいふ）は各地は弘く行はれてゐる。此祭の起原が神の正體を見せぬ爲に工夫されたことは言ふ迄もなく、此祭が概して居籠り祭を伴ふのも又それが爲である。既載の居籠り祭参照。

甲州山梨郡牛久保村の通神社。例年霜月中の酉ノ日を通ひ祭と稱し、夜半に一宮淺間社へ潜幸する。神主一人だけ供奉し八ヶ村を通過するが、通路は必ずしも街道に由らず田畔夾巷（古道なりと云ふ）を経て、闇中に

く閉ぢて燈火の屋外に漏れるを防ぎ謹慎を續ける（同上二八一號）。

ユ

ユウガホライム（夕顔を忌む）信州下伊那郡且開村の新野の某家では夕顔を作らない。作ると赤い花が咲く、それは祖先の罪の報いだと云はれてゐる（傳説ノ下伊那）。

ユウチヨイシ（遊女石）岩代若松城の遊女石は、大鼓門の側の石垣中の一つで石面一丈餘ある。文祿年中城廓修理の時、處々から大石を運んだが、此石の運送には苦しんだので、役夫を慰める爲め多くの遊女を此石の上に登らせて色々の俳優をさせた。それで遊女石と云ふのである（新編會津風土記卷一一）。

ユウチヨトシンジ（遊女と神事）古代の遊女を現代の賣女と同視することは不當である。さればにや遊女が直接間接神事に關係する例は頗る古く又頗る多い。茲には二三を抽出する。江家次第（第一五）に『八十嶋祭、大嘗會次年行之云々。禊了以祭物投海、次歸京、

神事を行ひ未明に還幸する。此夜は擧村火を禁じ炊事をせず、通路の諸村門戸を閉ぢ往來をとゞむ（甲斐國志卷五七）。

信州佐久郡田野口村の新海三社明神は、一郡の惣社として崇敬さる。正月十五日は御符祭、其宵宮である十四日夜の丑ノ刻、一ノ祝と稱する禰宜が覆面して新しい器物を持ち、宮より三四町奥にある井戸に往きて水を汲み器に收め、別當の神宮寺に歸る。此水汲に行合へば立ち所に死ぬとて、一村門戸を締め夜廻りまでも停止する（千曲之眞砂附録）。

丹波の大江山に近い五箇村では、毎年四月十九日に大江山祭を行ふ。祭神は酒吞童子と云ふ。此日には十歳以下の子供及び老翁女子は他村へ預けて嚴重に門戸を閉ぢ高聲をも慎む。天慶五年の此夜に源頼光が童子を退治した記念と傳ふ（風俗畫報二六七號）。

長門豊浦郡長府村の忌宮神社では、例年十二月七日夕刻より十五日朔方まで一週間、御齋祭とて境内の四方に注連を張り衆庶の參拜を許さず、神官は社殿に參籠し日夜神事を勤める。村内は一般に作業を止め歌舞音曲を停む。婦女子の機織裁縫を禁じ、全村とも戸を固



住吉社の遊女御田植

於江口遊女参入、纏頭例祿如恒」とある。播州室津の遊女は、賀茂神が高天原より天降の際に、具して来たと言ふほど由縁も深く、小阜月の祭儀には遊女は錦の袴に紫の帽子を頂き、二人づつ並びて歌を誦ひ太鼓を鳴らして練り歩いたものである(明治神社志料卷上)。下ノ關赤間神社の祭禮に、遊女が供奉し、長崎市の諏訪神社でも、十月九日の大祭に遊女が社參歌舞したものである(官國幣社特殊神事調一)。猶詳細は拙著「賣笑三千年史」及び「日本巫女史」に記載した。

ユカケマツリ 「湯かけ祭」 上州長野原町の河原湯では毎年正月十二日早曉に各浴場へ老若男女が集り、此外に湯治客まで加り全裸躰となり、手桶やバケツを携へ振鈴を合圖に湯の浴せくらをして敵味方とも大騒ぎをする。やがて休戦の振鈴で止めるが、例年花嫁や女性が目標となる(週刊朝日、二三ノ二九)。

ユキアヒバシ 「行合橋」 大阪市住吉の行合橋は、今は所在も明かでないが、俚俗には住吉街道新家の北にあ

る橋ともいふ(住吉名勝記)。按に、古く橋占が行はれたので、此名のあるものと考へる。

ユキアヒマツリ 「行合祭」 豊前築上郡黒土村大字鬼木にある貴船社を一名行合宮とも云ふ。俚傳に景行天皇が土蜘蛛を御征伐遊ばされた時、此處で土蜘蛛に行き逢つたとのことである。猶同社には行合祭がある(同郡志第一篇)。

ユキニフダウ 「雪人道」 飛騨の高山町の雪人道と云ふのは、目が一つ足一本で、雪の降る夜の明け方に出ることである。紀州伊都郡のユキンボも雪の夜に飛び歩くが一本足である(郷土研究四ノ一二)。

ユキノツモラヌトコ 「雪の積らぬ處」 越後中頸城郡山寺村の賀風岳は、昔は三千坊の大伽藍であつたが、今は退轉して僅に薬師堂一字を残すのみである。然るに此堂の附近に酒呑童子の住みし舊跡とて、九尺四方は雪が積らぬ(温故ノ栞一)。

ユキヨウボトケ 「遊行佛」 飛騨吉城郡國府村の安國禪寺の開山の瑞嚴光禪師は、没後にも山下の村里を遊行し歩くと云ふ。或時あまりに犬が吠えたので杖で打つて折れたものを座像が持つてゐる。是から後此村では

犬が育たぬ(飛州志卷五)。

ユグノジリキ 「湯具の咒力」 常陸龍ヶ崎町地方では、金の光り物が飛ぶ時、女が「金銀の延金を撃ぎとめたる下まへの裾」と三度云つて、裾(湯具)を三度かぶせる眞似をすれば、其處に光り物が落ちそれを拾ひ取ると長者になると云ふ(人類學會雜誌第一〇九號)。

能登羽咋郡では、釜の鳴る時は湯具で蔽へば止むといふ(石川縣の研究三編)。猶此外に近火の折に湯具で火先きを遮る事は、現に各地に行はれてゐる。

ユナヘ 「湯苗」 豊後速見郡由布村は高地であるが、池の中へ湯の湧く所があつて、此湯を利用して春の苗代の促生をするのが昔からの慣例である。土地では之を湯苗と云つてゐる(郷土研究一ノ六)。

ユハスノシミツ 「弓管清水」 羽前赤湯町にある白旗八幡宮は、源義家が東征の時白旗を神體として祭つたのである。又其社前に弓筒の清水があるが、之は義家が家來の濁するのを見て、弓筒で土を穿ち清水を得たのだといふ(米澤里人談)。越中東礪波郡般若野村に弓清水がある。之は壽永年中源義仲が此地に来て、弓筒で地を穿つたらば、忽ち清水が出たので此名がある(越

中名勝案内)。豊後南海部郡大入嶋村日向泊の海岸に神代からの神井がある。満潮時には汐に浸される事もあるが鹽分を含まぬ。俚傳に昔神武帝東征の際、御船を此嶋に寄せられ、將士の勞をねぎらはれ、嶋中に水の無い爲に、御自ら御弓の弭にて小巖の下を突き給ふ時、清水が湧き出で將士の渴を醫したといふ(豊後傳説集)。

ユヒタウエ 「結田植」 土佐の農村では田植は一時に多くの人手を要するので、古くからユヒ(又はイヒと云ふ)と稱して近隣の者が集り、相互ひに手助けする習慣がある(土佐史談二〇號)。既載の田植参照。

ユヒノウ 「結納」 橘守部の説に古事記卷上に須勢理媛命の御歌の次に「如此歌即爲宇岐由比」云々とある。宇岐由比は葦結にて、女神男神の互に御蓋をさし交して今より長へに心變はらじと、結固め給ふ也云々。世俗に所謂納采の由比是也。結納と書く字も結納なるを後に音訓混じて拙く訓みつけ来たりし也」とある(俗語考)。按に、古代にあつては結納に琴又は玉を贈つた例がある。東大寺獻物帳に聖武帝の御納采の箱書が見えてゐる。後世になつては身分により一定せぬが、

庶民級にあつては帯代として金圓を贈ることになつて
みた。併し是とも地方により種々特殊のものがあつ
た。伊豆神津嶋では結納として男から、鉢巻に精緻な
刺繡をしたものを贈る(サンデー毎日。四ノ四三)。甲
州の昔は結納は草履、鼻紙、足袋、雪駄等であつた(裏
見寒話巻八)。詳細は拙著「日本婚姻史」に記述した。
猶寶買婚の條参照。

ユミカケマツ (弓掛松) 尾張海部郡七寶村大字下田に
弓掛松がある。之は昔源義經が此處から弓を射て通矢
を試みてゐたのに、同郡神守村大字百町で落ちたと傳
へてゐる(尾張志)。

ユミキタウ (弓祈禱) 紀州伊都郡見好村御所に、八幡
宮の日出ノ的の神事が、毎年舊正月十六日に行はれる。
早朝に牛頭の皮で造つた的を、東方にある二本の植樹
の枝に掛け、十間ほど隔て西方から之を三矢射る式で
ある。的用の牛の皮と此式に穿く履物とは、近村のエ
タから納めるのが古例である。弓射の神事に與る者は
村民二戸づつ年々輪番で勤める(郷土研究三ノ三)。按
に、弓祈禱は各地の神社に行はれ、讃岐では百手と云
つてゐる。東京附近では房總地方に多く歩射祭と云つ

てゐる。

ユミヤノタタリ (弓矢の祟) 淡路由良町の西御石崎は
近年海上が物騒しく、舟は難航な時さへあり破損する
事が多い。此次第は先年阿波の屋形細川殿が弓箭を調
へようと大館主膳正有光を堺市に遣はしたが、有光は
歸途此海上で海賊に襲はれ、從士は殆ど討死したので、
其怨靈によつて海上が騒がしくなつた上に、更に近年
三好實休の臣桑村隼人亮を武器調達の爲に堺市に遣は
したが、之も亦歸途海賊の爲に討死したが爲であると
云ふ(淡路常磐卷二)。

ユメヲカフ (夢を買ふ) 徳川家康が濱松在城の頃、家
來天野三平の下女が正月の初夢に、富士山の頂で笠を
被り糞を着て、粥を食つた夢を見たのを三平が貰ひう
け、我夢として家康に語ると家康悦び、知行五十石で
三平より買求め「富士の山にてかひ(甲斐)を食ひけ
り」と云ふ句を脇として、濱松教興寺住職其阿を召し
百韻の連歌満尾した。家康は其年に岐阜を攻め甲州も
手に入れた(半日閑話巻五)。按に、北條政子が妹時
子の夢を買つたと云ふ話と共に、好事家の作爲ではな
からうか。

ユメコトバ

(夢詞)



ユメコトバ (夢詞) 夢に「富士三鷹三茄子」と云ふ
起りは、將軍家康が駿府に在り
し時 初茄子の値が高かつたの
で、其事を云はんとて、一に高
きは富士山、二は愛鷹山、三は
初茄子なりと仰せありしを、今
では目出度ことに心得て、畫に
まで描くやうになつたのである(甲子夜話巻五)。按
に、異説多く且つ悉く附會で信じられぬが、一説だけ
を載せるとした。

ユメシラセ (夢知らせ) 出雲の美保神社の一年神主の
判定は、毎年九十の兩月のうち、美保住居の男子十二
三歳より老年の者迄祭神からの夢知らせがある。白髪
の老人の來て告げる事もあり、淨衣烏帽子着たる人の
夢の告げもあるが、必ず正神主と一年神主となるべき
者と同じ夢を三度見る事になつてゐる(神名帳考證
上代附考)。伯耆西伯郡大山村大字赤松では四年目に
荒神講を催すが(聖祈の條参照)、此講宿は抽籤で定め
るも、其前に必ず家人が蛇の家に入る夢を見る者に當
ると云つてゐる(民族と歴史四ノ二)。

ユヤ

(湯屋)

ユヤ (湯屋) 京都では湯屋で湯の沸いたことを知らせ
るのに、昔は貝を吹たものと見え、古句に「湯屋の貝
遠音は風の寒かな」とある。聖護院山王町には湯の沸
いた標に表に陣笠を出した家がある(京都民俗志)。

ユリワカデンセツ

(百合者傳説)

ユリワカデンセツ (百合者傳説) 古來難解を極めた傳
説で、(一)海外輸入説、(二)内地發生説とあり、今に
定説を聞かぬのである。傳説の梗概は著聞してゐるの
で略すが、之に關する私見は「百合者傳説異考」(日本
民俗學論考所收)で記述した。

ユルギイシ

(揺ぎ石)

ユルギイシ (揺ぎ石) 備後芦品郡宜山村大橋に大石が
二つある。イザリ観音といふ。二石の間六尺許りある。
俗説に此石が双方からイザリ寄り、突合ふときは世界
が改るといふ(福山志料卷一六)。

ヨ

ヨウスキケン

(用水權)

ヨウスキケン (用水權) 羽前最上郡の京塚、石名坂、
京塚本の三ヶ村のうち八十三ヶ所の水口は、渠普請な
しに優先して引水する約束で、近江川原渠の開通を承
認したと傳ふ(豊里村誌)。

ヨコマクラ 「横枕」 此地名は諸方にある。是は成功開墾地の地割をするに當り、地形の都合上幹線と併行して割ることの出来ぬ部分、即ち他の大部分の田地の上端に横に長い形の地面の出来たのを云ふのであらう。田地の大割は山や林の陰を考へ、大體どの田にも日受のよいやうに繩を引くから、横枕は多くは日射の十分でない、若干不利益な地面に相違ない(郷土研究一ノ一〇)。

ヨシサダノクビツカ 「義貞の首塚」 相模足柄下郡網一色村の新田神社は、延元二年に新田義貞が越前で討死の後、其臣船田入道が首級を捧持し埋めた處と傳ふ。入道名を久保明翁と改め此地に隠栖した。それ故に今も立願する者は、久保明翁の子孫といへば成就するといふ(新編相模風土記稿卷三三)。



ヨタカ 「夜鷹」 江戸で賤娼を斯く稱した。四谷鮫ヶ橋の入に此者の居る家があり、夕方には二十人ほど芝愛宕下邊へ出るとて連立で通行した。それを町の子供が見ると「夜鷹の××から

火事が出た、水××もて来いそら消えた」と口々に叫んでからかつた(郷土研究三ノ七)。按に、暮末の事と思はれる。夜鷹といへば本所吉田町ばかりと思つてゐたに、山ノ手にも親方があつたものと見える。

ヨツツジ 「四ツ辻」 若狭三方郡西田村では瘡を病む人は、新調の草履を履き道の四ツ辻に脱ぎ捨て、後を見ずに歸れば全快すると云ふ(同郡誌)。按に、辻に關する俗信は多い。辻祭、辻占などは殊に著名である。是は大昔に非業の死を遂げた者、又は謀反を企てた者などの屍體を辻に埋め、往來の人々に踏ませて、悪靈の發散を防遏したことに起原するのである。

ヨナキガミ 「夜泣神」 大阪市東區玉造町東雲町一丁目に夜泣の神様と呼ぶ古祠がある。子供の夜泣に此井水が效驗あると云ふので未だに賽する者が斷えない。然るに此祭神は昔豐臣氏の淀君が秀頼の胞衣を埋めた跡で、武運長久を祈る爲め男山八幡を勸請して建てた祠と判つた。後に胞衣の神様として傍の井水は安産の厭勝に用ゐられ、それが何時の程か大阪訛でヨナキ神様になり、其下にキが付いてヨナキ神様になつたのである(關西日報大正七、八、一九)。

ヨナキバシ 「夜泣橋」 伊豆堂ヶ嶋藥師堂前の谷川に架かる小橋を搖ぎ橋と云ふ。此橋は大昔崇神帝御通行あらせられた時、白旗を地中に挿されたのが遂に大木となり、伐つて此橋に架けたといふ。伊豆三名所の一で若し不淨の者が渡れば橋が揺いだので搖ぎ橋といふ。此橋の木を削り小片として火を付けて見せると、子供の夜泣きが止むといひ、又大人の瘡をも治すと傳ふ(伊豆傳説集)。

ヨバヒ 「夜這」 先年、南方熊楠翁が紀州田邊町附近の夜這の事實に就き、記述されたうちに「去年鮎川村にて夜這禁制の爲め、壯丁夜出に必ず提灯を點じ行かしまるる法を設け、色々と六つかしき制規を定めたり。誠に都會の人が聞かば笑ふべきの甚しき也。併しそは笑ふ者の過にて、實は今日も地方に夜這と云ふ事の一夜も行はれぬ所なく、之を郷土存立の大要件として村方に行はれ居る也云々。此夜這の規條不成文法の如きも實は大に研究を要する事にて、何とか今の内に書き置きたき事なり云々。田舎にては媒酌はほんの式だけのもの、夜這に通ふ内の通はせ文、約束の條々等が婚姻の最要件であるなり。熊野には十年ばかり前まで、松

葉と小礫とを餓つてマツニコイシなど表示し、又其媒に由り生れし少女を小石と名くる等の風、小生目撃せり」とある(郷土研究二ノ六)。斯うした習俗は殆ど全國の村落を通じて、近年まで行はれてゐたのである。羽後の男鹿半嶋の農村では、夜這に歩く時期は春四月頃から秋十月頃迄で、其後は雪の爲め寒いので自然と止むとある。夜這人が家に入る時は、先づ着物を持つ者が一人、下駄と轆鼻禪を持つ者が一人、少くとも二人は外に居るが、此轆鼻禪持といふのは夜這の見習生である(寒風山麓農民手記)。併し斯うした習俗が、年を遂ふて混びつゝあるのは言ふ迄もない。

ヨホロノミヤ 「弱宮」 京郊賀茂神社の末社に、弱神社があり、祭神は藤原實方と傳ふ(神祇拾遺)。按に、弱は不具者の意で、賀茂のは盲人に關係あるものと考へる。詳細は拙著「日本盲人史」に記載した。猶阿波の地誌を讀むと各郡を通じて弱宮が夥しきまで祭られてゐる。同國に限り此宮の多いのは何故か、詳しく知りたいものである。

ヨミノツウロ 「黄泉の通路」 薩州薩摩郡瀬々浦に瑤靈洞と云ふがあり、深さ二間廣さ二間餘方ある。土俗相

傳へて黄泉國への通路といふ。七月盂蘭盆會の前後には洞口の邊りは花左右へ靡き伏して、恰も踏分けたやうである。之を靈魂の來往せる跡なりといふ(地理纂考卷七)。

ヨメツカ〔嫁塚〕常陸筑波山麓神郡の庄屋の娘おまんは、隣村大形村の治兵衛の許に嫁入したが、姑に虐待されて緋縮緬のしごきで縊死を遂げた。おまん塚といふのは其墓で、此塚に生えた菜を食ふとよく乳が出る。とて今も遠くから摘みに來る。此同地方で娘に緋縮緬のしごきを忌むのは之が爲である(郷土研究一ノ五)。
ヨメヌスミ〔嫁盗〕掠奪婚であつて我國には古くから弘く行はれてゐるが、九州四國に多く關東東北に少い。是には、(一)全然相手方の承認を經ず、突然盗み去るものと、(二)婚約當事者は相談を遂げ、父兄だけに知らさぬものと、(三)父兄も當事者も諒解の上で行ふものとの三種ある。第一が嫁盗みの古俗であることは云ふ迄もなく、第二は双方が相續人などの場合に行はれ第三は婚禮の費用を節約する爲に工夫されたものである。委曲を茲に盡すことが出來ぬので、拙著「日本婚姻史」を参照されたい。掠奪婚参照。

ヨメノマツルカミ



〔嫁の祭る神〕 攝津豐能郡宮内村の長興寺部落に住吉神社がある。早天に雨乞する時は、其年に來た嫁の役として鍋を頭に戴き、此神に祈つたものであるが今は泯びた(攝津落穂集卷四)。按に、諸國にある鍋被祭の一種である。

ヨモギモチ〔蓬餅〕 攝津有馬郡小野村大字母子にある永澤寺は、通幻和尚の開基である。母懷胎の時死んで土中で生んだ子であると云ふ。故老の俗傳に三月三日に蓬餅をつくる年中行事は、是によつて始つたと云ふ。此處では今尙母子草で餅を作るのを歳事としてゐる(攝津群談卷二)。
ヨリガミ〔寄神〕 對馬上縣郡峯村大字青海に寄神神社がある。津嶋記事によると應安年中の六月一日青見國廣が神夢によつて海邊に行くと、二つの黄色い石があり、神ならば靈威を示せと云ふと、石は飛んで國廣の扇の上に昇つたので、社を建て祀つたものが之である

と云ふ(對馬嶋誌)。

ヨリキタフ〔憑祈禱〕 巫覡の徒は憑り神を持ち、彼等は此神の靈示で祈禱をシト占すると云ふてゐる。そして彼等は其者だけの憑神を有してゐた。古歌に『よしましは今ぞより來る長濱の、葦毛の駒に手綱ゆりかけ』とあるは其一例である。憑祈禱に就ては、拙著「日本巫女史」に詳記した。



ヨリトモ〔頼朝〕 伊豆の三嶋神社を源頼朝が篤く崇敬し、毎年四度の祭禮に參詣せんと誓つたが、公務の爲に果さず、故に同國安久村の百姓七名を擇み、大祭のとき代參を勤めさせ、許すに頼朝の名と征夷將軍の衣冠裝束を以てした。今は此の者を冒讀してライテウと呼んでゐる(増訂豆州志稿卷捌上)。按に、附會無稽の説である。ヨリトモは尸(ヨリマシ)の轉訛である。讃岐の金毘羅社の祭禮には、ヨリトモの乳母と云ふが供奉し、豊橋市の天王祭にはヨリトモの弟の範頼と云ふが出るが、是等と同じ土俗の歪曲である。

ヨリマサノムスメ〔頼政の女〕 源三位頼政に美しい女があり、家來の翁夫婦に養はれて伊豆に暮してゐたが事情あつて死を決し長濱の海岸の大岩の上から海中に身を投じた。其時驅けつけた翁は夢中で海に躍り込み次で老嫗も投身した。漁師は海底を探したが遂に嫗の姿は見當らなかつた。嫗の投身した岩を美女ヶ石、翁の立つた石を翁石、嫗の最後の足を印したのを姥石といひ、三石長く記念されたが、後美女ヶ石は破碎され今は其一片のみ存する。此石に祈願すれば瘡が癒ると傳へられてゐる(伊豆傳説集)。既載の頼政傳説参照。

ラ

ライガウバシラ〔來迎柱〕 佛堂で本尊の位置に近い圓柱、須彌壇の四隅にあるものを云ふ。西鶴の武家義理物語には『柿の夏頭巾を着たる頭、來迎柱の順にちらりと見えけるを』とある(元祿文學辭典)。
ライシ〔萊祀〕 越前今立郡粟田部村の白山神社では、毎年正月十三日に萊祀と稱する神事を執行する。先づ神前に於て神職並に氏子中より二十人を選り、神樂を

奏し天下泰平五穀成就を祈る。萊祀は同村に始めて居を占める者の家より、前一年間齋戒謹慎して此日に大餅花を飾り出し、是を村中引渡して神事を行ひ、神前で社家が御籠を取り神慮を窺ひ來年の當番を定め、其家へ件の餅花を引付け是を村中へ分け贈る。此神事は行事ヶ岳の麓に沿へる村々にはまゝあるが、此村の神事が、最も大規模である。萊祀の木は栗ノ樹で下は土俵で搦め木に載せて挽くのである（越前國名蹟考卷四）。按に、萊祀とは柴祭である。

ライデンセツ 「癩傳説」 癩疾の者甲州御岳の白山に入り、洞穴内にて暮せば治すといふが、窮屈で三年と居る者はない。それでも此病者が今に大勢集つてゐる（裏見寒話卷六）。飛騨益田郡兼政村に枝垂栗がある。此枝葉を伐り取ると必ず癩疾になるとて村民恐れてゐる（飛州志卷二）。因幡八東郡諸鹿村へ天正年中津黒の城主安藤義光が敗戦落延びて來た。里民に食を乞ひ返禮にと白銀の鉤を與ふ。里民之が爲に慾を出し八人して襲撃し、義光七人まで斬棄てたが、残る一人の槍に突かれて死んだ。其怨靈で同村に癩疾が絶えぬ（因幡誌）。筑前夜須郡山家の某家は癩疾が絶えぬが、之は先祖が

高野聖を泊め、之を殺して金を奪つた報みといふ。猶國中に此類が多い（筑前續風土記卷二）。肥後益城郡松野原村に阿蘇家の臣松野原一彌太が住み、大宮司の姫侍女四十名を連れて來り嫁した。一彌太の父之を忌み領知十九ヶ村の民と謀り、一彌太を風呂に入れ熱殺した。其爲に領分の村に癩患が多い（肥後國志卷六）。斯うした類話は全國にある。既載の畸型傳説參照。

ライノトシリバ 「雷の年取場」 信州立科山に雷の年取場と云ふ所がある。方四五町深林皆枯て稻麻竹葦の如くである。這松の色世の外に出たり。中に鳥あり形シヤモに似て黒く白きマダラフがある。足高二尺餘薄黒なり尾甚短く丹頂あり、白山の鶴の圖と云へるものと同じである（四隣譚叢卷二）。

ライノキド 「雷の井戸」 江州石山の南岩間の山に付泰澄が觀世音を安置し堂宇を建てたが、再度雷火に燒かれ三度目に落雷した雷神を、泰澄は法力を以て咒縛し將來は落ちると井戸を掘る事を條件として雷神を赦した。雷の井戸が之である（京都民俗志）。按に、此類話は他にもある。越後の國上山などそれである。
ライビヤウカシラ 「癩病頭」 甲州鹽山に宗林といふ癩

病頭があつたが、宗林は此患者ではない。如何なる故にや鹽山は拔頭和尚が此病氣であつた爲に、今に法要には此病者が群集して食を乞ふ。又甲府の東に山宗ケンとして、代々の癩病頭があつたが、國中の頭ではなかつた（裏見寒話卷六）。按に、癩病頭とは京都にあつた物吉の徒の親方と、同じ者ではなかつたかと考へる。



ライヨケ 「雷除」 東京淺草觀音の四萬六千日に、昔は茶釜を多く商つた。田舎の老婆専ら求めて行つたが、それが三十年來涙びてしまひ、十四五年前より玉蜀黍を賣る事が始まつた。之は雷除である。文政十二年消記（海録卷一）。

駿河安倍郡賤機村淺間惣社の兩野に茅卷餅を供す。神司文を製す。椿の灰汁を用ゐる故に其色黄赤を帯びてゐる。世人以て雷除とする（駿國雜誌卷一五下）。越後北魚沼郡廣瀬郷の者は、笠表に『大通寺龍寶舎』の六字を筆太に書付て被る。其起原は最も古くして雷除の呪文なりと云ふ（越後風俗誌第一輯）。

安藝河田郡北下安木祇園神社祠官、正月七日牛王箸と云ふを出す。村民之を受けて雷を避る符とす（藝藩通志卷四）。

紀伊日高郡和田浦御崎神社の攝社に雷明神社と云ふがある。雷除の神と稱し雷除の守符を出す。古へは神田七段ありしと云ふ。境内に遠雅多萬の大木あり高さ五丈餘なり（紀伊續風土記卷六四）。

讚岐綾歌郡加茂村の加茂神社の社前に雷塚がある。但傳に昔落雷ありしを祭神拉へて之を裂きしより、此村に雷害なく此社より雷符を出す。雷塚は之を埋めた所である（全讀史卷五）。

ライヨケフドウ 「雷除不動」 東京市葛飾區東字喜田字雷組に雷除不動がある。後柏原院の朝に同村に鈴木氏と云ふあり一劍を藏す。偶々老僧來り此劍を安置し傍に不動尊を祀り眞藏院と稱した。永祿の頃震雷烈風あり、佛殿鳴動し寶劍箱より躍出し、庭には血が流れた。是寶劍の惡魔を降伏せしならんとて邑を雷と云ひ雷除不動と稱す。今に此處に落雷なしといふ（新編武藏風土記稿卷一〇）。

ラウニン 「浪人」 日光の寺院は現今でも山内に十五ヶ

寺ほどあるが、江戸期には百二十幾つかあつた。永正五年に連歌師宗長が登山した時は、瀧尾から見渡して谷々に五百餘坊あつたと云ふ。宇都宮氏那須氏等此國の武家の一類が出家をして、日光の寺々に居たことは記録にも載つてゐる。其他は戦に負けた浪人者の、遁げ込んだのが多い事と思ふ。足利持氏の遺子の春王安王なども、一時ではあるが日光に匿まはれてゐた。つまり南都北嶺熊野伊勢なども同じやうな隠れ處で、此類の今道心は高野山の加藤左衛門だけでは無かつたのである。伊勢の御師の先祖を尋ねて見ても浪人者は少く無い(郷土研究四ノ九)。

江戸初期の武斷政策は浪人を簇出させた。寛永の嶋原の亂も慶安の正雪の亂も、餘りにも浪人を作り過ぎた結果である。遊女高尾七代のうち四人まで浪人の娘であり、吉野、薄雲、揚卷などの遊女も、亦同じく浪人の種である。更に傾城屋を營む者に浪人者の多かつたことは、駿府の伊部勘右衛門、元吉原の庄司甚右衛門の外に、大阪の新町を開いた木村又次郎は木村長門守軍成の縁故者と傳へられ、伏見の撞木町を再興した渡邊掃部も其名から推して浪人であつた事が察しられ

る。そして是等は物の本に記された有名な者だけであるが、此外に無名の者で遊女となり傾城屋の亭主となつた武士の娘や浪人は、決して少數ではなかつたと考へられる(寶笑三千年史)。

ラクバイム (落馬を忌む) 筑前濱男町に鎧塚がある。神後の新羅へ赴く折に、鎧を着け給ひし所と傳ふ。今も此所を往來する者は下馬する。若し落馬すれば必ず死ぬとて里民恐る(筑前續風土記卷一九)。按に、乗馬咎めと同系の俗信である。

ラクライセヌムラ (落雷せぬ村) 攝津能勢郡木代村門太夫の第宅に神石あり、圓二尋高五尺石神と崇め祭り常に注連を張り夜燈を置き垢穢を忌む。此莊に於て終に雷火の災なきも石神の徳に因るといふ(攝陽群談卷一七)。

備前林野町には落雷がない。如何な老人でも落雷の覚えがないといふ事である。是は菅原道眞の眞筆が勝田郡の三星城から同町壽林寺に傳はり、今でも同寺では寶物として重寶がられてゐるからだといふ(大正七年六月岡山新報)。



て人畜の被害多きため農民が寺院に集つて雷除の祈禱最中に豪雨と共に天地を動かす音がして境内の巨松が眞二つに裂け、見知らぬ怪物があるのを見て座中の僧日乗が引つ捕へ、よく諫めた所怪物は今後決して此地に落雷せぬと誓つて天に姿を隠してしまつた。爾來此地には落雷がない(汎岡山郷土傳説特輯號)。

阿波板野郡大津村大字大幸には昔から落雷した事が無い、これは一度落雷して太鼓を取られに事があつたからだといふ(日本傳説叢書)。此外にも各地にある。

ランコン (亂婚) 共同婚とも群婚とも云ふが、是が制度として我國に存在したか否かは判然せぬ。たゞ時代により土地により、之に類した習俗のあつた事だけは肯定せねばならぬ。岩代南會津郡檜枝岐村では、舊盆には十六七日頃から祭が續き地芝居などがある。そして之が終ると、亂婚が行はれたといふ(橋浦泰雄氏談)。伊豆七嶋に於ける亂婚の風習は、近年嶋役所

等にて嚴に取締るので減じたが、以前は新嶋に於て最も盛んに行はれ、毎年舊盆の日には、誰彼の男女を問はず亂婚を許し、日中でも不問に附せられた。今も當日になると數組の密會發見さる。利嶋の積鼻禪師など此變態ではあるまいかと云はる(郷土研究一ノ八)。此種の習俗はまだ各地にあつた。

リ

リウキウサウセイキ (琉球創生記) 琉球神道記卷五に「昔此國初末タ人アラザルトキ、天ヨリ男女二人天下リシ。男ヲしねりきゆ、女ヲあまみきゆト云フ。二人舎並テ居ス、此時此嶋尙小ニシテ波ニ漂フナリ。玆ニたしかト云フ木ヲ現ジテ殖テ山ノ躰トス。次ニしきゆト云フ草ヲ殖、又阿檀ト云フ樹ヲ殖テ漸ク國ノ躰トス。二人陰陽和合無ケレドモ居所並ガ故ニ、往來ノ風ヲ縁シテ女胎ム、遂ニ三子ヲ生ズ。一人ハ所々ノ主ノ始ナリ、二人ハ祝ノ始、三人ハ土民ノ始、時ニ國ニ火ナシ龍宮ヨリ是ヲ求メテ國成就シ、人間生長シテ守護神現ジ給フ、きんまもんと稱シ上ル。此神海底ヲ宮トス。

毎月出テ、託アリ、所々ノ拜林ニ遊給フ、持物ハ御萱ナリ、唱ヘハ御唄ナリ云々。

リウキウジンヲマツル 「琉球神を祭る」 河内中河内郡矢田村大字枯木の阿麻美許曾神社(祭神素尊)。栗田寛の考證に、此神は琉球の阿麻美久を祭りしものならんと(明治神社志料卷上)。按に、此説は非である。阿麻美の古語が偶々此地に残つただけの事である。

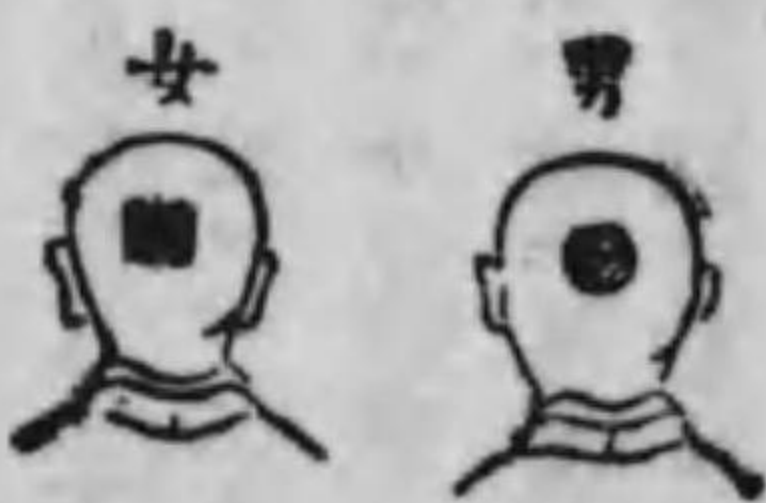
リウキウノイレズミ 「琉球の入墨」 女子九歳から十二歳迄の間に、先づ手甲の中指と環指との第三節に一點の入墨をするのが常で、愈々結婚するとタカホシ、ツガ、ハサミ、ハシなど各種の模様を、左右手甲の各部に入墨する。先嶋地方では入墨の多いのを織物上手の記章としてゐるが、之を要するに琉球の入墨は既婚と未婚とを區別する標章である。近年は殆ど見當らぬ(琉球の研究卷中)。册封使徐葆光の詩に「纖々指細玉抽芽、三五初交點々瑕、培上空憐小垂手、廻風如卷落梅花」とある。

リウキウノエビスジン 「琉球の蛭子神」 那覇親見世前の夷堂は、日秀上人の創建したものである。社傳に蛭子小舟に載せられて碧海に放たれ、流れて龍宮に至り

七八歳で手足剛健となり、龍王より漁舟納税、及び商賈の事を管掌するを許され、鱈魚に乗つて故郷に歸つた。蛭子が市場に祭られるは此縁故である(琉球國舊記卷一)。

リウキウノカミヲキ 「琉球の髪置」

髪置は家々の嘉例であつて或は五歳或は七歳である。七歳以上は髪を剃る事がない、髪を置くに男子は皿に女子は角を立てると云ふ(大嶋筆記卷二)。



リウキウノクワフ 「琉球の寡婦」

同地では男女を通じ若くとも、配偶を失ふと、其居村では最早再婚が出来ず、寡婦で暮さねばならぬ事になつてゐた(山内盛彬氏談)。又同地には子供同士の許嫁婚が多いので、結婚式が済んだばかりで離縁し、終身自家に寡居して機織などに従事して居る女子も、首里良家には珍しくない(琉球の研究卷中)。

リウキウノクワンホドキ 「琉球の願解」 正月の初めに星のオガン(各人の屬命星)に絹の色糸に母が節を結んでつけ、赤紙に包み藏ひ置きて十二月に願解きとて

節を解くのである(伊波普猷氏談)。

リウキウノケツハツ 「琉球の結髪」 琉球では男子も惣髪を結てゐたが、是は舜天王の右の髪の上に瘤があり恰も角のやうであつたので、それを隠す爲に常に結髪したのを國人が眞似たのである(中山世譜卷三)。

リウキウノコンイン 「琉球の婚姻」 婚姻の事をネービチ(根引)と云ひ、配偶は概ね村内で擇ぶが、四五歳の頃から父母同士で許嫁し、十八九歳で結婚するものもある。男女の年齢は一ツ違ひか同年を通常として、五ツも年上の夫を持つと異例として嘲ける。中流以下にあつては花嫁が一人きりで、風呂敷包を頭に載せ跣足で駆けて往く手輕るなものもある。昔は新郎を竹馬に乗せ破傘をさし、鉦太鼓で嘲弄する事が行はれたが今は無い(琉球の研究卷中)。

リウキウノサウゾクハフ 「琉球の相續法」 琉球では一般に、父の不動産は其子に、祖父の動産は其孫に、相續させる事になつてゐる。それ故に子が放蕩しても動産には手がつかぬを常とする(伊波普猷氏談)。

リウキウノシユツサン 「琉球の出産」 産婦は産後に火を以て身を炙り、汗を出すこと數日で平復するとて今

も行はれてゐる。昔は産後に婦人自ら河流又は海濱に降りて身滌したが、其名残で今も産後三日目にカワオリ祝をする(琉球の研究卷中)。按に、同地で産室に蟹を這はせるのは、古くから今に行はれる習俗である。

リウキウノセイ 「琉球の姓」 昔は琉球の姓は必ずしも姓では無かつた。蔡温の如きも初めは志多伯、次に神谷を領して神谷と稱し、次に末吉(地名)親方となつて末吉と稱し、更に具志頭とも稱した。要するに其領地名を姓とするを例とした。故に同姓でも異人が多い。明治十二年の現領の地名を姓とすることに治定した(伊波普猷氏談)。

リウキウノスギジン 「琉球の水神」 オウチキウは水伯であつて、フウナキウとも云ふ。其形は身の高さ一丈許り、白髪で毛を亂してゐる。眼大きく光り電の如く身に黄衣を着け足に沓を穿つ。寧丸至て大きく禪を以て包み結んで首にかくる。常に水面に出て遊ぶ、見る人は幸福を得る(琉球眞傳)。

リウキウノナキランナ 「琉球の泣女」 死者があると家族一同が聲を擧げて泣き、親戚の者も交替で泣きに往つて弔意を表する。葬儀の折にも家族親戚の婦女たち

は白衣を頭から被り、附添女の肩にもたれて、高聲に泣きながらついて往く。其聲數丁に聞え如何にも悲愴である(琉球の研究卷中)。

リウキウノハチマキ (琉球の鉢巻) 琉球人はクバ笠、鉢巻をしてゐる。鉢巻は六尺位の絹布(マンサージと云ふ)、多くは縮緬で木綿(サージと云ふ)でもする。昔の『八巻冠』はマンサージをグル／＼巻き横に挟んだもので、一種のタバーである。薩摩の棒踊に黒のタバーをするは南嶋諸方の風俗である(伊波普猷氏談)。

リウキウノハブツカヒ (琉球の飯匙蛇遺ひ) 琉球の妖術にハブ遺といふものが三軒ある。ハブを多く養つて一年に一度豪家に赴き、銀子三百目並に米百俵など無心をかけ、應じない時はハブをして家人を噛せるので恐れて皆其無心に随ふといふ。但し一年一度財を得れば満足してゐる。此家は昔からあつて國王と雖も除き難く、人外として置いたものである。近來は太平が打續き之を恐れる者がないので、三家とも渡世に困り、家傳のハブ噛の薬を賣つて渡世する(中陵漫録卷九)。

リウキウノミコ (琉球の巫女) 僧俗中の琉球神道記卷五に『託女三十三人ハ皆以王家也。妃(王ノ妻)モ其

一ツナリ。聞補君ヲ長トス、都テ君ト稱ス。此外夷中邊土ノ託女ハ數モ定リナシ、家ヲモ起テズ。きんまもんニ陰陽ノ二神アリ、天ヨリ下リ給フ。きらいかないのきんまもんと稱ス、海ヨリ上リ給フヲをほつかくらのきんまもんと稱ス。都て辨才天ナリ。古今ノ事神託ニ明カナリ。若シ神慮噴リ給フトキハ、諸人腕折爪折シテ之ヲ拜シ慰メ上ル。國ノ風トシテ岳々浦々ノ大石大樹昔神ニ崇メ上ル』とある。琉球には方言ノロクモイとヨタ(ユタとも云ふ)と稱する巫女が居る。前者のノロクモイは神職であつて、恰も他府縣の巫女の如くである。そして此神職に居る者は、皆一村に崇敬される、家柄の女であつて、其教務に任ずれば夫を有せず密に夫あるも之を公にせぬ。主なる神職には官給あり、門閥と云ひ官給といひ、一村内を服従せしむるに足る。後者のヨタは豫言者で愚民を惑はす卑賤の者で、舊王朝中屢々令を發して禁じた事がある。そして之は神職では無い(人類學雜誌一一〇號)。按に、琉球の巫女制度は、古代の神權政治と交渉する所が深厚で、簡單に之を説明する事が出来ぬ。伊波普猷氏の古琉球の政治、佐喜間與英氏の女人政治考、折口信夫氏の琉球の神

道等を参照されたい。

リウキウノメイメイハフ (琉球の命名法) 小供が生れて一七日目に、官人の家は學士に名を付て貰ふ。其名は唐へ通ずる名と、そして名乗とである。名乗は凡そ日本の通りである。其兩名を書し奉行職へ達す。幼名は家々の本宗の嘉例の名、外姓の嘉例の名を二つほど書き、龜の神へ御酒など供へ、名を書いておいて圖に引て定める通例である(大嶋筆記卷二)。

リウキウフジンノカツキ (琉球婦人の被衣) 寛保二年十一月に、琉球王應寺社座から那覇横目へ令達の一節に『市へ出候女共、銀之簪差、衣裳共結構に仕出候方も有之、見分不宜笑止千萬に候、往古者士之子共市立不仕候而不叶砌は、衣をかぶり罷出候處、頃日猥に罷成女姓恥辱を不顧、自由ケ間敷體不宜候間、跡々の様に衣をかぶり可罷出候、若違犯之者於有之者、科錢三拾貫文可申付事』云々とある(親見世舊記)。

リウザン (流産) 傷胎觸穢と云ふ事は日本紀略にも見えてゐる。朱雀院傷胎觸穢、及内裏爲三十日穢とある。今の流産の事か(一話一言卷四)。

リエンジヤウ (離縁狀) 武藏國豊嶋郡では、離縁狀は

リウキウノメイメイハフーリコンセイド

必ず受取るものとして居る。夫婦は和合するも舅姑のために離別される事がある。甲斐國山梨郡では離縁狀は、即時婦家へ媒介人を以て送るのを例としてゐる。文面に定則がない。同國都留郡では離縁狀は三行半に書して、其夫より直に其婦を附する事もある。信州埴科郡では離縁して其上何方へ嫁しても構はない旨の書面を、離縁狀と云ふのである。羽前置賜郡では離縁の時必ず離縁狀を與へるのを定規としてゐる。此狀がない時は婦が何年里方へ歸つて居ても、夫婦の縁は切れないものとする。又離縁狀は夫より妻宛で渡して、之を『手間狀』と云ふ(以上、民事慣例類集)。

リエンジヨウノカキカタ (離縁狀の書方) 離縁狀は妻でも養子でも文段同意である。随分短く書てよい。三行半と云つたも短くの譬である。屹度三行半に書くものとは限らぬ。元來上方(貴族)にはないもの故定法もない(農家重寶記)。

リコンセイド (離婚制度) 羽前最上郡では、昔は寛保三年十一月の令達により、夫が承知せずとも婦が其家を出て百日を過ぎると、庄屋役人へ斷り他へ再醮することを許されてゐる(同郡史)。肥後國飽田郡では、

夫婦居を異にして凡そ三年以上になると、親類媒介人協議してから、夫の諾不諾に關しない、離別して再嫁せしめる慣習である。肥前佐賀郡では夫が失踪して音信を通じないで、養育をなさないものが三年を過れば其嫁は再嫁しても妨げないのを例とする（民事慣例類集）。

リス（栗鼠） 紀州由良邊では、栗鼠は強いもので犬も困ると云ふ。又西牟婁郡では栗鼠は魔物で、一疋殺すと其邊り栗鼠だらけに現はれると。松屋筆記九五、高忠聞書上に射まじき鳥獸のうち栗鼠がある。其故は聖武天皇鐵城を破り開けたるに由るとある。此故事は判然せぬが兎に角昔から殺すを憚つた獸のうちに、栗鼠のあつた事だけは明白だ（郷土研究一ノ一二）。

リヤクダツコン（掠奪婚） 嫁盗みとも云ひ古く弘く行はれてゐたが、大體に於て四國九州に多く關東東北に尠く、近畿は其中頃と云へるのである。そして此婚姻制度には、（一）嫁となるべき相手方には全く知らさず突然奪ひ去るもので最も古俗を傳へしものと、（二）男女の間には諒解があるも、父兄の承諾なきより行ふものと、（三）双方の關係者相談の上、結婚費用を節約す

る爲に、此形式を執るものとの別がある。茲には此三者の各一つだけを載せる。

淡路由良町では、中流以下の獨身の男子があると、友



達が相談して、誰彼の家の娘は女房に似合だと議が一決すると、それより娘を奪ひ取る工夫をなし日暮頃に其家の附近に隠れてゐて、娘の外出するのを待ち二三人して手とり足どりして獨身者の家に連込み、直ちに娘に鐵漿をつける。若し娘が拒めば若者の一人が鐵漿を囀んで娘の口へ吹込む。之を『汐吹き』と云ふ。斯うすれば娘の諾否にかゝはらず、女房となるべき義務が生ずるのである。そして斯かる亂暴された娘の親は、却つてそれを誇らしく吹聴する程とて、其後の相談は容易に整ふのであるが、今では昔話となつてしまつた（風俗畫報（第七五號）日本婚禮式。

信州木曾の掠奪婚は五大祭杯といふ機會に縁を結び戀

し合ふ男女は豫め手筈を極めて置き、男が友人を頼み女を掠奪して後、女の親に結婚の承諾を求めるのである。此場合親が即座に快諾すれば問題はないが、斷乎として拒絶された時は、第二回第三回と承諾を得る迄別な人を使者として懇願を試み、拒絶と懇願とが根氣よく續けられる間は、女は男の家にて客分の特別待遇を受てゐるが、若し此未解決の間に嚴格な客分扱をしなかつた者は、將來人の後指を覺悟せねばならぬ。此交渉は永きは四五年に亘るのもあつて、其間女の父親の死亡によつて母親の承諾を得、始めて夫婦となるものもある。若し長年に亘り親が結婚を拒絶した場合は親子は義絶して男女は公然と夫婦になる段取をとる。又木曾には女ばかりでなく、婿にせまほしき男を拉し去る風習がある。之は親の命により又は自由意志の發展による場合がある。此場合も矢張り使を立て、男の親に懇願するのである。此習俗は文化進展と共に亡び、今は福嶋町の中老以上のみが、實行の過去を持つてゐるとの事である（都新聞。大正八、九、一九）。

と稱した結婚法が行はれたものである。是はぼおた（奪ふたの意）といふ語から推すも、掠奪婚には違ひないのであるが、父母が反對の時に意志を貫徹する爲めではなく、父母も合意の上で掠奪に任せるのである。其夕方になると娘は化粧して待つてゐると、男の友達が鶴籠を昇いで来て娘をそれへ乗せ、門を出るとぼおた／＼と懸聲しながら男の家に嫁御寮を送りといけるのである。家計不如意で嫁入支度の出来ぬ場合に行ふのである（郷土研究一ノ一〇）。

リユウクウ（龍宮） 武蔵秩父郡國神村大淵の氷雨塚の内部に一坪程の石があり、其石の下は穴は龍宮まで續いてゐると云ふ。昔此近村の者が集り日待してゐると見馴れぬ男が来て響應すると十人の村民を連れて往つた。其家は安麗を極め恰も龍宮のやうであつた。種種馳走した上に土産なりとて人形の如きものを與へ、之を喰ふと二百年の長命を保つと云つた。一同は洞門を潜つたと思ふと此氷雨塚に出た。それ以來此穴は龍宮に通ずると云ふ。然るに一人の男が此十人分の土産を喰ふてしまつたので、其男だけが二千年の長生きをしたと傳へてゐる（郷土研究三ノ一二）。按に、龍宮

に通じてみると云ふ洞穴又は河川は各地に多く存してある。之も其一例である。猶長壽の件は八百比丘尼系の傳説である。

リユウグウカヘリノカミ 「龍宮歸の神」 豊前中津郡杵尾村の龍女大明神の祭神は、神代に龍宮から歸つた神である。それを國造の宇那足尼が祀つたもので、今は國造を相殿にしてゐる（豊前國志卷三ノ上）。

リユウジンヘサタ 「龍神ヘ沙汰」 慶安年間に秋田藩主鑑照院公が、田澤湖に遊び船を出さうとする時、俄に暴風雨が起つたので、家老正田齊が左の如き御條目を認め船に立てると風雨が収まつた。

御條目

爲御意申達候は、此度仙北郡御巡覽被遊候に付、兼而其方へ被預置候湯、御一覽被成置候儀、其方に於ても別して難有可奉存處、風雨をおこし剩へ雷共を呼出し不入御馳走振、甚以御不興之御事に候、若し快晴に致し難きに於ては、六郡の入夫を率ひ我等下知せしめ、早々其方儀可及追放者也

正田 齊

田澤湖龍神殿（時事新報。昭和六、七、三三）

按に、太閤秀吉の狐への立退狀、直江兼續の閻魔への送り狀と同じく、好事家の戯作である。

リユウタツマツリ 「龍立祭」 磐城石城郡草野村大字絹谷の諏訪神社で、七年に一度の龍立祭を執行する。其次第は舞臺を構へ紙張の岩組を造り、中央に高さ四間回り四尺の大柱を建て、此柱を空洞にし雌雄兩龍を置き、口上につれ樂人が奏樂し、柱の下で空銃を放つと硝煙と共に兩龍を昇らせる狀を演ずるのである。豊年祭で日取は一定せぬ（郷土研究一ノ一一）。

リユウテンセツ 「龍傳説」 大和添上郡明治村神殿に龍腹寺と云ふがある。昔大早魃があつて寺僧を頼み雨乞した。龍宮の老龍が現れ雨を降らせ、やがて雨が霽れると、俄に凄まじい物音と共に、龍が三つに切られて死んで下つた。村人は龍の志を悲しみ、屍體を三ヶ所に葬つた。龍頭寺、龍腹寺、龍尾寺と名け菩提を弔ふた。此寺は即ち腹を葬つた場所である（大和の傳説）。金剛山の南麓北山村に大龍がゐた。修験者が龍を退治しようと祈りを始めると龍が現れて修験者に飛びつかうとして、修験者は手に持った珠數を振上げて投げた。龍は天に迷登らうとしたが身が三つに切れて地上に落

ちた。村人は龍の崇りを恐れて、龍の頭の落た所に龍頭寺、胸の落ち所に龍胸寺、尾は龍尾寺と三つの寺を建てた。龍の胴の落た所を胴が段と云ふ。三つの寺の佛像が今でも國寶として北山村東谷の草谷寺に残つてゐる（同上）。按に、此類話は下總にもあり既載した。

リユウトライ 「龍と雷」 讃岐國萬能池に棲む龍が、陽に當らうとて小蛇となつて堤に蟠つてゐる所を、近江比良山の天狗が鶏と化して爪み攫ひ岩洞の中に置いた。更に比叡山の僧が様に出て小用を足し、手を洗はうと水瓶を持つた所を同じ天狗に攫はれ、かの龍と同じ洞に入れられた。然るに僧の持つて來た水瓶の底に一滴の水があつたにより、龍は忽ち小童の形とかはり、僧をひきゐて洞を蹴破り出るや雷電霹靂した。後に龍は天狗を殺して仇を返した（今昔物語）。按に、龍雷一體の古い傳説である。

リユウヲフウス 「龍を封す」 堺市大寺境内行基の井戸に一匹の大蛇が住み、年に一度昇天し、其時は戸障子屋根が嵐の爲に破損を受けるので皆恐れてゐたが、或夜此龍が井戸を抜出て附近の人家を荒した事があつ

た。そこで人々の頼みにより和尚は直に門の天井に三匹の龍の繪を畫き之に封じの祈願をし、猶井戸の周圍へ社を建て、井戸をその中へ入れ、白髯明神を祭つて龍の昇天を禁じた。それ以後龍は再び昇天せぬ（傳説の堺）。

ル

リヨカウノマチナヒ 「旅行の厭勝」 長岡市邊では、朝に旅立すれば午過ぎるまで跡を掃かない。若し近い所に河があつてそれを越えれば掃く事を許す（越後長岡領風俗問狀答）。筑前宗像郡では旅行するとき、荒神様を戴いて往くと無事だと云ひ、皆出發する際にさうする。之は荒神様が綱をつけて引いてゐるのだと云ふてゐる（人類學雜誌一五〇號）。

ルタクテンセツ

「流滴傳説」 伊豫北條町の安居嶋の姫坂神社の祭神である姫は、京家の人でウツロ舟に乗せられ本嶋に漂着したのを、菊間の網屋の黨類の手に殺害され、所持の金品を奪取されたものであるといふ（温泉郡誌）。

ルニクヤウ 「流人供養」 平家物語の花萩大納言父子の話は、或は武家時代の冊子類にでもあつたのでは無からうか。丸々の新作とは思はれぬ節がある。古くは橋逸勢女の哀れな話などを最初として、流人の子が親を慕ひ其臨終に逢ふ能はずして後に供養をしたと云ふ物語は、色々と形を換へて後代まで行はれてゐたのである(郷土研究三ノ一)。

ルニクノイへ 「流人の家」 豊岐には今では流人の家は残つてゐぬ。併し彼等が相當の家屋を構へたことは、幕末頃の觸書の一節に『流人の者ども(中略)己々の富有に誇り、住所等華美にしつらひ仰々敷普請を営み候儀、たとひ身元は武家たりとも、當時罪人の有様を顧みず上を輕じ候致し方、不届至極に候』云々とあるので、中には立派な住宅に起臥し派手な生活を営んだ者もあつたことが知れる(嶋。昭和九年前期號)。

ルニクノセイクワツ 「流人の生活」 伊豆の三宅嶋には江戸時代は流人が中々多く、一村に六十人、三宅五ヶ村で三百人ほど絶えず居た。流人の生活は百姓の手傳したり、綱引の手傳をしたりして、僅な報酬を得て暮してゐた。彼等を取扱つてゐた者は村役である



から分けてくれるだけを食べてゐた。流人の取締は頗る嚴重で、殊に入釜しかつたのは嶋抜けであつた。それ故に下手に日和の事などを聞かうものなら、すぐに御用と縛られて、いきなり打ッ倒し息を詰て殺してしまひ、四斗樽へ入れて無縁墓へ送り、役所へは持病の藉で死んだ位に届けるのである。流人は自分で働いて家を建てるのであるが、好きと好きで水汲みと云つて、嶋の女と一緒にゐる者もあつた(嶋。昭和九年前期號)

ルリ 「瑠璃」 我國ではガラスの事を古く瑠璃と云つた令集解職員令の大藏省典鑄司の條に『瑠璃、火齊珠也』とある。そして火齊珠は即ち陽燧で、之を以て火を取つたのである。猶之に關しては續南方隨筆の『火齊珠に就て』が詳細を盡してゐる。

ルリボウイケ 「瑠璃寶池」 讃岐の屋嶋寺の本堂の東にある。一に血の池とも云ふてゐる。源平合戦のとき兵戈の血を洗つた所で、水が血の色をしてゐるので斯く名づけた(讃州府志卷五)。



レイウ 「靈鳥」 紀州名草郡谷村に春日明神社があるが此社に昔から二羽の靈鳥があつて、御供を與へると必ず來て食する。他の鳥は近よる事がない。今に毎月晦日には御供を神に獻じ又此鳥に與へる。若し國家及氏子に凶事があれば、靈鳥は來ないと云ふ。又神に祈願するものが靈鳥に御供を與へる時、應驗があれば拾つて食すが、食さなければ應驗は無いといふ(紀伊續風土記卷一〇)。

レイコンヲオイダス 「靈魂を追出」 薩南の奄美大嶋では、死人があると三日目にマブリワシと稱して、早く出てくれとの心持から、靈魂追出しの祭りを行ふ。それは巫女が佛壇の前で祈禱し、雜儀に用ゐる大豆とトベラと云ふ木の葉を焚き、死者の居た部屋の四隅には

子供が一人づつ立ち、其處へ件の火を以て部屋中を掻き廻したたき廻る。其とき家内中で大笑ひする。部屋から段々追出して更に門から外へ追出してから、後向にトベラの枝を投棄するのである(民族二ノ六)。

レイジャウ 「靈場」 越中山國見坂に二道があり、右は姥ヶ懐、左は市谷道である。若狭の老尼が女人堂を建てようとして、こゝまで來たが持參の材木が一夜で悉く石と化し、其身も額に角が生じて石となつた。姥ヶ石といふ。其角は今に寶物である。又市谷へ行くと畜生原がある。傳に昔奥州板割坂藤義丞といふ者が登山し、此處で頻りに眠くなつて睡眠した處が、化して馬となり且つ角を生じた。又森尻の智明坊は天狗となり、其角及び爪は寶物として今に存する(越中舊事記卷一)。

夏野獵殺者、伊藤與野、毎年撰鹿構射手云々とある。按に、鞍は座のかり字で、獵鞍とは獵場の意、其獵場は則ち神名の加理波で、地名を以て稱へたのであるらう(豆州式社考案)。

レンヂヤクヤク (連雀役) 静岡吳服町の友野氏は、永祿四年中、武田氏から連雀役御代官を命ぜられ、役錢の取立方をなした(駿河志料卷三六)。總て戰國に課役の箇條が多いと思はれる。信州岩村田町にも商人の往來、連尺頭などいふ事がある(四郡譚叢卷一)。武州多摩郡連雀村村名の起りは明曆三年江戸回祿の時、神田連雀町も共に火にあつたので其處は上げ地となり、住する町人へ替地として賜り、萬治二年に土着して此村名を負ふに至つた(武蔵風土記稿卷一二五)。

ロ

ロウソク (六足) 大きな猪をロウソクと云ふのは大和だけで無く、又皮靴の六足分が取れる位の猪といふ意味だといふのも事實らしい。攝津能勢の天王部落にも、猪の大きをはかるに三ぞく五ぞく等の名があり、何れ

もキノグツ(猪皮靴)の取れる數だと云つて居る。仙臺地方でも野猪の大きを云ふのに、七足切六足切等の名があつた。一頭の野猪から、猪皮靴何足分出るといふ心だつたといふ(山村語彙續篇)。

ロククワツツシヤウクワツ (六月正月) 昔源義家が奥州陣の時に、常陸久慈郡眞弓山の神祠に參籠し、祈願した事により、そこを陣ヶ峯と云ふ。此峯で義家は六月朔日を元日とし越年の祝をしたが、其時山内に雪が降り、義家の座した所が石となり、今に膝懸石と稱する寒水石がある(新編常陸國誌卷六)。

安永七年四月比に流言があつた。それは若狭の村人が山に入り異僧に遇ふと、其僧の云ふに今年は六七月頃に疫病が流行して、天下の民人が多數死ぬ。此災厄を避けんには歳を轉じなければならぬが、五月晦を以て除夜となし六月朔を以て元且とし賀儀を行へばよいと誨へたと云ふ。諸國に此説を用ふる者があり、江戸の士庶も多くは流言を信じ、五月晦に除夜の如く追儺を行ひ、六月朔に賀を行ふこと元且の如く、坊間の市店は商業を休み、戸を閉ぢ簾を掛けるなど、近來の一怪事であつた(あふひずくり卷上)。

ロククワツトウシ (六月と牛) 長門厚狭郡では六月晦日を名越と稱し、牛を川邊に連れ行き洗つて來る。總じて端午と名越には牛を遣はぬ。又六月の七日十五日も遣はぬ。其譯は祇園會の御車牛と率合せて遣ふと牛が死ぬと云ふ爲である(同國風土記卷二)。

ロクゴゼンシヤ (六御前社) 對馬千尋藻に鎮座する。祭神は彦火々出見尊であるが、社傳にはウガヤフキア(ヘズ)の尊の御養育に仕へた乳母、湯母、飯嚼、湯座、穩婆、御守の六女神の社とある(對馬嶋誌)。

ロクシヤジン (六社神) 丹後竹野郡下宇川村上野の六社明神は、古く宇川下組八ヶ村の氏神であつた。社記に元は四社明神と稱し四柱の神を祭つてゐたが、或年の洪水に二社の神體が流れて來たのを、社司が拾ひあげて六社としたとある(同郡誌)。

ロクシヨゴンゲンセキ (六所權現石) 近江蒲生郡中庄村の長命寺(合宗)は、聖德太子の開基であつて、西國三十一番の札所として知られた名刹である。本尊の聖觀世音は同太子の御作と傳ふ。境内本堂の上の方に六所權現石がある。昔同寺が火災にかゝつたとき、本尊が此石に飛び移つたと云ふ(同國輿地志略卷五五)。

ロククワツトウシーロクチソウ

ロクシヨジン (六所神) 遠州小笠郡垂木村の六所明神。

二ノ谷の山にあり雨櫻天王の脇宮と稱し、祠頭に永正十一年八月鑄造の洪鐘がある。此社の創建時代は不詳であるが、此村の金谷の古洞から古刀明器の類を掘出す事があるので、古へ此邊に住せし郡司などの墳墓であつて、六所神は其祖神を祭つたものと考へられる(掛川志稿卷五)。

ロクチソウ (六地藏) 京都の附近に六地藏とて有名な地藏が六體ある。源平盛衰記によると西光法師は七道辻に七體の地藏菩薩を造り、卒塔婆の上に道場を構へて、大悲の尊像を据え、廻地藏といつて七箇所作つた。四宮河原、木幡、造道、西七條、蓮臺野、美登呂池、西坂本であると。これには異説があつて、小野篁一説には信西入道が六體の地藏堂を伏見淨妙寺に建立した。これが今の六地藏である。然るに平清盛は之を洛外六所に分置した。即ち御泥池、山科、伏見、鳥羽、桂、太秦である。西光法師が之を七月二十四日に供養したので二十四日は地藏祭の日となつた。例年二十三日夜から人々この六地藏を巡拜する。又昔は道祖神の如く町内に地藏を祭つたもので、此日町内の兒童は地